

# 大阪市社会福祉研究

第 47 号 2024. 12

## 〔巻頭言〕

今日の社会と地域福祉の役割

—ふだんの取組みは災害時にも生きる— ..... 永岡正己 (1)

## 〔論文及び実践報告〕

支援と規律

～生活保護ケースワーク試論～ ..... 松藤栄治 (3)

大阪市の資料からみる釜ヶ崎の日雇い労働者らの生活実態と自立のための貯蓄施策

—あいりん銀行の位置づけと役割を念頭に置きつつ— ..... 北野さをり (17)

西成区の地域福祉推進におけるボッチャの活用について

..... 橋口風伍 (33)

生活困窮者自立支援制度の支援会議の実態と参加者にとっての意義

—大阪市西淀川区における会議参加者アンケートの質的分析— ..... 大里祥 (41)  
末長秀教/北川好美

地域共生社会にむけた多職種・多機関協働の展望と課題

～大阪市における総合的な相談支援体制の充実事業の取り組み～ ..... 塩川悠 (53)

簡易宿泊施設型のシェアハウスが持つ単身高齢者が抱える課題解決への可能性

～あいりん地区における実践を通して～ ..... 田畑海人 (59)

在宅認知症高齢者への通所介護利用から継続できる支援と安心できる施設入居に向けた取り組み

—環境支援指針 PEAP 日本版 3 を通じた実践— ..... 亀井章 (67)

個別療育という「価値」について

～作業療法、自律神経系、情緒への支援という視点からの考察～ ..... 柳下雄大 (81)

児童相談所での心理診断におけるソンディ・テストの活用

—知的発達遅れとの関連の検討— ..... 三浦史進 (93)

救護施設における心理アセスメントの取り組み

..... 豊田祥平 (105)

試論：大都市に生活する幼少期の子どもたちのいなか暮らし推奨論（疎開論） ..... 倉光愼二 (117)

## 〔報告〕

2024 大阪市・シカゴ市社会事業従事者研修・交流プログラム

(シカゴ姉妹都市 ソーシャルサービスカンファレンス国際会議 2024) ..... 徳村優 (125)  
矢野裕介/古元敏生/小林大悟  
北野智傑/西田和人

## 〔資料〕

募集要領・編集委員会設置要項・投稿規定・執筆要領 ..... (137)

同心会社会福祉研究奨励賞選考一覧 ..... (143)

同心会について ..... (148)

大阪市社会福祉研修・情報センター

〔運営主体：社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会〕



# 今日の社会と地域福祉の役割

## — ふだんの取組みは災害時にも生きる —

大阪市社会福祉協議会

会 長 永 岡 正 己

今日、内外ともに政治・経済の不安な状況があります。パンデミック後も、物価高騰の長期化、雇用や居住条件の悪化などの影響も受け、生活困窮や社会的孤立、虐待、ひきこもりなど多様な生活問題が広がり、生きづらさを抱える人びとが増えています。さらに、SNSを通じたつながりの危うさを実感する深刻な問題も起こっています。こうした中で、従来の制度や社会資源では対応の難しい複合的な課題に直面する個人や家族に対して、包括的な支援の必要性が明らかとなり、それに対応して国は重層的支援体制整備事業を創設し、大阪市でもその実施に向けた検討が進められています。

こうした動向を振り返ると、生活と福祉状況の変化に対応して既存の制度がどのように整備・改革されてきたかも問われます。自立支援に含まれる自己責任の思想、権利擁護の狭さ、地域福祉体系のあり方など、生活権と社会保障としての根本的な方向性が重要となります。社会福祉はいのちと暮らしを守り、人間の尊厳を守るものであり、そのような社会を創り出す働きです。

今、子ども・子育て、障がい、疾病、高齢、認知症ケアなど、ライフステージに対応した社会保障の権利性と質、そして「地域共生社会」の実現可能な推進が根源的に求められています。人々の困難の複合化状況の背景を丁寧に検証し、迅速かつ適切に支援につなぐ必要があります。今年も重要な理念や対策を定めた法制度が進められていますが、根幹となる政策・制度・社会資源を充実させ、「包括支援」、「重層的支援」のもつ本質的な役割を実現するためには、支援を展開するための協働作業とともに、基盤整備、財源の確立や専門職の充実等が不可欠であり、そのためのアクションも求められます。過去の歴史に学びつつ、社会福祉・地域福祉の方向性を確認することが大切だと思います。

現在の状況をふまえて、本会では「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティ」をつくることを目指し、令和6~8年度を期間とする第3期大阪市地域福祉活動推進計画を2024（令和6）年3月に策定しました。計画では、つながりをつくる「地域づくり」、暮らしを支える「相談支援」を基本目標とし、これらが重なる部分に「参加支援」を位置

づけています。「参加支援」は、生活主体として、地域での社会参加を実現し、地域に居場所をもって自分らしく地域とつながることが大切であり、インクルージョンの実現が基本となります。私たちは、住民主体、当事者主権と専門性の視点をもちつつ、身近な地域の中で、多様な主体による地域福祉活動を推進・支援し、各区社会福祉協議会と連携し、計画にもとづいて具体的な実践を積み重ねたいと考えています。

福祉による地域づくりにおいて、災害への対応は欠かせない視点です。2024（令和6）年1月に発生した能登半島地震では、今も避難所で生活を余儀なくされている方々もおられます。本会では、発災直後には街頭募金活動を実施し、市民の思いを共同基金会を通じてお届けし、また、石川県の志賀町・七尾市の災害ボランティアセンター運営支援のため、1月下旬から6月末まで職員を派遣し、9月上旬には輪島市へのボランティアバスの運行などの支援活動を行いました。9月には、珠洲市、輪島市はじめ豪雨による土砂災害や家屋の浸水が続き、復旧途上の人々の生活にさらなる打撃があり、胸が痛む思いです。生活の回復と公的支援の拡充、住民の視点に立った継続的な支援の広がりを願っています。

大阪でも8月には南海トラフ臨時地震情報が発表され、大規模災害への備えを着実に進めていく必要があります。災害発生時には、公助による迅速な救援とともに、住民の活動が重要となりますが、その基礎となるのは日常の支え合いの関係性であり、それはふだんの暮らしの中で築かれるものです。また復旧・生活再建には、基本的な地域資源と生活権保障の基盤が不可欠であり、公的支援、公私の専門的支援のネットワーク、地域における見守り、支え合う地域づくりの組み合わせが鍵となります。そして、ふだんの取り組みの経験が、発災時に生かされます。本会では、地域福祉活動と災害への備えを一体的に進め、社会福祉協議会だからこそできる災害に強い地域づくりを目指しています。

誰もが住み慣れた地域で暮らすためには、一人ひとりの困りごとや生活の難しさを「私たちの問題」、「社会の問題」と捉え、多様な主体が参画し、連携した活動を持続的に展開していくことが必要です。個別支援とともに、人権、自治、福祉の視点から地域づくりを進めることも欠かせません。

公共性と民間の自主性を合わせもち地域福祉を推進する中核的な団体として、本会および各区社会福祉協議会が果たすべき役割の重要性を思います。地域住民／市民、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などの関係機関・団体と手を携え、行政と連携しながら、「一人ひとりの人権が尊重される、やさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」を進め、広く市民に信頼される“社協”を目指してまいります。本誌がそのような実践と研究をつなぐ場としてさらに発展することを願っています。

〔研究論文〕

## 支援と規律 ～生活保護ケースワーク試論～

松 藤 栄 治

### サマリー

生活保護における「ケースワーク」は、法令等に定めがなく、何をどこまで行うことなのか不確かな状態にある。これまでに提起されてきた主要なケースワークの考え方を見てみると、経済給付とは別の相談援助サービスと考えるものや、経済給付に即した対人実践と見なすものなど、様々なケースワーク理解のあることがわかった。また、業務実践の実態から、被保護者に対して規律的に関わることが、現業員業務の本態であることを確認した。現業員が社会福祉援助を実践することには構造的な限界があることから、福祉性を限定的に捉えた業務モデルが妥当なものとする。

### キーワード

生活保護、ケースワーク、自立助長、公的扶助、社会福祉援助、多機関連携

### 目次

- 1 はじめに
  - 生活保護ケースワークの不確かな存在
- 2 生活保護ケースワークの諸モデル
  - 生活保護における福祉性の所在
- 3 現業員業務の本態
  - 支援と規律の間
- 4 試論モデルの粗描
  - 生活保護における福祉性の再定位
- 5 おわりに

### 1 はじめに

#### — 生活保護ケースワークの不確かな存在

生活保護は、経済的に困窮した者に対して最低限度の生活の保障と自立の助長を図る制度であり、その目的を達成するために、「保護費の支給」とともに「ケースワーク」というものが行われている、というのが本制度に対する一般的な理解であろう。しかし、この「ケースワーク」については、それが何をどこまで行うことなのか、必ずしも明確ではない。

筆者は保護の実施機関（いわゆる福祉事務所。以下「実施機関」という）の担当課長の職にあり、実施機関の管理者として、職員による生活保護業務の水準を向上させることが、任務の1つとなっている。そこで、現業員（いわゆるケースワーカー）が日々取り組んでいる（とされている）ケースワークについて色々と調べてみたところ、そもそも「ケースワーク」として名指されているものが何なのか、はっきり定まっていないということがわかってきた。様々な論者がケースワークを論じているものの、万人が認める共通の概念規定は存在しないのである。

このような事態が生じている根本的な原因は、生活保護法（以下「法」）の条文の中に、ケースワークに関する規定がないことにある。この点について、厚生省保護課長として立法に携わった小山進次郎は次のように述べている。

この法律（引用注：現行の生活保護法）が社会保障法としての建前を採っていることと、もう一つは法律技術上の制約によりケースワーク

を法律で規定することが至難であることのために、この法律の上では金銭給付と現物給付だけが法律上の保護として現れている。従って、現実には保護として行われ、且つ、被保護者の自立指導の上に重要な役割を演じているケースワークの多くが法律上では行政機関によって行われる単なる事実行為として取り扱われ法律上何等の意義も与えられていない。これはともすれば生活保護において第一義的なものは金銭給付や現物給付のような物質的扶助であるとの考を生じさせ勝ちであるけれども、ケースワークを必要とする対象に限り、このように考えることは誤りだと言わなければならない。<sup>(1)</sup> (傍点は引用者)

被保護者に対する「保護」には、各種の扶助に加えて（必要な人には）ケースワークが含まれていると考えていたが、主に立法技術上の問題で条文の中に規定することができなかった、という経緯のようである。その後も国は、生活保護業務のうちケースワークの部分に関しては、関係法令及び通知等（以下「実施要領」）において規定していない。

そして、地方分権一括法に伴う事務権限の整理において、生活保護の相談援助部分は自治事務に位置付けられたことに伴い、ケースワークについて考えるのは自治体の役割になったようである。しかし、後述する自立支援プログラムに関するものを除き、各自治体において相談援助業務に関して何かを定めている事例は、ほとんど無いようである<sup>(2)</sup>。そのような状況を踏まえて、国は平成21年に『生活保護における相談対応の手引き』を発出しているが、同書では被保護者との間で現に行われていることが網羅的に「相談対応」として論じられており、ケースワークとして何をどこまで行うべきかを規定したものとは言い難い。

こうして現状、現業員が行う業務のうち、ケースワークの部分については、実定性が希薄な状態となっている。これは例えるなら、介護サービス

事業所において「介護」の概念が曖昧になっているようなものであろう。ケースワークの概念が不確かであるということは、実施機関において、ケースワークの適正な実施を管理することの困難や、その実践の向上に向けて組織的に取り組むことの困難を意味する。

ケースワークが、小山が言うように「生活保護において第一義的なもの」であるならば、実施機関としてこのような状況を放置しておくことはできない。ケースワークとは何なのかについて、実践の土台となるものが必要である。

この小文は、以上のような問題意識の下、生活保護ケースワークに関する主要な考え方と業務実態から、妥当なケースワーク観を得ようとする試みである。保護の実施機関の管理者として、ケースワークをどのような業務実践として理解すべきかについて、私見を述べてみたい。なお、本稿で論じる認識はあくまでも筆者個人のものであり、大阪市の公式的な見解ではない旨、あらかじめお断りしておく。

## 2 生活保護ケースワークの諸モデル

### —— 生活保護における福祉性の所在

生活保護におけるケースワークとは何なのかについては、様々な考え方（モデル）が存在する。本章では、代表的なものを時代順に振り返り、ケースワークがどのように理解されてきたのか、特にQOLの向上やエンパワメント等、被保護者の福祉の向上を図る社会福祉援助としての側面（以下「福祉性」）に関して、どのように考えられてきたのかを確認する。

### 制度創設時に想定されていたケースワーク

はじめに、生活保護制度が創設された時に想定されていたケースワークについて見ておこう。先に引用した小山進次郎の説明によると、被保護者には、①経済給付（各種の扶助）を実施することのみで保護の目的が達せられる者と、②これに加えてケースワークを必要とする者がいて、後者



に対する行政作用をケースワークと位置付けている。

小山に大きな影響を与えたGHQの福祉課長アーヴィン・H・マーカソンは、次のように語っていたという。

ソーシャル・ワーカー達は、こういう人（引用注：勤労の意思がなく、生計の維持に努めない者）を自分は病気で働けないと思ってぶらぶらしたり、又は酒や賭博にふけったり等する様な種類の人々と認めるであろう。こうした人々に対するケースワーク治療の技術は十分発達していないことはわかるが、こういう人達の問題を理解し、この人達を更生させる努力が払われなくてはならない。<sup>(3)</sup>（傍点は引用者）

制度創設時には、生活保護は経済給付と福祉的な対人援助サービス（「ケースワーク治療」）、この2つのものを提供する制度であると考えられていたのだった。

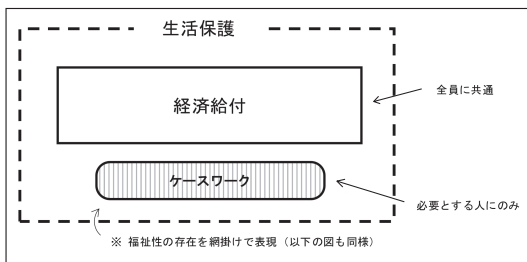


図1 小山モデル

なお、小山はケースワークを「必要とする対象に限り」実施する限定的なものと考えていたが、仲村優一によると<sup>(4)</sup>、制度施行初期の現場では、そのようには考えられていなかったようである。当時の現場では、貧困状態にある者は皆、何らかの問題を抱えており、すべからずケースワークが必要であると（偏見を交えて）考えられていて、ケースワークの名の下に被保護者の生活に指導的に介入していくことが肯定されていた。そこから更に進んで、生活保護においてはケースワークの

方が第一義的なものであり、経済給付の方を“ケースワークを行うための手段”と見なす考え方（仲村はこれを「通俗的ケースワーク」と呼ぶ）も有力であったという。<sup>(5)</sup>

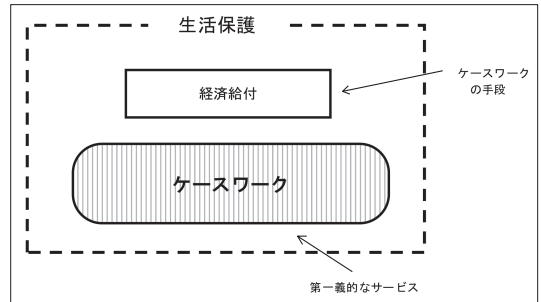


図2 「通俗的ケースワーク」

制度創設時のケースワーク観について考えるにあたり、当時と現在とは「他法他施策」の整備状況が全く異なっている、という点に留意が必要であろう。生活保護法に先立って存在した福祉法は、児童福祉法と身体障害者福祉法のみであったため、高齢者や精神障がい者、知的障がい者等の被保護者が抱える様々な福祉課題の解決は、対応する施策がないことから生活保護（現業員）の役割として期待され、また実際に不十分ながらも対応していたのではないかと推測される。

しかし、経済給付とは別の“福祉サービスとしてのケースワーク”<sup>(6)</sup>は、様々な福祉制度が整備されていく中で、徐々に小さくなっていると考えられる。

例えば、被保護者の半分以上を占める高齢の被保護者を考えた場合、介護等の主たる福祉的ニーズは、介護保険制度等の高齢者施策により対応されている。それゆえ、現状、生活保護が果たしている役割は“生活費（医療費・介護費用を含め）の不足を補い、経済的な安定を図ること”にはほぼ限定される（例外は後述する「高齢者自立支援プログラム」）。

このような構図は、障がいのある被保護者や、児童福祉的な課題を抱える被保護世帯等にも当てはまる。現在は、“福祉サービスとしてのケース

ワーク”の存在する余地が（自立支援プログラムの取り組みを除き）ほとんど無いのではなからうか。

### 「公的扶助ケースワーク」

生活保護を、経済給付と対人援助サービスの二本立ての制度として理解している実施機関の人間は、現在ほぼ皆無であろう。現場では「ケースワーク」の語は、実施要領に基づき行われる扶助の決定や様々な指導・調査など“被保護者に関わること全般”という広い意味で使用されている。

このようなケースワーク観を支持する理論として、昭和30年代に仲村優一が提唱した「公的扶助ケースワーク」の考え方がある。

この両者（引用注：小山モデルと「通俗的ケースワーク」）の誤謬を克服し、現実の公的扶助業務に即した第三の立場が追求されねばならないことになる。それは（中略）ケースワークを公的扶助と機械的に分離して理解しようとするのではなく、公的扶助に即したものとして考えようとするものであり、しかも公的扶助をケースワークの手段とするのではなく、ケースワークを公的扶助の手段とするような方向でなければならない。このようなケースワークを仮に公的扶助ケースワークと名づけておこう。<sup>(7)</sup>（傍点は原文）

「公的扶助ケースワーク」は、ケースワークを公的扶助（経済給付）と一体のもの（その運用部分）として捉える考え方である。「経済的給付を提供する過程そのものの中に、その過程を、対象者の力に信頼して彼本位に生かす工夫なり配慮なりを伴いつつ、扶助が行われなければならない」<sup>(8)</sup>と考えられており、経済給付の運用の中に福祉性が存在する。

ちなみに、この仲村の見解に対しては岸勇による批判がある（「ケースワーク論争」）。岸は、公的扶助に即してケースワークを行うことが、逆に

「保護の引き締め」につながる危険性があることから、経済給付とは切り離すべきと主張している。

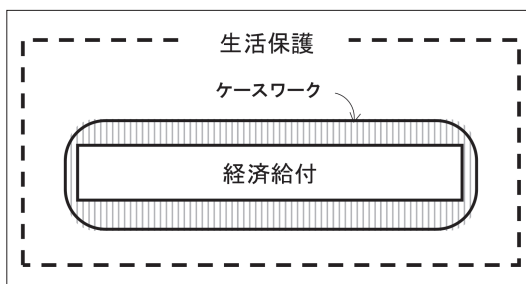


図3 「公的扶助ケースワーク」

公的扶助の運用に福祉性を発揮すべきとする「公的扶助ケースワーク」に対して、それは困難な主張のように筆者には思われる。そう考える理由は2つある。

まず1つは理論的な観点からで、社会福祉援助を実践する際に必要とされる、利用者と支援者が取り結ぶラポール（援助関係）を、被保護者と現業員の間で形成することは難しいのではないかと、という点である。受容や相互理解を基礎とするラポールは、双方に対等な関係性がある初めて可能なものであるが、扶助の決定や保護の停廃止等の権限を持つ現業員は、形式的にはともかく実態としては、被保護者と対等な関係性ではないだろう。両者が構造的な権力関係を克服してラポールを形成することは、非常に困難ではなからうか（この論点は、生活保護における社会福祉援助の存在可能性に対する根本的な懐疑を意味するものであり、「公的扶助…」以外のモデルにも当てはまる）。

もう1つは実務の観点からで、実施要領は非常に細かく判断基準を規定しているため、その運用にあたり福祉性を発揮する裁量の余地がほとんどない、という点である。扶助の決定や収入の認定等を福祉的に運用すべきと考えられているが、それが具体的にどのような実践なのか、イメージし難いというのが正直なところである。



## 自立支援プログラム

平成16年に国の社会保障審議会において「自立」概念が見直され、①就労による「経済的自立」、②地域社会の一員として充実した生活を送る「社会生活自立」、③自分の健康・生活管理などを行う「日常生活自立」、として整理された。それを受けて、平成17年度から「自立支援プログラム」が実施されることとなった。

大阪市では、「稼働年齢層自立支援プログラム」をはじめ「高齢者自立支援」「精神障害者自立支援」「多重債務者支援」「高校就学支援」等、8種のプログラムを実施している。

取り組みの具体的な内容は、例えば「高齢者自立支援プログラム」では「医療・保健」「介護・福祉」「債務整理」「権利擁護」「社会的なつながり」「共同住宅」の6つの個別メニューがあり、プログラム員を中心に、現業員と高齢者世帯訪問調査員がチームとなって、高齢被保護者に対応することとなっている。支援内容には、地域包括支援センター等の機能と重なる側面がある。

自立支援プログラムが導入されたことにより、ケースワーク過程に、①組織的な進捗管理、②自治体毎に新たな実践の導入、③手順や役割分担の明確化、④就労支援員や看護師等の参画による専門性の向上、等の変化がもたらされた。総じて対人実践の充実が図られたといえる。

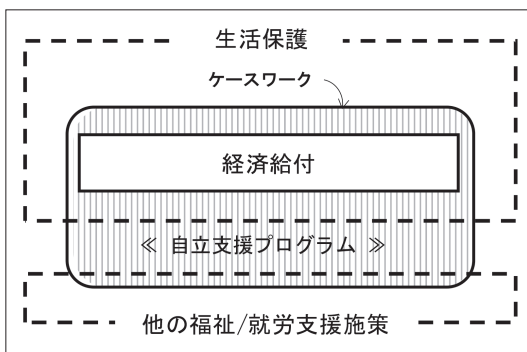


図4 自立支援プログラム

ただし、この充実がケースワークにおける福祉性の向上を意味するか否かについては、留保が必

要である。現状は、下記の観察のように、プログラム導入時に向上が期待されていた福祉性が、逆に薄まっているようにも見受けられる。

本来は被保護者が自らの生活改善と自立を獲得し、ケースワーカーがそれを支援するプロセスであるはずのプログラムが、(引用注：事務量の増加により)個々の生活課題のアセスメントがないまま、働く意欲があるかないか、福祉事務所側が用意されたメニューに乗るか乗らないか、就労支援員の「指導」に従って熱心に求職活動を行うかどうか、という視点から「より分け」を行うだけの「手順書」と化してしまふ。また、個々の被保護世帯には、就労だけではない様々な課題があるはずだが(中略)被保護世帯の生活課題が、進行テーマごとによつ切りにされ、被保護者の生活課題をトータルにとらえていく視点が失われてしまふ。(9)(傍点は引用者)

## 「生活保護ソーシャルワーク」

近年、「生活保護ソーシャルワーク」という概念で、ケースワークが論じられるようになってくる(10)。明確な定義はなく、論者により様々な意味を込めて用いられているが、生活保護全体を“ソーシャルワーク(社会福祉の実践)”として捉える点が共通する。

生活保護の実施過程は(中略)援助者からみれば生活保護の給付過程、利用者からみれば生活保護の受給過程となる。それは同時に、生活保護法における「指導」「指示」や「相談助言」などを前提として、利用者の生活全体を援助していくソーシャルワーク実践の過程でもある。(11)(傍点は引用者)

一見すると「公的扶助ケースワーク」と同じようにも読めるが、「公的扶助…」が生活保護は“社会保障(最低生活の保障)”の制度であると理

解し、経済給付の運用面にのみ福祉性を認める考え方であるのに対し、「生活保護ソーシャルワーク」は、生活保護を“社会保障”かつ“社会福祉（福祉の向上）”の制度であると理解し、両方の実践を一体的に実施しようとする点が異なる<sup>(12)</sup>。また、実施要領に基づかない一般的な意味での社会福祉援助の実践も、被保護者の「社会生活自立」や「日常生活自立」の助長の一環として位置付けている。

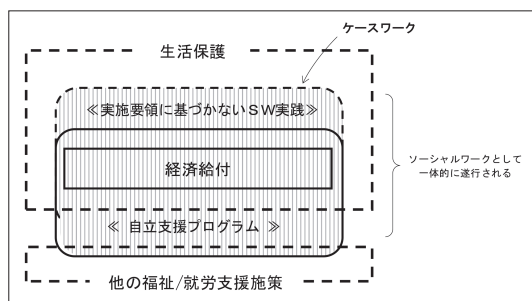


図5 「生活保護ソーシャルワーク」

近年、ケースワークのあるべき姿として、このモデルが有力になってきているようである。このようなケースワーク観の変化をもたらしている要因には様々なものがあるだろうが、その1つに、生活困窮者自立支援制度（以下「生活困窮者支援」）の創設（平成27年度）があるのではないかと筆者は推測する。生活困窮者支援は、困窮者に対する相談支援を柱としており、貧困問題に対するソーシャルワークが制度化されたものといえる。生活困窮者支援が、ケースワークをソーシャルワークとして捉える見方に説得力を与えているのではないだろうか。

しかし、「生活保護ソーシャルワーク」に対しては、生活保護におけるラポール形成の困難という先に述べた論点が、より強く当てはまる。被保護者と現業員は、生活困窮者支援のような契約関係にはないため、ラポールの前提となる対等な関係性を欠いている。生活保護と生活困窮者支援は、単に経済給付が有るか無いかだけでなく、その根本から性質が異なる、似て非なる施策であ

り、同じように考えるのは適切でない。

また、生活困窮者支援の相談支援（「伴走型」と形容される）のような密接な関わりが必要ということであれば、業務量の観点からも現実的な実践モデルではないだろう。

以上、生活保護ケースワークに関する主要な考え方（モデル）の変遷を概観した。現状は、関係者の間でこれらのケースワーク観とその様々なバリエーションが錯綜しており、現業員による対人業務の範囲を「保護費に関することのみ」と割り切る人から「被保護者に関することは何でも」と考える人まで、現場のケースワーク理解に大きな幅を生み出している。

### 3 現業員業務の本態

#### —— 支援と規律の間で

本章では、現業員の対人業務の実態の方から、ケースワークのあり方について考察する。

#### 現業員の業務①（支援的な関わり）

現業員が行う被保護者に対する支援の業務としては、まず生活保護制度の主たるサービス内容である経済給付、具体的には毎月の保護費の支給と医療（介護）券の交付、必要に応じての一時扶助の給付、がある。ただし、本制度の中核部分をなす毎月定例の保護費や医療等の給付については、その多くが業務システムにより機械的・自動的に処理されていることもあり、現業員が自らの手で「被保護者の健康で文化的な生活を守っている」という支援の実感を感じにくいものとなっている。現業員が、経済給付に関して支援者としての手ごたえを感じることができる場面は、新規ケースの保護を開始する時と、被保護者からの相談に応じて一時扶助（定例的ではないもの）の決定を行う時ぐらいであろうか。

経済給付以外の支援的な業務としては、被保護者からの相談に対する助言・情報提供がある。ただし、対応の多くは、その相談内容を扱う窓口を

案内する所までである。現業員が具体の助言等を行うのは、生活保護の基準や運用に関連した相談内容に、ほぼ限定されるだろう。

自立支援プログラムについては、各プログラムに専門職等の担当者が配置されており、現業員の役割は各担当者につなげる部分が主となる。課題を抱えたクライアントを、その課題に応じた社会資源につなげることは社会福祉援助技術の基本であり、これの実施機関内バージョンのようでもあるが、前章で述べたように現状は概して機械的な運用となっており、支援という意識なしに行われている場合が少なくないようだ。

その他の支援的な関わりとしては、例えば、活動意欲が乏しい引きこもりの被保護者に対して、現業員が粘り強く働きかけることで社会参加につながった事例や、現業員が受診に付き添うことで医療機関につながった事例等がある。現業員がどこまで踏み込んで関わっていくのかについては、現業員の個人差が大きいものとなっている。

## 現業員の業務②（規律的な関わり）

現業員の仕事として主題的に論じられることはほとんどないが、業務の量的な面で大きな部分を占めているのが、被保護者の保護の適格性を確認し、制度の枠組みからの逸脱があった場合はその是正を図るという、被保護者に対して規律統制的に関わる業務である。具体的には、以下のものが挙げられる。

- ①被保護者の収入・資産の把握（申告の促し、金融機関への調査等）と、その結果を踏まえた保護費の変更や返還手続（その債権の返還交渉も含む）
- ②医療機関の受診や求職活動、高額家賃の住居からの転居など、保護の継続にあたり被保護者に求められる諸行動の促しと、それが不履行の場合は履行の指示
- ③生活状況の確認に係る被保護者宅への定期的な訪問と、不居住が疑われる場合には頻回な

訪問等による居住確認、それでも確認できない場合は訪問調査の指示

- ④その他の様々な調査・指導・指示（例えば、保有が制限されている資産（保険や自動車等）に係る調査とその処分等に係る促しや指示）

なお、上記の「指示」を行うにあたっては、所定の手続が必要であり、これには時間と手間暇を要する。そして、被保護者が指示に応じない場合、内容によっては保護の停止・廃止等の行政処分に進むことになり、さらに手続的な事務量が増加する。

生活保護は、「最低限度の生活」（それ以上でも以下でもない）を保障するものであり、その保障にあたっては「その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを（中略）活用すること」を要件としている（「保護の補足性」）。非常にシンプルな、それ自体は当たり前ともいえる基本原則であるが、生きた人間の日々変化し続ける社会生活に対して、この原則を当てはめて、合致していることを絶えず確認し、逸脱があれば即座にその是正を図ることは、容易な取り組みではない。働き方やライフスタイル、価値観等が多様化した現代社会において、これを厳密に遂行し続けることには、率直に言って根本的な無理があるように筆者には思われる。それでも、保護の基本原則に合致した状態を実現するために、現業員は規律的対応が必要な案件を常時複数抱え、その進行管理に日々追われている。

## 現業員業務における規律性の優位

以上のように、現業員は被保護者に対して、支援的に関わる業務と規律的に関わる業務に従事しているが、業務の量的な面から見れば、明らかに後者が大きな割合を占めている。また、監査において業務内容のチェックを受けるのも、専ら後者の業務に対してであり、現業員の意識に占める割合も後者が大きいであろう。

そして、現業員は日々の業務の中で、福祉の向上の観点から考えた場合に最善と思われる対応が、「実施要領では認められていない」という場面<sup>(13)</sup>に（稀に？ 頻繁に？）直面する。その時、現業員はどのように対応することになるか。実施要領は実施機関にとって“法定受託事務の処理基準”であり、これを逸脱することは許されない。そのため、支援（福祉の向上）と規律（実施要領の適用）が両立できない場面に直面した時、現業員は葛藤を抱えながらも、後者を選択せざるをえない。概して、制度の要件や内容と、対象者が抱えるニーズとの間には乖離があり、対象者のニーズに制度上寄り添いきれないということは、福祉の現場においては一般的な出来事である。しかし、生活保護においては、それが被保護者の家族形態や生活設計を（大概是本人たちが望まないかたちに）大きく変化させるものであることから、現業員は非常に強い葛藤を抱えることになる。

このように、現業員の業務は、業務量・意識に占める割合の観点からも、業務実践における優先順位の観点からも、規律性が優位なものとなっている。それゆえ現業員とは、被保護者に対して規律的に関わることを本態とする存在であると理解しておくことが、その実像に近いと考える。

### 現業員における福祉的感性の抑制と反転

規律的な関わりが対人業務の中心であることが、現業員の福祉的な感性の発達を抑制し、更にはそれを反転させるように作用している可能性がある点にも触れておきたい。

例えば、フェリックス・P・バイステックの「ケースワークの7原則」の1つに、「クライアントを一方向的に非難しない（非審判的な態度）」という原則があるが、日々繰り返される被保護者への規律的な関わりは、逆に現業員の思考に審判的な傾向を定着させることにつながっていないだろうか。生活保護のルールからの逸脱に対する指導や指示を、審判的な意識を交えずに行うことは容易ではないだろう。むしろ、下記のように、審判

的態度は形成されやすいと考えられる（下記は、ある現業員の論文からの引用）。

実は、生活保護費の失敗等に至る過程こそが、社会福祉援助の関心事であるが、現実の福祉事務所にはそうした過程に関心をもち、利用者と共に考えていくための時間的・精神的余裕はなく、社会福祉援助に必要な知識・経験は準備されず、蓄積されていない。その結果、そうした問題の原因を短絡的に利用者の資質・人間性に求めるという傾向が生じてくる。「あの利用者はどうしようもない」などと、福祉事務所職員の中には、利用者の資質・人間性について批判的な評論を始める者が少なくない。<sup>(14)</sup>

ある全国調査によると、被保護者に対する現業員の意識の傾向として、①保護受給の権利性に対するマイナスの意味づけ（「権利ばかりが主張され義務が果たされていない」「最低生活の保障がかえって自立する意欲を奪ってしまっている」等）と、②義務履行に向けた強制的志向（「自立に向けて努力しない者への職権力の強化を」「稼働能力の活用が不十分な者には適用年数の制限を」等）が、確認されたという<sup>(15)</sup>。規律的に関わるのが優位な業務構造と、完全な規律を求める業務上の要請が、このような心理的傾向を生み出しているのは間違いない。

そして、この傾向の延長線上に、「福祉川柳事件」や「小田原ジャンパー事件」等の、被保護者に対する実施機関職員による差別事象があるだろう。生活保護現場における差別事象を、その言動を行った個人の資質や職場風土等の個別的な問題として捉えているだけでは、差別事象の根本的な発生防止には至らないと思われる。生活保護制度に内在する一般的なリスクとして、実施機関の管理者は認識しておく必要がある。



## 4 試論モデルの粗描

### —— 生活保護における福祉性の再定位

以上の考察を踏まえ、生活保護におけるケースワークをどのような業務実践と捉えておくべきかについて、特に生活保護に求められる福祉性（社会福祉援助としての側面）のあり方に関して、筆者の暫定的・試論的見解を述べる。

### 生活保護実施の“非審判的”態度

筆者は、障がい者福祉や地域福祉など生活保護以外の福祉の世界で長く働いてきた人間であるが、その筆者から見ると生活保護は、戦後日本の社会福祉の理論的な発展から取り残された、また、現在の日本の社会構造にフィットしていない、「旧態依然」の制度と言わざるをえない。制度創設から70年以上が経過しているが、この間、細部の改正は行われているものの、制度の基本構造に変更がないまま現在に至っており、運用の面で様々な無理が生じているように感じる（特に、「補足性の原理」が強すぎて、他の福祉的観点を考慮する余地がほとんどない点は、非常に問題であると思う）。もし今、ゼロから法の目的（最低生活保障と自立助長）を実現する制度を新たに構築するとしたら、現状のような制度設計にはならないであろう。筆者にとって生活保護は、実務に携わっていてストレスを感じる制度、というのが正直なところである。

制度設計に疑問を感じるからと言って、その個人的な違和感に基づいて実施要領から逸脱した運用はできない（それは職権の濫用である）ため、筆者は「制度上こういうルールになっているから、こうしている」と、生活保護的世界観から意識的に距離を取って実務に臨んでいる。このような対処法は、筆者一人のものではないようにも思われるが、果たしてどうだろうか。

被保護者との間で行われる様々な業務実践（ケースワーク）において、理解を得られず円滑に進まないことは少なくないが、制度の方にも無理な側面があることを頭の隅に入れておき、道徳

判断等を交えずに粛々と取り組む、というのが、ケースワーク過程が被保護者と現業員の双方にとって抑圧的なものとならないようにするために、不可欠な心構え（態度）であるように筆者には思われる。

### “社会保障事務所”としての実施機関

被保護者と現業員は、非対等で規律的な関わりを基本とした関係性にあることから、現業員の対人実践（ケースワーク）を社会福祉援助そのものと見なすことは、適切でないと思筆者は考える。諸外国では、公的扶助部門とソーシャルワーク部門とは別に設けるのが一般的とのことであり<sup>(16)</sup>、本来はそうあるべきだろう。生活保護は、第一義的には年金や失業手当、児童扶養手当等と横並びの“社会保障制度”であり、業務実践もそれらと同様であるべきと思う。

しかし、現状そのような位置づけになっていないという現実を踏まえると、実施機関のあり方として、社会福祉援助的な実践に全く背を向けることは許されないだろう。それゆえ考えられるのは、①公的扶助部門としてのあるべき姿を確立することに注力しつつ（最低生活の保障）、②限定した範囲で社会福祉援助も実践する（自立の助長等）、という業務モデルである。

まず「公的扶助部門としてのあるべき姿」とは、各種の扶助の決定や収入・資産状況の確認に係る実務を正確かつ迅速に行うことによって、また、生活保護の複雑なルールをわかりやすく説明し、必要な行動を明瞭に伝えることによって、被保護者が不要なストレスや不安を感じることなく安心して保護受給生活を送ることができる、そのような実施機関となることである。そのためには、社会福祉援助はひとまず横に置いて、まずは実施機関の第一義的な役割である「最低生活の保障」に係る実務の質の向上に、全力投球することが必要だと筆者は考える。

各種の扶助の決定や収入・資産の確認、被保護者に求められる様々な行動の促し等に関して、被

保護者に対して丁寧かつ親切に関わる、正確で信頼感のある（福祉事務所ならぬ）「社会保障事務所」。このように目指すべき実施機関像をシンプルに設定しておくことが、現業員にとって、また業務を管理する側にとっても、取り組みやすい指針になると思われる。

### 現業員による自立助長の範囲と限界

法のもう1つの目的である「自立助長」については、「経済的」「社会生活」「日常生活」に係る自立を助長することが、現業員の役割であることは否定できない。しかし、これらの自立（特に後者の2つ）は非常に広い概念であり、文字通りに受けとめれば“被保護者の生活全般の向上につながる全て”が現業員の仕事ということになりかねないが、これは現実的に可能な業務範囲ではない。それゆえ、現業員が担う自立助長の範囲を、現実的に可能なものに区切ることが必要となる。

この区切りとしては、“自立支援プログラムにおいて現業員が担うことになっている範囲”と理解しておくことが、やはり妥当であると筆者には思われる。

例えば、現業員による経済的自立の助長とは、「稼働年齢層自立支援プログラム」の中で現業員の役割として定められている、稼働能力や就労阻害要因等の把握 → 援助方針の作成 → 求職活動の促し／（活動に支援が必要な場合は）就労支援事業の利用の促しまで、ということになる。ここから先の、就労訓練の提供や職安への同行、就職先の開拓等も、就労の実現にあたり必要な取り組みであるが、これは支援事業者の役割に位置づけられている。つまり、被保護者に求職活動を行うように促し、活動に支援が必要な場合は支援事業者につなげるところまでが、現業員の守備範囲ということである。現業員の役割が、“自立に至る全過程に伴走して関わる”ではなく、“被保護者に自立への行動を促し、具体の支援者・制度につなげるところまで”となっているのは、他のプログラムにおいても概ね同様である。

このような自立助長の範囲の理解は、現状を追認しているだけのように見えるかもしれないが、そうではない。理論的な論拠がある。白澤政和は、被保護者の「自立」を、現状パワーレスな状態にある被保護者が「主体性を確立」すること、つまり「現在の状況を認識し、主体的に一つ一つの事柄を判断し、かつ長期的な展望にたって、計画的、積極的に生活設計を組み立て、実行していくこと」<sup>(17)</sup>と概念規定している。そして、この意味での「自立」を図るにあたっては、被保護者と対等な関係ではない現業員がこの仕事を行うのは望ましくなく、本来的には「地域社会の他の機関に送付することを最優先で進めていくべき」<sup>(18)</sup>であると論じている。昔と比較して現在は、対象者に伴走して支援する役割を担いうる支援機関が充実してきており、現業員は可能な限りは“促し”と“つなぎ”に徹するべきと思う。

現業員による自立助長をこのように理解したとして、それはいかにして可能かが問われる。社会から孤立し、前向きに生きようとする意欲を低下させた被保護者に対して、自立に向けて立ち上がるよう“促す”ことは容易ではない。再び経済的自立の例でいえば、就労に向けて動こうとしない被保護者に働きかける際に、現業員が用いる主な手法は、「就労自立給付金」等の金銭的なインセンティブの提示や、求職活動を行うよう法に基づく「指導」「指示」を行うことである。しかし、これらの手法は被保護者を真に力づけるものではないだろう。

そもそも生活保護における自立助長の取り組みは、例えば障がい者福祉における「自立支援」のように、QOLの向上やエンパワメント等、対象者の福祉の向上のみを志向した、純粋な“支援”ではない。自立支援プログラムは、被保護者に対する“支援”の側面を強調して導入されたものであるが、「稼働能力の活用」や「他法他施策の活用」等を進める“規律”としての側面を有するものでもある。生活保護ケースワークは支援と規律の二重構造であらざるをえず、現業員が被保護者



の真の自立を図ることには、構造的な限界があるのではないだろうか。

我々にできることは、究極的には「本人が自ら立ち上がろうとするのを、非審判的な態度で待ち続けること」しかないように思うが、実施機関（現業員）にはそのような援助方針を立てることが許されていない。それゆえ、難しい課題ではあるが、実施機関においては、効果的な自立助長の方法論を考えていかなければならないだろう（例えば、被保護者の意欲を喚起する訪問面接の技法について、成功事例を元に研究を深める等）。

### 求められる社会福祉援助実践

上記の見解に対して、「全ての被保護者は、自立に向けて克服すべき何らかの課題を抱えているものと考えられ」<sup>(19)</sup> するため、現業員は被保護者の生活全般の改善に向けて積極的に介入すべきだ、という反論が予想される。この種の見解に対しては、清水浩一の次のコメントを引用して回答したい。

生活保護を受給してはいるが、（財布が空なだけの）「健全な市民」に何らかのニーズを想定し、行政介入（ケースワーク）が必要だと考えること自体、ある種の差別思想が根底にある。生活保護受給自体を社会規範からの逸脱と考えている節がある。<sup>(20)</sup>

実施機関（現業員）は、例えそれが善意に基づくものであれ、本人からの求めがないところにまで「克服すべき」課題を見出し、その改善を図ろうとすべきではない。被保護者の方から自分の生活を改善したい旨の相談がある時に限り、そのニーズに応える関係機関につなぐことを基本に対応する、という姿勢に徹するべきと考える。

それでも、「生活保護には介入が必要な福祉課題がある」と考える人は少なくないかもしれない。例えば、個々の被保護者を見た場合、虐待や暴力、犯罪、近隣トラブル、依存症、「ごみ屋敷」

など、複雑かつ深刻な問題を抱え、安定した保護生活を送るためには、福祉的な介入を必要とする人たちが存在する。これらの問題に対しては、本人からの求めを待つことなく、現業員による解決が求められているのではないかと。

この見解に対して、まずは、上記のような問題を抱えている支援対象者、いわゆる「支援困難事例」は、生活保護を受給していない住民の中にも一定存在するものであり、いわば現代社会が抱える矛盾や病理が顕在化したものといえる、それゆえ生活保護の範疇を超えた福祉課題であり、実施機関（現業員）の力だけで解決できるものではない、と答えることになるだろう。

支援困難事例は、どこか特定の機関が担当し、その力だけで解決可能な性質のものではない。地域の関係機関が力を合わせて関わっていくことが必要な福祉課題であり、そのような認識に基づく様々な連携の実践が、近年、確実に広がりつつある。例えば、筆者の勤務区では「ごみ屋敷」問題に対して、区役所の市民協働担当を事務局に、保健福祉担当、生活保護担当、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹障がい者相談支援センター等が参画する「くらしリセット連絡会議」を開催し、連携して対応している。他にも、個々の機関では対応困難な支援困難事例に対して、「総合的な支援調整の場（つながる場）」や「要保護児童対策地域協議会」、「地域ケア会議」など、地域の関係機関が結集する仕組みが整備されてきている。

このような多機関連携による社会福祉援助実践の中で、実施機関（現業員）には、生活保護の立場から可能なアプローチ（各種の扶助や家庭訪問等）を的確に遂行することで、支援困難事例が抱える大きな問題の解決に寄与することが求められているだろう。

それゆえ、この役割分担を確実に果たせるように、①保護の実務能力の一層の向上（例えば、様々な金銭ニーズに的確に対応できるよう、各種扶助に関する知識の充実）や、②保護の実務を行

う際に活用できる他分野のノウハウの習得（例えば、定期訪問の際に虐待等の発生を感知できるように、その兆候に関する知識の習得等）が必要である。また、担当する被保護者が支援困難になった時に、③抱え込まず連携の仕組みにつなぐ、または（合致する仕組みが無ければ）関係機関に協力を要請して連携体制を構築する、ということも円滑にできなければならないだろう。

現在、生活保護に求められている（実施要領に基づかない）一般的な意味での社会福祉援助実践とは、主に上記②③であると筆者は考える。この②③に必要な知識・調整力を高めることや、地域の関係機関との間で協力し合う関係を築くことも、実施機関が取り組むべき課題である。

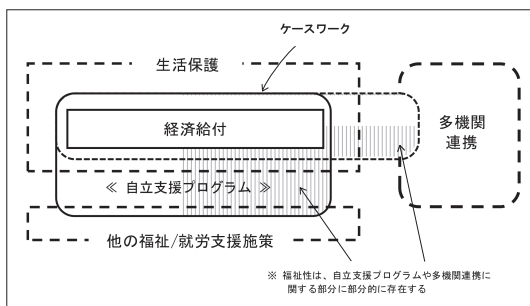


図6 試論モデル

## 5 おわりに

生活保護制度が創設されてから70年以上となるが、本来は他の福祉制度の創設や拡充等に合わせて、その都度、生活保護（現業員）が経済給付以外の面でなすべきことは何かについて、考え方の整理が積極的に行われるべきであったと思う。本試論は、現時点におけるその整理の試みといえる。

本試論の見解は、「生活保護ソーシャルワーク」の必要性が言われている現状において、反時代的な暴論かもしれない（現場的には、それほど突飛的な主張ではないとも思うが）。実施機関の皆さんが、本試論を叩き台に、ケースワークはどうあるべきかについて、特に「被保護者と現業員の間で

ラポールの形成は可能である」と考える立場から反論してもらおう等して、検討を深めていただければ幸いである。

生活保護業務の大部分は国の法定事務であり、定められたことを粛々と進めるしかないのが正直なところではあるが、その枠の中で最善の実施機関のあり方について、引き続き考えていきたい。

（文中、敬称を省略させていただきました）

（まつふじ えいじ：大阪市生野区保健福祉センター 保健福祉課）

## 注

- （1） 小山（1975）95～96頁から引用（ただし旧仮名遣いを新仮名遣いに変更。以下も同様）。
- （2） 平成17年度に行われた全国調査によると、約9割の自治体で業務マニュアルが策定されていたが、そのうち相談援助マニュアルに分類できるものは、わずか8件であったという（森川ほか（2006）参照）。
- （3） 小山（1975）114頁から引用。
- （4） 仲村（1956）参照。
- （5） こうした考え方の普及にも、小山の影響があると思われる。小山は「労働を怠る者」を例に、「このような者も社会生活に適應させるようにすることこそ正しくケースワークの目的とする所である。この場合には恐らく金銭給付は全体の過程の単なる一部分であるに過ぎず、寧ろ、保護の実体部分は法外の事実行為として行われるであろう。」と述べている（小山（1975）96頁からの引用。傍点は引用者）。
- （6） 仲村（1956）35頁から引用。
- （7） 前掲論文同頁から引用。
- （8） 前掲論文37頁から引用。
- （9） 大川（2018）8頁から引用。
- （10） 「生活保護ソーシャルワーク」を使用する

論考として、岡部（2014）、岡部他（2017）、高城（2019）等。吉永他（2017）も「本書では生活保護ケースワークと呼んでいます、本来は生活保護ソーシャルワーク、公的扶助ソーシャルワークと呼ぶ時代かもしれませぬ。個人を対象としたケースワークという視点のみでは現在の貧困問題は解決できないからです。」と述べている（同書 42 頁からの引用）。

- (11) 岡部他（2017）15～16 頁から引用。
- (12) 代表的な論者である岡部卓は、著書の中で、生活保護の過程（受付→申請→資力調査→要否判定→保護決定→援助方針→保護受給→廃止）を、相談援助の過程（インテーク→アセスメント→援助計画の策定→援助活動の実施→モニタリング→評価→終結）に読み替えている。
- (13) 例えば次の事例（山口（2013）参照）。病気療養で高額の治療費を要する親と、高校を卒業し就職することになった息子がいる世帯（息子の給料だけでは経済的に自立できない）。現業員が息子に提示できる選択肢は、①親が心配で一緒に暮らすのであれば、引き続き保護受給となり、給料は（若干の控除はあるが）収入認定されて最低生活が続く、②親と離れて暮らすのであれば、経済的に自由な若者らしい青春時代を送ることができる、このいずれかになろう。しかし、福祉の観点から見た最善の状態は、①②ではない。③息子を世帯分離して収入認定から除外した上で、家族一緒に暮らす、というのが最も望ましい状態であるが、③は認められていない。概して生活保護は、家族間に補足性の原理を貫徹することで、家族関係を分離する方向に作用しがちである。
- (14) 木本（1999）106 頁から引用。
- (15) 森川（2007）参照。
- (16) 清水（2005）参照。
- (17) 白澤（1979）245 頁から引用。

(18) 前掲論文 249 頁から引用。

(19) 厚生労働省「平成 17 年度における自立支援プログラムの基本方針について」から引用。

(20) 清水（2019）173 頁から引用。

## 参考文献

- 池谷秀登編（2023）『支援困難事例から考える生活保護ケースワーク』日本加除出版
- 大川昭博（2018）「『自立支援プログラム』で福祉事務所現場はどう変わったか」『大原社会問題研究所雑誌』第 717 巻
- 岡部卓（2014）『新版 福祉事務所ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・長友祐三・池谷秀登編（2017）『生活保護ソーシャルワークはいまーより良い実践を目指して』ミネルヴァ書房
- 岸勇（1956）「公的扶助とケースワーク－仲村優一氏の所論に対して－」白澤・岩間（2011）所収
- 木本明（1999）「福祉事務所の現場から生活保護制度について考える」『社会福祉研究』第 75 号
- 小山進次郎（1975）『改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）』社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 清水浩一（2005）「認定業務とケースワークとは分離するのが原則」『賃金と社会保障』第 1397 号
- （2019）「善意と権力－生活保護とソーシャルワークの不幸な関係」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』第 152 号
- 白澤政和（1979）「公的扶助ケースワークにおける自立概念の検討」『社会福祉論集（大阪市立大学）』第 17・18 号
- ・岩間伸之編（2011）『リーディングス日本の社会福祉第 4 巻 ソーシャルワークとはなにか』日本図書センター

- 高城大 (2019) 「生活保護ソーシャルワークにおける「援助関係」の意味と今日的意義と実践的課題」『人間福祉学会誌』第19巻2号
- 仲村優一 (1956) 「公的扶助とケースワーク」白澤・岩間 (2011) 所収
- バイステック, フェリックス・P (2006) 『ケースワークの原則－援助関係を形成する技法－ [新訳改訂版]』誠信書房
- 松藤栄治 (2010) 「生活保護都市の未来を求めて－自立／依存ゲームの再構築－」『大阪市福祉職員連絡会紀要』第1号
- 森川美絵 (2007) 「「義務としての自立の指導」と「権利としての自立の支援」との狭間で－生活保護におけるストリート官僚の裁量と構造的制約」三井さよ・鈴木智之編『ケアとサポートの社会学』法政大学出版社
- ・根本久仁子・岡部卓・新保美香 (2006) 「生活保護における相談援助過程の評価にむけて」『賃金と社会保障』第1431号
- 山口道昭 (2013) 「生活保護の政策法務 (一) ～(四)」『自治研究』第89巻1～4号
- 吉永純・衛藤晃編 (2017) 『Q & A 生活保護ケースワーク 支援の基本』明石書店

〔研究論文〕

# 大阪市の資料からみる釜ヶ崎の日雇い労働者らの 生活実態と自立のための貯蓄施策 — あいりん銀行の位置づけと役割を念頭に置きつつ —

北野 さをり

## 要旨

本研究は、わが国の経済成長期における劣悪な生活環境・住宅環境、労働環境であった釜ヶ崎の日雇い労働者らの実態を史料で整理し、それら日雇い労働者らが利用した銀行ではない銀行である「あいりん銀行（1962年～2012年）」の設立、位置づけ、役割を大阪市の資料を中心に「あいりん銀行」、日雇い労働者らの視点で明らかにすることを目的とする。残念ながら「あいりん銀行」そのものの資料は乏しいが、大阪市の資料を中心にそれらへのアプローチを試みることである。

「あいりん銀行」は、釜ヶ崎の日雇い労働者らにとっての収入を保全していく場所という筆者の仮説をもとに史実の検討を行い、その役割は果たされていたことが示唆できた。

## キーワード

釜ヶ崎、日雇い労働者、経済成長期、あいりん銀行、銀行ではない銀行

## 目次

- 1 はじめに
- 2 「あいりん銀行」の存在した時代の釜ヶ崎の状況
  - 2-1 日雇い労働者の生活環境と住宅環境
  - 2-2 日雇い労働者の労働環境
- 3 「あいりん銀行」の成り立ち
- 4 「あいりん銀行」の位置づけと役割
- 5 おわりに

## 1 はじめに

筆者は、福祉事務所のケースワーカーとして働き、その業務に関連して、あいりん貯蓄組合（1962（昭和37）年10月-2012（平成24）年3月、俗称としては「あいりん銀行」と呼ばれてきた。以下、「あいりん銀行」で統一する）の存在と、2012（平成24）年3月の閉鎖を知った。「あいりん銀行」とは、開設時を除くと、旧銀行法（昭和二年法律第二十一号）・現行銀行法（昭和五六年六月一日）、あるいは福祉サービスなどの法的根拠がなく、いわば「銀行ではない銀行」である。

「あいりん銀行」が設置された場所は、銀行の名前の通り俗称として「あいりん」または、「釜ヶ崎」<sup>(1)</sup>と呼ばれているが、これは地名ではなく俗称である（以下「釜ヶ崎」で統一する）。本稿の研究対象とする釜ヶ崎は、日雇い労働者の街、ドヤ街と呼ばれていた。あるいは、生活困窮者などが多かったために福祉の街とも呼ばれていた<sup>(2)</sup>。

筆者は、釜ヶ崎の研究をする立場としても、あるいはケースワーカーの立場としても、日雇い労働者らが中心として成り立ってきた釜ヶ崎で「あいりん銀行」が設立され、日雇い労働者らが活用していたことに興味を持ち、この小論を執筆するに至った。

まず、筆者は、「あいりん銀行」とは釜ヶ崎の日雇い労働者らにとっての収入を保全していく場所であったという仮説を持つ。そして、この小論を執筆する研究手法は、関連資料の収集とその分析を中心とする。



なお、史実を正確に捉えることから、現在であれば不適切な表現と思われるものも、史実を示す場合には当時の表現を使用することをご了承願いたい。

本研究では、「銀行ではない銀行」とは1963（昭和38）年に国民貯蓄組合法の廃止を受け、旧銀行法（昭和二年法律第二十一号）・現行銀行法（昭和五六年六月一日）、あるいは福祉サービスなどの法的根拠がなく大阪市の事業として継続させた「あいりん銀行」であると定義する。

なお、釜ヶ崎にかかわる研究は多数あるが、「あいりん銀行」にかかわる研究は確認できない。

## 2 「あいりん銀行」の存在した時代の釜ヶ崎の状況

### 2-1 日雇い労働者の生活環境と住宅環境

本章では、まず、「あいりん銀行」が設立された目的、位置づけ・役割を探るために、「あいりん銀行」設立前の釜ヶ崎の環境の概要を眺めてみよう。

1961（昭和36）年、当時の大阪府警察本部防犯部は、暴力団の活動が目立つなど治安が悪化している釜ヶ崎の実態を解明するために実態調査を行なった<sup>(3)</sup>。大阪府警察本部防犯部によると、釜ヶ崎は、日雇い労働者ら<sup>(4)</sup>の特異な生活様式の中で、「凶悪犯、粗暴犯、風俗犯、ぞう物犯<sup>(5)</sup>」「特別法犯においても、売春犯および麻薬犯<sup>(6)</sup>」（麻薬については以下「薬物」で統一する）「地区独特の犯罪としてヤミたばこ（シケモク）、やみ焼酎（バクダン）、私設競輪（ノミ屋）、私設職安（手配師）<sup>(7)</sup>」その他の様々な犯罪の温床地帯でありわが国において突出した問題のある地域であったことが示されている<sup>(8)</sup>。

このような地域である釜ヶ崎でその日暮らしをしている日雇い労働者らには、日雇い労働で得た日収を盗まれてしまう危険性があり、また、「ドヤ<sup>(9)</sup>」で誘われて違法な賭博を行う、釜ヶ崎に隣接する飛田新地<sup>(10)</sup>などで「女性を買いにいく<sup>(11)</sup>」、

薬物の使用を促されて中毒<sup>(12)</sup>に陥り、薬物を購入するなど、金銭を消費してしまう機会も多かった。

これらのことから、日雇い労働者らは、暴力団<sup>(13)</sup>に関連する犯罪が多く発生する釜ヶ崎でいつ、犯罪に巻き込まれるかわからない暮らしをしていたことがわかる。

次に、その頃の経済・労働状況について概観していく。

1956（昭和31）年、1957（昭和32）年の神武景気、1959（昭和34）年からの岩戸景気と高原景気と呼ばれる状況の中で、産業界の技術革新が進行した。しかし、これに伴い、新規学卒労働力の需要が高まる一方、旧来のような年配熟練労働力の必要性が減ったため、この時代は、求人難と求職難が併存していた<sup>(14)</sup>。

では釜ヶ崎の日雇い労働者とは、どのような人たちなのだろうか。1964（昭和39）年、水野は釜ヶ崎に於ける日雇い労働者の実態を調査している。この調査は、日雇い労働者らを下層不安定労働者層と称して調査している。釜ヶ崎の日雇い労働者らを3つのグループに分類している<sup>(15)</sup>。

- ①阿倍野公共職業安定所西成出張所によって就労する、失対日雇い労働者、この失対日雇い労働者層は、高齢者・女性・身体虚弱者が主であり4,000人がこの出張所に登録し地区の居住者は2,000人前後である。1日の賃金は500円前後であるが、日雇い健康保険を有し、社会帰属の最下層であるが、社会保障の対象となりえる<sup>(16)</sup>。
- ②「直行」もしくは「立ちんぼ<sup>(17)</sup>」にて就労する日雇い労働者、一般に彼らの地区の階層ピラミッドでは頂点に位置し、職能的日雇い労働者で職人と呼ばれる層で、主に一般建築土木工事に従事する熟練技能者である。この層の賃金は1,500円から2,500円ぐらいであり、生活の基盤を整え、安定した生活を送ることが可能だったと考えられる。その数は1,500人前後である<sup>(18)</sup>。
- ③西成労働福祉センターに就労する日雇い労働者である。西成労働福祉センターは就労斡旋労働



相談を担当しており、日雇い労働者はセンターの求人によって就労している。この日雇い労働者らは、季節・景気変動などにより前2者の労働者層とは異なり流動性をおびている。夏期（4月から11月頃）には4,000～6,000人は釜ヶ崎に居住していたが、冬期（11月から4月頃）には夏期の居住者の40～50%が他の地域に移動していたと推測される<sup>(19)</sup>。

このように、一口に日雇い労働者といっても、年齢、性別、体力、技術の有無など様々な条件により日収などが分かれており、その実態は必ずしも一様ではなかったといえる。

釜ヶ崎の「ドヤ」で暮らしている日雇い労働者は、1961（昭和36）年に12,000人から13,000人と推定され<sup>(20)</sup>、大阪市民生局の調査では1962（昭和37）年に20,000人と推定<sup>(21)</sup>し、釜ヶ崎の日雇い労働者らは増大している。日雇い労働者らは、希望退職以外の要因で退職し、日雇い労働するものもいた。年齢の高い日雇い労働者らの中には、一般就業が難しいまま高齢化し、彼らの日雇い労働が常態化していたことがうかがえた<sup>(22)</sup>。

日雇い労働者らはどのような家計であったのだろうか。大阪市は、1961（昭和36）年、大阪市一般勤労者世帯と日雇い労働者らの支出の比較の調査を行っている。

1カ月の支出は一般世帯が7,992円、日雇い世帯が5,784円である。1カ月の消費支出は一般世帯が7,304円、日雇い世帯が5,616円であった<sup>(23)</sup>。

一般世帯と日雇い労働者世帯の住宅費支出が、ほとんど違いがない。後述するが、日雇い労働者の住宅費はアパートなどの1カ月の家賃の支払い額でない可能性がある。次に日雇い労働者世帯は、一般世帯より被服費が半分以下である<sup>(24)</sup>。衣食住のうち、日雇い労働者らは、働いていくためにまず、食事をとることを優先し、次に休養する場として住宅、そして衣類を買わないのではなく、金銭面から買いたくても買えないという環境

であったと推測する。

多くの日雇い労働者らが住んでいた「ドヤ」について概観してみよう。

日雇い労働者らは、「ドヤ」と呼ばれる簡易宿舎、あるいは簡易アパートなどで、雨露などをしているので（写真1）、その周囲には、旅館、飲食店、質屋などの店舗が密集していた。1泊の宿泊代はアパートよりも「ドヤ」の方が高かったが、収入が不安定であり、安定した住居を構えることが難しい日雇い労働者らの中には「ドヤ」を選ぶ者も多かった。また、日雇い労働者らの中には、夏場、暑くても路上などで生活できるが、冬場の寒さに耐えかねて「ドヤ」を選ぶものもいた<sup>(25)</sup>。

日雇い労働者らは、安定した収入を得られなかったのでアパートに住むための敷金などを貯めること、毎月の家賃を継続的に支払うことも難しかった。また、釜ヶ崎に住民登録をしていないものもいて、身分を証明できないため、アパートを借りられない人もいた<sup>(26) (27)</sup>。

日雇い労働者らは、働いた日に日収を受け取る。日雇い労働者らは、毎日、仕事に就けるわけではなく、雨などの天候に左右されることが多かった。

写真1 「ドヤ」「アパート」「簡易アパート」



出典：日本建築学生会議関西ブロック分科会釜ヶ崎研究「釜ヶ崎—よりよい明日の釜ヶ崎を目指して—」（1962年）

## 2-2 日雇い労働者の労働環境

日雇い労働者らは、手配師<sup>(28)</sup>という人たちが募集する仕事につくことが多く、賃金は日払いで

あった。日雇い労働者らは、手配師らが彼らの日収の幾らかのうちマージン（明確な金額は不明）をとり、その残りを日収として得た<sup>(29)</sup>。日雇い労働者らは、手配師や暴力団らが中間搾取し、彼らを通じて日収1,000円や港湾荷役のような重労働で1,200円から1,500円の日収を得た。日雇い労働者らは、「トラック<sup>(30)</sup>」または「白タク<sup>(31)</sup>」で現場まで輸送され、ときには1杯の酒を出され、ピンハネされていることを知りながら手配師を通じて職を求めている。高齢者や病弱、婦女子の日雇い労働者らは、職安の窓口を訪れることが多かった<sup>(32)</sup>。

このように高齢者や病弱、女性などの日雇い労働者らは、職安の窓口で仕事を探し、それ以外のものは、手配師を通じて職安より高い日収の仕事を選択し、生活の維持を図った。

1956（昭和31）年頃より、日雇い労働者らの収入は一般常用者より少なりなり、収入の格差が拡大していった<sup>(33)</sup>。

日雇い労働者らは、1955（昭和30）年頃より、働き先が休み、仕事にあぶれて仕事につけないことが増え、1960（昭和35）年頃より彼ら自身の病気で仕事ができないことが増えてきた<sup>(34)</sup>。日雇い労働者らの中には、結核、アルコール中毒、薬物中毒、精神病などの疾患で働けずにいるものも少なからずいた可能性がある<sup>(35)</sup>。

次に日雇い労働者らはどのような食生活であったのだろうか。

多くの「ドヤ」に調理をする場がなく、そこで暮らす日雇い労働者らは、周辺の簡易食堂を利用した。彼らは、そこを利用し、1杯20円の盛り切り飯（通称大盛り）、1皿10円～20円の副食、3円～5円の汁などや、バクダンと称する焼酎<sup>(36)</sup>や1杯10円のビールなどを飲食した。また、日雇い労働者らの飲酒費<sup>(37)</sup>は、全国的平均から見ると大きな割合を占めていた<sup>(38)</sup>。釜ヶ崎で暮らす日雇い労働者らは、生活程度の低い階層ほど、全体の収入に占める食生活支出の割合が高い傾向

にあった<sup>(39)</sup>。

釜ヶ崎では、日雇い労働者らは、他の地域より安く飲酒できる機会、場があり泥酔し、時には保護収容される環境にあった<sup>(40)</sup>。

釜ヶ崎の風俗営業数は178件あり、釜ヶ崎の隣接している飛田新地は風俗営業が釜ヶ崎よりも多くあった。その地域では、他より安い対償（時間花300円から泊り1,500円）で肉体取引がされていた<sup>(41)</sup>。日雇い労働者らは、釜ヶ崎や隣接している飛田新地などに「女性を買いにいく<sup>(42)</sup>」環境にあった。

なお、当時、身体を売り飛田新地で働いていた女性をその日暮らしの労働者と仮定すると（本稿は、当時の性風俗の是非を問うものではない。性風俗で働く女性も住民登録のない日雇い労働者とみなして検討に加える）、その人たちもまた、その地に住民登録もなく、金融機関も使えず、自身の得た収入を安心して預ける場所がなかったものと考えられる<sup>(43)</sup>。

2のまとめとしては、釜ヶ崎に流入する日雇い労働者らは、その地域に住民登録がないものが多かったことを前提に、住民登録をせずに身元が不明であれば、医療保険などの社会保障の適用を受けられないため、住民登録は是非とも必要であった人たちがいたことの確認である。

本来ならば、この人たちも社会的信用の裏付けとしても戸籍・住民登録は必要であった。そのような人のために住民登録の支援をする窓口をあいりん会館の1階に設置していたが、日雇い労働者らの中には、昼間就労しているために住民登録をしに行く時間がない、安定した住居がないといった様々な理由で、思うように住民登録ができないものが少なからずいた<sup>(44)</sup>。

「ドヤ」で暮らす日雇い労働者らは、「ドヤ」の宿泊費を払えなければ、路上で寝ることになるし、日収で金銭を得れば「ドヤ」に泊まれるが同じ「ドヤ」に泊まれる保証はなく、安定した住居ではなかった。このように「ドヤ」で暮らす日雇

い労働者は、安定しない住居の「ドヤ」などに住民登録ができなかったと考えられる。

日雇い労働者らの中には、住民登録がないために医療保険などの社会保障制度の適用を受けられず、社会保障から漏れ、その当時、そして将来に向けての不安が大きかったとするならば<sup>(45)</sup>、ひらたく述べれば、いずれは、ごく普通の生活を送りたかったものと考えれば4で論じる「あいりん銀行」が必要であったという前提が確認できた。

### 3 「あいりん銀行」の成り立ち

大阪市は、当時、日雇い労働者らの貯蓄に関する意識がうすく「宵超しの金を持たない」のが自慢の職人気質で、飲酒と賭博に使ってしまう感覚であり、銀行の設立に難色を示していた<sup>(46)</sup>。だが、大阪市は、釜ヶ崎暴動<sup>(47)</sup>に端を発し、新聞などで報道されて、暴力手配師の追放、「ドヤ」の設備改善など、日雇い労働者らの生活改善が市民の深い関心呼び、長い間、低迷していた日雇い労働者らを対象にした夜間の貯蓄方法についても再検討した<sup>(48)</sup>。大阪市は、大阪市立愛隣会館<sup>(49)</sup>で、これら貯蓄に関する風潮を助長するため、日雇い労働者らが仕事から帰ってからも、貯蓄ができるよう夜間銀行設置の方向で、数行の金融機関と折衝を進めた。銀行は、釜ヶ崎暴動などが起こる地域に銀行店舗を設置し、暴動が起こったとすれば、金銭などが奪われる可能性を考えると設立に難色を示した。大阪市は、大蔵省の銀行店舗増設制限や、貯蓄の対象者が日雇い労働者らということから経営採算が取れない、或いは、釜ヶ崎暴動の印象もあって現金を扱うこと自体にも、銀行に抵抗があり、夜間銀行設置による方策に進展を見いだせなかった。

一方で、大阪市は、一部の日雇い労働者らから、貯蓄についての相談が西成警察署防犯コーナーや、愛隣会館窓口に寄せられ、数万円の現金を保管してほしいという依頼があったことも認知していた。夜間銀行設置には至らなかったが、関係者の熱意に銀行筋や、近畿財務局も動きだし、

国民貯蓄組合法適用による「あいりん貯蓄組合」を地区内に組織して、大阪市と銀行とのタイアップにより運営するということが運んだ<sup>(50)</sup>。

1962（昭和37）年10月1日、「あいりん貯蓄組合」は、国民貯蓄組合法の規定（第1条1項1号及び第9条）による地域組合を愛隣地区に組織して、その斡旋により貯蓄するということが事務室を大阪市西成区東田町73の1にある大阪市立愛隣会館（後に大阪市立更生相談所<sup>(51)</sup>）1971（昭和41）年1階に設置し、「あいりん銀行」の事業を開始した。この銀行を利用できたのは、西成区と浪速区に住所がある人、あるいはその区で働いている人であった。つまり、住民登録のない日雇い労働者でも利用することができたということである。「あいりん銀行」は、釜ヶ崎の日雇い労働者らを主な対象と考え、彼らに貯蓄を促し、飲酒や賭博などに金銭を消費し尽してしまうような無計画な生活に秩序を持たせ、自立更生を促進することを目的としていた。そのため、日雇い労働者が仕事終わりでも預け入れできるように、営業時間は午前9時から午後8時までとしていた<sup>(52)</sup>。

ちなみに、「あいりん銀行」には貯蓄額の制限がなく、1963（昭和38）年に国民貯蓄組合法から外れた後は、大阪市の公金取扱指定銀行4行（住友銀行<sup>(53)</sup>・富士銀行<sup>(54)</sup>・大和銀行<sup>(55)</sup>・三和銀行<sup>(56)</sup>）が取扱銀行としてその運営を順番に受け持った<sup>(57)</sup>。また、「あいりん銀行」は、他の銀行と同じように貯蓄をすれば、利子がついたが、利子に対して税金がかからない仕組みになっていた<sup>(58)</sup>。「あいりん銀行」は、貯蓄組合事務を大阪市職員が行い、預入者は愛隣貯蓄組合加入者としての資格を得て個人口座で預貯金を行い、「あいりん銀行」に預金口座を開設する。これを統合して、代表者名（組合長名）で貯蓄取扱い銀行と普通預金契約を締結している<sup>(59)</sup>。

「あいりん銀行」は、貯蓄組合代表者名義人を歴代市立愛隣会館長（後、更生相談所長）とし、大阪市の指導により運用し実施された<sup>(60)</sup>。

大阪市は、「あいりん銀行」開設にあたり日雇い労働者らに趣旨の徹底を図るため、約250軒の「ドヤ」をはじめとし、西成労働福祉センター、西成職業安定所窓口を通じ、貯蓄奨励ポスター、パンフレットなど貯蓄奨励の啓蒙や健全な生活設計等について広報活動をした。また、大阪市は、テレビ、ラジオ、新聞など通じて、「あいりん銀行」の状況を活発にニュース報道として取扱ってもらった<sup>(61)</sup>。

釜ヶ崎の日雇い労働者らは、今まで銀行には、縁のない所だと思込んでいたが、もの珍しさも手伝って、少しずつ「あいりん銀行」窓口に入出入りするようになった。日雇い労働者らは、一般の銀行と違う気安い雰囲気と、役所が金銭を扱っているという安心感もあって、「ドヤ」や、現場での労働者仲間の口こみもあり「あいりん銀行」を利用し始めた<sup>(62)</sup>。

あいりん貯蓄組合「20年のあゆみ」<sup>(63)</sup>には「あいりん銀行」の様子が以下のように記されている。

この銀行の窓口は、いろいろな人達で賑う、テレビを楽しむ人、酔って寝そべる人、誰に聞かせるでなくブツブツ独話する人、調子はづれの歌を口ずさむ人、大声でわめく人、このように「あいりん」ならではの情景が毎日の銀行風景である。……1日の汗の中から毎日欠かさず3,000円～5,000円をためて600万円にもなったKさん、毎日必ず400円預けて、まとまると故郷へ仕送りしている関心なSさん、1日に必ず数回は出し入れして、財布代わりに利用している人達、

また、1963（昭和38）年7月28日、産経新聞にも銀行の情景の記載がある<sup>(64)</sup>。

「これたのんまっさ」仕事先の大阪港から帰

るなり……「あいりん銀行」にかけつけ、ズボンのポケットからクシャクシャになった100円札を4枚とりだしてカウンターの上ののせた。午後5時30分「わいは仕事が済むとまず銀行や。そやないとつこうてしまうね」と……午後6時をすぎると「あいりん銀行」の窓口はいっぱい。20人ほどの労働者たちがいれかわりたちかわり、その日のかせぎのうちの半分を貯金していく。

1964（昭和39）年12月15日 産経新聞（日刊）に以下のように記されている<sup>(65)</sup>。

さいきんでは銀行側の“なるべく引き出さないよう”という指導で預金額は伸びる一方。……同銀行では「御用納めの二十八日以後も業務を続け、新年ギリギリまで預金を受け付けるつもり。釜ヶ崎には、三十日や三十一日に給料をもらう人が多いが、この人たちが、せっかく預金しようと思っているのに、銀行がしまっていては申しわけありませんからネ。……まだこの銀行を利用してない人たちにも呼びかけ、さらに“住民のための銀行”として伸ばしてゆきたい」と語っている。

上記の記述では、日雇い労働者らは、明日への備え、仕送り、お財布代わりなどの理由で「あいりん銀行」の窓口に来て日収を貯蓄していった様子が読み取れる。

大阪市は、日雇い労働者が12月30、31日に仕事を終え、入金できるように、年末に銀行ではない銀行「あいりん銀行」を営業し、日雇い労働者らの貯蓄を守ろうとした考えがうかがえる。

「あいりん銀行」は、国民貯蓄組合法を基にして開設された。国民貯蓄組合法<sup>(66)</sup>は1963（昭和38）年に（国民貯蓄組合の非課税を廃止し、少額貯蓄非課税制度<sup>(67)</sup>に改組した）廃止とされたが、同法を根拠としていた「あいりん銀行」は、同法が廃止された後も、大阪市が運営する単なる貯蓄



幹旋の任意団体である大阪市更生相談所の事業としてとして継続された。

大阪市は、当初から「あいりん銀行」の貯蓄取次ぎ事務を行政事務の一環として行い、釜ヶ崎の地域性もあって、預金通帳も預託も当初から受け付けていた。しかし、1971（昭和46）年度期中まで預金通帳、預金台帳の記入は全て手書きであり<sup>(68)</sup>、預金口座の増大に伴い、これら保管通帳の取扱いに苦慮してきたため、窓口の効率化を迫られることとなった<sup>(69)</sup>

そこで、大阪市は、「あいりん銀行」の事務の正確さとの確な処理方法について慎重に検討を重ねてきたが、一般事務との兼ね合いもあり、結局、合理化について予算上進展をしなかった<sup>(70)</sup>。

1971（昭和46）年6月、大阪市の機構改革に伴い中央更生相談所と愛隣会館が統合され、新たに更生相談所が発足したのを契機に、同年7月まで大阪市により運営され、8月には新たに結成された民友会<sup>(71)</sup>に銀行業務が委託された<sup>(72)</sup>。

1964（昭和39）年12月5日毎日新聞「あいりん銀行2,700万円突破」<sup>(73)</sup>、1964（昭和39）年12月15日サンケイ新聞「不況をよそに連日二、三百人」<sup>(74)</sup>、1965（昭和40）年11月15日、市政新聞「あいりん貯金も三千万円」<sup>(75)</sup>、1969（昭和44）年11月13日、毎日新聞「預金 一億円超す」<sup>(76)</sup> 1978（昭和53）年12月19日（夕刊）読売新聞「あいりん銀行 4億円突破」<sup>(77)</sup>などの新聞の小見出しが並んだ。このように貯蓄額が著しく増大していることから、お金を安全に預かっている場が日雇い労働者らに必要とされていたことが伺えるのではないだろうか。

一方で、日雇い労働者らの「あいりん銀行」への貯蓄がうまくいっていたとはいえない面もある。1964（昭和39）年12月15日サンケイ新聞「ときどき大口の金額を引き出す人もいた」<sup>(78)</sup>、1978（昭和53）年12月19日（夕刊）読売新聞「働く職場も、ドヤもなく、野宿を強いられる病弱者、身体障害者や労働組合のたき出しに列を作る人も少なくなく」<sup>(79)</sup>と記している。一部の日

雇い労働者らは明日への備えとして「あいりん銀行」に貯蓄できていないと資料から読み取れる。

「あいりん銀行」は、1969（昭和44）年度より年度別一人当たり平均貯蓄額を調査している。1969（昭和44）年度、貯蓄額107,854,863円、口座数27,801口座となっており一人当たり貯蓄額にすると4,000円となる<sup>(80)</sup>。これが、1982（昭和57）年10月末時点では貯蓄残高44,530万円（実口座数7,281）で一人平均61,000円となる<sup>(81)</sup>。金融広報中央委員会によると、1969（昭和44）年の二人以上世帯の金融資産の貯蓄残高は109万円、1982（昭和57）年で563万円となっている<sup>(82)</sup>。金融広報中央委員会の貯蓄残高は二人以上世帯であるため、この数字をもって安易に比較ができない。しかし、金融中央委員会の貯蓄残高と「あいりん銀行」の一人平均貯蓄額が僅少の差ではないことがわかる。

1982（昭和57）年10月末、「あいりん銀行」の利用者の全口座のうち、貯蓄額が10万円以上のものは約10%であり、残りの90%の利用者は10万円以下の貯蓄にとどまっている。また、利用者の割合は、単純労働の日雇い労働者らが72%、やや専門的労働の技能労働者が15%、その他13%の分類となる<sup>(83)</sup>。

大阪市と西成愛隣会は、貯蓄を奨励して自力更生を助長するため、主として日雇い労働者らを中心に、「あいりん銀行」の利用者の中から一定の選考基準によって優良貯蓄者30名を選んだ。1963（昭和38）年1月17日「貯蓄の日」を第1回として、大阪市民生局長からこれを表彰<sup>(84)</sup>し、あわせて西成愛隣会から記念品を贈呈した。優良貯蓄者の選考基準は、①毎年度末までに6カ月以上預金口座を所有、②貯蓄額は5万円以上、③月給者は月1回以上、日雇い労働者は月5回以上、継続的に入金実績がある、④既表彰者を除く、というものであった。また、詳細は後述するが、低額預金者でも送金、敷金、定額預金に出勤があれば選考の対象とされた<sup>(85)</sup>。当初、これらの表彰

によって日雇い労働者らは「あいりん銀行」への関心を寄せ、貯蓄することを覚えた。しかし、その表彰は、20年を経過し形骸化して年中行事となり貯蓄奨励の成果を期待できなくなった。その後、1982（昭和57）年、大阪市と西成愛隣会は、表彰を一時中断し「貯蓄の日」を記念して、「あいりん銀行」利用者全員にタオルなどを贈呈していた<sup>(86)</sup>。

大阪市は、貯蓄表彰者を「あいりん銀行」に一定額以上の貯蓄をした日雇い労働者らだけでなく、前述した一定の選考基準を満たした人も対象にしていた<sup>(87)</sup>。その貯蓄表彰の一定基準は以下の3つであった<sup>(88)</sup>。

1つめは、敷金で出金したものが対象となった。日雇い労働者らは「あいりん銀行」で貯蓄した金銭を出金し、大家などに敷金を支払うことで、「ドヤ」から賃貸住宅へ転居し、安定した住宅を得ることができた。彼らは、安定した住居への転居で、住民登録ができ、医療保険に加入する義務を負う。

2つめは、定期預金などのために出金したものが対象となった。日雇い労働者らは、日常使わない金銭を定期預金にすることで、何らかの必要な出費に備える貯蓄ができ、安定した生活を維持できるためである。

3つめは、日雇い労働者らは「あいりん銀行」で貯蓄した金銭を仕送りするものも表彰の対象となった。では、日雇い労働者らのうちどのくらいの割合の人がどの程度の仕送りをしていたのだろうか。1983（昭和38）年、大阪市社会医学研究会は、「ドヤ」で暮らす日雇い労働者らの仕送りについて実態調査を行っている。単身者の日雇い労働者らの内、仕送りの送金をしているものが13.7%となっている。彼らの送金額の内訳は3,000円以下が29.8%であり、3,000円から9,000円までが32.4%であった。世帯持ちの日雇い労働者らでは、送金をしている割合が24.4%と単身の日雇い労働者らの2倍となっている。世帯持ちの日雇い労働者らの送金額の内訳は3,000円以下が29%

であり、3,000円から9,000円までが38.7%となっていた<sup>(89)</sup>。

このように、「あいりん銀行」は日雇い労働者が生活維持する、彼らが安定した住宅を借りるために貯蓄する目的で活用し、日雇い労働者らの自立助長を促す一助であり、親族への仕送りをするために安全に金銭を預け、生活を守る機能の一つの資源となった。

昭和40年8月10日 産経新聞に貯蓄表彰のことが以下のように掲載されている<sup>(90)</sup>。

表彰者のうち、三人は女性、一人は小学生。預金額は少なくともいいが、まじめな労働者で、しかも継続的に預金する人が対象に選ばれた。……五十六歳のおばさんの預金額は三千二百円、若い女の人は工場へ勤めて日給六百円のなかから毎日百円以上を貯めている。

あいりん貯蓄組合「20年のあゆみ」には次のように記されている<sup>(91)</sup>。

毎年、出稼ぎの季節労働者が新しく預金口座を開き、毎日せっせと貯蓄に励み、冷たい北風の吹く年末、日焼けした顔をほころばせながら「有難うございました。こうして夜預けられるので助かりました。」と帰ってゆく姿を見るにつけ、この銀行が果たしている役割を改めてみる思いである。

以上からみても、「あいりん銀行」の利用者は、銀行ではない銀行として、そのほとんどが日雇い労働者らで、不安定な収入の中から、明日に備えてわずかな蓄えとして貯蓄していたことがうかがえる。ここに、この銀行が設置された意義を見いだすことができる。

1991（平成3）年より「あいりん銀行」の新規加入者も減り、また、通称などで口座を開設でき



マネーローダリングなどの詐欺に使用される可能性があったため、2012（平成24）年、その役割を終えた<sup>(92)</sup>。1995（平成5）年1月末時点で、貯蓄残高10億8,300万円、口座数8,320で一人平均130,000円<sup>(93)</sup>であったが、「あいりん銀行」は、2012（平成24）年に事業を廃止し、その後、解約払い出しのみを行い、2022（令和4）年4月末時点では、貯蓄残高3億2,600万円、総口座数の9割が1,000円未満の貯蓄残高である<sup>(94)</sup>。2022（令和4）年3月31日にその清算業務を終えたが、3億円という貯蓄が払い出されずにいる<sup>(95)</sup>。

#### 4 「あいりん銀行」の位置づけと役割

本来であれば、「あいりん銀行」は、国民貯蓄組合法が廃止になった時点で、役割を終えていたはずである。しかし、大阪市の事業として「あいりん銀行」の名を残し、日雇い労働者らが貯蓄をできる経過的な組織として残された。犯罪を防止するためのやむを得ない消極的な施策なのか、自立を目指すなど積極的な目的をもつ施策であるのかは、現段階では判断はできない。しかし、本稿ではそれらに少しでもアプローチを試みようと思う。

なぜ、「銀行ではない銀行」である「あいりん銀行」が日雇い労働者らに必要とされてきたのか、その理由を本稿では二つの面からアプローチしてみよう。

第1に、日雇い労働者らの立場から「あいりん銀行」を眺めてみる。

多くの日雇い労働者らは、釜ヶ崎に住民登録（住民票がない）をしていない。また、身分を証明するものもない<sup>(96)</sup>。そのために日雇い労働者らは、銀行や郵便局で口座を開設することができなかった。それらの日雇い労働者らは、「ドヤ」の一畳一間で布団を敷いて寝る、あるいは路上での生活が続く。その「ドヤ」で、日雇い労働者らは、お互いを知らない人から飲酒や違法な博打、薬物に誘われ、隣接する飛田新地に誘われ「女性を買いに行く<sup>(97)</sup>」などして金銭を消費してし

まったことはこれまでに論じた通りである。また、部屋に仕切りもない「ドヤ」の中で窃盗に会い、金銭がなくなる危険性もあった。

以上のような環境下でその日暮らしの日雇い労働者らは、たとえ、真面目に働いても何かと浪費の誘惑に負け、あるいは、自分の金銭を盗まれたりしたことが容易に想像できる。

しかし一方で、少なからず日雇い労働者らは、「今後の生活のためにお金を貯めたい」

「病気や老後に備えたい」

「家族に仕送りをしたい」

などの理由で、治安の悪い「ドヤ」ではなく、自分の金銭を保全する機関を必要としたものと思う。まさに、「あいりん銀行」とは、それら日雇い労働者らが安心して金銭を預けられるというニーズに沿う公的な機関であったのだ。

つまり、筆者は、身分を証明できない日雇い労働者らが、様々な誘惑により金銭を使い果たすことなく貯蓄し、その金銭を保全していくためにも、彼らの金銭を預かる「あいりん銀行」を必要としたものと考えている。換言すれば、日雇い労働者らが生活の維持、仕送り、唯一の預け入れできる「あいりん銀行」を日常生活上欠かすことができない資源として考えたものもいたと考えるのである。

なお、「あいりん銀行」は「銀行ではない銀行」、大阪市の事業の一つであったためか、あるいは、預金者の名義、住所の不明確なことが多いため、利子に税金を付加できなかった可能性がある。しかし、この頃の利息は8%<sup>(98)</sup>だった時もあり、日雇い労働者らが貯蓄すれば、少しでも利子がつき、その上、税金がないことを知れば、彼らの手元に金銭を置かず貯蓄に傾いた可能性があったことも付記しておく。

しかし、以上の考えでは「あいりん銀行」とは日雇い労働者らのその日暮らしのための資源にしかならない。つまり日雇い労働者らの「自立の助長」に繋がっていったのかという疑問が残る。現

段階の調査では、日雇い労働者らの自立⇔自立の助長のための「あいりん銀行」という筆者の推測は思うように検討できないのである。

前述したように、「あいりん銀行」を利用した職種の手伝・女中・水商売・芸人がある。それらの職種は、推測だが女性である可能性が高く、売春の関係の仕事に就いていた可能性がある<sup>(99)</sup>。日雇い労働者らの男性だけでなく、女性も金銭を「あいりん銀行」に貯蓄していたと思われる。

なお、前述したが<sup>(100)</sup>、「あいりん銀行」の資料によると、1968（昭和43）年4月から1971（昭和46）年9月までの新規加入者の「あいりん銀行」の口座開設者の職種には、手伝・女中・水商売・芸人・テキヤ・雑役などが含まれていた<sup>(101)</sup>。

筆者の推測になるが、以上の女性にかかわる職種は、本稿の対象とする地域に飛田新地が隣接することからも、「あいりん銀行」にそれら住民登録がない女性が届出をする際に表現を変えながらも、性風俗で働いていた女性が多かったものと思われる。住民登録していたならば、通常の金融機関を利用できたからである。繰り返すが、本稿は性風俗で働くということの是非を問うものではない。これら女性が「あいりん銀行」を利用し、将来をどのように考えていたかということ念頭に置きつつ、あいりん銀行の位置づけや役割を探るものである。

次に、日雇い労働者らの自立を促す立場から「あいりん銀行」を眺めてみる。

大阪市には、釜ヶ崎での生活を送る日雇い労働者らが不安定な収入の中で日常的な自立を（当時の自立とは、とりあえず明日の生活ができるという主旨である）する第一歩として貯蓄することを勧めた<sup>(102)</sup>。大阪市は、日雇い労働者らに貯蓄をする習慣を身につけることで、浪費する生活を改善し、その日暮らしの生活を回避できる可能性があると考えたという記録がある<sup>(103)</sup>。

大阪市は銀行でない銀行の「あいりん銀行」の

入出金の時間を午後8時までに設定し、大阪市職員が窓口で対応し、日雇い労働を終えた労働者らの入出金を可能とした<sup>(104)</sup>。大阪市は、日雇い労働者らの収入を「あいりん銀行」に貯蓄させることでその金銭を保全し、一方で「あいりん銀行」の運営を継続することで、日雇い労働者らの生活を見守り、その自立の助長を促した可能性があるのである。

このように、「あいりん銀行」は、日雇い労働者らにとって、今で言う、日常生活支援事業<sup>(105)</sup>の役割を果たした可能性があるのである。

ただし、批判的な見方をすれば、筆者は「あいりん銀行」は日雇い労働者らが通称名であっても預金をできたため、不正な金銭の預け入れができ、また、杜撰な入出金などもあった可能性は否定できないことも付け加えておく。

「あいりん銀行」は、日雇い労働者らの金銭を預かり、彼らが通帳や印鑑を紛失しても、簡易な手続きで通帳を再交付でき、また、簡易な手続きで出金できた<sup>(106)</sup>。「あいりん銀行」は、預け入れた日雇い労働者と異なる日雇い労働者らに出金をし、トラブルになったことも容易に想像できるのである。

また、消極的な見方をすると、大阪市は銀行でない銀行の「あいりん銀行」を維持することで、日雇い労働者が「あいりん銀行」に貯蓄をし、彼らの明日の生活に繋がればと考え<sup>(107)</sup>、日雇い労働者らに「あいりん銀行」を利用させることで、大阪市に対する不満を逸らそうとした可能性もある。

つまり「あいりん銀行」の存在とは、日雇い労働者らの自立助長の資源の一つと考えられる反面、大阪市が、「あいりん銀行」の開設時、その後も、この銀行を広告・ラジオ・テレビなどを通じて広く周知し、大阪市が取り組む側面が強調され、釜ヶ崎の日雇い労働者らの印象を変化させようとしたのではないかと考えられるのである。また、筆者は新聞などを通じて、あるいは、大阪府が、長年暮らしている地域の住民に対して、「あ

「あいりん銀行」の開設により無法地帯などの印象を払拭しようと考えたのではないかと考える。筆者は大阪市が日雇い労働者らの自立の助長だけでなく、他からの批判をかわすことに「あいりん銀行」を利用したのではないかと考えるのである。

筆者は、「あいりん銀行」が通称名であっても口座を開設できたことで、別の課題があったと考える。筆者は、日雇い労働者らが簡易に口座を開設できた「あいりん銀行」で通称名を使い貯蓄をしながら、彼らが生活保護を申請していた可能性があると考え。大阪市は、日雇い労働者らが生活保護を受給した際、彼らの資産調査を行う。彼らが通称名で「あいりん銀行」に貯蓄した口座を申告しなければ不正受給を見抜くことができなかった可能性がある。大阪市は日雇い労働者が、「あいりん銀行」に貯蓄し、1991（平成3）年まで「あいりん銀行」への貯蓄総額・口座数が増加していることを認識し、彼らの自立の助長に繋がっていると考えたであろう。筆者は、一部の日雇い労働者がそのような不正をしていたとしても、大阪市がそれ以外の日雇い労働者らの明日への生活や仕送りなどに「あいりん銀行」に貯蓄し自立助長に繋げることに重きを置いたのではないだろうか。大阪市はそのような一部の生活保護の不正受給があったことを理解していたとしても、日雇い労働者が「あいりん銀行」に貯蓄することを優先したと推測する。生活保護の不正受給に重きと置いたならば、筆者は、大阪市が事業として認めていた「あいりん銀行」を廃止することを優先したであろう。

「あいりん銀行」は、簡易に日雇い労働者らが口座を開設できた、その反面、通称名で口座を開設した彼らがその通帳の持ち主であることを証明できない、また、その人が死亡していれば3億円という預金の一部を払い戻せずにいる可能性がある。「あいりん銀行」は、通称名で作った口座を日雇い労働者らがそれらを自身のものであると証明できなければ払い戻せない。「あいりん銀行」は払い戻しにおいて彼らにそれらを証明する書類

の提示を求めている。通称名で作った口座の証明は困難であると推察できる。「あいりん銀行」に貯蓄をしていた日雇い労働者が亡くなり、「あいりん銀行」に通帳を預けたままで口座開設の存在や通称名を知らない親族はその通帳の存在さえ知らないことになる。ただ、「あいりん銀行」は、その時代に置いて、必要性に迫られ「銀行ではない銀行」としての身分証明がなくても口座を開設でき、財布代わりに入出金し、安全に金銭を貯蓄できる機能を果たした「あいりん銀行」が利用する日雇い労働者らの生活の一部となっていたと推測する。

「あいりん銀行」の口座数が増加していることから、「あいりん銀行」が、一見、日雇い労働者の自立の助長に繋がっていたように思われるが、その口座数だけで自立の助長に繋がっていると考えていいのだろうか。日雇い労働者数と比例して「あいりん銀行」の新規口座数の増加していないのであれば、一定の自立の助長に留まり、繋がっていない可能性がある。

また、「あいりん銀行」の口座数の増加は、利用者が死亡し、解約などの手続きができていない可能性もあり、新規口座数が増加していなければ、他の地域からの流入者が「あいりん銀行」を利用していない可能性もあり、自立の助長に繋がっていないと言えるのではないだろうか。

「あいりん銀行」の新規口座が増えていなければ、利用者も増えていないということになり、その効果は限定的だったと評価せざるを得なくなる。

大阪市が「あいりん銀行」の口座を日雇い労働者3割が持ち、総額4億円もの貯蓄されたことで「あいりん銀行」の自立の助長の役割を果たしたと考えていたのだろうか。残りの7割の人たちが、「あいりん銀行」を利用しなかった理由は、釜ヶ崎の環境で金銭を消費してしまう、人との交流が少なく、又、現在のようにネット、携帯電話がなく情報を得られず、「あいりん銀行」の存在

を知らなかった可能性もある。

筆者は、大阪市が日雇い労働者らの貯蓄への促しと日雇い労働者らの貯蓄をするという習慣を身につける2つの役割を「あいりん銀行」が担ったと考える。筆者は大阪市が「あいりん銀行」を使い、釜ヶ崎の環境で日雇い労働者が手元にある金銭を消費しないために、手元に必要以上にお金を置かない環境を整えたと推察する。

東京の山谷地域は釜ヶ崎と同様に日雇い労働者らの町である。山谷地域にも「あいりん銀行」と同様に1966（昭和41）年、東京都の支援のもと山谷貯蓄組合が設立した。山谷貯蓄組合は日雇い労働者らが貯蓄をできる場であった。山谷貯蓄組合は、釜ヶ崎と同じように日雇い労働者の多く住んでいる山谷地区で住所を確認できなくても口座を開設できる銀行であった。このように「あいりん銀行」と同様に銀行ではない銀行、山谷貯蓄組合は、日雇い労働者にとって自立の助長の一つの資源であった可能性がある。2005（平成17）年に山谷貯蓄組合は、解散し、9,500万円が払い戻しできずに残っている<sup>(108)</sup>。

## 5 おわりに

筆者は、生活保護のケースワーカーとして業務に関連して「あいりん銀行」の存在を知った。筆者は、この研究を進め、当時の日雇い労働者らが飲酒、違法な博打、「女性を買いにいく<sup>(109)</sup>」、薬物を購入するなど金銭を消費してしまう環境に置かれていたことを理解した。

大阪市は、当時の日雇い労働者らに自立の助長を促す一つとして「あいりん銀行」を周知させ、彼らに貯蓄をさせ、彼らの生活を何とか維持させようとした可能性はある程度確信に変わった。また、筆者は、大阪市が国民貯蓄組合法廃止後も大阪市の事業として「あいりん銀行」を継続させ、釜ヶ崎の日雇い労働者を見守ってきたことも理解できた。つまり、「あいりん銀行」は、現段階では、日雇い労働者らに対して、消極的な自立の助長する役割を果たしていたと考える。

日雇い労働者らが高度成長期に日本の経済を支えて、経済の浮き沈みにより仕事がなく、日雇い生活に陥り、「ドヤ」などで生活を余儀なくされていたなか、「あいりん銀行」は、存在しただけで日雇い労働者らのその後の生活に何らかの希望を持たせたものと示唆される。この研究は今後も継続したい。

最後に付言するが、東京の山谷地区にも「あいりん銀行」と同じような「山谷貯蓄組合」が存在していた。その設立の過程と意義や役割へのアプローチも、本稿でテーマとした「あいりん銀行」同様に、今後の研究の課題としたい。

（きたの さをり：大阪市住吉区保健福祉センター生活支援課）

## 引用文献

- (1) 釜ヶ崎 地名は明治33年に消失している。釜ヶ崎の由来はいくつかある。松繁ら（1993）『釜ヶ崎 歴史と現在』三一書房
- (2) 大阪府警察本部防犯部（1961）『釜ヶ崎の実態』
- (3) 前掲 2 参照
- (4) 1960（昭和35）年 日雇い労働者の年齢割合 29歳以下4.2%、30歳から39歳17.7%、40歳から49歳24.1%、50歳から59歳34.1%、60歳以上19.9% 松繁ら（1993）『釜ヶ崎 歴史と現在』三一書房
- (5) 前掲 2 参照 p25
- (6) 前掲 2 参照 p25
- (7) 前掲 2 参照 p25
- (8) 前掲 2 参照
- (9) 「ドヤ」は一時滞在の旅人を対象とした木賃宿が前身であると言われている。社会生活破れた人たちが細々と生きていくための生活の本拠であり、定職と定まった収入のない人たちの一時的滞在の場所である。さらには売春、麻薬、暴力団、ぞう物犯とうの犯罪関係者の隠れ家、あるいは活動の拠点であるとう、そ



の性格は極めて複雑多岐なものがある。

ドヤには追い込みドヤ、ベッド式ドヤ、小間式ドヤ、一人一部屋ドヤなどの種類がある。

吉村智博・原口剛・白波瀬達也・櫻田和也 (2021)『大阪：釜ヶ崎・日雇』近現代資料刊行会

- (10) 1918年に設立された遊郭
- (11) 松繁ら (1993)『釜ヶ崎 歴史と現在』三一書房
- (12) 釜ヶ崎では中毒性精神病の比率が高く、区内入院の1/3である。松繁ら (1993)『釜ヶ崎 歴史と現在』三一書房
- (13) 西成署管内を本拠とする暴力団は101団体で構成員約1,780名、他管内に根拠があり西成署管内を活動地域としているものは24団体約400名 大阪府下全暴力団の約3割近くがこの地域に集中している。大阪府警察本部防犯部 (1961)『釜ヶ崎の実態』
- (14) 水野俊吾 (1964)「釜ヶ崎に於ける労務者の実態 西成労働福祉センター労務者調査を通じ」
- (15) 前掲 14 参照
- (16) 前掲 14 参照
- (17) ぞう物を路上で買取り、これを古物商店等に売り込んだり、その売り込みの仲介するもの 松繁ら (1993)『釜ヶ崎 歴史と現在』三一書房
- (18) 前掲 14 参照
- (19) 前掲 14 参照
- (20) 前掲 2 参照
- (21) 大阪市民生局失業対策課 (1961)「大阪市における日雇労働者の実態 “日雇労働者生活実態調査報告書”」
- (22) 前掲 21 参照
- (23) 前掲 21 参照
- (24) 前掲 21 参照
- (25) 大阪市民生局 (1962)「大阪市・釜ヶ崎対策施設—あんない—」
- (26) 前掲 25 参照
- (27) 通院患者の200名の内、住民登録をしていな

い人が190名 (95%) となっている。

大阪社会医療センター通院患者における要入院肺結核患者の社会医学的調査 (1974) 大阪社会医療センター社会医学研究会

- (28) 手配師 日雇い労働者の賃金のピンハネを「生業」とするもの 青木秀男 (1983)『「寄せ場」労働者をめぐる差別の構造』33-4 社会学評論
- 一口に手配師といっても、全社直用に形で、直接募集の形成をとるもの、下請業者とうから依頼されて委託募集の形成をとるもの、常時求人、求職を受け職業紹介事業に類似するもの、配下に飯場、組などをもち、労働者供給者事業に近いものとうその実態は千差万別で、その詳細を知るとは極めて困難である。労働省職業安定局 (1966)「愛隣、山谷地区の実態と労働対策の方向」
- (29) 前掲 2 参照
- (30) 前掲 2 参照 p 10
- (31) 前掲 2 参照 p 10
- (32) 前掲 2 参照
- (33) 大阪市民生局失業対策課 (1961)「大阪市における日雇労働者の実態 “日雇労働者生活実態調査報告書”」
- (34) 前掲 33 参照
- (35) 保健師は、結核患者を発見し、結核患者に治療をすすめる段階になると経済的困難になった。入院するにも病院側で満床の理由で断られ、たとえ、空床であっても費用の点で行き詰った。 松繁ら (1993)『釜ヶ崎 歴史と現在』三一書房
- (36) 密造酒は主として住吉、東住吉方面の朝鮮人とうによって密造されたドブ酒、しょうちゅうなどである。アルコール度が14度~15度ぐらいに薄められて、これを補うために唐辛子とうをいれるなどして低級なもの松繁ら (1993)『釜ヶ崎 歴史と現在』三一書房。
- (37) 大阪社会医学研究会の調査によると、済生

会今宮診療所の通院した人を対象に調査を行っている。男性に飲酒者が多い。野宿者及び浮浪者に飲酒量が多い。住民登録をしていないものに飲酒量が多い。松繁ら（1993）『釜ヶ崎 歴史と現在』三一書房

- (38) 日本建築学生会議関西ブロック分科会釜ヶ崎研究会（1962）「釜ヶ崎—よりよい明日の釜ヶ崎をめざして—」
- (39) 前掲 2 参照
- (40) 前掲 2 参照
- (41) 前掲 2 参照
- (42) 前掲 11 参照
- (43) 北野さをり（2023）「貧困女性と感染症の過去からみる現在—1966年の済生会今宮診療所の調査からみえてくるもの—」四天王寺大学大学院論集（18）
- (44) 労働省職業安定局（1966）「愛隣、山谷地区の実態と労働対策の方向」
- (45) 前掲 24 参照
- (46) あいりん貯蓄組合（1983）「20年のあゆみ 1983」
- (47) 西成暴動  
釜ヶ崎事件について 第一回事件 昭和36年8月1日、第2回 昭和41年3月15日第3回 昭和41年5月28日、午後9時頃、第4回 昭和41年6月21日
- (48) あいりん貯蓄組合（1983）「20年のあゆみ 1983」
- (49) 愛隣会館 1962（昭和37年）大阪市は、日雇い労働者らが西成区行政で福祉の向上できないと結論つけ、行政の枠を超えた福祉機関として大阪市立愛隣会館を開設した。愛隣会館には、婦人相談室、児相相談室、生活保護相談室、小口生活資金貸付室、防犯コーナー室、保健所分室、戸籍・住民登録室、理髪室、浴室、ベビーセンター、社会学研究室、娯楽室、第一生活指導室、第二生活指導室、あいりん学園が整備されていた。
- (50) 前掲 46 参照
- (51) 1966（昭和42）年、大阪市立愛隣会館は、大阪市立更生相談所に名称が変更した。
- (52) 前掲 46 参照
- (53) 現在の三井住友銀行
- (54) 現在のみずほ銀行
- (55) 現在のりそな銀行
- (56) 現在の三菱UFJ銀行
- (57) 前掲 46 参照
- (58) 前掲 46 参照
- (59) 前掲 46 参照
- (60) 前掲 46 参照
- (61) 前掲 46 参照
- (62) 前掲 45 参照
- (63) 前掲 46 参照
- (64) 産経新聞1963（昭和38）年7月28日「貯金に生きる釜ヶ崎」
- (65) 産経新聞1964（昭和39）年12月15日（日刊）「好調の『愛隣銀行』」
- (66) 1941（昭和16）年の国民貯蓄組合法に基づき、貯蓄の増強に資するため、市町村、事業所団体などの構成員により組織され、組合員の貯蓄の斡旋をした組合。1953（昭和38）年廃止。
- (67) 所得を得ることが難しい人に対する配慮として、一定額以下の貯蓄の利息を非課税扱いにする制度。
- (68) 前掲 46 参照
- (69) 1972（昭和47）年7月ロータリーファイル機を購入し、窓口事務の能率化を図った。1977（昭和52）年4月兵庫相互銀行の取扱いに交代した。あいりん貯蓄組合（1983）「20年のあゆみ 1983」
- (70) 民友会は、業務委託早々のことでもあり、職員の不慣れもあって、一部に時期尚早の声もあったが、時代の体勢と受け止め、1972（昭和47）年9月、富士銀行から同機2台を貸与され移行した。あいりん貯蓄組合（1983）「20年のあゆみ 1983」
- (71) 民友会は大阪市の民生事業に協力し、市民生活に寄与するとともに、大阪市民生局の退職



- 者の福利厚生を図ることを目的に、昭和46年7月に設立された任意団体で、事務局を大阪市民生局内に置いている。あいりん貯蓄組合(1983)「20年のあゆみ1983」
- (72) 前掲 46 参照
- (73) 毎日新聞1964(昭和39)年12月5日「貯金ふえる“釜ヶ崎”」
- (74) 前掲 64 参照
- (75) 市政新聞1965(昭和40)年11月15日「釜ヶ崎 更生に開花」
- (76) 毎日新聞1969(昭和44)年11月13日「預金一億円超す」
- (77) 読売新聞1978(昭和53)年12月19日(夕刊)「あいりん銀行 4億円突破」
- (78) 前掲 64 参照
- (79) 前掲 77 参照
- (80) 前掲 46 参照
- (81) 前掲 46 参照
- (82) <https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/yoron/futari/2020/hist.html> 時系列データ(昭和38年から令和2年まで) — 家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査] | 知るぼると(shiruporuto.jp) (2023.8.30 アクセス日)
- (83) 前掲 46 参照
- (84) 細見稿 あいりん貯蓄組合 kamamat.sakura.ne.jp/siryoku-ko-1/hosomi/hosomi2-5.html (2023.9.20 アクセス日)
- (85) 前掲 46 参照
- (86) 前掲 46 参照
- (87) 前掲 46 参照
- (88) 前掲 84 参照
- (89) 大阪市社会医学研究会(1963)「大阪市環境改善地区実態調査-西成区簡易宿泊所利用実態-(その1)」
- (90) 産経新聞 1965(昭和40)年8月10日(日刊)「預金者30人を表彰」
- (91) 前掲 46 参照
- (92) -あいりん貯蓄組合-銀行の封筒収集 ~ラ  
イフワーク~ ssl-lolipop.jp (2024.4.4 akuse)
- (93) 大阪市平成5年3月定例会常任委員会(民生保健・通常予算)03月16日02号 [https://ssp.kaigiroku.net/tenant/cityosaka/SpMinuteView.html?council\\_id=161&schedule\\_id=4&minute\\_id=126&is\\_search=true](https://ssp.kaigiroku.net/tenant/cityosaka/SpMinuteView.html?council_id=161&schedule_id=4&minute_id=126&is_search=true) (2023.8.20 アクセス日)
- (94) 大阪府令和4年3月定例会常任委員会(民生保健・通常予算)03月15日05号 [https://ssp.kaigiroku.net/tenant/cityosaka/SpMinuteView.html?council\\_id=3414&schedule\\_id=6&minute\\_id=172&is\\_search=true](https://ssp.kaigiroku.net/tenant/cityosaka/SpMinuteView.html?council_id=3414&schedule_id=6&minute_id=172&is_search=true) (2023.08.20 アクセス日)
- (95) 「宵越しの金持たず」の労働者を支えた「銀行」預金の解約期限迫る[大阪府]:朝日新聞デジタル (asahi.com)  
<https://www.asahi.com/articles/ASQ337SG6Q2SPTIL00R.html?msockid=0fdad1d629af6c021b24c28828246de4> (2023.9.20 アクセス日)
- (96) 前掲 37 参照
- (97) 前掲 11 参照
- (98) <https://nomura-am.co.jp> 1. 金利の推移 | なぜ今、資産運用が必要なの? | お金を育てる研究所 (2023.9.20 アクセス日)
- (99) 前掲 46 参照
- (100) 前掲 46 参照
- (101) 前掲 92 参照
- (102) 前掲 46 参照
- (103) 前掲 46 参照
- (104) 前掲 46 参照
- (105) 日常生活支援事業 都道府県・指定都市社会福祉協議会(窓口業務は市町村の社会福祉協議会)が認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
- (106) 前掲 46 参照

<sup>(107)</sup> 前掲 46 参照

<sup>(108)</sup> 日雇い・野宿労働者の預金 9500 万円いまだ  
宙に 山谷貯蓄組合解散から 2 年半  
<https://bund.jp/?p=390> (2023/9/20 アクセス  
日)

<sup>(109)</sup> 前掲 11 参照

## 参考文献

日本建築学生会議関西ブロック分科会釜ヶ崎研究  
「釜ヶ崎－よりよい明日の釜ヶ崎を目指して－」  
(1962 年)

〔実践報告〕

## 西成区の地域福祉推進におけるボッチャの活用について

橋 口 風 伍

### サマリー

本稿では、西成区におけるボッチャを活用した事業とその現状について、社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会（以下、区社協）の取り組みから整理した。西成区は福祉的課題やニーズが高い地域であり、特に、他者や地域福祉活動とつながりのない単身高齢者が課題である。そのため、従来は地域活動に参加する機会のなかった層に対し、地域福祉活動や地域の居場所への参加促進をおこなう必要がある。区社協はその手段として、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、誰もが取り組みやすいボッチャの特性に着目し、西成区内で推進をおこなった。結果として、50か所を超える活動が展開されており、住民同士や施設間等の新たなつながりづくりにつながっている。今後、地域活動の担い手創出が求められる段階ではあるが、これまでの展開段階について整理し、報告する。

### キーワード

ボッチャ、つながりづくり

### 目次

- 1 はじめに
- 2 報告方法
  - 2-1 定義
  - 2-2 考察方法
  - 2-3 データ収集
  - 2-4 倫理的配慮
- 3 西成区の地域福祉について
  - 3-1 西成区の概況と福祉的課題
  - 3-2 西成区における地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ
  - 3-3 西成区地域福祉計画の概要
- 4 西成区におけるボッチャを活用した事業
  - 4-1 ボッチャ推進の経緯
  - 4-2 ボッチャの展開
  - 4-3 西成区内におけるボッチャの普及と反応
- 5 考察
  - 5-1 事業の現状評価
  - 5-2 事業の今後の課題
- 6 おわりに

### 1 はじめに

西成区は高齢、児童、障がい、困窮、保健医療、人権保護等、多様な福祉的課題が存在し、福祉ニーズの高い地域である。西成区では区域における地域福祉推進の手段として、ボッチャを活用している。区社協は2019年から、部門間を超えてボッチャの推進をおこない、西成区内の活動場所は50か所を超えている。2023年には区域での大会も開催し、ボッチャを普及することができた。本稿にて、区社協がどのような経緯と目的にてボッチャを推進したのかを整理し、現状を報告する。

### 2 報告方法

#### 2-1 定義

地区社会福祉協議会、連合振興町会、地域活動

協議会、ネットワーク委員会、民生委員児童委員協議会等で活動する住民を「地域活動者」とする。

地域活動者や社会福祉施設等、地域福祉を推進する担い手が主体となりおこなう居場所活動や見守り活動を「地域福祉活動」とする。

ポッチャの紹介、体験会および交流会の開催、ポッチャに関する道具の貸し出し、運営者の育成等、ポッチャの普及啓発に関わる活動を「ポッチャの推進」とする。

## 2-2 考察方法

西成区内におけるポッチャの展開と現状を整理し、ポッチャを活用したつながりづくり事業全体の評価をおこなう。

## 2-3 データ収集

区社協がポッチャを推進した記録として、本稿に活用したデータは次のとおりである。

- ・区社協が使用する地域支援システムに記録された会議録、相談記録、スケジュールの内、「ポッチャ」にてテキスト検索をおこない該当したデータ。(期間は、2019年4月1日～2024年6月30日)
- ・2023年度における、区社協の福祉教育実施状況一覧
- ・第3回西成ポッチャカップ2023 大会冊子および記録
- ・西成区内におけるポッチャ活動一覧(2024年6月30日時点)

## 2-4 倫理的配慮

掲載する団体および個人名については匿名とする。

# 3 西成区の地域福祉について

## 3-1 西成区の概況と福祉的課題

西成区は、大阪市の南西部に位置する地域である。南北にかけて国道や幹線道路、自動車道が通

り、鉄道もJR(大阪環状線、関西本線)、南海電鉄(南海本線、南海高野線)、阪堺電気軌道(阪堺線)、Osaka Metro(四つ橋線、堺筋線、御堂筋線)が運行している。主に住宅地が広がっており、区内の西部には工場地帯を有している。人口は約106,000人、高齢化率37.94%<sup>(1)</sup>生活保護率21.94%<sup>(2)</sup>と、天王寺、難波という大阪市内の都市部と接しながらも、福祉的ニーズの高い地域である。

西成区の地域特性および福祉的課題を、西成区地域福祉計画から参照すると、

- ・世帯数、人口の減少が続いている。男女比率は全国・大阪市ともに女性が高い割合となっているが、西成区は男性が大きく上回っている。
- ・高齢化率および単身高齢者世帯数が大阪市内で一番高い値となっている。また、年少人口および出生率も大阪市内と比べ、低い値となっている。そのため少子高齢化が進んでいる。
- ・生活保護世帯数および生活保護実人員数は減少傾向であるが、大阪市や全国平均と比べ、非常に高い値となっている。日雇労働者<sup>(3)</sup>の就労機会の減少や高齢化により保護受給となる方も多く、その多くが単身世帯である。
- ・大阪市内において、障がい者手帳所持者数が増加しており、西成区においても療育、精神の登録者数、所持者数が増加している。
- ・引き続き、あいりん地域において、野宿生活を余儀なくされる日雇労働者等が多い状況にある。
- ・結核の罹患率は低下しているが、全国と比べて高い値が続いている。
- ・高齢人口の増加に伴い、認知症高齢者数が増加している。

上記の点からも、西成区が多様な福祉的課題を有し、大阪市内や全国と比べても福祉的ニーズが高い地域であると考えられる。

## 3-2 西成区における地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ



地域福祉計画には、地域福祉の推進に関する計画である、市町村地域福祉計画と、市町村の地域福祉の支援に関する計画である、都道府県地域福祉支援計画がある。どちらも社会福祉法（第107条第1項、第108条第1項）において、行政機関に策定の努力義務があるとしている。また、他の福祉計画と調和を図る必要があるとされており、子ども、高齢、障がい、医療、保健等の分野ごとに策定される計画と比較して、総合的な性格を持つ計画である。

地域福祉活動計画は、住民および社会福祉事業関係者等、民間による地域福祉活動の実施および推進の計画である。これは、「新・社会福祉協議会基本要綱」において市町村社会福祉協議会および都道府県社会福祉協議会が策定するとされている。また、市町村地域福祉計画と地域福祉活動計画は連携を図ることとされている。

つまり、地域福祉計画は、多様な分野を横断した総合的な計画であり、地域福祉活動計画は、地域福祉計画に基づき、具体的な福祉活動の推進にかかる実行計画という側面を有するものである。大阪市においては、市町村地域福祉計画として、大阪市地域福祉基本計画が策定されている。またこれに併せ、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会が、地域福祉活動計画として、大阪市地域福祉活動推進計画を策定している。

西成区地域福祉計画は、西成区の実情やニーズを反映した、西成区独自の計画であり、大阪市地域福祉基本計画がこれを支援する位置づけとされている。また、検討段階から区社協が連携することにより、課題や方針の共通認識を図り、地域福祉計画と地域福祉活動計画双方の側面を有する計画として策定している。また、区社協の事業計画を、より具体的な福祉活動推進にかかる計画として位置付けている。

### 3-3 西成区地域福祉計画の概要

西成区地域福祉計画の概要は次のとおりである。

基本理念「誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり」

考え方①「つながり・支えあうことができる地域づくり」

考え方②「すべての区民の権利擁護」

考え方③「安心・安全のまちづくり」

基本目標①『みんなで支え合う地域づくり』

1. 地域力の再発見（地域力を見直す）
2. 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
3. 地域における見守り活動の充実
4. 災害時における要援護者への支援

基本目標②『新しい地域包括支援体制の確立』

1. 相談支援体制の充実
2. 地域と連携する窓口（かけはし）の充実
3. 権利擁護支援体制の強化

【具体的な取り組み（重点項目）】

- ①新たな西成区地域福祉推進体制
- ②地域福祉活動への参加促進と担い手の確保
- ③要援護者の発見と地域における見守り体制の強化
- ④複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築
- ⑤地域の生活課題の解決や自分達の住む地域を「考える」場づくり支援

概要をまとめると、西成区地域福祉計画は、多様化する福祉課題に対し、希薄化したつながりの再構築を通じて、課題解決に取り組む地域の担い手を地縁や世代を超えて創出する。誰もが参画しやすい地域づくりから、誰もが見守られる地域をつくる。見守りで発見された個別課題や地域課題に対して、専門職や専門機関が支援をおこなう。支援を受けた個人の地域活動への参加を促す。この循環を意識した計画であると考えている。

## 4 西成区におけるポッチャを活用した事業

### 4-1 ポッチャ推進の経緯

西成区地域福祉計画では、基本理念を「誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり」とし、基本目標①として「みんなで支え合う地域づくり」を掲げている。これは、日常的に住民同士がつながり合うことで、支援の必要な人の存在に気付くことや、共通するニーズから活動を展開するという共助の仕組みを指している。しかし、西成区地域福祉計画策定にあたり、西成区の課題として、地域や社会においてつながりを有しない（孤立している）方の存在の多さが挙げられた。そのため、現在のつながりの中で支え合いを普及するだけでなく、現在、つながりに参画していない人を包括した新たなつながりづくりに取り組む必要が生まれ、そのツールを検討することとなった。ツールの1つとして挙げられたのがポッチャである。

西成区地域福祉計画を策定した2019年当時、ポッチャは区内の障がい者支援施設等の日中活動の1つとして取り組まれている状況であり、福祉関係者の中でも障がい者スポーツの種目としての認識であった。区社協では、新たな地域福祉活動として、①年齢、性別、障がいの有無にかかわらず取り組むことできるハードルの低さ、②シンプルなルールながら生まれる競争性、③多様な所属での展開の可能性から、ポッチャを誰もが参加できるつながりづくりのツールとして活用を始めた。

### 4-2 ポッチャの展開

区社協によるポッチャの推進として、居場所づくりによるつながりづくりと、介護予防を目指す生活支援体制整備事業、介護予防や認知症予防の活動として事業で展開する地域包括支援センター、障がい者スポーツの魅力からインクルーシブやノーマライゼーションについて福祉教育をおこなう地域支援担当等、それぞれの部門の目的に合わせて対象や展開方法を検討し、ポッチャの推

進をおこなった。

区社協では、ポッチャ推進のための支援として、ポッチャセット（ボールおよび審判に要する道具）12セット、ポッチャコートシート8枚を保有し、ポッチャに取り組む居場所や団体、施設に貸出をおこなっている。また、新規立ち上げ時や大会開催時のルール説明や審判等の支援をおこなっている。区社協では、複数の段階を経て、ポッチャを推進した。その段階と目的、効果、現状を表1にて整理する。

表1に示したように、固定的な利用者と、実施可能な会場のある居場所からポッチャの推進をおこない、実施にあたってのフォーマットづくり等をおこなった。その後、一定程度確立したフォーマット（会場のサイズに合わせた設営方法、対象に応じたルールの設定等）を用いて、学校や新規居場所へアプローチし、ポッチャの活動数を増加させた。地域の居場所、学校、こどもの居場所、社会福祉施設等、多様な担い手と参加者によってポッチャが取り組まれることで、地域内大会や地域内世代間交流大会を開催することができるようになった。地域内大会や地域内世代間交流大会の実績により、区域での大会を開催する運びとなった。これが、西成区におけるポッチャの展開である。

その結果、ポッチャは2024年6月末時点、西成区内の50か所以上の活動場所にて取り組まれている。表2中における、障がい者支援施設の値については、第3回西成ポッチャカップの参加チーム数および参加者数を参考としているため、実際に区内で日中活動として取り組む活動数および活動者数の全数ではなく、より多いと考えられる。

また、次のような機会にもポッチャが取り組まれている。

- ・第30回西成区社会福祉大会（国際大会出場選手による講演とデモンストレーション）
- ・くうねるあそぶ（子ども・子育て応援イベン

表1 西成区社会福祉協議会によるボッチャの展開

段階	対象	目的	効果と現状
1	西成区老人福祉センターでの体験会	・高齢者の興味関心等に関する調査 ・運営方法の検討	・定期的なボッチャ会が開催されている。 ・老人クラブ連合会でのボッチャ大会が開催されている。
2	現行の地域の居場所や介護予防教室での体験会	・地域の会館等での運営方法の検討 ・現行の居場所に通う動機の増加等による居場所の活性化	・百歳体操やサロン活動と併せて、ボッチャを実施する居場所が増加した。 ・ボッチャを目的に居場所へ通う地域住民が増加した。
3	福祉教育での実施	・障がい者理解に関する福祉教育プログラムを展開し、地域住民や施設利用者との交流を促進する	・障がい者理解に関する福祉教育の依頼が増加した。 ・学校のスポーツ大会でボッチャが取組まれるようになった。
4	新規居場所の立ち上げ	・地域の会館や社会福祉施設等における居場所を増加させる ・地域活動者同士の交流を促進する	・地域の居場所数が増加した。 ・地域活動者を中心としたボッチャグループが立ち上がった。
5	地域内大会の開催	・地域交流事業の促進	・西成区内16地域中、5地域および1圏域にて独自のボッチャ大会が開催された。
6	地域内世代間交流の実施	・ボッチャが年齢、性別を問わずにプレーできることを周知する ・地域活動者が、地域の児童を受入れる事業の開催や、学校が地域を受入れる事業の開催を促進する	・地域内でボッチャ会を開催する際に、こどもの居場所にも地域から声かけられるようになった。 ・学校と地域でボッチャ交流会をすることが定例となった。
7	障がい者支援施設等による大会の開催支援	・地域福祉活動によるボッチャの取組みと、障がい者支援施設によるボッチャの取組みの融合	・障がい者支援施設とともに、区域での大会を開催した。
8	区域での大会の開催	・地域住民、地域活動者、障がい者支援施設の利用者	・地域住民、地域活動者、障がい者支援施設が参加し、区域での大会を開催した。 ・次回の大会にむけて、複数のボッチャチームが立ち上がった。
9	今後の展開	・区域での大会の対象に、地域の居場所、小中学校、高等学校、こどもの居場所を追加し、区内でボッチャに関わるすべての住民や団体を包括する。 ・ボッチャチームやボッチャ活動に、従来の地域福祉活動ではつながりのなかった、こども子育て世帯や独居高齢者、施設、学校が含まれることで、地域福祉活動の参加者や担い手を増加させる。	

表2 西成区内におけるボッチャの推進状況

分類	活動数	活動者数	
地域の居場所	ボッチャ単独	10	124
	百歳体操との組合せ	10	152
	その他の組合せ	6	96
子どもの居場所	4	80	
小学校・中学校・高等学校	9	813	
障がい者支援施設	12	80	
合計	51	1345	

※活動数は区社協が把握している活動数  
 ※活動者数は一部、平均値等による概算値を含む（単位は名）

ト) (2023年度 152名の参加あり)

- ・ほっと！ネット西成ひろば（認知症等高齢者支援地域連携事業）

#### 4-3 西成区内におけるボッチャの普及と反応

西成区内でボッチャが普及したことに対し、次のように地域活動者から反応をいただいている。

- ・長年続いてきた地域のスポーツ大会が、参加者の高齢化により存続の危機であった。競技性がありながら、高齢者や初心者でも取り組むことができるボッチャに転換したことで、現在も存続できている。地域のコミュニティ存続につながっている。
- ・ボッチャは障がい者のものと思っていたが、やってみると面白い。区の大会にも、より多くの障がい者が参加できると考える。
- ・いつもは手押し車を押している高齢者が、とてもボッチャが上手なこともある。いくつになっても認知症になっても、活躍できることがあることはいいことだと考える。
- ・地域のサロンにこどもでも楽しめるボッチャがあることで、こどもや親子が参加してくれるようになった。その他の地域福祉活動へも誘いやすくなった。
- ・地域活動者間で交流する機会を作ることができた。特に、新たな地域活動者と会話が増えることで、活動の目的や雰囲気を伝えることができた。

その他、大会へ出場することを目的としたボッチャチームの立ち上げや、物品購入の相談等が区社協に寄せられている。

## 5 考察

### 5-1 事業の現状評価

ボッチャを活用した事業は、従来は地域福祉活動に参加する機会のなかった層への、地域福祉活動や地域の居場所への参加促進を主目的とし、西成区地域福祉計画の内、基本理念の基本目標①『みんなで支え合う地域づくり』1. 地域力の再

発見（地域力を見直そう）および、【具体的な取り組み（重点項目）】②地域福祉活動への参加促進と担い手の確保を具体化した事業である。

区社協としてボッチャ推進を開始して5年間の結果として、関わりのある活動数が50か所以上、活動者数が1,300名を超える現状は、居場所づくりの観点から評価すると、高い成果であると考えられる。区内のボランティア活動や市民活動が、担い手不足等により減少傾向である中、その代替となる活動である。各地域におけるボッチャの推進に始まり、地域内大会や世代間交流大会の開催、選手による講演、障がい者支援施設利用者を招待した形での区域でのボッチャ大会の開催と、一定の展開をもって推進することができている。これは4-1で記述したボッチャの特性①～③を活用した展開である。介護予防等の普及啓発時に①の気軽さから触れ、②の競争性でこれまではつながりのなかった同地域の多世代の方と交流し、③の多様な所属から、他地域や障がい者支援施設利用者と競争することで、練習を含め継続的な活動へと展開されている。

一方で、区社協本来の目的から評価すると、従来はつながることのなかった地域住民同士のつながりづくりという成果を得ているが、地域福祉活動の新たな担い手づくりへの展開は達成できておらず、今後の展開が求められている。

### 5-2 事業の今後の課題

5-1で記述したとおり、西成区におけるボッチャを活用した事業は、事業展開の途中段階にあり、今後の展開が求められている。

ボッチャに参加する団体、施設、個人間の交流を促進し、地域福祉活動の担い手創出への展開させる必要がある。そのため、継続して、従来は地域福祉活動に参加する機会のなかった層へボッチャへの参加を促す。同時に、審判や運営者といったボッチャ運営と推進の担い手や、大会運営を担う地域活動者や社会福祉施設等職員の創出をおこなう必要がある。これにより、参加者から



ボッチャの運営者へ、その後地域福祉活動の担い手へと展開することができる考える。

## 6 おわりに

ボッチャの普及を実現した要因として、東京パラリンピックにて日本人選手が活躍したこと、地域内ではゲートボールやグラウンドゴルフ等のスポーツが取り組まれていたが、練習や準備の必要性から新規参加者の減少や活動の休止が相次いでしていたこと等が挙げられる。地域福祉活動の種類として、また衰退していたスポーツ種目の代替としてボッチャが台頭した形である。そのため、会場、設備、練習、体力等の取り組みのハードルが低く、競争性のあるツールであれば、ボッチャに限らずとも同様の展開が可能であると考え。実際に区社協では、ボッチャと類似したアプローチにて、eスポーツの展開を構想しており、西成区老人福祉センターにて、高齢者の興味関心調査や運営方法の検討をしている段階である。また、西成区内におけるボッチャは現在、継続性を生み出しているが、恒久的なものであるとは考えにくい。本来の目的である、地域福祉活動の担い手創出を急ぐ必要がある。本稿で整理した情報により、この事業、ひいては他の地域福祉推進に関する事業が推進されることを期待する。

(はしぐち ふうご：社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会 地域支援担当)

## 注、引用文献

- (1) 大阪府が公表した、「推計人口（年報） 令和5年（2023年）年報」（表4-11 ①）によると、令和5年時点の西成区における人口の総数は105,782名、65歳以上の人口は40,136名である。これにより、高齢化率は37.94%（小数点第3位四捨五入）となる。
- (2) 大阪市が公表した、「福祉事業統計集 令和4年（令和6年3月発行）」（第5章 生活保護 第1表 被保護世帯数、人員、保護率及び保

護費の状況（区別）によると、令和4年度における被保護世帯数は21,719世帯、被保護実人員は23,261名、保護率は21.94%であり、どの3項目ともに大阪市内の区で最も高い値となっている。

- (3) 雇用保険において日雇労働者とは、日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇用される者をいう（雇用保険法第42条）。とされている。

## 参考文献

- 大阪府（2023年）「推計人口（年報） 令和5年（2023年）年報」  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040090/toukei/jinkou/jinkou-pdfindex.html>, 2024年6月30日
- 大阪市（2024年）「福祉事業統計集 令和4年（令和6年3月発行）」  
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000197783.html>, 2024年6月30日
- 西成区役所（2019年）『西成区地域福祉計画 2019（平成31）年度～2021（平成33）年度』
- 西成区役所（2022年）『第2期西成区地域福祉計画 2022（令和4）年度～2027（令和9）年度』
- 全国社会福祉協議会（1996年）『新・社会福祉協議会基本要領』
- 厚生労働省（2017年）「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」別紙「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tc3069&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc3069&dataType=1&pageNo=1), 2024年6月30日



〔実践報告〕

# 生活困窮者自立支援制度の支援会議の実態と 参加者にとっての意義 －大阪市西淀川区における会議参加者アンケートの質的分析－

大 里 祥 末 長 秀 教  
北 川 好 美

## サマリー

本報告は、筆者たちが運営事務局として携わる大阪市西淀川区の生活困窮者自立支援制度における支援会議の実態及び会議参加者にとっての支援会議の意義を明らかにすることが目的である。これらを明らかにするために、参加者に対して行った事後評価アンケートの自由記述の内容を質的分析した。

分析の結果、会議の参加者が実感し得る支援会議の意義は、「会議進行の各段階に沿ったもの」と「グループの相互作用により促進されるもの」の2つあることが分かった。これらは、各福祉分野における「ケア会議」の意義として先行研究で示されているが、2つが相乗することでその意義が促進されること及びそれらが支援行動の動機づけや、継続的な検討への意欲につながる可能性を示唆できたことは、本分析の意義といえる。また、その相乗の要素として、会議の運営者側の会議におけるファシリテーション技術や、会議実施にあたっての調整が重要であることが分かった。

## キーワード

生活困窮者自立支援制度 支援会議 多機関連携

## 目次

### 1 報告の目的

- 2 支援会議の概要
- 3 「ケア会議」の意義に関する先行研究の検討
- 4 西淀川区の支援会議の特徴
  - 4-1 支援会議の運営体制
  - 4-2 支援会議の進行の形式化
  - 4-3 各種「ケア会議」との共催
  - 4-4 討議される個別事案の傾向
- 5 調査対象と方法
  - 5-1 分析対象
  - 5-2 分析方法
- 6 分析結果
  - 6-1 アンケート回答結果
  - 6-2 回答内容の分析
    - 6-2-① 会議進行の各段階に沿った意義
    - 6-2-② グループの相互作用により促進される意義
    - 6-2-③ 効果的な会議運営による意義の促進
- 7 考察と課題
  - 7-1 考察
  - 7-2 課題

## 1 報告の目的

本報告では、筆者たちが運営事務局として携わる大阪市西淀川区の生活困窮者自立支援制度における支援会議（以下、支援会議とする）の実態及

び支援会議参加者（以下、参加者とする）にとっての支援会議の意義を明らかにすることを目的とする。支援会議とは、地域の各関係機関等が把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報共有や必要な支援体制の検討を目的として、2018年の生活困窮者自立支援法改正で各福祉事務所設置自治体（以下、自治体とする）が設置できるようになった会議体である。

同会議の意義について、「支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」（2019）（以下、ガイドラインとする）によれば、支援につながっていない生活困窮者等の早期発見や迅速な支援開始、関係機関による情報共有と役割分担、各機関の限界や大変さの分かち合いがあげられている。2024年の同法改正において自治体による設置と活用が努力義務となる等、多機関による連携の重要な手段として位置づけられている。しかしながら、現状では全国の自治体における支援会議の設置率は約4割（厚生労働省社会・援護局地域福祉課2024）にとどまっており、各自治体においては設置及び活用が求められている。

支援会議の有効活用にあたっては、地域の関係機関等の継続的な関与が不可欠なため、運営者側には参加者が実感し得る意義を理解し、その意義が実感できるように運営していくことが重要である。一方で、支援会議の実績自体が少ないこともあり、支援会議の運営の実態及び参加者が実感する意義についての研究はないのが現状である。したがって、本報告では支援会議の実態及び参加者にとっての支援会議の意義を明らかにするために、参加者に対して行った事後評価アンケートの自由記述の内容を質的分析する。

## 2 支援会議の概要

支援会議の実態及び意義を明らかにするにあたって、支援会議の法的な位置づけや成り立ちを概観する。生活困窮者自立支援制度では、制度上の会議として支援調整会議と支援会議の2種類ある。

支援調整会議とは2015年の生活困窮者自立支援制度開始当初から運用されており、生活困窮者の相談窓口である自立相談支援機関が主に運営するものである。支援調整会議では、主に相談者自身の同意のもとで同制度の各事業の支援計画を決定するとともに、その後の計画の変更、終結等の協議や判断がされている。

一方、支援会議は、切迫した生活困窮者が関係機関等の狭間で相談につながらず、適切な支援が行われなかったといった事例の発生を受けて、2018年に生活困窮者自立支援法に規定されたものであり、自治体によって運営されている。支援会議は支援調整会議と異なり、必ずしも生活困窮者本人の同意がない場合でも、法律により会議の構成員に対して守秘義務を設けることで、生活困窮者に関する情報の共有等を行うことができる。これにより、地域における個々の事案の情報共有や必要な支援体制の検討を円滑にするものである。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（2023）によれば、2021年時点で自治体における支援会議の設置は4割弱にとどまっているが、未設置の自治体の約8割が国・都道府県からの必要な支援がある場合、支援会議を「設置したい」又は「検討したい」と回答している。そして、必要な支援のうち、「具体的なノウハウ・事例の提供」の中身として約6割が「支援会議の運営上の工夫が分かる具体的な事例」を希望しており、自治体のニーズが一定あるといえる。

支援会議運営のノウハウや事例を紹介した文献としては、みずほ情報総研株式会社（2019）があり、また支援会議の運営者側からみた支援会議の意義や効果の調査として、北海道総合研究調査会（2021）があげられる。ただしこれらは運営者側からの視点であって、支援会議に参加している関係機関等が実感する支援会議の意義の調査はない。

参加者の意義については、支援会議と同様の法定会議である地域ケア会議（介護保険法）を研究対象とした横山・堤（2020）があげられる。同研



究では、地域ケア会議参加者に対して選択回答形式のアンケートを実施している。その結果、地域ケア会議に対する参加者の肯定的所感（自己効力感）が同会議の短期的成果（関係者間のネットワークの構築、地域課題の把握、課題解決に向けた方策の協議、参加者の行動変容につながる能力や意欲の醸成等）に影響することを示唆している。したがって支援会議においても同様の意義が推察される。

### 3 「ケア会議」の意義に関する先行研究の検討

支援会議は、法律に位置づけられた「ケア会議」の一つと捉えることができるため、その意義の分析に先立って、「ケア会議」に関する先行研究を検討することで、その意義を整理する。対人援助では、支援の様々な場面において、関係機関等が集まり、事例に関して情報共有、目標や計画を協議している。この場は様々な呼称があるが、上原（2008）はこれらを「ケア会議」と総称する。ここでの「ケア会議」の定義は、「複数のニーズをもつ事例の課題解決について、多機関が協働して支援の目標や計画を議論する過程であり、ケアマネジメントの展開点として機能する場」である。各福祉分野には法律上の「ケア会議」として、高齢者分野では地域ケア会議（介護保険法）、児童分野では要保護児童対策地域協議会（児童福祉法）、障がい者分野では自立支援協議会（障害者総合支援法）と、これらを横断する重層的支援体制整備事業の支援会議（社会福祉法）等があり、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議も「ケア会議」の一つと捉えることができる。

この「ケア会議」の意義について、上原・野中（2007）は、主にケアマネジメント集合研修参加者を対象としたアンケート調査を実施している。そして、「ケアカンファレンスであなたが得ているものは何か？」という問いに対する結果に基づき、支援に必要な情報の共有と確認、ケアカン

ファレンス技術の習得、相互理解による連携の具体化と地域課題の発見、支援の原則と価値観の共有の4つの効果を抽出している。また、東根・井上（2023）は、対話を重視した形式を取り入れている地域ケア会議のファシリテータを対象としたインタビューを分析している。その結果、特に対話形式の効用として、安心感やリラックスした雰囲気への変化や新たな層の参加といった場の変容が生じ、他職種を知り、相互の関係性が構築され、事例をみる視点が変化し、援助の質的变化が起きていることを明らかにしている。

ただし、上原・野中（2007）が、実践における検証を研究課題としてあげるように、特に「ケア会議」の参加者を対象とした研究はないため、本報告は意義があるといえる。

## 4 西淀川区の支援会議の特徴

### 4-1 支援会議の運営体制

報告対象を述べるにあたって、対象自治体における支援会議の特徴を説明する。本報告の対象事例は、大阪市西淀川区である。大阪市西淀川区は大阪市にある24行政区の一つで、人口は9.6万人（大阪市全体 277.1万人）である。支援会議は、2021年8月に施行された「大阪市西淀川区生活自立相談支援会議設置要綱」に基づき、同区役所保健福祉課が所管している。筆者たちが属する生活自立相談担当が事務局として運営しており、同担当は係長1名、会計年度任用職員2名の体制である。同会議は全体会議と個別会議の2種類があり、全体会議は生活困窮者支援を通じた地域づくりに資すること、個別会議は主に個別支援の検討を目的とする。このうち、本報告が対象とする支援会議は、個別会議を指している。個別会議の参加者は、会長（保健福祉課長）が必要と認める者及び同区役所職員のうちから適当と認める者であり、座長（筆者の一人である担当係長）が司会進行し、事務局にて記録等を行っている（図1）。討議される事案は生活困窮者自立相談窓口および地域の関係機関等が日常的な業務を行う中で

把握した、生活困窮の端緒が伺われる「気になる」事案である。関係機関からの依頼を受け、その事例に合わせた関係機関等を招集し、随時開催される仕組みとなっている。

### 4-2 支援会議の進行の形式化

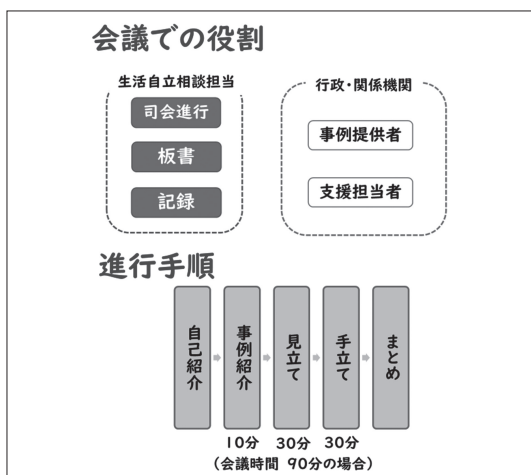


図1 支援会議での各役割と進行手順



図2 支援会議のイメージ

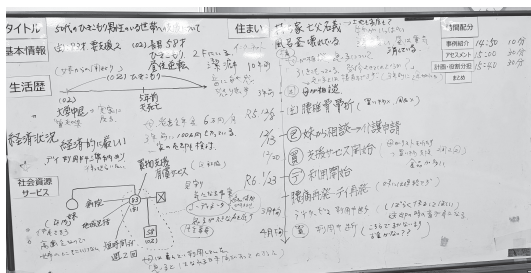


図3 ホワイトボードの記載内容（見立て）

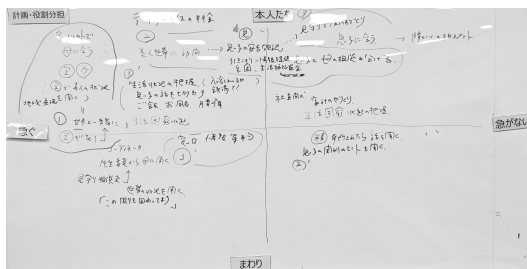


図4 ホワイトボードの記載内容（手立て）

\* 図3、4の記載内容は模擬事例を使用

特定の形式を定め、それに従った進行をする狙いについて、運営者側にとっては各自の役割を理解し、安定した進行ができることを意図している。また、参加者にとっては、冒頭で会議形式を明示されるので、各進行段階に合わせた議論を意識でき、さらに参加を複数回重ねるとそれが強化できることを意図している。

### 4-3 各福祉分野の「ケア会議」との共催

西淀川区の支援会議におけるもう一つの特徴として、各福祉分野の「ケア会議」との共催を積極的に進めていることがあげられる。その理由は、支援会議の対象となる世帯は生活困窮のみならず複合的な課題を抱えていることが多く、関係機関等が各福祉分野と連携し、包括的な支援の提供が求められることとともに、「ケア会議」運営の集約化にある。

共催する「ケア会議」の一つとして、大阪市の独自事業である「総合的な相談支援体制の充実事業」（重層的支援体制整備事業への移行準備事業における多機関協働の取組）に基づき各区に設置されている会議体である「総合的な支援調整の場（つながる場）」があげられる。「つながる場」とは、複合的な課題等を抱えた世帯の支援について関係機関等が一堂に会し、世帯全体の支援方針の検討や共有、支援にあたっての役割分担を明確にするための場であり、西淀川区では生活自立相談担当が当事業も担当している。各区の運営にあたり、市全体（福祉局）による後方支援として、

「つながる場」へのスーパーバイザー（学識経験者や相談支援の実務者等）の派遣や、担当職員に対する研修会等がある。

この「つながる場」と支援会議を共催することで、支援会議単独ではできないスーパーバイザーの派遣や、当事業を担当する職員の事務局への参画を図っている。2023年に実施した計31回の支援会議のうち、24回は「つながる場」と共催し、そのうち、6回はスーパーバイザーに出席してもらい、会議運営のサポートや、支援に対する助言をいただいた。

その他、高齢者分野における地域ケア会議とも必要に応じて共催することで包括的な支援の検討とともに、「ケア会議」開催にあたっての日程や会場の調整、当日運営等の集約化を図っており、2023年は8回が支援会議と地域ケア会議の共催で実施した。

#### 4-4 討議される個別事案の傾向

支援会議の意義を明らかにするうえで、会議における討議内容の理解が重要であるため、取り上げられている事案の傾向を概観する。2023年度に開催した支援会議の件数は31回である。基本的には一つの会議で取り扱う事案は1件であるが、支援内容の報告を主な目的として複数件取り扱った回が2回あるため、討議された事案数は計42件である。討議の種類は、新規事案が17回であるが、継続事案も14回あり、中には年間で4回実施した事案もあった。複数件を取り扱った2

回を除く29回（計29件）について、筆者たちが主な課題を自立相談支援事業のアセスメントシートを参考に分類（複数の場合あり）すると、「経済的困窮」が29件、「社会的孤立（ニート・ひきこもりなどを含む）」が14件、「家族関係・家族の問題」、「コミュニケーションが苦手」が各10件あった。中には「経済的困窮」、「社会的孤立」、「家族関係・家族の問題」、「自殺企図」が重複する事案等、複数の課題を抱える世帯もあることが特徴である。また、生活困窮者自立支援事業におけるサービスの情報共有に同意している世帯は13件、同意なしが16件であり、同意のない事例が5割強に及んでいた。

以下は、主な事例である。なお、個人情報保護のため加工している。

- ・自傷行為を繰り返す子を含む世帯に対する継続的な支援会議を通じたチームづくり
- ・食糧支援をきっかけとした多機関連携の検討
- ・精神疾患があり、子育て中の母に対する関係機関の役割分担
- ・ゴミが堆積している世帯に対する関係機関での情報共有

## 5 対象と方法

### 5-1 分析対象

分析対象は2023年度に開催された支援会議の参加者への事後評価アンケートのうち、自由記述の回答であり、その内容は表1のとおりである。

表1 分析対象の概要（筆者作成）

項目	内訳
支援会議の数	31回
アンケート回答者数	199名（参加者総数 217名中）
回答者の所属機関内訳	区役所関係者（生活保護、子育て支援、保健等）65名、生活困窮者自立相談支援機関 50名、地域包括支援センター・総合相談窓口 22名、見守り相談室 19名、介護保険関係事業所 4名、障がい者基幹相談支援センター 4名、障がい関係事業所 4名、その他（精神保健福祉センター、民生委員・児童委員、警察等） 28名
自由記述の質問内容	①「今後も、この事例に対し、この会議に参加したいと思いますか？」への回答（はい・いいえ）およびその理由（自由記述）*本項目は第3回より設定 ②「お気づきの点がありましたらご記入ください。」の記述内容

事後評価アンケートの記載の流れについて、毎回会議の冒頭に、参加者に対してアンケートへの協力を依頼し、会議終了後に記載時間を設け、回収している。倫理的配慮について、協力依頼の際に、回答内容は個人情報を除いたうえで公表することを説明し、同意を得ている。また、本報告に関連して、開示すべき利益相反（COI）はない。

## 5-2 分析方法

記述された各アンケートの回答は、筆者たちでコーディングを試み、カテゴリーごとにグループ分けし、カテゴリー間を順序づけた。なお、筆者たちは支援会議の運営者側であり、会議の調整段階や会議進行における参加者や自分たち自身の言動を想起し、分析を進めた。

## 6 分析結果

### 6-1 アンケート回答結果

アンケートの質問内容である①「今後も、この事例に対し、この会議に参加したいと思いますか？」への回答（はい・いいえ）について、回答総数188名のうち、「はい」と回答した者が138名、「いいえ」が2名、「無回答」が48名であった。そのうち、理由（自由記述）の記載があった者は100名である（内訳は「はい」の回答者の96名、「いいえ」2名、「無回答」2名）。また、質問項目②「お気づきの点がありましたらご記入ください。」は、記述者が36名であった。

### 6-2 回答内容の分析

アンケートで記述された内容は、参加者にとっ

ての意義に関する内容と、会議運営の評価に大別できた。さらに、参加者にとっての会議の意義は会議進行の各段階に沿ったもの、グループの相互作用により促進されるものに分けることができた。以下、カテゴリー名を【 】, コード数を( ), コード名を[ ], 元の回答内容を「 」で表記する（カテゴリー、コード数、コード名は文末一覧のとおり）。

### 6-2-① 会議進行の各段階に沿った意義

回答内容において述べられていた参加者にとっての意義について、図5のとおり会議進行の7段階のカテゴリーに整理することができた。

見立ての段階では、カテゴリー①【情報収集・情報共有】(20)のコードとして[情報収集]、[情報共有]等が会議の意義としてあげられている。ここでの情報とは「他機関の関わり」、「支援経過」、「(当事者である)家族がそれぞれの場所で言っていること」等であり、具体的には「他機関の関わりを知ることができ、支援を共有できるから」という記述があった。続いて、②【問題の整理】(5)では[要援護者の抱える問題の解きほぐし]、[問題の整理]があった。そして、③【課題の明確化】(6)として[問題の統合と焦点化]、[緊急性の整理]があった。なお、①から③の過程は、【支援の振り返り】(1)といった意義もあげられていた。

次に、手立ての段階では、④【新たな方法の提案】(4)として[様々なアプローチの提案]、[解決方法のヒント]があり、具体的には「担当ケースで悩む際、各方面からの意見やアドバイスを頂

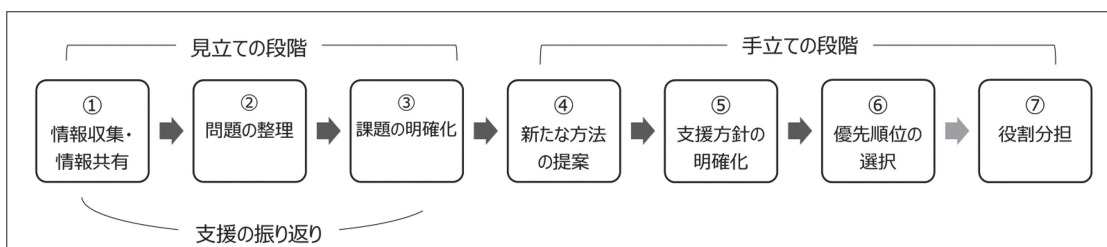


図5 会議進行の各段階（筆者作成）



けると感じたため」という記述があった。続いて、⑤【支援方針の明確化】(21)として[支援の検討]、[支援方針の共有]、[支援の方向性の決定]があった。ここでは「方向性がチームで明確になる」や「統一した支援方針」など、多機関による連携を意識した文言もあった。さらに、⑥【優先順位の選択】(4)として[急ぎでのアプローチの検討]、[今すぐ取り組むことの整理]があった。そして、⑦【役割分担】(15)として[相互の役割の明確化]、[自部署の関わりの認識]があった。

上記でカテゴリ分けした①から⑦の意義は、支援会議の意義として「ガイドライン」に示されているものであり、参加者側もその意義を実感していることが確認できた。

### 6-2-② グループの相互作用により促進される意義

アンケートで記述された内容は、グループの相互作用により促進される意義もあげられた。なお、本分析ではグループを「集合体」の意味として捉えている。グループ・ダイナミックスの研究者である杉万(2013)によれば、グループとは単なる人々の「集合」ではなく、人々と環境の総体からなる「集合体」のことをさす。支援会議は、多機関・多職種の参加者が集い、事案の課題解決の検討という共通の目的や一定の形式にそって進

行するという意味で、一つのグループ(集合体)といえる。グループでの討議等が参加者相互の関係性に作用し、それによって促進される意義があげられていたことから、カテゴリに分けたうえで、図6のとおり整理する。

【交流・つながり】(14)というカテゴリでは、支援会議という場があることで「顔を合わせて話ができる」、[関係機関のつながりの大事さを実感]、[他機関との交流の促進]といった記述があった。そして、そのような交流、つながりは「他機関の考えを知る機会になる」とともに、「自分たちの役割を伝えることができた」といった【相互理解】(6)を引き出していた。また、【気づき・学習】(7)として、「所見を伺うことを通じた新たな気づき」、[他事例への展開の参考]といった意義も述べられていた。さらに、これらは【安心・自信】(7)へとつながっていた。支援会議では、サービスが入っておらず、一機関のみが「気になる」事案として抱えている場合も多く、回答にも「(会議前は)ひとりで問題を抱える」とあった。それが会議での討議を通じて、「助言による安心感」を得て、「(自分)自身の支援方法で自信がなく迷っていた内容が、方向性を決めることができた」等の自信となることが意義としてあげられていた。

なお、上記の回答において、支援方針の明確化に至るプロセスが参加者の自信につながっているように、「会議進行の各段階に沿った意義」と「グループの相互作用により促進される意義」とは相乗する場合もみられた。そして、「顔を合わせることで、次に向けてのアクションが起きやすくなった」や、「支援の流れが可視化され動きやすくなった」などの【支援行動の動機づけ】(4)も意義としてあげられていた。さらに、「今回決まった方針での支援がうまくいかなかった時には再度(会議を)お願いすることもある」というように、グループで【支援方針の明確化】ができたという実感は【継続的な検討への意欲】(12)につながっていた。

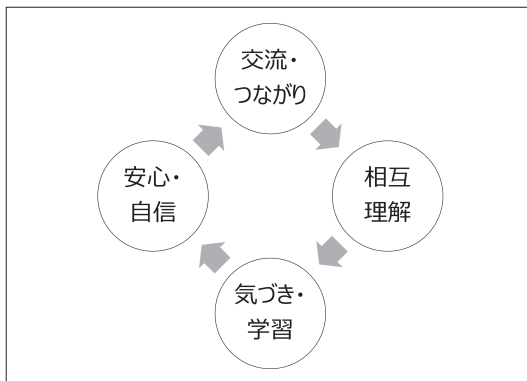


図6 グループの相互作用により促進される意義(筆者作成)

上記であげた「グループの相互作用により促進される意義」について、「ガイドライン」では各機関の限界や大変さの分かち合いがその意義としてあげられていた。また、先行研究では、相互理解、相互の関係性の構築、事例をみる視点の変化、安心感や肯定的所感（自己効力感）があげられており、本報告における参加者の回答からも同様の意義がみられた。さらに、本分析では「会議進行の各段階に沿った意義」と「グループの相互作用により促進される意義」が相乗していることを確認することができた。

また、「支援行動の動機づけ」や「継続的な検討への意欲」について、横山・堤（2020）は、会議参加者の行動変容につながる能力や意欲の醸成に影響する要素として、参加者の肯定的所感（自己効力感）をあげている。これに加えて、本回答からは、グループとしての支援方針の明確化の過程や、交流、つながりそのものが参加者の支援行動の動機づけや支援継続の意欲の醸成に影響することが示唆された。

### 6-2-3 効果的な会議運営による意義の促進

その他の回答として会議運営の評価を含んだものがあつたため、カテゴリーに分類する。一つは、【ファシリテーションへの肯定的評価】(8)である。堀（2018）によれば、ファシリテーションとは、「集団による知的相互作用を促進する働き」であり、集団による問題解決、アイデア創造、合意形成、知識創造活動を促進する上で必要な技術とされる。回答では、肯定的評価として、「論点が整理される様子が明らかで、本会議体の有効性を実感」とあつた。また、「進行を円滑にするために、会議案件の概要を事前にホワイトボードに表示したり、今後の方針を図示するなど出席者の共有度を高めることができた」があつた。

本会議では4-1で言及しているとおり、会議の進行形式の構造化や、グループの相互作用を促進する対話技術等を用いたファシリテーションを

意識している。図7で示すとおり、ファシリテーションは「会議進行の各段階に沿った意義」、「グループの相互作用により促進される意義」双方を促進するとともに、両者を相乗させる機能を果たし、「支援行動の動機づけ」や「意欲の醸成」につながることを示唆された。

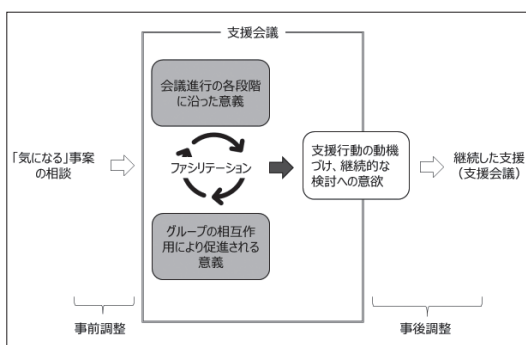


図7 会議運営にあたって工夫（筆者作成）

また、【会議前後の調整への肯定的評価】(6)として、「事前調整できたことで、気持ちが楽になった」、「『気になる』事案の相談として）会議を打診した際、抵抗なく受け入れていただいたことで安心感につながることを実感した」、「経過の変化に合わせてタイムリーに実施されているのでよい」といった評価があつた。これらから、参加者の意義の実感にあたっては、会議でのファシリテーション技術とともに、運営者側が事前に各参加者から意向を聞き取ることや、ニーズに合わせて迅速に開催することが必要であることが分かった。

なお、運営者側としては、会議開催の調整にあたり、事例提供者や事例の当事者に可能なかぎり出会う機会を作ることで、事例の具体的なイメージを共有できるように心がけている。また、会議が迅速に開催できるように、事例に応じた必要最低限の参加者の要請、参加機関に合わせた開催場所の設定、当日提出資料の簡素化等を意識している。

一方で、【会議への消極的評価】(3)として、「誰かを攻撃するようなやりとりにならないよう

な会議であってほしい」や、「服の上からカユミをかいている様な気分」といった回答があり、運営者側の進行の改善が課題といえる。

## 7 考察と課題

### 7-1 考察

本分析を通じて、支援会議の参加者が実感し得る支援会議の意義は、「会議進行の各段階に沿ったもの」と「グループの相互作用により促進されるもの」の2つあることが分かった。これらは、支援会議の意義としてすでに「ガイドライン」等に示されているものではあるが、2つが相乗することでその意義が促進されること及びそれらが支援行動の動機づけや、継続的な検討への意欲につながる可能性を示唆できたことは、本分析の意義といえる。また、その相乗の要素として、会議の運営者側の会議におけるファシリテーション技術や、会議実施にあたっての調整が重要であることが分かった。

各福祉分野においては包括的な支援が求められる中で、生活困窮者支援分野における支援会議設置の努力義務化、重層的支援体制整備事業の実施、障がい者分野における会議体の運用開始、生活保護分野における「調整会議」の創設等、「ケア会議」の法整備及び各自治体での設置が進められている。一方で、「ケア会議」の有効活用にあたり重要となる会議を安定的に運営できる人材を会議体ごとに確保することには限界がある。

したがって、西淀川区では、すでにある事例検討の形式を活用し、地域の関係者と支援会議を積み重ねることで、技術や知識の蓄積を進めている。また、各福祉分野の「ケア会議」との共催を図ることで、複合的な課題等を抱えた世帯の支援について、多機関が議論できる場の運営の集約化を意識している。今後も参加者が支援会議の意義を実感できるように、会議の運営の改善に努めていきたい。

### 7-2 課題

本報告における参加者の事後評価アンケートは、参加者に対して会議時間内に協力を依頼したものであるため、肯定的な回答内容に偏っている可能性がある。したがって参加者にとっての支援会議の意義を分析するにあたっては、評価方法のあり方も含めて専門家等の第三者との検討等、多角的な視点を意識した分析が課題といえる。

また、今報告の対象期間は1年間であり、継続性という点においては期間が短い。今後は、経年での変化の評価等、継続性を意識した取り組みも必要といえる。

さらに、支援会議の機能的な運営の検討にあたっては、会議が支援対象となる生活困窮者自身にとってどのように影響しているかを検証する必要がある。そのためには、支援会議のみの評価だけではなく、生活困窮者自立支援の全体の枠組みにおける支援会議の位置づけを整理したうえで、支援の実践や、支援計画の策定及びその進捗管理を担う支援調整会議も含めた分析が今後の課題と考えている。

### 謝辞

最後に、支援会議および「つながる場」の運営にあたり、ご支援いただいている皆様に感謝申し上げます。特に、会議運営に関するご意見・感想の収集において、参加者の皆様には多大なるご協力をいただきました。また、日々の運営を支えてくださっている西淀川区役所および大阪市福祉局生活福祉部の職員の皆様にも、この場を借りてお礼申し上げます。

(おおざと しょう：大阪市西淀川区役所保健福祉課)

(すえなが ひでのり：大阪市西淀川区役所保健福祉課)

(きたがわ よしみ：大阪市西淀川区役所保健福祉課)

## 注、引用文献

なし

## 参考文献

上原久（2008）「ケア会議の運営指標」『ケアマネジャー』 vol10。

上原久（2017）「『野中方式』の目的と方法」『ケアマネジャー』 vol19。

上原久、野中猛（2007）「ケアマネジメントにおけるケアカンファレンスの効果」『日本福祉大学社会福祉論集』日本福祉大学社会福祉学部・日本福祉大学福祉社会開発研究所、第116-4。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長（2018）「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課（2024）「社会・援護局関係主管課長会議資料」資料6。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（2023）「生活困窮者への自立相談支援及び被保護者への自立支援のあり方について」第26回資料2。

杉万俊夫（2013）「グループ・ダイナミクスとは」『グループ・ダイナミクス入門－組織と地域を変える実践学－』世界思想社。

東根ちよ、井上和興、孝田雅彦ほか（2023）「多職種による継続的な対話の場づくりによる効用と枠組み－地域ケア会議に着目して－」『日本プライマリ・ケア連合学会誌』46（2）。

堀（2018）『ファシリテーション入門〈第2版〉』日本経済新聞出版。

みずほ情報総研株式会社（2019）「生活困窮者自立支援制度における情報共有を円滑化するための会議体のあり方に関する調査研究事業報告書」厚生労働省平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業。

北海道総合研究調査会（2021）「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」厚生労働省令和2年度生活困窮

者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業。

横山正博、堤雅恵（2020）「高齢化先進地域における地域ケア会議推進上の課題－地域ケア会議の成果に影響を及ぼす要因分析」『山口医学』69（1）、山口大学医学会。



## (10) 資料 回答内容のカテゴリー・コード一覧

	カテゴリー	コード数	各コード名
会議の進行段階に沿った意義	情報収集・情報共有	20	各関わりでの明確化、関わりでの流れが分かった、細部にわたる情報の共有、支援が前進したと感じた、支援の共有、支援経過の共有、情報の共有、情報の収集、情報の照らし合わせの必要、情報共有、情報収集の機会と重要性、他機関から情報が得られる、他機関の関わりでの理解、他機関や地域との情報共有、様々な情報が得られる
	問題の整理	5	情報の整理、問題の整理、問題の明確化、問題点の整理、要援護者の抱える問題の解きほぐし
	課題の明確化	6	課題の整理、緊急性の整理、事案の動きが見えた、問題の統合と焦点化
	新たな方法の提案	4	家族に情報提供できる、解決方法を考える上でのヒント、新たな方法の提案、様々なアプローチの検討
	支援方針の明確化	21	チームでの支援の方向性の明確化、各機関の統一した支援方針の基礎となる、具体的な支援方針の検討、今後の見通しが立てられた、支援の検討ができた、支援の見通しがついた、支援の方向性の確定、支援の方向性の確認、支援の方向性の明確化、支援体制方針の確認、支援対象のゴールが見いだせた、支援方針の共有、支援方針の共有と明確化、支援方針の明確化、自部署の方針の明確化、取組みの明確化、方針の決定
	優先順位の選択	4	急ぎでのアプローチの検討、今すぐ取り組むことの整理、次の対応の明確化、優先順位の明確化
	役割分担	15	介入の際の関わりでの明確化、今後の支援の参考になる、支援の幅の広がり、自組織の役割の明確化、自部署の関わりでの継続、自部署の関わりでの認識、自部署の役割の広がり、相互の役割の明確化、役割の明確化、役割分担、役割分担の明確化
	支援の振り返り	1	支援の振り返り
グループの相互作用により促進される意義	交流・つながり	14	つながりができた、関係機関との共有、関係機関のつながりの大事さの実感、関係者が一堂に会する、顔の見える形で他機関と話せる、顔を合わせて話ができる、共有・連携を深めたい、他機関との関係性の高まり、他機関との交流の促進、他機関との接点づくり、他機関との連携がしやすくなる、他機関との連携の進め方の理解、他部署とのコミュニケーション、庁内連携の強化
	相互理解	6	いろいろな視点が聞ける、関係機関の立場の共有、顔を合わせて話できてよかった、支援が難しいことへの関係者間での共通理解、自分たちの役割を伝えることができた、他機関の考えを知る機会になる
	気づき・学習	7	気づきの増加、制度の限界への気づき、他事案への参考、知らないことが知れた、同様の事例への対応の参考、連携への気づき
	安心・自信	7	安心感、意見やアドバイスがもらえる、自信なく迷っていた内容が方向性を決めることができた、助言による安心感、情報共有することでの安心感、抱え込むことの限界、問題の抱え込みの防止
その他	支援行動の動機づけ	5	今後の連携への期待、次へのアクションが起こしやすい、当事者との協力、問題解決につなげたい、流れが可視化され動きやすい
	継続的な検討への意欲	12	継続して話し合う必要性、継続的な検討の必要性、継続的な検討への期待、継続的な支援の必要の認識、今後の関わりでの予想、事態の変化に合わせて実施する必要性、状況が改善してほしい、必要があれば参加する、必要に応じて、方針の相談の必要性
	ファシリテーションへの肯定的評価	8	ホワイトボードの表示で出席者の共有度合いが高まった、ホワイトボードにまとめられて見やすかった、見事な司会でした、座長の進行により会議がスムーズに進む、支援が深まった、進行による支援内容の整理、問題解決の過程の確認、論点の整理が明らか
	会議前後の調整への肯定的評価	6	タイムリーに実施されているのでよい、会議前の事前調整による安心感、会議体の開催タイミングの重要性、早期の段階での共有の必要性、相談できたことへの安心感、転出先の機関が出席されるのはよい
	会議への消極的評価	3	関係機関の連携がいまひとつ、誰かを攻撃するようなやりとりにならないでほしい、服の上からカウミをかいている気分





## 〔実践報告〕

## 地域共生社会にむけた多職種・多機関協働の展望と課題 ～大阪市における総合的な相談支援体制の充実事業の取り組み～

塩川 悠

## サマリー

大阪市における総合的な相談支援体制の充実事業では、令和元年度から全区において、複合的な課題を抱えた世帯を支援する取り組みとして、関係機関が分野を越えて一堂に集まり情報と支援方針を共有する「つながる場」をはじめとし、相談支援機関・行政・地域の連携を促進する研修会の開催等の取組をおこなっており、これまで、8050世帯やひきこもり、多頭飼育崩壊やヤングケアラーといった多くの課題に対応してきた。

この事業の5年間を振り返り、事業安定を支えた要素として、①専門的助言を行うスーパーバイザーの存在、②各法に定めのあるケース検討の場（法定会議）の活用、③「つながる場」への「地域」の参加、④広域を担当する部局の後方支援を挙げ、各項目についての実践を考察した。中でも、地域の方々の力は、複合的な問題を抱える世帯について事後アプローチから予防的アプローチへの転換を促し、相談支援機関や行政に予防的視点を与える重要な存在となっている。全国的にも重層的支援体制整備事業の取り組みが始まり、地域共生社会に向けた包括的支援体制の整備が進む中、大阪市の各区において、「個」と「地域」が一体となった支援の実践が深まりつつある。

## キーワード

多機関協働 地域共生社会 包括的な支援体制  
つながる 重層的支援体制整備事業 連携

## 目次

- 1 大阪市における取組
  - 1-1 総合的な相談支援体制の充実事業
  - 1-2 総合的な相談支援体制の充実事業の実施体制と「つながる体制推進員」
- 2 総合的な相談支援体制の充実事業の特長
  - 2-1 各分野の専門家によるスーパーバイザーの助言（SVバンクの管理）
  - 2-2 各分野の会議（法定会議）との「共催」
  - 2-3 「つながる場」への「地域」の参加
  - 2-4 広域を担当する部局の後方支援
- 3 総合的な相談支援体制の充実事業と地域共生社会の実現
- 4 総合的な相談支援体制の充実事業の課題と展望
- 5 おわりに

## 1 大阪市における取組

## 1-1 総合的な相談支援体制の充実事業

大阪市の「総合的な相談支援体制の充実事業」は、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実をめざし、平成29年度から2年間のモデル実施を経て、令和元年度より24区すべての区保健福祉センターにおいて区の実情に合わせた事業として実施している。平成30年度に国の動向として、地域共生社会にむけた包括的支援体制の構築をめざすことが市町村の努力義務となり、この事業は社会福祉法第106条の3に位置付けられている。

総合的な相談支援体制の充実事業は、高齢・障

害・児童・生活困窮といった分野を超え、分野横断的に複合的な課題を抱えた世帯を支援することができるよう、主に相談支援機関等から複合的な課題のある世帯の相談を受け付け、必要に応じて「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、支援に必要な連携体制の構築を図っている。「つながる場」は「一つの機関だけでは解決ができない複合的な課題を抱える世帯について、相談支援機関・地域・行政の関係者が一堂に集まり、情報を共有し、支援方針を検討する場」であり、参画機関には必要に応じて学校や医療機関、地域福祉コーディネーターなど地域にあるさまざまな関係機関も参加している。また、同事業では、「つながる場」だけではなく、日頃から相談支援機関・地域・行政の連携促進のために研修会の企画運営や、ガイドブックなど共同で利用できるツールの開発などを行っている。個別事例を扱う「つながる場」と分野を超えた共通課題を解決する「研修会」の開催、「ツール」の開発が相互作用により体制がより充実するよう、各区において工夫を凝らしている。

### 1-2 総合的な相談支援体制の充実事業の実施体制と「つながる体制推進員」

総合的な相談支援体制の充実事業は各区の保健福祉センターが実施主体となって運営している。区の事業担当係長とともに、令和4年度からは福祉専門職の「つながる体制推進員」が事業を主体的に担う存在として各区に1名配置されている。つながる体制推進員は、複合的な課題を抱えた世帯について相談を受け付け、アセスメントを経て、職員のつなぎや、必要に応じて「つながる場」を開催するなどして、関係部署との情報や支援方針の共有を図っている。

つながる体制推進員は分野を越えて相談支援機関が感じている共通課題や区の実情を確認し、日頃から相談しあえる関係づくりを行うため、日常的に各分野における連絡会や連携会議に参加し、共通する課題について研修を企画するなど、相談

支援機関・地域・行政の連携促進を図ることも大切な業務の一つである。スーパーバイザーによる講演、シンポジウム形式での事例検証、区域を越えてグループワークを行う合同研修など、各区の相談支援機関等の意見を聞き取りながら丁寧にニーズにあった研修を開催している。

「つながる場」で取り扱う事例は多岐にわたるが、複合する課題には「精神的な疾患等の課題」「経済困窮」「知的障がい」などがあり、ひきこもりやヤングケアラーなどの事例を取り扱うこともある。つながる体制推進員は、常に新しい課題にもアンテナを張っておく必要があり、事例をきっかけとして課題にいち早く気づき、個別具体的なネットワーク構築に向けて調整を図っている。

また、福祉局では、この事業の後方支援として、各区の事業進捗状況を把握し、区担当職員及びつながる体制推進員に対する研修会等の実施、事業スーパーバイザーとの連絡調整のほか、アンケート実施や区へのヒアリングなどにより事業の検証を行っている。

## 2 総合的な相談支援体制の充実事業の特長

総合的な相談支援体制の充実事業が、複合的な課題を抱えた世帯の支援において、包括的な相談支援体制を構築してきた特長について、下記の4点にまとめる。

### 2-1 各分野の専門家によるスーパーバイザーの助言（SVバンクの管理）

複合的な課題を抱える世帯を支援するにあたり、俯瞰的な専門的意見を聴取するため、同事業で法律分野や精神保健福祉分野等様々な分野からスーパーバイザー（以下、SVという）を招き、SVバンクとして、個人SV及び団体SVが事業協力をしている。個人SVは令和6年4月1日時点で、精神保健福祉分野や生活困窮分野など12名、団体SVとして、大阪弁護士会、大阪社会福祉士会、大阪精神保健福祉士協会の協力を得てお

り、福祉局がSVの派遣調整を行っている。SVは同事業において、「つながる場」での専門的助言だけでなく、研修実施講師や、相談時点での複合課題を整理するための「SV相談」においても、事業担当者を支えている。SVは事例に対するアセスメントや解決手法などの専門的助言にとどまらず、課題全体のとらえ方や、連携体制への評価、激励など広範囲にフィードバックを行い、職員らの資質向上につながっている。令和5年度はつながる場の約5割にSVが参画し、助言をいただいた。

## 2-2 各分野の会議（法定会議）との「共催」

「つながる場」で検討する案件は、本人同意の有無に関わらず、関係各法に規定される「法定会議」との共催を推奨している。「法定会議」とは、令和6年4月1日現在、介護保険法における地域ケア会議、障害者総合支援法における地域自立支援協議会（令和6年度～）、児童福祉法における要保護児童対策地域協議会、生活困窮者自立支援法における支援会議である。困難事例の中には、本人同意を得にくいものなどか関係機関がつながらなければならないという事案も多く、法的に守られた環境の中で当該世帯の情報共有を可能とするためにも、これらの法定会議との「共催」という形でのケース検討ができるよう、つながる体制推進員や事業担当係長が調整を図っている。

## 2-3 「つながる場」への「地域」の参加

「つながる場」は複合課題について分野を越えて情報共有と支援方針の検討を行うが、相談支援機関・行政に加え、民生委員や地域の学校の見守りボランティア、地域福祉コーディネーターなど、地域で関わる支援者も参加することを可能としている。地域の支援者と情報を共有すると「この人のために自分たちが出来ることがあれば」という熱い想いや、亡くなった家族の生前の想いなど、地域の方にしか入らない情報が語られ、行政関係の職員にとっては、「つながる場」で初めて

知る情報も多く、地域の方々から報告される日常生活の些細な一言がきっかけとなって、支援介入の糸口が見つかることも少なくない。

一方、地域の方々にとっては行政職員や相談支援機関等と「気になる世帯」について報告したり援助できる方法とともに検討したりする場が少ない中、SVの助言でエンパワメントされ、また専門職との垣根が低くなることで、その後も安心して見守りができ、情報を共有しながら支援が継続するきっかけとなっている。

行政の各部署が「地域の方々がここまでやってくれるなら」と主体的な活動が呼び起され、その結果、地域の方からは「行政がここまでしてくれると思わなかった」と感謝されることもある。

## 2-4 広域を担当する部局の後方支援

福祉局では、区の後方支援として、令和4年度に創設したつながる体制推進員を対象に定期的に研修を行い、ヤングケアラーや多頭飼育崩壊といった新たなテーマにおいても知見を深め、福祉分野を超えた連携体制を構築できるよう働きかけている。定期的な研修は、職員個人の資質を向上させるだけではなく、相談件数の多寡に関わらず市全域において同事業を活性化することにつながった。さらに、研修テーマの調整や打ち合わせにおいて、市役所庁舎内でも分野を超えて連携する場が増え、包括的な相談支援体制についての理解が深まった。広域担当部局との連携が進むにつれ、区役所内においても連携しやすい土壌が育まれるようになり、好循環を生むことができた。さらに、福祉局では、事業開始当初から、相談支援機関等を対象にアンケートを行い、事業効果や相談支援業務の課題把握に努めている。事業のさらなる円滑実施に向け、SVバンクを拡充したり、SVとの意見交換などを行いながら事業全体の改善を検討している。

## 3 総合的な相談支援体制の充実事業と地域共生社会の実現

事業創設から総合的な相談支援体制の充実事業のSVである大阪公立大学大学院現代システム科学研究科の野村恭代教授から、令和5年度の事業報告会において、総合的な相談支援体制の充実事業を、「『理論』と『実践』をつなぐ場としての『つながる場』」と評価され、「個」を支える「地域の重要性」について改めて注目するよう助言をいただいた。「事後対応型福祉」から「事前対応型福祉」への転換やインフォーマルサポートの積極的な関与を支えるためにも、予防的視点を持って地域生活を支えようとする必要があり、「つながる場」では、支援困難事例を地域住民とともに検討することによって、地域の方々の安心を育み、行政や相談支援機関にとっても適切な情報と施策を備えることができる予防的アプローチの道筋が具体的なものとなっている。

国の動向をみれば、令和2年度の改正社会福祉法において、地域共生社会の実現に向けた具体的な施策として「重層的支援体制整備事業」が規定され、令和6年度には346自治体が実施しており、206自治体が移行準備を行っているという状況であり、今後ますます包括的な支援体制の整備が進むことが期待されている。重層的支援体制整備事業は「相談支援」「地域づくり」「参加支援」を一体的に運用することにより、相談段階でキャッチされた複合的な課題を抱えた世帯等が社会参加につながるまでの支援を、自治体ごとの自由な発想により実現していくことができる新たな仕組みであり、本人同意につながる前から多機関で支援方針を協議する「支援会議」の存在は大きい。大阪市の実践をヒントとするならば、「支援会議」において、ただ困難事例を話し合うだけではなく、支援介入の糸口につなげるためにも、当該世帯のより身近な存在すなわち、地域の方々の声が力に変わることを期待する。

#### 4 総合的な相談支援体制の充実事業の課題と展望

本稿では総合的な相談支援体制の充実事業の特長を整理し、同事業が地域共生社会に与える効果について考察した。そのうえで、今後の期待をこめて、3点課題を提示する。

まず1つ目が、後方支援である。事業開始当初はコロナ禍の影響もあり、思うように事業を進捗できなかった時期もあったが、現在は、つながる体制推進員に向けた定期的な研修会や、関係機関とともに事業を振り返る事業報告会の開催など前向きな取り組みを進めることができている。福祉局は同事業において、接合部分を安定させるマルチな「ジョイント」役を担うことになる。「ジョイント」というのは、各区の情報や工夫、効果をつなぐだけではなく、今後求められる関係部局とのネットワークを意識して積極的につなげていく意味合いもある。今後も、事業アンケートのフィードバックなどの機会を捉え、市役所内部での連携構築を継続していくことが望まれる。

2つ目は、新たな課題への対応である。孤独孤立や困難な課題を抱える女性への支援など、ここ数年を見ても新たな社会課題が注目され、関係機関との連携体制の構築が求められている。「つながる場」の知名度があがるとともに「つながる場」で検討できれば新たな協議体は必要ないのではないかという錯覚が生まれることがあるが、「つながる場」は、あくまでも新たなネットワークを作る際に補完的役割を果たすものである。この場に丸投げしたり依存したりすることがないようにしなくてはならないし、「つながる場」と全く切り離された存在になるのもつたいない。それぞれの課題を解決するための協議会と「つながる場」が歩調を合わせながら発展に向かうことが求められる。そのためにも「つながる場」との共催として規定している他法の「法定会議」を拡充するために、今後も各関係部局との丁寧な調整が必要となり続けるだろう。

最後に、スーパーバイズの有用性の発信である。総合的な相談支援体制の充実事業の効果は、SVによる専門的助言に支えられている部分が大



きい。各分野の支援者は、他分野の専門家から助言を受ける機会は少なく、多機関協働におけるスーパーバイズが分野横断的で総合的なアセスメントの視野を広げ、関係機関がその世帯を丸ごと理解することを促している。この有用性を広く発信するためにも、多機関協働におけるスーパーバイズの視点や効果について、SVとともに再考察する場があればいいと考える。

## 5 おわりに

筆者は令和2年度から4年間、大阪市福祉局にて総合的な相談支援体制の充実事業に携わり、コロナ禍の厳しい状況の中であったが24区へのヒアリング調査を行うなど、持続可能かつ発展的な事業になるよう努めてきた。この事業は複合課題を取り巻く環境とつながっていくために網羅すべき範囲が無限にあり、それぞれの分野が抱える個別事情も把握しながら連携体制を構築するという大変難しい事業であったと考える。知識や見識の乏しい筆者に寄り添い、丁寧に指南していただいた福祉局の上司、同僚、関係部署の方々には心から感謝したい。

そして、日々、本音で意見を交わした各区のつながる体制推進員・担当係長の存在、最後まで温かい言葉で叱咤激励してくれたSVの方々によって総合的な相談支援体制の充実事業の大きな効果に気づくことができた。4年間、筆者の支えとなっていたことに、この場を借りて多大なる感謝を伝えたい。

本稿は、総合的な相談支援体制の充実事業が大阪市において多機関協働の中核を担う事業として、これからも活躍し、育まれ続ける事業となることを祈念して、ここに寄稿させていただくものである。

(しおかわ はるか：天王寺区役所 保健福祉課)



〔実践報告〕

# 簡易宿泊施設型のシェアハウスが持つ単身高齢者が抱える課題解決への可能性 ～あいらん地区における実践を通して～

田 畑 海 人

## サマリー

本稿では、筆者の勤める西成あいらん地区で展開されている簡易宿泊施設（通称ドヤ）を転用及びリノベーションしたシェアハウスについて、普段の実践を通して単身高齢者を取り巻く課題の解決へ向けての可能性について述べた論文である。先行研究において、今後日本において単身高齢者が増加する見込みとなっており、課題として地域社会において他者とのコミュニケーション不足による社会的孤立と、非正規労働や、低年金収入などが起因する相対的貧困による生活苦が明らかになった。それらの解決として、簡易宿泊施設型シェアハウスにて展開される、住民同士のコミュニティの形成及びスタッフとの交流。また、金銭管理や食事管理で実現される低収入でありながらも苦しむことのない生活の実現が挙げられた。今後の課題として、住宅の認知の拡大がありスタッフの地位向上や、より多くの人々に選択肢の一つとして入れてもらうような工夫が必要だと結論付けた。

## キーワード

単身高齢者、あいらん地区、社会的孤立

## 目次

- 1 はじめに
- 2 日本における単身高齢者の増加と課題
- 3 西成あいらん地区の変化
- 4 あいらん地区での簡易宿泊施設型シェアハウスの実践報告

- 4-1 概要
- 4-2 簡易宿泊施設型シェアハウスとは
- 4-3 管理人の役割
  - 4-3-① 概要
  - 4-3-② 金銭管理
  - 4-3-③ 日常の関り方と生活支援
- 4-4 住民同士のコミュニティの形成
  - 4-4-① 形成の仕組み
  - 4-4-② 事例1 住民による遠出してしまった高齢の住民探索と発見
  - 4-4-③ 事例2 一住民としての筆者の日々の実践
  - 4-4-④ 総括
- 5 まとめと考察

## 1 はじめに

昨今、大阪市西成区におけるあいらん地区は、労働者の街から福祉の街へと変化を遂げつつあり、介護事業所やB型作業所等様々な福祉サービスの拠点が置かれつつある。また、「ドヤ」と呼ばれる簡易宿泊施設が「福祉アパート」と呼ばれる生活保護受給者向けの共同住宅へ変化したり、インバウンド向けのゲストハウスやホテルへと姿を変えたりと、従来の形から時代に合わせて変貌を遂げている。

著者は、簡易宿泊施設を単身高齢者男性向けシェアハウスとして改良した施設にて勤務している。本論文はそこでの実践を通して簡易宿泊施設が持つ機能と、シェアハウスの機能に注目し高齢

者を取り巻く不安と課題を解決するための一助になることを目指す。

## 2 日本における単身高齢者の増加と課題

現在、日本は超高齢化社会へと進んでいる。内閣府の調査によると2022年時点で65歳以上の人口は、3,621万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も28.9%となったという。そして、藤森（2019）は今後特に大都市圏で75歳以上の単身世帯が増加すると述べている。

また、藤森（2016）によれば今後身寄りもなく未婚である単身世帯が増加する見込みになっている。藤森（2016）は、日本の高齢者は日常会話の会話頻度がアメリカ、スウェーデン、ドイツの中でも一番低いと述べており、地域の中においても孤立が懸念されるといえるだろう。例えば、孤独死が度々ニュースで取り上げられるが、それは社会からの孤立が関係し、誰にも看取られずそして気付かれずこの世から去ってしまう。そこに一抹の不安を抱えている人もいるだろう。しかし、本人たちが孤立を解決しようとしたとき自身のみ力では難しいケースもある。地域の交流や行政等の組織が築く仕組み作りなど、他者の力が大きな支えになる。

そして、「今後、日本において急増していくのは、未婚の単身高齢者である。未婚の単身高齢者は、配偶者だけでなく子どもがいないことが考えられ、老後を家族に頼ることが一層難しくなることが予想される。制度面の強化と共に、友人や近所との人間関係をいかに形成していくかが、課題になっていくと考えられる。」と藤森（2016）は述べている。彼らが社会で生活するにあたり、頼れる人がいた方が日常生活をより安心して暮らしていけるのではないだろうか。無論、他者との関りを持たない方が楽という人もいるだろう。しかし、実際自分が生活していくうえで、金銭の問題や自身の身の回りのことなど自分一人で解決するのが難しいことが出てくる可能性は高い。地域で暮らしていくためには、困ったときに頼る場所が

あることが必要なのではなかろうか。

これまで述べてきたように、日本において高齢化が進むにつれ単身高齢者の数も増加していく見込みになっている。その理由として藤森（2019）は、未婚化と団塊の世代の高齢化をあげている。特に高齢男性では2030年には10.8%の未婚化が進むという推計されているという。

単身高齢者の陥るリスクについて藤森（2019）は、相対的な貧困を挙げている。高齢者の貧困の原因としては「[1] 高齢単身世帯は二人以上世帯に比べて、「国民年金（基礎年金）」のみを受給しており、公的年金の二階建て部分である「厚生年金・共済年金」を受給しない人の比率が高いこと、[2] 厚生年金・共済年金を受給する単身世帯であっても、女性を中心に現役時代の賃金が低い人や、就労期間が短い人の比率が高いこと、[3] 高齢単身世帯では、男性を中心に、現役時代に年金保険料を納めずに無年金者となった人の比率が高いこと」（藤森2019）と分析している。

加えて藤森（2019）は、家族や友人、近隣住民などの他者との関係性が乏しいことを社会的孤立と定義し、単身高齢者において高齢期及び現役期の単身男性がほかの世帯と比べ孤立に陥りやすいと指摘している。その理由について藤森（2019）は、単身男性の15%が2週間に一度しか会話をしないことや、高齢男女や非高齢の単身男性の4割には頼れる人がいないという。介護が必要になったりすることや、体の異変で普段の生活が行えなくなったりするリスクも考えられる。そういった有事の際も、頼れる人や場所があった方がより安心して暮らせるのではないだろうか。

以上のように単身高齢者が日本国内で増え続けることが予想され、彼らが社会的孤立をしないための仕組みが急務の課題となる。

## 3 西成あいりん地区の変化

続いてあいりん地区について整理していく。JMAPによる2020年の調査によれば、西成区の高齢化率が40.30%であり、全国平均は28.60%で

あった<sup>(1)</sup>。西成区は全国と比較して高齢化著しい地区であるといえるだろう。そして非正規労働者は、十分な年金をかけられていないことが多い。仕事に従事出来ている間はその日暮らしで凌いでいたものの老後を迎えたり、ケガ等で働けなくなると一気に金銭的に苦しくなるケースがよく散見される。過酷な肉体労働に従事していることもあり、「自分は大丈夫」や「その日だけ生きたらいい」等、まずはその一日を暮らすことに重きを置いている人が多いと体感する。その結果、金銭的な蓄えができず、老後及び働くのが難しくなった際に生活保護を受給するという流れが一般的だ。

1970年の大阪万博を機に、労働者の街として発展したあいりん地区は次第に福祉の街へと進んでいる。というのも、当時の労働者がそのまま住み続け年を重ねた結果、彼らに応じる形で彼らが必要な介護サービスや病院、生活保護受給などの社会福祉が充実してきたと推測できる。その流れを汲んで、2000年代にあいりん地区の高齢者向けの住宅を紹介するサポータイプハウス連絡協議会が発足している。高齢化に即して、独自の街へと変化を遂げており、それを頼りに日本全国から人々が流れ着く要因の一つにもなっている。そのような変化を遂げているあいりん地区は、日本の最後のセーフティーネットの一つとなりつつあるといえるだろう。そして、多くの人間を受け入れ続けるあいりん地区において、簡易宿泊施設型シェアハウスにて住居を構えることが選択肢として存在していることは、単身世帯を含めた高齢者が生活していくうえでの重要な要素があると考えられるだろう。

## 4 あいりん地区での簡易宿泊施設型シェアハウスの実践報告

### 4-1 概要

これまで整理してきたように、日本において単身高齢者が増加傾向にある。そして生活するうえで彼らを取り巻く課題の対応に、社会や法制度も

含めて対応していく必要があるといえるだろう。藤森（2019）は、対応策として社会保障の機能強化、地域づくり、社会参加の場の構築の3点を挙げている。あいりん地区の簡易宿泊施設型シェアハウスではこのうち、単身高齢者に向けて地域づくりと社会参加の場を主に提供している。実践に基づき、この二点の仕組みについて述べていく。

### 4-2 簡易宿泊施設型シェアハウスとは

まず、簡易宿泊施設型シェアハウスについて整理しておきたい。一人一人に3畳から6畳までの個人の部屋が設けられている。尚、風呂やトイレ、



リビングは共同になっている。ここまでの特徴は多くのシェアハウスと遜色ないものである。一方、建物の規模が大きく、部屋数が60部屋以上あるところもある。いくつかの建物には管理人が常駐しており、トラブルがあった際や救急の事態にも即座に対応できる。宿直も設け24時間体制で管理しているところもあり、このあたりは簡易宿泊施設の特徴を継承した形となっている。

入居者の方は20代から80代まで多岐に渡る。ほぼ全ての方が単身世帯であり、生活保護受給者である。入居に至る経緯は様々であるが、新規や移管で生活保護を受けることを希望され、入居をしてこられる方もいる。あいりん地区には「生活保護歓迎します」や「生活保護申請同行」などの謳い文句が書かれた看板が目に入る。飛び込みでの入居相談を行っているところも多く、即日入居が可能な物件もある。敷金や礼金などの初期費用



がかからない所もあり、入居に係る金銭的な負担が少ないのも住居の特徴である。中には、入居時の所持金が1か月分の家賃に満たない方もいるため、生活保護を受給してから家賃の精算をする後払いでの受け入れもしている。

他には、病院や法人などからの第三者及び機関からの相談や、定着支援からの紹介で居を構える方もいる。その方々の中にはホームレス生活からの脱却を図り、入居へ結びつくことが出来た場合もあった。

以上のように様々なケースでの入居が可能である。24時間出入りが可能で、金銭や行動の自由の幅が広い物件には、生活上の自由を求め、老人ホームからの転居で住み始める方もいる。

この形のシェアハウスにおける管理人の仕事は多岐にわたり、金銭管理や服薬管理など個人に合わせた対応を行っているところがしばしば存在する。筆者の職場では食事管理や金銭管理、介護業者との仲介、さらには通院同行も行っている。

朝日新聞の調査（2023）によると、あいりん地区は全国の市町村の中でも平均寿命が最も短い地域であり、基礎疾患を持っている方でも病院に通わない場合もある。これは、昔からの非正規労働も関係しており、不安定な収入状況では生活の中で仕事を休み、病院へ行くという選択肢を取るのが難しかったことが影響を与えているという。また、アルコールやタバコ等の健康に影響を及ぼす嗜好品を嗜む方が多いことも関係していると考えられるだろう。そして、これまでの収入の面もあり栄養バランスの偏った食事をされている方も多くそれが起因して基礎疾患へ繋がっていることがしばしばある。そのため、給食の手配を行い健康状態の向上に努めている。

このように、あいりん地区の簡易宿泊施設型シェアハウスの中には、寮に近いような形をとり運営しているところが存在しており、本論文はそちらの形をとるシェアハウスについて言及していく。

## 4-3 管理人の役割

### 4-3-① 概要

続いて、この形態のシェアハウスの管理人が担う役割についてみていく。先ほど述べたように、管理人の行う仕事の幅は多岐にわたっている。そして、シェアハウスの治安維持のみならず入居者にとって、個人に合わせた多面的な支援を実施する。そのような管理人の存在が単身高齢者にとって、どのような影響を与えているのか論じる。

### 4-3-② 金銭管理

先ほども述べた通り、本人の了承を得たうえで金銭管理を実施する。実際、入居相談の際には相談者が、金銭管理の有無を重視する場合もある。要因は主に大きく分けて二つあり、過剰な浪費を防ぐこと。そして、将来に向けての貯金である。預金をするという意味では銀行のような役割が近いが、異なる点として特筆するのは、出金する時間や金額など入居者に対してコミュニケーションを取りながら制限をかけることもあることだ。ギャンブルに依存して一日で所持金を使い込んでしまう人、アルコール依存症でお金を全額つきこんでしまうケースなど管理に至るまで様々な背景があり、金銭管理を実施することでお金のみならず本人の身も守っている。

金銭管理の内容としては、大前提として入金と出金及び貯蓄の役割を担う。生活保護費や年金が入金された日に家賃の清算や公的機関などへの支払いを済ませ、当人との間で月の小遣い額を決めて渡す。その中で、突然の入院等の大きな出費があってもいいように、積立金を入金する。高齢で介護サービスを利用している方には、ヘルパーの継続利用にさしあたる必要なお金を毎月確保することで安心して支援を受けてもらう。

金銭管理を行うことで毎月固定費の支払いを確実に行えるため、多岐に渡って家賃を滞納してしまい強制退去となった方を受け入れることもある。入居後に当人と前家主の仲介に入り、金銭管理をしながら前の住居への家賃の支払いを代理で

行っている。勿論、こちらへの家賃清算も滞りなく行うことが出来ている。つまり、例えば家賃を滞納した過去のある方でも受け入れが可能であり、前家主が泣き寝入りする可能性を減らすことができる。

そして、前項で言及した藤森（2019）が示す単身高齢者のリスクとして挙げられていた、相対的貧困による生活苦についても、金銭管理によって生活苦に陥る事態を未然に防いでいる。このようにして、年を重ねても安心して生活し続けることが出来る場所を提供している。

#### 4-3-③ 日常の関り方と生活支援

続いて、日々の関り方について述べる。毎日の食事の提供や金銭管理などの日々の支援は管理人が関与して行っている。そこで体調や困り事などを聞き取り、毎日様子を見ることで本人の変化を目で確認する。異変が見つければ、病院へ同行し場合によっては救急車の手配も行う。同行する理由としては、認知症や知的障がい等なんらかのケースで医者の説明の理解が難しい場合や、自分の意思を相手に十分伝えることが難しい際、お互いの橋渡しをするという役割がある。過去の事例では、管理人が同行し仲介したことで新たな疾患の発見に繋がったことや、薬の量の調整が行われ生活がより快方に向かったケースもあった。

また、住民の方の中に歯が抜けてしまっていたり、脳の後遺症や先天性の疾患を持ち喋りづらさがある方がいる。その方々が自分の気持ちや言いたいことを伝えようとする際、意図が上手く伝わらず、齟齬が生まれてしまい、時には相手が話を聞くことを諦めてしまうこともある。このようなコミュニケーションでの失敗が続くと次第に他人へ話をするのを躊躇ってしまう。これでは次第に他者との関りは希薄になり、孤立する事態を招きかねない。

そこで普段から管理人が関わり、その方の伝えたいことやコミュニケーションの特徴などを何度も対話を繰り返し獲得する。そして安心してコ

ミュニケーションを取れる相手として認識してもらい、間に入りながら他の方との交流に繋げる。管理人が仲介することで社会的孤立を防ぎながら、より確実に他者へ意思を伝えるのである。

その他にも亡くなった後、葬儀の手続きや役所への連絡、住民へのイベントの開催なども行っており、管理人がその人の生活およびその後の人生の要となりえる。安心して住んでもらえる環境づくりに努めつつ、各々の人生の節目や重要な局面にも関与するキーパーソンでもあるのだ。一方、高齢者への介護業務は訪問介護の事業所と連携を取りながら、お互いのできることをすり合わせて行うため、手広い支援を展開することが出来る。単身で生活しても、例えば金銭面が苦しくても安心な暮らしを提供し続けるのが管理人の重要な役割である。

#### 4-4 住民同士のコミュニティの形成

##### 4-4-① 形成の仕組み

前項では、簡易宿泊施設型シェアハウスにおける管理人の役割について述べたが、続いて住民のコミュニティの形成やそれに伴う影響について述べる。シェアハウスである為、共用のスペースが多く、1日の中でも住民同士が顔を合わせる機会が多く存在する。特にリビングでは住民同士の交流が多くみられ、個人的な交流や、その場での交流など様々なコミュニティが形成されている。実



際40代の方と70代の方が一緒に食事をしたり、はたまた地元も異なり名前すら覚えていない同世代同士で「ほんまぼけたな～」などと笑いあいな

がら談笑することもある。前述であったような日本における単身高齢者のコミュニケーションの頻度が少ないという指摘も、このシェアハウスではコミュニケーションが日々行われている。全員が参加しているわけではないものの、毎日必ず複数人同士で交流がみられる。それは、あいりん地区にみられる人懐っこい人格の持ち主が多いことが影響しているかもしれない。筆者も働いてから、住民の方のみならず外を歩いている時にも地区にお住まいの方に話しかけてもらい、場に溶け込みやすくなったことを鮮明に覚えている。

シェアハウスでは主に単身高齢者を多く受け入れているが、30～50代の方も同じ屋根の下生活をしている。仕事に向かう人や生活保護を受給しながら病の治療に専念する人、プライバシーの観点よりこれ以上の詳細は難しいが多種多様な暮らしを展開されている。中にはシェアハウスの施設の管理に協力してくれたり、住民同士の関係を深め年齢関係なく信頼のおける隣人としてのかかわりも果たしてくれている住民もいる。時々、認知症を患っている住民の方が、食事を食べたかどうか忘れてしまったときや帰所願望が現れた際に、住民同士で優しく話を聞いてくれるといった場面が日常的にある。

#### 4-4-② 事例1 住民による遠出してしまった高齢の方の探索と発見

先日ある高齢の住民の方が、前日の夜に外出し翌日の昼過ぎになっても帰って来なかった。普段より無一文で遠出することが多いため安全を考慮しGPSをつけていたことによって、居場所が分かったのだが、すでに西成区を出て遠くへ行ってしまっていたことが発覚した。私は仕事の都合があり身動きが取れず悩んでいたところ、3人の住民の方が探しに向いてくれた。そして、無事に家へと送り届けてくれたのだ。その3人は50代の方たちで、普段からその方と交流があり、日常の様子や特徴などを把握していたためスムーズに発見へと繋がった。さらには前日の外出を目撃し

ていたことにより服装も明確になっていた。この出来事はシェアハウス内での世代を超えたコミュニティが生まれていたからこそ成し得ることの出来た事例であったと言えるだろう。

なお、この事例については、本人にこの文章を読んで確認してもらい、掲載することの了承を得ている。

#### 4-4-③ 事例2 一住民としての筆者の日々の実践

筆者が現在住んでいる簡易宿泊施設型シェアハウスも同じような形をとっている。こちらで私は住民の一人として管理人や他の住民と連携し交流をしながら日々を過ごしている。高齢者の方の体調不良に伴う救急要請や階段を上り下りする際の介助をすることもある。一方で若者を積極的に受け入れていることもあり、同世代の生活の相談に乗らせてもらったり、それに伴った支援や助言を行ったりしている。この環境での生活は私がこの広大な家の一員であることを自覚できると共に、決して孤独ではないという安心感にも繋がっている。

そのような感覚を得ることが出来ているのは、共有する物が多いからこそ、普段から顔を合わせやすい環境や交流スペースの確保、親密に関わりを持ってくれる管理人の存在と年齢関係なく受容してくれる他の住民の方の人柄が後押ししているのではないかと感じる。高齢者の方が近い距離で生活をしている事が、私自身の成長の糧となっている。

#### 4-4-④ 総括

簡易宿泊施設型シェアハウスの住民は、他の方の生活を支える重要な一員として機能している。そして、管理人も一丸になって一つの大きなコミュニティを形成し生活が営まれている。まさしく共助の意識が働いている場所の一つであるといえるのではなかろうか。スタッフが対応する前に、住民同士のコミュニケーションによってうま

く収まる事は管理人としてこの上ないほど心強い。そしてそれらの事実は管理人と住民の垣根を超え、シェアハウス自体でコミュニティを形成していけるということでもある。簡易宿泊施設型シェアハウスの中で形成されるコミュニティが持つ力については、まだまだ可能性が広がっており引き続き注目していきたい。

## 5 まとめと考察

本論文では、西成あいりん地区における簡易宿泊施設型シェアハウスは、単身高齢者の社会的孤立と生活の困窮化を防ぐ可能性を含む住宅であるということ論じてきた。単身高齢者自身が目指したい生活の実現について、可能な限りのニーズを叶えることが出来るといった点。そして、複合的な支援体制で日々の暮らしや将来について安心して住み続けること。これから増え続ける見込みの単身高齢者にとって、老人ホームや賃貸アパートの間に位置するようなこの住宅が近い将来、安心して過ごすことが出来る選択肢の一つとして普及する可能性があるとは私と考えている。

一方、そこで従事するスタッフの業務内容及び職業自体については未だ理解されているとは言い難く、病院や他連携機関において「ヘルパーさん」と呼ばれることもある。業務の中には介護ヘルパーに重なるようなことをするが、そこには独自に確立されたシェアハウスの管理人という存在がある。広くシェアハウスのスタッフという職業が理解されていけば、我々の地位向上や将来的に求職者にとって新たな福祉の職業の選択肢としても認知されていくだろう。簡易宿泊施設型シェアハウスの拡充と認知が進むことは、高齢者の居住の選択肢が増えることのみならず、働く側にとっても極めて重要であるといえる。

また共助的な仕組みの上、住民への負担が過度になりすぎないように注意する必要もある。

今回は、あいりん地区における簡易宿泊施設型シェアハウスのみに着目して展開を行ったが、他の地域における近い形態の住宅との比較対照やサ

ポート付き高齢者住宅との比較は出来ていない。今後はより近い業態の住宅との差別化を図り、高齢者の選択肢の一つとして存在していければ、より多くの在り方を実現できるのではないだろうか。その結果として多くの人々の希望になりうると結論付け今後も継続して取り組みを続けていきたい。

(たばた かいと：シェアライフハウスナニワ別館)

## 注

<sup>(1)</sup> JMAP (地域医療情報システム) (2020) 地域別統計

「大阪府大阪市西成区」<https://jmap.jp/cities/detail/city/27122>

2024年10月13日

## 参考文献

内閣府 (2022) 「高齢社会白書」  
[https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/html/zenbun/sl\\_1\\_1.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/html/zenbun/sl_1_1.html)

2024年7月18日

藤森克彦 (2016) 「単身高齢世帯の生活と意識に関する国際比較の生活と意識に関する国際比較の生活と意識に関する国際比較—4か国比較—」  
内閣府

p239, p247

藤森克彦 (2019) 「単身世帯の増加と求められる社会政策の強化」

[https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/contribution/2019/dio1909\\_02.html](https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/contribution/2019/dio1909_02.html)

2024年7月19日

JMAP (2020) 「大阪府大阪市西成区」

<https://jmap.jp/cities/detail/city/27122>

2024年7月19日





## 〔実践報告〕

# 在宅認知症高齢者への通所介護利用から継続できる支援と 安心できる施設入居に向けた取り組み —環境支援指針 PEAP 日本版 3 を通した実践—

亀井章

## 要旨

環境変化への適応に困難のある認知症高齢者にとって、介護施設に出向くことは、不安による混乱の増大や ADL 低下を拡大させてしまう可能性がある。当法人内の特別養護老人ホームも同様であり、在宅生活のうちから支援できるように、介護施設における環境づくりの構築が必要であった。そこで通所介護 A において PEAP を実施し、各職員の言語を質的・帰納的に分析してカテゴリー別に分類し、交わされる情報共有が相補い進められていく過程を明らかにした。結果、通所介護 A に専門職員を配置することで、情報共有に意識が向いたが、利用者の生活にいかす展開にまでつながらないという考えがあった。そうした状況でも連携を促進する要因は、相互性のある情報共有と、職種間の連携において明確な意向を示すことである。そして、介護職員の持つ生活の視点によって情報共有を動的なものにして、さらに連携を進めていけることが示唆された。

## キーワード

認知症高齢者 早期介入 通所介護職員 専門サービス PEAP 特別養護老人ホーム職員 専門職員 職種間連携

## 目次

- 1 研究の背景と目的
  - 1-1 背景
  - 1-2 目的
- 2 研究方法

- 2-1 研究協力者とデータ収集方法
- 2-2 研究期間
- 2-3 PEAP について
- 3 倫理的配慮
- 4 結果
  - 4-1 PEAP「通所介護における食事摂取と栄養管理の展開となった課題」について
    - 4-1-① PEAP の実施
    - 4-1-② 経過
  - 4-2 PEAP「施設機能訓練指導員経験者による通所介護での展開と指導課題」について
    - 4-2-① PEAP の実施
    - 4-2-② 経過
  - 4-3 PEAP から見えた職員の特徴
  - 4-4 特別養護老人ホームへ入居に至った PEAP 後利用者と他者との比較
  - 4-5 PEAP から得られた分類及び内容
- 5 考察
  - 5-1 連携による情報共有への意識
  - 5-2 通所介護職員にとっての専門サービス提供への不明瞭さ
  - 5-3 職種間連携や情報共有の阻害要因
- 6 結論
- 7 利益相反について

## 1 研究の背景と目的

### 1-1 背景

地域全体で認知症高齢者と家族を支援する体制

づくりが普及される一方で、認知症高齢者の生活場所在宅にあることで介護負担に関する家族の不安や心配は増大していると報告されている<sup>(1)</sup>。家族への支援としては、介護負担感の軽減を図るために、地域資源の利用や、状況に応じて、認知症高齢者が必要な医療や介護サービスが受けられるよう各機関との連携が重要であり、自宅での生活を継続できるよう支援している通所介護もその一つである。中核症状により環境の変化に適応できない認知症高齢者にとって、自宅以外のなじみの場所になることが重要であり、今後様々な理由から施設入居への移行を想定すると、自宅とは違う環境となり、不安からの混乱がないようにするためには、通所介護の役割はなおさら重要である。さらに通所介護の利用においては、今やADLやIADLの評価も着目されている。なじみの環境づくりには家族と評価し、その他で関わるサービス事業所間でも情報共有し、自宅生活の過ごし方もあわせて把握することも大切である。

当法人にある特別養護老人ホームBでも入居時、見慣れない集団の中、不安から混乱をきたし悪化するケースがある。施設には多くの様々な疾患や重度介護者もおり、ケアへの優先順位を立てざるを得ない状況にある。そうなると、中核症状はさらに悪化の傾向をたどり、二次症状、ひいては関連する新たな疾患や受傷からADLやIADLの低下をも拡大させてしまう。特別養護老人ホームBには通所介護Aを併設しており、入居につながるケースも多い中、認知症高齢者が在宅生活の時期から支援できるように、通所介護Aにおける環境づくりの構築が必要であった。そこで、月に一度法人運営について、通所介護Aや特別養護老人ホームB等で行う合同会議内で、環境づくりに関する研修を実施した。通所介護Aからの事例では、利用開始時期や継続について、自宅から出たくない者や、利用中の帰宅願望やそわそわと多動行動が増す利用者も多く、安定した利用継続に至らないことが課題としてあがった。これに対し併設の特別養護老人ホームBから、通

所介護Aからの利用者やその他の利用者も含めて、短期入所介護や入居となった際も同様の例が非常に多く、事故等危険に発展していることから、通所介護Aと共に早期介入し、楽しく安心して施設生活を送れるよう対策を構築したいという意見が多数あがった。こうして通所介護Aにおける環境づくりの介入がはじまった経緯である。

## 1-2 目的

記銘力の低下や判断能力の低下により、認知症高齢者は混乱の拡大を来し易いことから、自宅で使用していたリネン類を使用したり、思い入れのある品物を持ち込んだり、なじみの環境づくりを行うことがある。浪花らは、「なじみの環境」は、認知症高齢者が安心して自分らしく穏やかに過ごすことができる、「安心できる居場所」であると述べ、介護職員のスキンシップや声かけ等のケア技術の展開がなじみの環境を形成すると提言している<sup>(2)</sup>。なじみの環境の提供は、ADLやIADLだけでなく、認知症高齢者の判断能力や感情についても着目し、早期に介入する必要があるとされている。そのため生活場所の変化は、混乱を来す原因となり、その一つには帰宅願望があげられている。帰宅願望の背景には、なじみのない場所に連れて来られ、帰れるかどうかの心配、慣れ親しんだ生活環境から離れるといった不安、その背景にある原因や性質による影響を受けることでの混乱とせん妄をさらに悪化させてしまう。またトイレ等の場所がわからない困惑、何をしてもいいかわからない所在のなさ等が大きな要因として考えられる。特に、在宅から間もなく、場になじむことは困難で、連れて来られた認知症高齢者の心は不安の塊のようになってしまいがちである。そのため、見当識への支援を早期に行うことは、認知症高齢者を含む利用者が、自宅以外の利用施設をなじみの場所として認識でき、安心して過ごせるようになることが期待できる。鈴木らは、デイサービスを含む居宅サービスの基本的役割について、

利用者が自宅での生活をできるだけ長く継続することが重要であるとし、通所介護の利用時間内に観察できる利用者像のみで評価するのではなく、サービスでの過ごし方や体験が自宅での生活継続、そして施設サービス利用時にもどのように貢献するかという視点が必要であると述べている<sup>(3)</sup>。住環境変化時のケアは、その後の経過にも大きな影響を持つことが予測される。

認知症高齢者の場合、判断能力は低下するが、物への執着やこだわり等の強い感情の表出があるため、対応困難感を感じやすい。しかし、なじみの環境は、認知症高齢者の肯定的な感情を引き出し、介護者の対応困難感を軽減させることに有効だと考える。このような視点から、当法人内にて、通所介護職員や特別養護老人ホーム職員、その他の関連職員までが、認知症高齢者に対するそれぞれのケアの考え方や意向、その他の違い等を明らかにし、課題を解決しながら、共通認識のもと、認知症高齢者が通所介護の利用により心身機能を維持することができ、また特別養護老人ホームへの利用開始時には、不安から混乱を起こすことなく、安心できるサービスのままでつないでいく準備をする必要があった。本研究では、当法人内にある通所介護 A において PEAP を実施し、在宅を離れ通所介護に出向く最初の体験と出会いを大切に、楽しみや喜びのある取り組みを通じたサービスの継続から、安心して過ごすことができる特別養護老人ホームへの入居につなげるため、通所介護でできる役割と取り組みを考えることとした。PEAP を用いた課題分析は、意見交換の場として、職員間、利用者や家族からの意見も大切に、共同して検討を行った。また PEAP を行う中で、利用者へのサービスを通じて、通所介護職員がどのような意向を持ち、情報共有を進めているかの実態も明らかにするため、PEAP で交わされた言語を内容別にわけて分析し、通所や施設職員、その他職員の持つ生活の視点と意向が、サービスを通じサービス間の情報共有を相補い進めていく過程を明らかにする。そして、環境づく

りを行った通所介護 A から、併設する特別養護老人ホーム B へ実際に入居となった認知症高齢者の経過を報告する。

## 2 研究方法

### 2-1 研究協力者とデータ収集方法

当法人内の通所介護 A 職員と併設する特別養護老人ホーム B 職員の合同で、通所介護 A に対して PEAP による環境づくりを展開し、利用者や家族の意見や動向も聴取して得られたデータを記録し評価した。PEAP による環境づくりの振り返りは、独自に、「環境づくり実践記録表」を作成し、環境づくりの課題、目的、取り組みの内容、環境づくり前後の評価を行った。そして環境づくりの成果だけではなく、見えてきた課題や、すぐに介入できる手段を早期に検討して実践を繰り返し、職員全員参加で繰り返し振り返ることとした。また、通所介護 A から併設する特別養護老人ホーム B へ入居となった群と、同時期に他介護事業所または在宅から直接入居となった群にわけ、ランダムに各群から 5 名選出し、各生活場面での行動を比較し分析した。

PEAP を行う中で、通所介護 A の職員と併設の特別養護老人ホーム B 職員、その他職員から得られた言語データを逐語録にまとめ、内容別に質的帰納的方法により分析しカテゴリー別に分類した。情報共有における実態、またこれら各職員の意向を明らかにするために、逐語録の内容を概観しつつ整理し、前後の文脈から意味や内容のまとまりのあるものにかけて考察した。

### 2-2 研究期間

PEAP は 2022 年 7 月に法人内の運営に関する会議内で行い、通所介護 A において環境づくりを導入し、検討を重ねながら、2023 年 6 月まで実施と評価を重ね、振り返りを行った。そして、この期間通所介護 A の利用者のうち、2023 年 7 月～2024 年 6 月の間で、併設の特別養護老人ホーム B へ入居した者をランダムに 5 名ずつ選出し、

動作や生活項目別に特徴をあげ、比較分析した。

## 2-3 PEAP<sup>(4)</sup> について

医療や福祉等の施設環境は、治療やケア等社会的環境、運営方針等運営的環境、建築設備等物理的環境から構成される。環境支援とは、これら3領域を視野に入れながら、目に見えてくる環境をまず変えることにより、ケアや運営を変え、認知症高齢者の行動や暮らしを変えていく取り組みである。環境支援プログラムは6ステップから構成され、ステップ1～2は、認知症ケアと環境への気づきを高めて、環境の課題を共有し、環境づくりの目標を絞込むプロセスである。ステップ3～4では、望ましい過ごし方やケアの姿を描き、それを実現するための計画を作成する。ステップ5～6では、新たな環境を積極的に暮らしやケアプランにいかし、取り組みを振り返るPDCAサイクルから構成される。

ピープと呼ばれるこの指針は、米国で認知症ケアユニットの評価尺度（PEAP：Professional Environmental Assessment Protocol）として開発され、それを日本の実情にあわせて、環境支援の指針として改訂が行われた。PEAPは施設の物理的環境に重点をおきながら、ケアや施設の運営方針等も含めた多面的視点から、認知症高齢者の暮らしとケアに重要な8つの次元（「見当識への支援」「機能的な能力への支援」「環境における刺激の質と調整」「安全と安心への支援」「生活の継続性への支援」「自己選択への支援」「プライバシーの確保」「ふれあいの促進」）と、環境づくりのポイントとなる31の中項目から構成されている。

## 3 倫理的配慮

本研究は、前職場となる青野ヶ原福祉会特別養護老人ホーム青都荘、デイサービスセンターわかばにおいて、倫理審査の承認を得て実施した。通所介護Aの利用者とその家族、当法人職員へは、研究の目的と内容、危害を加えられない権利、情

報公開を受ける権利、自己決定の権利、プライバシー保護と匿名性、秘密が保護される権利について説明し、同意を得たうえで実施した。

## 4 結果

### 4-1 「通所介護における食事摂取と栄養管理の展開となった課題」について

#### 4-1-① PEAPの実施

職員募集の中で、介護職務希望者に就きたい無資格者の募集は以前より行っており、実務者研修制度も導入する等、介護職員養成の取り組みは以前よりなされていたが、医療や介護サービスを受けることがない、あるいは少ないままで在宅生活を送る者も多い。心身機能面の維持向上への視点と加算要件から、管理栄養士や機能訓練指導員、看護師等専門分野に特化した職員（以降、専門職員とする）といった専門分野に特化した職員を積極的に募集し、後に介護職務へ従事のための資格支援を行うこととした。

その一つに食費摂取と栄養管理や提要在げられた。役割として、厨房の決められた栄養管理だけでなく、皆で考え創作したものをふるまえるような意味のある業務を行うことで、利用者のためのやりがいもてるような積極的介入ができる者を募った。募集の結果3名現れ、2名は特別養護老人ホームB施設、1名を通所介護Aに配置した。半年間は食事の提供を中心にその他介護業務を行う中、PEAPを用いて評価を進め、表1のような結果となった。

#### 4-1-② 経過

##### 栄養管理を考慮した献立づくりの構築

当初は注文品、テイクアウト品は、出前寿司やケーキ注文といったこれまでと同等のものであったが、利用者が自宅で食べておいしいもの、過去においしかった思い出、生まれ育った出身地域で食べられていたもの等も含め要望を募り、栄養を考えた献立にし、みんなで創作する。そして、おいしさの評価点数を付ける制度を導入。なぜその



表1 PEAP「通所介護における食事摂取と栄養管理の展開となった課題」について

環境づくり実践記録表 ①デイサービスにおける食事摂取と栄養管理		2022年9月～2023年8月		
環境（物品展示物、環境設定、レイアウト、人的環境も含む）課題	（場所・内容）人員または提供方法の模索 ①献立通りの昼食やおやつが通例となっている。②食事レクリエーションのマンネリ化。 ③重度介護度利用者の増加により食事摂取に介助を要す。			
暮らしのイメージ	①②に対して、何が食べたいか、不足しがちな栄養素も考慮し、作り上げる工程を体感していただく。 ③に対して、安全な食事形態や食事摂取介助による提供が求められる。			
目標設定	利用者も楽しくなる食事提供の方法と安全な摂取方法への対策			
環境づくりの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後の方針（加算要件）による取り組みに不可欠となる栄養指導人員の導入</li> <li>• 専門職員からの知識や助言を学び力量をつけて提供できる幅を広げ顧客満足度につなげる</li> </ul>			
PEAP ○：支援された △：どちらとも いえない 関連しない次元は空白		事後	変化の内容	周囲の反応と要望
	1. 見当識	○	通うことへの実感。	通う日時を意識。時間の理解。
	2. 機能的な能力	○	楽しむことで食事の残りが減少。	継続へのきっかけ。リクエストがあるようだが上手く伝えられない。
	3. 刺激の質と調整	○	調理の音や香りで実感。	感想が聞けた。
	4. 安全と安心	○	食事摂取への興味が増し、安全に任せることができる。	専門職員対応の安心感。勉強になる。良い活動をもっと広めてほしい。専門の話を知りたい。
	5. 生活の継続性	○	世代別好みや時代背景への話題。	懐かしむ話も聞けた。好みの献立が出る日に利用する日がなかなか当てはまらない。
	6. 自己選択	○	個別の意見が反映。	好きなものは喜んでる。
	7. プライバシー	—	—	—
	8. ふれあいの促進	○	キッチンにはだれもが注目。介助の必要な方への配慮が利用者同士で芽生える。	他利用者に思う感想や気持ちから自身の振り返りが見られた。
利用者からの評価	「みんなでワイワイと楽しい。」「私の好きな意見が通って嬉しい。」「懐かしい。」「食べやすい。」「食べにくい方まで同じものをいただけて嬉しく思います。」			
今後の課題とすぐに行えること	ご利用者ご家族より 1. 「リクエストがあるようだが上手く伝えられない」に対して、 →いただいた後に採点性を採用し、点数を付けていただきながらその点数になった理由やその他のリクエストを聞くようにした。 2. 「こうした良い活動をもっと広めてほしい」「専門の話を知りたい」に対して、 →毎月の便りにて、行っていること、献立の作り方と栄養素の説明、時期や体調に必要な栄養素の説明を盛り込むことから始めた。 3. 「好みの献立が出る日に利用する日がなかなか当てはまらない。」に対して、 →献立表を出入口に広く掲示し、希望日を募った。 介護職員より 1. 専門職員の導入で専門的なサービスがすぐに提供できるようになったが、介護職員も行えるよう学び実践につなげる必要がある。 →まずは、リクエストの中から職員間で選択し、提供の工夫やその時期や体調に必要な栄養素を考え、その月の献立を考える工夫ができた。 専門職員より 1. 提供の難しさ、また食事摂取に関連する（口腔衛生、食事摂取姿勢）介護介助を知り業務の一端を担う必要性を感じる。 →普段の介護介助への意欲、食事摂取や口腔ケアへの興味関心が見られた。			



点数にしたのかも、次の創作のきっかけとなる。これにより利用者を含め皆で作った献立や行事であふれたスケジュールが完成した。しかし、介護保険による利用日は、曜日ごとに決定されているものが大半だ。そこで、利用者が展示や掲示物をよく眺めながら行き来する出入り口に大きく献立を張り出すことにした。張り出すことで、「この日に来たい（期待。）」として、利用者から、「この（好みの献立や行事がある）日にここへ来たい。」という意見が増え、家族や担当介護支援専門員にもその意欲は届き、通常のサービス利用日はそのままに、希望日は変更や追加が増え、利用者のサービス計画はさらに意欲あるものとなった。創作方法や食事風景までもお便りすることで、関係者にもその思いは伝わり、このサイクルが固まった。



図1 PEAPによる通所介護Aの環境づくり

### 食事を通じた利用継続と併設特別養護老人ホームBへの興味

利用者には、短期入所介護や施設入居を考える方も少なくない。通所介護の利用を通じて、法人や事業所間の雰囲気と風潮を感じ取り、ここに来たい、泊まりたいといった安心感を抱く方が増えた。そのような思いは管理栄養士にも伝わり、介護資格を取得、通所介護をこえて特別養護老人ホームBへも介入する等意欲的に関わり、さらに高齢者介護への理解を深め、施設での食事介

助、レクリエーションや行事等へも補助的に介入し、入居者と家族への安心感にもつながっている。

### 嚥下評価・訓練、摂食姿勢、口腔ケアへの視点

栄養管理には経口栄養摂取が大切であり、そのための嚥下運動や姿勢の確認、そして口腔ケア等の工夫も必要であったことから、知識技術面の学習の機会を持ちながら、実際の提供の場面で工夫や介助も管理栄養士を中心に行うようになった。このような流れは施設にも波及し、この取り組みから、訪問歯科による言語聴覚士の指導や助言が出来るというところが数件現れ、依頼することとなった。利用者だけでなく、介護職員の知識や技術の向上と日々の安定したケアにもつながった。

## 4-2 PEAP「施設機能訓練指導員経験者による通所介護での展開と指導課題」について

### 4-2-1 ① PEAPの実施

PEAPで明らかになったのは、特別養護老人ホームでの取り組みが、通所介護と比較し、利用者の心身機能面や特徴、習慣等も含め状態が様々で幅広いことであった。特に個別機能訓練は、生活の中で必要に応じたケアの一部としてプログラムを位置づけられているため、施設は施設の中でどう利用者の生活の質を高めるかという視点を重視していた。オムツ外しや転倒転落、経口摂取といった取り組みまでも機能訓練に位置づけられている。そして従来あった小グループや集団で楽しみながらのレクリエーションのプログラムから、最近では個別にあわせた実用的訓練へと変化させてきている。例えば訓練用具を使用した本格的な運動から、日常生活における実際の場面や機会を利用した精神的活性化を目的としたレクリエーションは当然のこと、外出を見越した耐久性と筋力維持増強、整容では化粧や身だしなみを考えたことまでも含まれ、レクリエーションでのおやつづくりを行うための調理補助、居室内簡単な整理

整頓、そして夏に施設敷地内で行われる地域子供のラジオ体操や地域行事への参加を目標にした訓練内容も含まれてきている。このような利用者の意欲と活動の広がりから、個別の希望に対応する必要性がでてきたからである。

これらより、在宅生活のうちからの早期介入は運動機能だけでなく、意欲や活動にも着目した認知症悪化防止にも役割を果たす。介護保険法により、特別養護老人ホームであっても、介護予防という視点から、利用者の要介護度を下げる取り組みが一層求められてきている。そうした動きに、レクリエーション型やケア対応型への機能訓練では今後対応していけるのだろうかという疑問の意見が出た。さらに、居宅での介護予防やリハビリテーション、また認知症悪化防止が重視されていることで、利用者のニーズが高くなっていることも要因かと思われる。そうした中で、通所介護から早期介入により、重度化を防ぐ介護予防実践は不可欠である。これまでのような通所介護職員だけではなく、専門職員の役割と、併設する特別養護老人ホームとの情報共有は非常に重要だと考えられた。職員間の相互の情報交換から、専門に特化した業務あるいは補助業務の共有ができる体制づくりも視野に、整備が課題となった。そのため、特別養護老人ホームBでの機能訓練指導員経験者を通所介護Aに配置することとなった。結果は表2に示す。

#### 4-2-② 経過

##### 配置からの変化

特別養護老人ホームでの機能訓練を経験した指導員の配置で、通所介護職員が気軽に助言を求められることができるようになった。実際に困ったその時に対面で聞くことができ、かつ利用者への即座に対応が可能となった。顧客満足のまま、通所介護職員は知識技術を身に付けられ、普段の介護負担軽減と意識向上のきっかけとなったことから、次回にいかすこともできるという良好なサイクルができた。普段、生活の中で行うケアに効果があ

ることが、職員の共通認識となり、介護介助方法、また環境設定や声かけ等にも意識するようになり、通所介護職員から積極的に助言が求められるようになった。

##### 訓練内容のデジタル見える化

利用者からすると運動は「させられている」、訓練は「試されている」という、悲観的な感覚に陥りやすい。これはあえて行いにくさ、困難な行動に着目してしまい、利用者の意欲に対して反してしまうところにある。モチベーションや意欲が低下する要因には、体の動きが不自由になり介助が必要となること、また単調になりがちな生活の中、元気を出しづらい、意欲が出ないといった理由も多く聞かれる。疾患そのものが関与している場合もある。そのため意欲向上や動機づけというのは非常に重要であり、そのためには動作の中で、少しの変化も見逃さず認めたたえることが大切であると意見し合った。できた行動やその判断を捉える。行為自体を認めながらフィードバックすることが大切である。特に高齢者の運動に関して励ましの効果はよく目にする。できないことへの指摘では続かず、混乱や意欲も低下する。重要なのは、あまり神経質にならず、楽しくやればできる、という雰囲気づくりは、どの職員でも可能である。ついでできない部分に意識がいきがちであるが、今の時点で出来ていることも必ずあるはずであり、見つける視点も必要である。我われの役割はこうした声かけによるできている行動への意識づけ、動機づけである。職員間から発生したこの考え方から、利用者職員が共に維持し、目標を目指すということがわかりやすく理解できた。また困難であった動作や運動、評価における測定値や目標は文字・デジタル化し、振り返りを大切にしたい。たとえ小さなことでも、できたこととかなえられる目標を一緒に考える。小さな成功体験をつくり、その回数を重ねる。そして今の状態をフィードバックする。そのサイクルが自信になり、やる気へとつながった。

表2 PEAP「施設機能訓練指導員経験者による通所介護での展開と指導課題」について

環境づくり実践記録表 ②施設機能訓練の幅広い視点と実施を通じた教育としての関わり 2022年9月～2023年8月			
1. 環境（物品展示物、環境設定、レイアウト、人的環境も含む）課題	<p>（場所・内容） 人員または提供方法の模索</p> <p>①個別機能訓練は基本動作のみに着目した運動機能維持向上を目的としたプログラムの実施のみ。          ②現通所介護の機能訓練指導員からも専門的展開について質問があり、実用的な訓練をプログラムにつなげる必要があると認識。          ③介護保険改定により身体機能面だけではなく、精神機能面へも着目、維持向上が求められる。          ④利用者が施設入居を見据え備えておかなければならないが、環境づくりや必要な取り組みが不明瞭。          ⑤重度介護度利用者の増加により安楽姿勢や食事摂取方法がわからない。          ⑥疾患の知識、安楽や動作時姿勢、介助方法、また利用者がどう認識され表出をどのように理解すればいいのかわからない。          ⑦過介助になっていないか、していただける動作はないか、適切な介助方法がわからない。</p>		
2. 暮らしのイメージ	1-①②③④に対して、施設機能訓練経験者との情報共有、訓練の見直しと実施。 1-⑤⑥⑦に対して、専門職員の評価と実施、介護介助方法の指導から、方法の統一化。		
3. 目標設定	利用者へ合った訓練の実施、介護職員への教育と介護介助方法の伝達。		
4. 環境づくりの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別養護老人ホームでの機能訓練を経験した指導員との密な関わり、情報共有、助言の実施。</li> <li>知識や助言を学び力量をつけて提供できる幅を広げ顧客満足度につなげる。</li> </ul>		
5. PEAP ○：支援された △：どちらとも いえない 関連しない次元 は空白	事後	変化の内容	周囲の反応と要望
1. 見当識	○	通う実感があるが行う理由がわからない方もある。	ご本人は行う実感が少ない様子。訓練が第一優先ではない様子
2. 機能的な能力	○	自分のためになるだろうという取り組みを実感。	介助量の減少につながる。機能維持に協力したい。
3. 刺激の質と調整	○	自分に合わせたプログラムがある。	物足りなさや疲労を見て取り次回に報告。
4. 安全と安心	○	無理なくできる。	専門職員対応の安心感。的確な助言は参考になる。助言されたことを振り返りようになった。できないことも増えつつあるが施設入居も安心できるようになった。
5. 生活の継続性	○	訓練を断ることなく無理なく継続できる。	継続した取り組みは嬉しい。
6. 自己選択	○	できる、できないことを振り返られる。	無理な訓練ではないため継続利用に繋がっている。
7. プライバシー	○	個別の対応で羞恥心なく話せる。	専門的助言でいえなかった特徴や症状も伝え助言があるので喜んでいる。
8. ふれあいの促進	○	集団体操が心身に意味のあるものへとなり楽しくできて嬉しい。	他利用者へ思う感想や気持ちが芽生えた様子。
6. 利用者からの評価	「詳しくてわかりやすい説明だから、自分のことも恥ずかしいことではなく症状やしにくさもきちんと話せるようになった。」「先生に任せられる。」という反面で、取り組む理由がわからないという方もおられた。		
7. 今後の課題とすぐにできること	<p>ご利用者ご家族より</p> <p>1. 「行う実感が少ない様子。」「訓練が第一優先ではない様子。」に対して、          →承認する声かけと対応の統一。ご利用者と職員が共に維持あるいは目標を目指せるように測定値と目標を文字・数値化し、振り返りを大切にしたい。</p> <p>介護職員より</p> <p>1. 専門職員の導入で専門性により特化したサービスがすぐに提供できるようになったが、介護職員も行えるよう実践につなげる必要がある。          →訓練は介護職員とも対面で、実際の場面を利用し、ご本人の特徴から現象を説明、合わせた介助方法と具体的な訓練を伝えることで理解することからはじめた。</p> <p>専門職員より</p> <p>1. 訓練の実施、また職員への介助方法や、家族への助言も伝えただまになっている。          →訓練の成果は利用者へ振り返る。また定期的に測定された数値を比較。          →ご利用者の周りに携わる方々へこの経過を伝えることで成果を実感。          →その他介護職員、家族様への情報共有、可能な範囲で直接対面での確認と指導を行う。</p>		

### 専門職員から通所介護職員への指導の工夫

通所介護職員や家族への指導には、意見や課題に対して対応計画を立てることとした。通所介護職員育成では、明確なゴールと達成までの期間を設定した。いつ誰がどのように伝え指導したかも盛り込んで、これをもとに直接指導を行った。実施後はヒアリングし振り返りを行う。良かった点や、難しかったかことやどこに不安を感じたかについて話し合う。そうすることで理解できた内容から、すぐ次回にいかされ始めたことが確認できた。こうしたやりとりで一緒に通所介護利用者を評価し、フィードバックを行い、専門職員の見る視点の共有を継続した。フィードバックでは良かった点と改善点を伝え、通所介護利用者の目標に対して、現時点でどの程度できているか、目標達成まで何が必要なのか、できるだけ具体的に伝え合うことにしている。

### 4-3 PEAP から見えた職員の特徴

以上、2つの課題は共に専門職員を導入した環境づくりとなった。取り組み中で、通所介護職員は、この環境づくりの実践は、ケアとは別と捉えており、ケアにつながらない業務圧迫だと思いの者が大半であった。PEAPと振り返りを継続することで、職員はケアと環境の両方の視点を習得しようとしながら個別ケアにいかそうという意見や行動が見られるようになり、考えの転換から、環境づくりへの行動は非常に早くなった。結果、利用者の自立のために役割があることへのポジティブな行動変化が見られるようになった。こうして、知ることや、共有することでできる工夫からの環境づくりによって、職員の気づき、ケアのスキル、仕事への満足等への効果もたらされた。通所介護Aの利用者が今後特別養護老人ホームBに入居する可能性を考えると、通所介護の役割は、在宅生活の維持だけでなく、生涯の認知症状や動作機能面を左右する起点であり、重要な位置にあること、そのため在宅生活のうちから、

不安や混乱なく安心して利用が継続できることは、非常に重要であるという認識が芽生え、意識できるようになった。

### 4-4 特別養護老人ホームへ入居に至った PEAP 後利用者和他者との比較

2023年7月～2024年6月に通所介護Aから併設の特別養護老人ホームBへ入居に至った者と、同時期に他介護事業所または在宅から直接入居となった者の群にわけ、ランダムに各群5名選出し、各生活場面での行動を比較し分析した。すると、前者の群で、理解や問題解決のために行動を起こす、またはその現れがあり、良好な心身の状態を保つ者が多く、差が認められた。以下はその内容となる。

- ・出来事の意味を理解しようとしたり、振り返りが見られる。
- ・職員に伝えることが出来る、あるいは伝えようとしている。
- ・徘徊の理由に目的がある。
- ・食事への取り組みから、時間前の認識と排泄を済ますといった準備への意識。
- ・病態や動作困難への認識がある。
- ・体操等を含む行事の欠かさない取り組みがある。
- ・通所介護Aでの取り組みを振り返る。
- ・他利用者への配慮とコミュニケーションへの意識がある。
- ・MMSE (Mini Mental State Examination) 数の維持が見られた。

### 4-5 PEAP から得られた分類及び内容

PEAPを行う中で、通所介護A職員と併設の特別養護老人ホームB職員、専門職員等から得られた言語データを逐語録にまとめ、内容別に質的帰納的方法によりカテゴリーに分類したものが表3である。

学ぶ意欲がある反面、専門職員の介入による実践的視点による課題として、指導や伝達といった



表3 PEAP で交わされた言語データ

分類	内容
通所介護職員ならでの専門職分野への参画意識	介護福祉士が携わり利用者生活につなげる。 訓練計画・援助にも携わっていきたい。
通所介護職員による施設介護と専門職分野の捉え方	通所介護利用の継続は楽しんできていただくことなので、通所介護 A 職員は施設介護で行う対応までの意識は低い。 通所介護 A では利用継続のため利用者に合わせた楽しみや、安心のために、利用者の視点や認知面に着目している。 特別養護老人ホーム B は混乱や不安不満を抱く入居者が多く、転倒転落につながる者も少なくない。そのため、通所介護 A では、心身機能維持のための取り組みを早期に行ってほしい。 通所介護 A は自宅生活での困難がないように今すぐにでもきるケアの提案を行いたいと思っている。 通所介護業務と専門業務は同列と思っている。 専門職員から指導をもらいすぐにかすため共有したい。
各分野の介護職員による専門分野との相補い合う情報共有の意向は一致	利用者を前に専門職員と情報共有したい。 専門職員では見られない普段からの情報の共有を意識。 介護場面での気づきを共有したい。 介護業務につながる専門的視点の情報を得たい。
通所介護及び施設職員が業務にいかせる情報	施設介護計画は共同立案にあることに改めて責務を感じた。 利用者の状況を伝え合い計画に反映させる。
通所介護職員による専門分野の計画実施への関り	計画書や実施書類の閲覧や回覧を行っている。 専門職への意見はしないが状況は伝えている。
通所及び施設介護職員による専門分野への意識	普段の介助も訓練とはわかるが毎回同じようにはいかない。 担当した役割は状況も合わせて伝える必要がある。 専門分野は他職種業務として認識しており共有しづらい。 専門職員との情報共有には相手の立場を知る必要がある。 施設介護職員は情報を積極的に得たい。 対面での状況共有が望ましい。 専門職員が関わってくれる安心感がある。
職種間コミュニケーションの理想	チームとしての働きの意識はある。 専門職員との関りはあるが役立てられているかわからない。 介護職員が行うことで怪我や事故が心配。 加算要件への認識が高まった。
通所介護職員による専門分野業務の実施上の戸惑い・共有のしづらさ	専門職の判断のもと行う。 実施のため情報を得る必要がある。 専門業務の補助的な実施。 申し送りでの伝達はわかりやすく伝える必要がある。 専門職員の知識技術がほしい。 知識を知る者に判断をゆだねる。 専門的情報を気にして伝えるようになった。



一方向的な情報共有に陥りがちであり、介護福祉士が情報収集者、もしくは報告者にとどまって、主体性が発揮されず、職種の役割の分担化がより一層進んでしまう弱みのある点を確認できた。そうすると、PEAPで評価した環境づくりの課題がPDCAのサイクル(plan-do-check-act cycle)を取らず終了型となり、知識や指導を望む者がいずれ専門職員に任せていくことが解決策となってしまう、介護福祉士の主体的な関り、視点が疎かになってしまう懸念も予測された。

以上の結果から、通所介護による栄養や機能訓練といった専門分野に特化した一部のサービス(以降、専門サービスとする)は安心安全への取り組みから、継続した利用により心身機能維持改善にも期待でき、顧客満足にもつながることが示唆された。そのため早期介入は大変重要である。通所介護職員における専門性サービスの実施における業務の円滑化を進めるにあたり、通所介護職員と専門職員の間で情報が相互性を持ちながら双方向の情報伝達が業務にいかされて行くには、利用者の生活の視点を認識し、全般に介入する通所介護職員として専門サービスへの参画により、通所介護職員としての捉え方に基づいた情報収集から、サービス計画も展開でき、専門サービスの提供と利用者の生活につながる連携が行えることになる。

通所介護職員の意向が明確になり、特性がいかされることで、情報共有の相互性が高まり、通所介護における専門サービスの役割が展開される。一方で、情報だけでつながる連携では、専門サービスの連携にはつながりにくく、体制の不明瞭さと目的や内容も曖昧となり情報共有さえ阻害されてしまう恐れもある。そこに通所介護職員が主体的に利用者に対する意向と情報を明確にすることで、体制や目的の曖昧さに影響されず、通所介護職員の意向が連携と情報共有を進め、専門サービスの提供が実際に生活にいかされるものと考えられる。

## 5 考察

### 5-1 連携による情報共有への意識

利用者にとって、通所介護は自宅以外での初めての施設サービスになるが、PEAPによる環境づくりにより、不安不満の減少から抵抗もなく、興味を持って楽しみ、慣れ親しみの関係づくりから利用継続に至るケースが増えた。特に、認知面に着目し、できる限り混乱がないよう在宅生活での情報を大切にしながら、身体機能面低下防止への取り組みも根付き、さらなる予見予測の視点や、今後を見据えた取り組みを行いたいという意識の高まりから、専門職員への期待もより大きくなった。

研究協力した各分野職員は共に、書面ではない対面での共有が望ましいという意向があり、相手の立場を知りその役割を理解し大切に考えながら、連携への意識を持ちつつ普段情報共有をしていることがわかった。それはただ、思いの中に、相互の職域を補う程度での情報共有では、専門分野領域に携わっても実施結果が共有できず、通所介護職員による利用者の生活にいかす展開にまでつながっていないと考えるからであった。

一方で特別養護老人ホームBではそうはいってられない状況である。要介護度が重度の利用者が多く、疾患も様々であり、生活習慣や特徴の違う利用者への個別対応が主となり、経験の豊富さはあるものの、心身機能低下防止への取り組みまでいき届きにくいもどかしさがあった。不安不満の悪化から混乱をまねき、転倒転落事故に発展し、受傷はADLをさらに低下させてしまうため、大変大きな責任感を持っていた。その思いが、併設の通所介護Aへの早期介入の強い希望となっていた。

ただ、各介護職員は視点や意向の違いを理解している上で、基礎となる心身機能、姿勢や動作による介助方法、必要な栄養知識を有する専門職員からの情報はどちらの職員にも特に有益と捉えていた。

## 5-2 通所介護職員にとっての専門サービス提供への不明瞭さ

通所介護職員にとって専門サービス提供の目的や内容が曖昧で、提供体制の不明瞭さから、専門職員の情報共有といえども何を共有するか不明確であり、計画立案の困難から、通所介護職員の主体的な関りは減少し、他職種業務であるという認識がさらに強まると考えられる。生活への関与とその方法を模索している通所介護職員にとっては、体制の不明瞭さや目的の曖昧さが職務上の葛藤につながることを読み取れた。

## 5-3 職種間連携や情報共有の阻害要因

以上から、職種間連携・情報共有の支障の要因は、制度や体制の不明瞭さを背景に、専門性サービス提供を行う目的や内容の曖昧さからの非相互性が考えられた。そういった状況にあっても、連携を促進する要因はやはり相互性のある情報共有と職種間の連携において明確な意向を示すことにあると考えられる。

それぞれの分野での介護職員の持つ生活の視点による意向が、情報共有を動的なものにして連携を進めていく一助となる可能性が示された。

## 6 結論

大田は、職種間の情報共有における介護福祉士の役割として、「介護を行う」、「日常生活動作への援助を行う」、「他の専門職種との連携を図る」の3点をあげており、「介護福祉士は、病院・福祉施設・在宅と働く領域は広がっており、急性期から在宅における生活の援助の中では重要であり、維持期リハビリテーションの流れの中で直接、障害者（児）、高齢者に接する機会が多く、日常の生活に密着した役割を担っている。その情報を多職種にもたらすことは重要である。」と述べている<sup>(5)</sup>。

このように、介護福祉士の持つ情報を多職種に提供すべきという提言と、本研究における通所または施設における介護福祉士の役割としての情報

共有は合致している。そして、在宅から出向いて受けるはじめてのサービスとなろう通所介護職員の持つ視点から起こる情報共有は専門サービスの提供や施設入居等へとつないでいく構造に、介護福祉士の専門性を見出すことができる。

ただし、実践的視点による課題として、指導や伝達といった一方向的な情報共有では、介護福祉士が情報収集者、もしくは報告者にとどまり主体性が発揮されない点がある。階層的で構造的なマルチディシiplinaryモデルでは対象者の不利益を招くとされ、これを払拭するには、介護福祉士ならではの生活への視点、その参画がもたらすチームへの貢献と原動力となることを、介護福祉士自身が強く自覚することかもしれない。それを可能とする体制への整備や人的配置が望まれる。

本研究の結果とチームモデルとの関連を踏まえると、懸念されるのは今後、専門職員配置の際に、チームとしての働きを意識せずに、分断的であるマルチディシiplinaryモデル化を起こし、通所介護職員ひいては介護福祉分野における多様性のある情報共有の過程を硬直化させる可能性である。専門的知見の供給により、チームが活発にならず、かえって行動を鈍らせる懸念がある。

柴田らは看護職・介護職の連携・共同活動について、「情報の伝達方法」、「業務分担」、「個人の職業意識」の3要素に分類した。そして分業体制をとることで、介護職は看護職に本音がいえないとしており、介護職は情報伝達について実施したことの連絡の関係が連携であると捉えており、双方向の情報伝達が取れていない点を指摘している<sup>(6)</sup>。連携の障壁として井上は、「意識の問題」、「教育内容」、「マンパワー不足」、「システムの在り方」の4点をあげている。特に意識の問題では、「連携相手が双方の専門性を尊重できない」と述べ、互いの価値観や役割理解、連携共同に必要な教育、事例を通しての学習する機会の不足を指摘している<sup>(7)</sup>。しかしながら、連携に対する教育が実施されても、連携と情報共有が行われるべき通所介護職員による専門サービスへの関与に

において、職種間の相互性を持つ情報共有や目的共有による結果の振り返りが可能な体勢がなければ学習や教育もその意義を失うものとなるのではないか。

これらの諸問題に対しては、専門職員が情報共有やチーム動態を把握することに加え、介護福祉士やその他の職種が、専門的知見による指導により固有の職能領域における気づきを共有することなく、判断を委ねてしまわないことが課題となる。本来の介護福祉士の生活モデルに成り立つ役割に対して、階層性を持ち一方的になりがちな医学的モデルの情報を提供、共有することで、介護福祉士の意向と役割ひいては、通所介護事業の機能が発揮されない可能性があるため、専門職員はこの点に注意する必要がある。

つまり、サービス提供時間の限定や、記録物作成等業務が多くなる介護保険制度において本来なすべき連携と情報共有のスタイルを保ち、連携を図る過程の連続性が必要となる。この時、介護福祉士はその役割の柔軟さゆえに可変性を持つ点が強みでもあり弱みともなる。

高木の報告では、介護福祉士の専門外行為となる医療行為に関して、介護福祉士自身が必要性を感じながらも実施することに抵抗があり、また教育体制も十分とはいえないとしている<sup>(8)</sup>。リハビリテーション専門職の常勤が規定されている介護老人保健施設ではあるが、通所介護における利用者の介護度に大きな差はない<sup>(9)</sup>。つまり実質は要介護度の高い利用者も含まれることとなり、専門外分野への対応が通所介護事業所でも行われているといえる。介護福祉士の過剰な役割遂行を減じ、生活の視点に則するという本来の機能を発揮できるようにするためにも、人的配置や情報共有体制の整備は重要であるといえる。介護福祉士の独自性、役割を発揮できる体制を整え、介護福祉士個人の情報共有に対するスタンスを明確にすることの必要性は、介護事業による介護職主体のプランで展開することからも明らかである。

介護保険制度上必要な栄養管理や機能訓練への

取り組みは生活に基づくものであり、医学的モデルに基づいたものではない。そのため、従事者自らがリスクを負い、専門領域ではない範囲を超えてまで請け負うことではなく、専門的取り組みを狭義のサービスを行うこととしてのみ行うことで、利用者の生活全般や生活行為を含めた内容を、介護福祉士として利用者との関係から鋭敏に捉え、職種間の連携の上、専門サービス等各計画や実施に結び付けることは重要であり、必要といえる。

そうすることで専門職という言葉に頼らず、生活の視点に立ち返り、さらなる利益を利用者にもたらす結果につながるといえる。そしてそれらが、通所介護における専門性へのサービスのあるべき姿であり、求められるべき地域で可能な支援の一つの形であるといえる。

## 7 利益相反について

本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。

(かめい あきら：社会福祉法人青野ヶ原福祉会特別養護老人ホーム青山荘)

## 注、引用文献

- (1) 中島真由美 (2012)「認知症高齢者の家族の介護負担軽減とケアマネジメントのプロセス評価との関係」『社会福祉学』一般社団法人日本社会福祉学会、52 (4)、P.66-P.79
- (2) 浪花美穂子、横山正博 (2012)「認知症高齢者のグループホームにおける「なじみの環境」形成の影響に関する検討」『日本認知症ケア学会誌』一般社団法人日本認知症ケア学会、11 (2)、P.529-P.543
- (3) 鈴木みな子、児玉桂子 (2013)「デイサービスの環境づくり—認知症高齢者への環境支援指針 PEAP 日本版 3 のデイサービスへの適応—」『日本社会事業大学研究紀要』日本社会事業大学社会福祉学会、59、P.167-P.184

- (4) 児玉桂子 (2015) 「認知症高齢者の生活環境支援の考え方と方法」『大阪市立大学看護学雑誌』 大阪市立大学大学院看護学研究科、11、P.57-P.64
- (5) 大田仁史編著、浜村明德、下斗米貴子、澤俊二著 (2012) 『地域リハビリテーション論 Ver.5』 三輪書店
- (6) 柴田 (田上) 明日香、西田真寿美、浅井さおりほか (2003) 「高齢者の介護施設における看護職・介護職の連携・協働に関する認識」『老年看護学』 株式会社日本看護協会出版会、7 (2)、P.116-P.126
- (7) 井上千津子 (2007) 「生活支援のための看護と介護の連携」『京都女子大学生生活福祉学科紀要』 京都女子大学家政学部生活福祉学科、3、P.1-P.6
- (8) 高木尚美、武田啓子 (2012) 「介護福祉基礎教育の医行為関連項目に対する介護実習指導者と介護教員の認識」『介護福祉学』 日本介護福祉学会・編集委員会、19 (1)、P.88-P.93
- (9) 厚生労働省 (2018) 「平成 29 年介護サービス施設・事業所調査の概況」 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service17/index.html>、2024 年 6 月 28 日)

〔実践報告〕

# 個別療育という「価値」について ～作業療法、自律神経系、情緒への支援という視点からの考察～

柳 下 雄 大

## サマリー

社会福祉法人北区さつき会 Ikutaskids（以下、弊所）は、2015年に大阪市内で個別療育を基本とする事業所として開設した。このうち、作業療法士による作業療法では、主に運動や認知の発達を促し、家庭や学校園におけるご本人、ご家族の生活上での困り事の解消を目的に個別療育を行ってきた。しかし次第に、運動や認知だけでなく情緒への支援を行う必要があるケースが増えてきた。情緒への支援を行うことで、生活の中での困り感の軽減だけでなく、療育そのものを進める上でも有用だった例もみられるようになってきた。そうした視点を踏まえ、本稿ではいくつかの事例を作業療法、自律神経系、情緒への支援という視点で振り返り、個別で行う療育の形態がもつ「価値」について考察を行った。その結果、個別療育には日常的な「環境」から一時的に離れ、「非日常」という場で「日常」を見据えた必要な対応を相談、検討、実践するという価値が見出された。

## キーワード

個別療育、作業療法、作業遂行障害、PEOモデル、自律神経、ポリヴェーガル理論、日常を見据えた非日常

## 目次

- 1 視点の紹介
  - 1-1 作業療法について
    - 1-1-① 作業機能障害
    - 1-1-② PEOモデル
  - 1-2 自律神経について

- 1-2-① ポリヴェーガル理論
- 2 事例の紹介
  - 2-1 事業所の紹介
  - 2-2 事例1：運動遊びを怖がっていたが、徐々に運動遊びへ移行できた事例
    - 2-2-① 事例1の経過
    - 2-2-② 事例1の考察
  - 2-3 事例2：個別療育に通うこと自体が「親子の時間」として機能した事例
    - 2-3-① 事例2の経過
    - 2-3-② 事例2の考察
  - 2-4 事例3：個別療育を利用してから登校頻度が変化した事例
    - 2-4-① 事例の経過
    - 2-4-② 事例の考察
- 3 個別療育の「価値」についての考察
  - 3-1 事例から
  - 3-2 個別療育の「価値」と実現するために必要なこと
- 4 まとめ

## 1 視点の紹介

### 1-1 作業療法について

「作業」という言葉は一般的に「ものをつくる」「従事する」というニュアンスで理解されている。作業療法における「作業（occupation；以下、作業）」とは、人が生きていく中で行うすべての「活動」を意味する。日本作業療法士協会では「日常生活活動、家事、仕事、趣味、遊び、対人交流、休養など、人が営む生活行為と、それを行



うのに必要な心身の活動が含まれ、人々ができるようになりたいこと、できる必要があること、できることが期待されていることなど、個別の目的や価値が含まれる」と定義されている<sup>(2)</sup>。つまり、歩く、走る、箸を使う、排泄などの身体的で生活的なものから、仕事や学校園に行くことなどの社会的な参加、また趣味や遊びとそれらに付随する様々な行為、行動全般が含まれる。

### 1-1-① 作業機能障害

こうした「作業」が生活の中でうまく機能しなくなると、人は不全感を感じ、実際に社会の中で適応が難しくなる。そうした状態を作業機能障害と呼び、主に4種類に分類されている(表1)<sup>(3)</sup>。こうした視点を用いることで、対象者の現状を、対象者本人だけでなく、周囲の人や環境との関係性の中で現れた問題として捉えることができる。

### 1-1-② PEOモデル(Person Environment Occupation Model ; P-E-O model)

一方で「作業」とは、個人の身体的、認知的、発達の特性などの個人的な要素(以下、「人」)だけでなく、その人が置かれている「環境」によっても変化するものと捉えられている。例えば、学校園では比較的大人しくて目立つことが少ないが、自宅で家族の前では極端に癩癩を起し

ている子どもがいるとする。この場合、子ども自身の身体的、認知的、発達の特性として癩癩という現象を捉えるだけでなく、子どもが置かれている「環境」が癩癩という行為、行動、つまり「作業」に影響を与えている可能性がある、と捉える。そしてこれら「人」、「作業」、「環境」の3つの要素が、それぞれに影響し合い、それぞれに相互作用し合った関係性の結果として、一人の子どもの実態として現出している(作業遂行)と捉える。こうした捉え方は「PEOモデル(Person Environment Occupation Model ; P-E-O model)」と呼ばれている<sup>(3)</sup>(図1)。子どものことで何か問題が生じた場合は、子どもの「作業遂行」がうまくいっていない状態と解釈し、「人」、「作業」、「環境」のそれぞれのアセスメントや情報収集に加え、この三者の関係性がどのような状態である

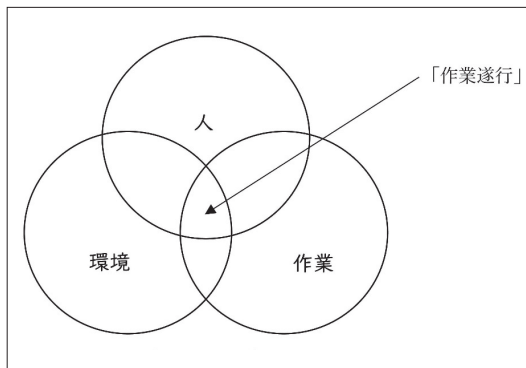


図1 PEOモデル

表1 作業機能障害の種類と例

作業不均衡 (Occupational imbalance)	日々の生活行為が、身体的、精神的、社会的にもバランスが崩れている状態。 (例：学校への行き渋りがある子どもにとっての登校)
作業疎外 (Occupational Alienation)	日々の生活行為に意味を見出せず、やる気がなくなった状態。 (例：本当はお友達と一緒に遊びたいが、うまくできないので、お友達と遊ぶことをせずに一人遊びを選択する)
作業剥奪 (Occupational Deprivation)	外的な要因によって生活行為が制限されている状態。 (例：経済的な理由でテニスラケットが買えないので、テニスサークルに参加できない)
作業周縁化 (Occupational marginalization)	多くの人が価値をみとめるような生活行為を行えない状態。あるいは、本人が意味を感じる生活行為を周囲から認められていない状態。 (例：学校に登校するも、サッカー以外の活動にはほとんど参加せず、サッカーをして過ごす)

かを捉え、アプローチを実施していく。こうした捉え方はICF（国際生活機能分類）の捉え方とも一致しており、福祉の現場でも大いに活用できるものである。

## 1-2 自律神経について

前述の作業機能障害、PEOモデルは具体的な方法論というよりも、一人の対象者にかかわる際に、対象者の現状や時間経過による変化を捉えてアプローチの方向性を定めるためのものであり、よりマクロな視点を含んだ理論である。よって、実際にアプローチを行う際には、より具体的に詳細に捉える視点が必要となる。感覚や運動に着目するのであれば感覚統合理論が適しているが、筆者は多くの子どもたちと関わる中で、情緒に着目する必要性を感じるようになった。よって、作業機能障害、PEOモデルによって捉えた「作業遂行」の状態を、情緒の側面から捉える視点が必要となった。そうした「作業遂行」の情緒の側面を捉える視点として、自律神経の視点、とりわけポリヴェーガル理論の視点を採用することとした。

### 1-2-1① ポリヴェーガル理論

ポリヴェーガル理論とは、ステイブン・ポージェスによって発表された、自律神経に関する理論である。従来、自律神経は交感神経、副交感神経の2種類が拮抗関係で作用していると考えられていた。ポージェスは副交感神経（迷走神経；副交感神経の約8割は迷走神経である<sup>(4)(5)</sup>）を、背側迷走神経複合体、腹側迷走神経複合体の2種類に分け、交感神経と合わせて3つの自律神経のはたらきとして捉えている<sup>(5)</sup>（図2）。元々は心臓の生理的な機能の研究から生まれた理論であるが、その生理学的な視点が次第にトラウマの治療などの心理的、精神的な治療に有効であることが知られるようになった。日本でもトラウマなどの心的外傷や愛着に由来する様々な行動を生理的な現象の結果として捉え、身体的なアプローチを行う実践家があり、最近ではその応用は子ども臨床

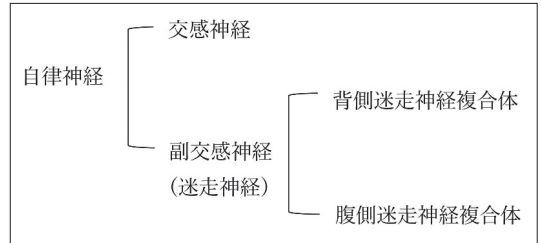


図2 ポリヴェーガル理論における自律神経の分類

にも及んでいる<sup>(6)(7)</sup>。一方で、実証的な研究は今後の課題であり、自律神経のみで問題を捉えることに懐疑的な見方もある。そこで本稿では、生理的な反応を実際に計測したのではなく、臨床場面での言動や様子などを観察した上で、生理的な反応として捉えるための、仮説的な推論の根拠として採用することとした。

次に、この理論における3つの自律神経について紹介する。まず交感神経とは、外界からの刺激に対して立ち向かって対処する、あるいは刺激から物理的な距離をとって逃避する反応を司る。一般的には「闘争/逃走反応」と呼ばれる反応を引き起こすと言われている<sup>(4)(5)</sup>。怒り、恐怖といった興奮系の感情や、「生きるか死ぬか」、「正しいか間違っているか」という極端な思考が浮かびやすくなるという特徴がある<sup>(8)</sup>。

背側迷走神経複合体とは、基本的には摂取したものを消化、吸収する時に作用する自律神経である。一般的には「生の脅威（life-threatening）」に対する反応を担う自律神経と言われている<sup>(4)(5)</sup>。自然界で天敵に遭遇した時などに酸素消費量を少なくし、身体の「不動化」（例：死んだふり）を引き起こすことで生存しようとする時にはたらく。こうした特徴から、トラウマの治療場面における「フリーズ（凍りつき）」と呼ばれる身体的な状態（例：無気力、無表情、体が重く感じる）を、この神経が引き起こしているという捉え方もある<sup>(8)</sup>。

腹側迷走神経複合体とは、「安全」に対して反応を担う自律神経である。交感神経と背側迷走神経複合体のように、極端な酸素消費量の増減を伴

う反応を引き起こすのではなく、両者の極端なはたらきをマイルドに抑制する作用がある<sup>(4)(5)</sup>。つまり、そばにいる個体に対して必要以上に敵意を持ったり、恐れを抱いたりせずに、社会的なコミュニケーションや行為、行動を可能にする。これは哺乳類が群れを作って暮らすために、そばにいる別の個体が敵ではなく味方であると認識し、穏やかに過ごすことが必要になったことから進化したと考えられている。人間の場合であれば、安心、安全な環境にいる時に反射的にはたらき、平和、愛などを感じる、あるいは興味、関心、好奇心、冒険、チャレンジ、意欲といった気持ちが生じる<sup>(8)</sup>。また一般的な「遊び」は、この腹側迷走神経複合体が作用していると考えられている。また、人や物、自然などの環境と「つながっている」と実感する時にもはたらいている<sup>(8)</sup>。

## 2 事例の紹介

弊所で実施した作業療法（以下、OT）の個別療育の事例を紹介する。はじめに各事例に関連する事業所の特徴について紹介する。次に事例の経過を記述し、その後に前述の作業機能障害、PEOモデル、ポリヴェーガル理論の視点を交えて考察を行う。なお、本稿は事例検討が目的ではないので、各事例で実施した具体的な方法やその効果等の検討は割愛し、対象者の実際の様子や時間的経過を重視して記載する。記載の年齢は、弊所の利用を開始した時点での年齢である。経年を表す必要のある場合は、利用を開始した時点の年齢を基にして表記する。

### ・倫理的配慮

事例については、個人が特定されないように内容を改変して記載することで、ご家族から文書により承諾を得ている。

### 2-1 事業所の紹介

大阪市北区内の淀川の河川敷、JRの架線がすぐそばにある立地にあり、周辺の公共交通機関から徒歩10～15分程度の距離にある。弊所では送

迎サービスは行っておらず、自力で通所できる利用者は徒歩、自転車で通所している。また付き添いが必要な利用者は、徒歩、自転車、車（専用の駐車スペースは数台程度）などで保護者やご家族と一緒に通所している。

事業所は地上3階建て、かつて保育園だった施設を使用している。作業療法を行うスペース（以下、OT室）は3階にあり、広さ55.20㎡のフローリング敷きの部屋をおよそ半分広さに区切ったスペースである（実際はおよそ22.5㎡）。吊り下げ式の遊具（図3）、ジャングルジムなど粗大運動を行うスペース、机上で活動を行うスペースの他、保護者が座って見学できるスペースをそれぞれ確保している。療法を実施する部屋にカメラを設置しており、専用のアプリケーションを使ってノートパソコン、タブレット端末で部屋の様子をモニターできるようにしている。OT室に隣接するスペースに端末を設置し、保護者がモニターしながら待機できるスペースを設けている。



図3 OT室にある吊り下げ式の遊具

## 2-2 事例1：運動遊びを怖がっていたが、徐々に運動遊びへ移行できた事例

### 2-2-① 事例1の経過

A（3歳男児）は年齢相応に語彙もあり、言葉によるコミュニケーションはとれる一方で、保育園では一人で遊んでいることが多く、周囲にたくさんの人がいる場を避けようとする傾向があった。同年代の子と比べると比較的身体が小さく、力もあまり強くない傾向があった。2歳下の弟は気が強くて身体も大きいため、おもちゃの取り合いになると弟に譲ることが多いという。日常生活にかかわる動作や、運動時の身体の使い方の拙さを主訴としてOTの利用を開始した。

はじめは運動遊びに興味を示さず、指導員が誘ったり、呈示したりしてもなかなか応じなかった。なんとか吊り下げ式の遊具に乗って遊ぶことに応じることはあったものの、その表情は楽しいとは程遠く、無表情であった。また本人の身長より大きいサイズのバランスボールやテントの遊具を見せられると、「おうちかえる」といいながらOT室を走って出ていこうとしたこともあった。そこで、本人が好きな電車のおもちゃ遊びをする時間を設定し、その遊びの中で自然と昇る、跳び下りなどの運動の行為が行えるように実施した。そうしたかわりを3か月ほど続けると、電車のおもちゃ遊びだけでなく、徐々に身体を動かすこと自体を楽しめるようになった。以降、電車のおもちゃ遊びをする時間を設けなくても、自然と運動遊び、運動課題ができるようになった。そうやって個別療育自体を楽しめるようになってきた頃合いに、それまでOT室に同席していたご家族にはモニタースペースで待機するよう依頼した。そのことが定着すると、親子が分離した状態でも療育を楽しめるようになった。

弊所の利用開始から半年が過ぎる頃には、人がたくさんいるところを怖がることは少なくなった。また、保育園でもお友達の輪に入るまでしなくとも、外側から観察し、興味を示すような行動がみられるようになった。また「お店屋さんごっ

こ」のようなごっこ遊びの中でお友達とやりとりすることができるようになっていた。家庭では、弟に対してなすすべもない状況だったのが、本人なりに対応をするようになったという。療育場面では、以前はこわがっていた吊り下げ式の遊具では揺れや回転を楽しめるようになった。そして弊所の利用開始から8か月を過ぎる頃には、保育園のお友達とも直接やりとりをしながら交流するようになった。

### 2-2-② 事例1の考察

療育を実施する上で注目したのは、Aの行動と表情であった。身長より大きなサイズの遊具や教具を見てOT室を出ていこうとしたのは、それらを目にしたことで生じた「逃避」という交感神経による反応と考えられる。また吊り下げ式の遊具に乗って無表情になったのは、「フリーズ（凍りつき）」という背側迷走神経複合体による反応と考えられる。これらの反応の共通点は、「安心」、「安全」を認識できなくなっているということである。そこで、「安心」、「安全」を認識することで反応する腹側迷走神経複合体の反応を引き出すために、Aの好きな電車のおもちゃ遊びをする時間を設定した。その結果、遊びの延長で身体を動かすことになり、段階的に運動そのものを楽しめるようになった。これは「遊び」を取り入れたことで、徐々に腹側迷走神経複合体が賦活化される効果があったと考えられる。そうした手順を踏んだことで、電車のおもちゃ遊びをすることなく、療育の中で運動遊び、運動課題に取り組めるようになったと考えられる。

Aの弟との関係性や、利用開始当初にOT室の吊り下げ式の遊具で遊んだ時の様子から、たとえ不本意であっても、周囲からの要求を受け入れる傾向が見て取れた。そのため、保育園のような集団場面などで本人の能力以上のものを求められても、ある程度対応することは可能であると推測される。しかし、それでは発達上の課題が見落とされがちになり、何よりA本人が納得しないま



ま、不全感を抱えたまま集団の中で過ごすことになりかねない。つまり、「環境」からの要請に応えることで、情緒的に不安定なまま過ごすことが常態化する可能性があった。これは、作業機能障害における「作業剥奪」、「作業疎外」の状態に相当する。これらは一見すると社会生活に参加できているように見えるが、本人の満足度は低い状態になることが多い。個別療育を通して、運動遊び、運動課題に楽しみながら参加することが身につく、「環境」からの要請に対して折り合いをつけながら「安心」して過ごすことができるようになった。それによって周囲と自発的で対等な関係を築くことができるようになり、結果として「作業剥奪」、「作業疎外」の状態の緩和につながったと考えられる。

## 2-3 事例2：個別療育に通うこと自体が「親子の時間」として機能した事例

### 2-3-1 事例2の経過

自閉症スペクトラムの診断を受けた3歳男児B（以下、B）。元々は一人っ子だったが、母が双子を出産してきょうだいできたことで、母だけでなく父も双子の方に手がかかるようになった。その頃から、家庭内では癩癩、幼稚園では集団活動に参加できないなどの様子がみられるようになった。またダンスや振り付けを見て真似しようとするときこちない動きになるなど、感覚や運動、ボディイメージの形成の拙さがみられた。運動遊び、制作などの様々な種類の遊びを通じて感覚、運動のニーズを満たすこと、加えて療育でみられた特徴から必要に応じて母へアドバイスをを行うという内容で、OTの利用を開始した。

弊所へは母とBの2人で通所を開始した。療育を始めたことで生じた変化としては、母とBの二人だけの時間ができ、通所する道すがらの会話や何気ないやりとりの時間を確保できたことであった。療育の時間は運動、制作などの様々な種類の遊びを通じてB本人の感覚や運動のニーズが満たされ、さらに母も交えた遊びや制作活動を

行うことで、心理的に満たされるような様子がみられた。

こうした療育と並行して、家庭内での様子、園での集団活動への参加の工夫などについて、母と筆者がその都度話し合った。例えば幼稚園の卒園式、小学校の入学式などの式典行事への参加が難しい場合は、事前に下見をする、具体的な動きを順序化した上で提示して伝える、などの工夫を母に伝えた。その上で、母が園や学校にそれらを伝えることで、園、学校は個別に下見、リハーサルをする機会を作るなどの対応を行った。そうした取り組みのおかげで、無事に学校園の式典に参加することができた。

小学生になり、OT室での運動遊び、制作などの活動で満たされなくなった様子から、箱庭遊びを実施することにした。それより以前から、OT室内では遊具や教具をつかってコースを作る遊びや、おままごと遊びなどの構成遊びをよく行っていた。そこで、砂が敷き詰められた箱の中にフィギュアやおもちゃ、人形などを配置して遊ぶ箱庭遊びを行った。すると、自分の世界観を再現するようにして、これまで以上に没頭する様子がみられた。終了後には落ち着き、満たされたような声と表情をしながら、『あー、楽しかったあ』と感想をもらしていた。それは興奮を伴った表出ではなく、どちらかというと、ほっとした、安心したというような表出であった。

以上のような経過の後、小学校に入学して1年が経過する頃は、学校の先生やデイサービスのスタッフなどに『双子は大変だよ、だから双子は産まない方がいいよ』などと、双子のきょうだいについて、まるで雑談で愚痴をこぼすように話すようになった。双子のきょうだいできたことで心身のバランスを崩したBにとっては、このような変化は大きな意味をもつと考えられる。Bにとって、双子のきょうだいの存在は、兄になるという発達上の試練であると同時に、家族の一員でもあるという両面性を伴った存在である。そうしたきょうだいのことを、深刻なトーンではなく、



雑談をするように話せるようになったことは、そうした発達上の試練をある程度乗り越えたことの現れと考えられる。こうした解釈はBの母も同様にもっていた。そうした母の判断もあり、小学校1年生が修了する時点で弊所の利用を終了することとなった。

### 2-3-② 事例2の考察

まず注目したのは、一人っ子の状態から双子のきょうだいができるというB自身に起こった「環境」の変化であった。3歳といえば、一般的に自我がめばえ、言葉も増え、養育者との言語的、情緒的なやりとりがさらに増える時期である。双子のきょうだいができ、母だけでなく、父もBにかかわることが難しくなり、それでいて「おにいちゃん」という立ち位置を要求される「環境」に変化したのである。ポリヴェーガル理論における腹側迷走神経複合体とは、社会性を発揮するための自律神経であるが、生後すぐはそのはたらきは未熟であり、生後の養育者とのやりとりを通じて形成される<sup>(5)(6)</sup>。語彙も増え、自我がめばえてきてからも、子どもは養育者に様々な要求を行う中で現実的に折り合いをつける経験を重ねる。その経験を通して、腹側迷走神経複合体は形成され、結果として社会性も少しずつ形成される。Bの場合、そうした時期にちょうど双子のきょうだいができることで、本来Bの成長に必要な母とのやりとりが確保されにくくなり、さらに「おにいちゃん」という立場を要求されて我慢をすることが増えたことで、フラストレーションがたまりやすくなっていたと考えられる。そうしたフラストレーションの積み重ねが、ちょっとしたきっかけでの痙攣（交感神経の「闘争」の反応）や、集団行動から外れる（交感神経の「逃走」の反応、背側迷走神経複合体の「休息」の反応）などの行動につながったと考えられる。また、ダンスなどの振り付けを見て真似することが苦手という感覚、運動的な特性により、他者や周囲という「環境」に自身を沿わせることが難しくなるということに

つながったと考えられる。よって、Bの身に起こった「環境」の変化に、B自身の特性が相まったことで、家庭内での痙攣、幼稚園での集団活動への参加のしにくさにつながったと考えられる。作業機能障害でいえば、「作業剥奪」と「作業不均衡」が起こっていたと考えられる。個別療育を母と同伴で利用したことで、一時的ではあるが、家庭の中で機会の確保が困難となった母とのやりとりを確保でき、それによって「作業剥奪」と「作業不均衡」という状態を変化させることができたと考えられる。そうした経験が土台となって、家庭や学校園でも、より適応的な行動の容容につながったと考えられる。

箱庭遊びは、B本人の感覚のニーズが満たされただけでなく、自由で保護された空間の中で、B本人の主観的で半ば幻想的な世界観を表出する機会となった。その結果としてカタルシスの効果が得られたことがうかがえる<sup>(9)</sup>。3歳から利用し始め、場所やスタッフにもすっかり慣れた状態で実施したことでB本人の表現が促され、興奮を伴わないマイルドな安心感でB本人は満たされたと考えられる。

さらに、Bの変化は、Bの母にも影響を及ぼしていた。OTの利用を開始した当初は、子育てそのものにかかなり疲弊している様子が見られていた。そのため、Bの行動に対して問題意識はもちつつも、どのように接すればよいかわからずに戸惑っている様子だった。個別療育という場を通して、家庭や学校園では見られない姿を見ることができ、筆者と話し合う中で、徐々にBに対しての接し方と工夫を身につけることができた。また母が筆者からのアドバイスを学校園に伝えることで、具体的で個別的な対応が可能となった。こうした子育て上の経験も母にとっては成功体験となり、子育てそのものへの不安の軽減につながったと考えられる。以上の経過をたどったことで、利用の終了という選択を自発的に行うことができたと考えられる。

## 2-4 事例3：個別療育を利用してから登校頻度が増え始めた事例

### 2-4-① 事例の経過

小学校高学年のCは、弊所を利用し始める頃には週に1日、夕方の時間帯に登校して支援級の担任とサッカーをして過ごす、あるいは学校近くの公園で支援級の担任と過ごす、という状況で、サッカー以外のことをして学校で過ごすことが難しかった。幼少期から発達については指摘を受けており、療育を利用してきた。字を書く、写すことが苦手で、以前利用していた療育施設のスタッフからは、ビジョントレーニングをすすめられていた。幼少期にフットサル教室に通っていたこともあり、サッカーが好きで、来所時にもサッカーのユニフォームのデザインの服を着てくることが多かった。また幼少期は、現在居住している地域とは別の地域で生活していた。登校渋りは現在居住している地域の学校へ転校してから見られ始めたという。弊所を利用し始めた当初はかなり心理的な緊張もみられていたが、OT室でサッカーをして過ごす時はそうした緊張が緩和されるような様子が見られていた。しかしCの体格、体力でサッカーをするにはOT室は手狭であった。またサッカー以外の活動を極端に拒否していた。

利用を開始してから、徐々にではあるが、OT室では吊り下げ式の遊具に乗って揺れの刺激を楽しむ、雑談をして過ごす、カードゲームやボードゲーム、キャッチボール、野球ごっこ（投げたボールをバットで打ち返す遊び）などを楽しんで過ごすことができるようになった。その頃から、学校へ行く頻度が増え、学校ではサッカーの他、弊所で行ったカードゲームなどをして過ごしていたという。しかもそのカードゲームは、C本人からの提案であったという。また、OT室でキャッチボール、野球ごっこをした後に、学校近くの公園でクラスメイトと野球ごっこをして遊んで過ごすことができたという。

そうしたプロセスを経て、利用開始から3か月が経過した頃から、それまで週1日の登校だった

のが、週2～3日登校するようになった。弊所の利用をした日にC本人から「学校、いこうかな」と言い出すこともあったという。ご家族によると、それまでは学校に行かない自分を卑下する言動がみられていたのが、そうした自身に対する否定的な表出が少なくなり、むしろ学校に行かないことに対して開き直っているような様子もみられるようになったという。また、学校がすべてと思っていたのが、弊所を利用し始めたことでCの世界が広がったからではないか、とのことであった。

### 2-4-② 事例の考察

登校渋りがあることから、C本人が好きなサッカーを学校で行えていることは、それはそれで現状に即した状態であるとも思われた。しかし長期的な視点に立つと、好きなサッカー以外の活動を行えるようになることで、C本人もできることの幅が広がり、結果的に登校につながりやすくなることが考えられた。つまり学校での様子は、将来的にはサッカーだけでなく、授業などの学校活動に参加することを念頭にした対応だが、現状としてはサッカーをすることが登校の足掛かりとして機能している状態と捉えることができた。また弊所の利用開始時に、手狭であるにもかかわらずサッカー以外の活動を受け入れることが難しい様子がみられたことから、作業機能障害における「作業周縁化」に相当すると考えられた。よって、弊所の利用開始時も、こうした視点をもとに、個別療育の中でサッカー以外の活動を楽しむようになることが必要と考えた。

弊所への利用開始当初は心理的に緊張していたものの、個別で過ごす中で、次第に「安心」、「安全」を感じるようになっていったことは、筆者の目からみても明らかであった。そうした「安心」、「安全」を感じられるようになった頃合いに、筆者はCに様々な提案を行ってきた。はじめは難色を示し、本人なりにいろいろと理由をつけて断ろうとする場面もみられた。そうしたCの気持ちは

受け止めつつ提案し続けていると、徐々に提案を受け入れるようになった。これは本人の要求を取り入れながら過ごすことで筆者とのラポールが形成されるプロセスの中でCの腹側迷走神経複合体が賦活され、必要以上に不安や逃避的な反応になるのではなく、本人が意図しないものに対しても興味関心が向けられるようになった状態に変化したと考えられる。そうした腹側迷走神経複合体が賦活された状態で過ごした体験は、いわば「安心」、「安全」を伴った成功体験であり、そうした成功体験が学校などの他の場面で同様の活動を行うことへの心理的なハードルを下げ、結果的に学校でサッカー以外のことをして過ごすことにつながったと考えられる。また、そうした体験がさらに積み重なったこと自体もまた成功体験となり、自発的に学校へ行くという行動の変容につながったと考えられる。

Cとの雑談の中で、幼少期にフットサル教室に通っていたことがあること、弊所のOT室の窓から見える電車の風景をみて、以前住んでいた地域でも電車がよく見えたという思い出を話す様子などがみられた。それらは就学前の年齢での体験であり、C本人にとっても大切な思い出のようにも見受けられた。これらのことから、Cが学校や弊所でサッカーをやりたがるのは、「安心」、「安全」を感じられる中で体験したことが、Cの行動や活動のレパトリーになっている可能性があった。つまり、過去の「安心」、「安全」を伴った成功体験を根拠にして行動を選択していた、ということである。弊所での個別療育での体験もまた「安心」、「安全」を伴ったものであったため、Cの行動や活動のレパトリーとして機能し始めたことで、学校や学校近くの公園での行動の変化、登校頻度の変化につながったと考えられる。登校につながる刺激として学校でサッカーをするという行為は有効と考えられるが、Cの場合サッカー以外の活動や行為、つまり勉強などにはなかなか取り組めない状況だった。そこから、サッカー以外のことをして過ごすことが少しずつできるように変

化したことになる。つまり「安心」「安全」を伴った成功体験が、Cの「作業周縁化」の状態を変化させることにつながり、登校頻度の変化につながったと考えられる。

### 3 個別療育の「価値」についての考察

#### 3-1 事例から

ここからは、それぞれの事例を通して個別療育の「価値」に焦点を当てて考察を行っていく。

運動遊びをこわがっていたAは、「環境」からの要請に、たとえ不本意であろうとも、ある程度受け入れて行動を選択し、遂行する傾向が予想された。PEOモデルの視点からいえば、集団場面での「作業遂行」に「環境」が強く影響を及ぼしている可能性が高く、A本人の発達上の課題が現出されにくくなっていったと考えられる。個別療育を利用したことで、普段過ごす「環境」とは異なる「環境」に身を置くことになり、「環境」からの要請が比較的少なく、「人」の要素による「作業遂行」、つまりA本人の感覚的、運動的、発達の特性による行動が現出されやすくなったと考えられる。遊具を目の当たりにして「おうちかえる」と言ってOT室を出ていこうとする行動や、吊り下げ式の遊具にのっている時の表情などはその一例である。

「環境」が変化したことで、Aの特性による、一見適応的ではない行動が現出したことは、非常に意義があると考えられる。なぜなら、この先Aが成長して「環境」に変化が生じた時などに、前述のようなAの行動や様子が、形を変えて現出される可能性が高いからである。一般に集団活動は、他の子どもたちのことを考慮しながら実施する必要があり、また集団の動きや流れを止めたり変えたりすることで生じる事柄にも配慮する必要がある。そうなると、よほど支援や指導のスキルや経験がない限り、あるいはメンバーが整っていない限りは、個別療育での場よりも、一人ひとりの特性に合った対応の検討、実践は限られてしまう。そのような場では、発達上の課題を有し

ている子どもの成長を適切に促すことは難しくなる。そうした、周囲や他の子どもなどの影響を考慮する必要性が低くなるのが個別療育であり、より本人に合った対応を検討、実践しやすい場といえる。個別療育の場であれば、一見すると適応的ではない行動や様子がみられても、比較的すぐに対応することが可能である。様々な行動が現出されることで、発達上の課題がよりはっきりし、より必要性の高い対応を検討、実践することが可能となる。その上で、A本人の身体的、認知的、発達の特性のアセスメントに加え、刻一刻と変化する情緒的な反応を観察しながら療育を実施したことで、先に紹介したような変化が起こったと考えられる。

続いて事例2では、Aの事例と同様に、個別療育という場の中で現出される様々な行為、行動から、より適切な対応を検討、実践しやすい場として機能していることがうかがえる。さらに注目すべきは、B本人だけでなくBの母にも同様の効果が得られた、という点である。家庭の中でBは、きょうだいの中の「兄（あに）」という立場、役割を求められるようになった。そうした「環境」から一時的に解放される場として、個別療育の場が機能していた。尚且つ、そこにBの母が加わることで、母自身もBと双子のきょうだいの「三児の母」という役割から一時的に解放され、B一人のための「母」としての役割のみに徹することができ、普段よりもゆとりをもってBと接することができた。それによって、母にとってはBとより濃密に向き合う時間となり、そのこと自体もBの情緒の安定に寄与していたと考えられる。BとBの母は、共に日頃身を置いている「環境」から一時的に解放されたことになり、B個人に必要な対応を検討、実践することができた。Bの母もまた、子育てという「作業」を行うのに必要な対応を相談、検討、実践することができた。そうした取り組みの結果として、先に紹介したBやBの母の変化につながったと考えられる。

子どもは養育者という大人がいる「環境」に身

を置くことで、様々な様相を呈する。その「環境」としての養育者という大人もまた「人」であり、養育者自身も社会という「環境」の中に身を置く存在でもある。社会情勢の様相も養育者自身の職業上などにも影響を与え、養育者自身も様々な様相を呈することになる。つまり、子どもは家庭という「環境」に身を置く存在であるのと同時に、養育者を通じて社会情勢の影響を受ける存在であるともいえる。個別の療育という場は、そうした社会情勢の影響を一時的に遮断する作用をもつと考えられる。たとえそれが一時的、あるいは限定的であったとしても、PEOモデルにおける「人」、「環境」、「作業」のうち、「環境」の要素を取り除かれることで、まるで箱庭のような非日常的な時間、空間を作り出すことができる。Bの箱庭遊びの後に見せた、興奮を伴わない安心感に満ちた様子とは、そうした非日常的な時間、空間としての機能を存分に味わった結果だったのではないだろうか。一時的で非日常的な時間、空間の中は、日頃のストレスやわだかまりを解消する効果が期待できるだけでなく、その上で必要な対応を相談、検討、実践できる場としての機能があると考えられる。それがまさに個別療育という場の「価値」ではないだろうか。

さらに事例3で紹介したCの事例からも、A、Bの事例と同様に、個別療育の場が、常日頃身を置いている「環境」から一時的に解放されるという機能があったと考えられる。Cの場合、非日常で、それでいて「安心」、「安全」が確保された場で過ごすことは、幼少期に過ごしていた地域での生活という原体験を彷彿とさせるものであったと考えられる。現在居住している地域で生活を始めてから登校渋りに至ったということは、そうした「環境」の変化もまた登校渋りの要因となっている可能性もあった。つまり、幼少期に「安心」、「安全」が確保された場で生活したという原体験を思い出せるような体験をすることで、現在居住している地域での生活そのものに「安心」、「安全」を感じられるようになった。そのことが、Cの



生活そのものの行動範囲を広げることにつながり、結果として登校頻度の変化につながったと考えられる。

### 3-2 個別療育の「価値」と実現するために必要なこと

以上のことから、次のことがいえるのではないだろうか。個別療育という場は、対象者が常日頃身を置いている「環境」から一時的に離れる作用があること。そのことで対象者本人の特性による様々な行為、行動が現れやすくなること。その上で発達上の課題を見出し、本人のペースにあった療育を実施することで、常日頃身を置いている「環境」に戻ってからの変化につなげることができる、ということ。さらには本人だけでなく、ご家族や周囲の人々にとっても、同様の効果が期待できる。これらの事柄が、個別療育の「価値」といえるのではないだろうか。

個別療育という場は、日常過ごす集団、空間、社会的な場面から一時的に離れた場で行う療育である。しかし個別療育という場は、対象者にとってあくまで一時的な「環境」であり、療育の時間が終わればまた社会的な場面という日常に戻っていくという事実を忘れてはならない。であるならば、個別療育の場での体験が、社会的な場面、日常的な場面に影響を及ぼすという認識を持ちながら、個別療育を実施することが肝要である。そのためには、対象者がご家族を含めた周囲とどのような関係性を築いているか、どのように作用しているのか、今後どう変化し得るのか、同時に対象者自身の特性や特徴がどのように周囲に影響を及ぼしているのか、という相互方向の視点を踏まえて個別療育を実施する必要がある。そうしたことを捉える視点として、本稿では作業療法の理論である作業機能障害、PEOモデル、並びに自律神経の理論であるポリヴェーガル理論を取り上げた。作業機能障害とPEOモデルはよりマクロな視点であり、対象者自身とその周囲との関係性から現状と今後の変化等を読み解くのに適してい

る。対してポリヴェーガル理論は、それらと同時並行して対象者自身の情緒面の状態や変化を読み解くのに適しており、よりミクロな視点といえる(図4)。つまりこれらの視点は別個に存在しているのではなく、顕微鏡のレンズの倍率が変わるように、読み取る視点の次元が異なるのである。個別療育という場は、どちらかといえばよりミクロな視点に終始する傾向があるように思われる。それは対象者本人の身体的、認知的、発達の特性や特徴を把握するという専門性から支援を開始するため、どうしても視点としてはミクロな方向へ偏りやすくなるからである。また当然目の前の対象者の様子から必要な対応を検討、実践するとすると、個別療育という場に依存した対応になりやすい傾向がある。そうした視点だけでなく、対象者個人の行為、行動が周囲にどのように影響し、またその逆も然りという、よりマクロな視点を同時にもつことが必要である。つまり、よりミクロな視点とよりマクロな視点を自在に行き来しながら、対象者と関わり、アプローチを行っていくことこそ、個別療育の醍醐味であり、「価値」と言えるのではないだろうか。

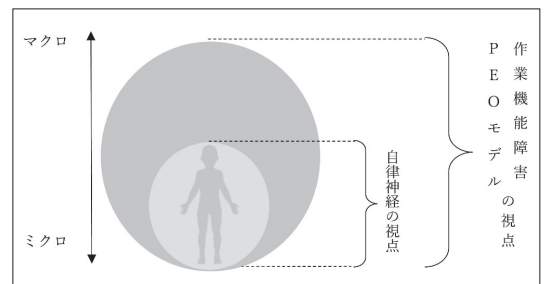


図4 作業機能障害、PEO、自律神経の3つの視点の関係性

## 4 まとめ

弊所における作業療法の個別療育の事例を通して、個別療育の「価値」と、その「価値」を実現するために必要なことについて論じてきた。個別療育はあくまで「非日常」としての機能はあるが、決して「日常」を疎かにするわけではない。



むしろ「日常」よりも「日常」を意識して捉え直し、必要な対応を相談、検討、実践することこそ、「非日常」としての機能を十分に活用する個別療育の「価値」である。今後は現行の制度の中で採算をとりつつ、これらの「価値」を維持するための研鑽、発信、提言などを行うことが必要になるであろう。個別に実施する療育という形態がもつ「価値」は、対象者にとっても従事する者にとっても自明の理でも、それ以外の者にとっては伝わりにくく、わかりづらい一面があると思われる。そうしたことも考慮し、本稿では個別療育の具体的な様子と経過を重視して、考察を行った。本稿が、発達支援における個別療育の「価値」を改めて問い直すきっかけとなり、個別療育の維持、発展につながることを願っている。最後に、本稿を通して述べてきたことを一言で表現し、結びとする。個別療育とは、「日常を見据えた非日常であり、日常と同等に価値のあるもの」である。

(やぎした たけひろ：社会福祉法人北区さつき会 Ikutaskids)

## 引用文献

- (1) 日本重症心身学会 用語集には次のように記載されている。「治療、教育、保育などを総合的に表す言葉で、単一の英語では表しにくい。ある評議員からの意見：“療育”の英訳について日本が創り出した欧米にない概念を、欧米の言葉として表現することは出来ませんし、する必要もないと考えます。“療育”は“Ryouiku”として、その概念を英語の文章で説明すれば良いと考えます。その理解が行き渡れば、“Ryouiku”が世界用語になります」。本稿ではこれに倣って「Ryouiku」と表記した。(http://www.js-smid.org/docs/J41\_3\_word.pdf)
- (2) 日本作業療法士協会HP (https://www.jaot.or.jp/about/definition/)

## 参考文献

- (3) 小川正寛、藤本一博、京極真 (2020) 『5W1Hでわかりやすく学ぶ 作業療法理論の教科書』メジカルビュー社
- (4) 津田真人 (2019) 『「ポリヴェーガル理論」を読む からだ・ところ・社会』星和書店
- (5) 津田真人 (2022) 『ポリヴェーガル理論への誘い』星和書店
- (6) 伊藤二三郎 (2022) 『ポリヴェーガル理論で実践する子ども支援－今日から保護者・教師・養護教諭・SCがとりくめること』遠見書房
- (7) Mona Delahooke、花丘ちぐさ (訳) (2022) 『発達障害からニューロダイバーシティへ ポリヴェーガル理論で解き明かす子どもの心と行動』春秋社
- (8) 吉里恒昭 (2022) 『はじめての「最新メンタルヘルス」入門』セルパ出版
- (9) 徳田良仁、大森健一、飯森眞喜雄、中井久夫、山中康裕 (1998) 『芸術療法1 理論編』岩崎学術出版社

〔実践報告〕

## 児童相談所での心理診断におけるソンディ・テストの活用 — 知的発達遅れとの関連の検討 —

三浦史進

### サマリー

本稿では、心理検査の一つであるソンディ・テストについて紹介し、支援の中で得られた検査結果について統計的に分析・考察した。児童の知的発達水準の違いに注目して検討した結果、ソンディ・テストは、知的発達遅れの有無による児童の心理面への影響や、検査実施時の児童の心の動き・特徴をよく反映していることが示唆された。また、ソンディ・テストはその背景となる心理学理論や解釈方法が複雑であると言われることも多いが、実際には今日すでに広く知られている深層心理学諸派との繋がりも深く、ソンディ・テストの有効活用は、児童相談所における児童の心理診断のために役立つと考えられた。

### キーワード

ソンディ・テスト、心理診断、知的発達遅れ

### 目次

- 1 問題と目的
- 2 ソンディ・テストの紹介
- 3 分析方法と結果の検討
  - 3-1 群ごとの一致度の検討
  - 3-2 衝動因子ごとの一致度の検討
  - 3-3 VGPのベクター反応の検討
- 4 総合考察
- 5 本稿の限界と展望

### 1 問題と目的

児童相談所が取り組む様々な支援において、児童に対する心理診断は重要な役割の一つを担う<sup>(1)</sup>。

児童の心理面をアセスメントするためには、児童との面接や行動観察等、様々な方法が考えられるが、中でも心理検査を用いたアセスメントには、比較的短い時間で多くの示唆を得ることができる利点がある。

検査の手続きが簡便で、多くの場合ごく短時間で実施できる心理検査の一つとして、ソンディ・テストが挙げられる<sup>(2)</sup>。ソンディ・テストにおいては、被検査者は人の顔写真を用いた刺激図版に対して“好き”と感じるか“嫌い”と感じるかを選ぶだけでよく（具体的な紹介は後述）、様々な発達の・心理的特徴がある児童にとって、描画や口頭でのやり取りが必要な検査に比べ、より簡単に応じられると考えられる。さらに、刺激図版の選択結果から得られる心理的な示唆は幅広く、検査者は様々な観点から心理面のアセスメントを検討することができる。

このような利点の一方で、本邦でのソンディ・テストの大きな課題として、データ・事例の報告や研究が少ないことが挙げられる<sup>(3)</sup>。心理検査を有効に活用するためには、エビデンスとして常に最新のデータや事例の共有が望まれ、実際に今日でも報告・研究は続けられている<sup>(4)</sup>ものの、バウムテストやロールシャッハ・テスト等、より代表的な心理検査に比べれば非常に少ないと言える。

そこで本稿では、大阪市こども相談センターでの支援の中で得られたソンディ・テストのデータについて考察を加え、ソンディ・テスト活用のための知見を広く共有することを目的とする。なお、児童への支援にあたっては、児童の心理面と

合わせ知的発達の水準を捉えることもまた重要であるが、近年で児童の知的発達水準とソンディ・テストの結果の関連に注目した報告・研究は見られない。このため、データの分析と考察にあたっては、この点に注目して行った。

なお、本投稿にかかるデータの使用については中央こども相談センター所長の承認を得ている。

## 2 ソンディ・テストの紹介

ソンディ・テストとは、精神科医 Leopold Szondi が自身の心理学理論に基づいて開発した心理検査である。そこで、ごく大まかにであるが、まず Szondi の心理学理論について述べる。

なお、ソンディ・テスト研究に期待されることのひとつに、検査の平易な紹介がある<sup>(5)</sup>。そこで本稿では、できる限り専門用語等を用いない記述を試みた。精緻な理解のためには、引用した文

献等、ソンディ・テストについての専門的な成書にあたられたい。

Szondi は、人の心のありようを、心の中の様々な衝動（心の動き）の相互作用として捉えた。具体的には、人の心の動きを4種類のベクターと呼ばれる要素に大別し、さらに、それぞれのベクターは2種類の衝動因子と呼ばれる要素から成り立つとした。そして、ベクターを構成する衝動因子は、それぞれ特定の欲求や態度に対応していると考え、特に、それらの欲求や態度に対し、その人の心が肯定的であるか、否定的であるかの揺れ動きによって、その時々での心のありようを表した（図1）。

すなわち、Szondi によれば、人の心のありようは、8種類の衝動因子から構成される4種類のベクターの揺れ動きや、その相互作用として理解することができる。



図1 ベクターと衝動因子（『衝動病理学 [増補]』<sup>(6)</sup> および『ソンディ・テスト 心理臨床に活かす活用法』<sup>(7)</sup> を参考に作成）

ソンディ・テストでは、このような心のありようを捉えるために、それぞれの衝動因子に対応すると考えられる、人の顔写真が印刷されたカード48枚を刺激図版として用いる。被検査者は、それぞれの図版に対し、好きか嫌いかを選ぶように求められる。ある衝動因子に対応する図版について、被検査者が“好き”と選ぶことが多ければ、その人の心はその因子が表す欲求や態度に対して肯定的であり、“嫌い”と選ぶことが多ければ否定的であると考えるのである。

48枚の刺激図版は、それぞれの衝動因子に対応する図版1枚ずつの合計8枚を1組として、全6組に分けられている。そこで、実際の検査では、まず被検査者に、第1組の図版から第6組の図版まで、好きな図版と嫌いな図版を2枚ずつ選んでもらう。このようにして選ばれた $2 \times 2 \times 6 = 24$ 枚の図版によって示される、それぞれの衝動因子に対する“肯定的”・“否定的”の心の動きの組み合わせを、検査結果のVGP（前景像）と呼ぶ。VGPは、その人の現在の心のありようのうちでも、比較的、心の表層に現れている特徴を反映するとされる。

検査結果の整理の際には、“好き”または“嫌い”として2枚以上を選んだ場合に、“肯定的”または“否定的”と捉え、それぞれ+、-の記号で表す<sup>(8)</sup>（以下、表1<sup>(9)</sup>参照）。また、実際の検査では、1つの因子に対し、“好き”・“嫌い”の両方に2枚以上を選ぶこともある。その場合は±の記号で表し、その欲求や態度に対して葛藤や混乱があると考えられたり、肯定・否定に偏らず統合的に心を働かせていると考えられたりする。逆に、“好き”・“嫌い”のどちらにも1枚以下しか選ばないこともあり、その場合は0の記号で表

す。この場合は、その欲求や態度が、実際の行動等によって心の外へ解放・解消されていたり、もともとその人の中では強くなかったりして、“心の動き”としては弱まっていると考える。

このようにVGPの結果を整理した後、ThKPの結果を整理する。ThKPはVGPに対する理論的補償像と呼ばれ、+と-、±と0をペアとして、VGPと逆の記号で表される。Szondiは、人の心を、様々な対立的な要素が統合的・補償的に働きあって成り立つものと捉えており、心の表層に現れている特徴を反映するVGPに対して、心の深層に抑え込まれていたり、無自覚なまま残されていたりするような特徴を反映すると仮定されるのがThKPの結果である。

さらに、実際の検査場面では、各8枚の図版の組から“好き”・“嫌い”の合計4枚を選んだ後、続けて第1組から第6組までの残りの各4枚について、再度“嫌い”な図版を2枚ずつ選んでもらう<sup>(10)</sup>。このようにして、残された24枚について選んだ結果がEKP（背景像）であり、VGPの際と同様にして記号で表す。EKPは、各組8枚ずつの全ての図版がある状況では選ばれなかった図版、すなわち“心の表層では扱われなまま残された要素”に対して、被検査者がどのように反応するかを実験的に確かめた結果であり、ThKPが理論的な仮定であるのに対し、心の深層の、実際の特徴を示唆するとされる<sup>(11)</sup>。

ソンディ・テストでは、このようにして得られた検査結果から、心の表層から深層に至るまでの様々な欲求・態度の揺れ動きや相互作用を検討し、その人の心のありようを捉えていくのである<sup>(12)</sup>。

表1 ソンディ・テストの結果の具体例

	S		P		Sch		C	
	h	s	e	hy	k	p	d	m
VGP	+	+	0	-	-	+	0	+
ThKP	-	-	±	+	+	-	±	-
EKP	+	-	+	-	-	-	+	+

### 3 分析方法と結果の検討

本稿では、大阪市こども相談センターにて平成31年2月～令和6年3月の間に得られた140件のソンディ・テストの結果を分析対象とした。また、児童の知的発達水準とソンディ・テストの結果との関連について検討するため、それぞれの被検査者について、大阪市の療育手帳判定基準<sup>(13)</sup>に該当した場合を知的発達に遅れがある群（以下、“遅れがある群”とする。男児56名、女児0名、平均年齢13.29（SD 2.02）。）、該当しなかった場合を知的発達に遅れがない群（以下、“遅れがない群”とする。男児83名、女児1名、平均年齢12.25（SD 2.61）。）とした。

#### 3-1 群ごとの一致度の検討

ソンディ・テストの結果を解釈する上では、衝動因子それぞれのVGP・ThKP・EKPの一致関係がどのようになっているかが一つの手がかりとなり、この点の検討を一致度の分析と呼ぶ<sup>(14)</sup>（一致型ごとの具体的な解釈例を表2に示す。なお、一致型ごとの特徴を端的に示すため、本稿では以下φは0としてまとめ、衝動過圧は省略した<sup>(15)</sup>）。

ある衝動因子に対しVGPとEKPで同じ反応となった結果を“VGP=EKP”と表す。これは、心の表層と深層とで動きが一致しており、良くも悪くも安定した反応であると考えられる。一方、VGPとEKPでは反応が逆になり、ThKPとEKPで同じ反応となった結果を“ThKP = EKP”と表す。これは、心の表層と深層とで真逆の動きがあり、一貫しにくいごく不安定な心の動きを表す反応であると考えられる。

そして、VGP=EKPにもThKP = EKPにも当てはまらない反応を、“新しい定位(Neuorientierungen)”と表す。これは、心の表層と深層とで相異なる動きがあり、不安定さはあるものの、柔軟な態度を反映していることもある反応と考えられる。

被虐待児童におけるVGP・ThKP・EKPの一致度の研究では、衝動因子全体での一致型の平均出現数について、ThKP = EKP > 新しい定位 > VGP=EKPの順に統計的に有意な差が得られ、虐待の影響による情緒の不安定さを反映していることが示唆された<sup>(17)</sup>。このように、一致度分析の数量的な検討は、児童の心理的特徴を捉える上で役立つが、児童の知的発達水準の違いと一

表2 一致度による衝動因子の解釈の例（『衝動病理学〔増補〕』<sup>(16)</sup>から要約して作成）

一致型	VGP	EKP	解釈例
VGP=EKP	+	+	良くも悪くも一貫性があり、多くの状況で安定して現れる心の動きを表す。
	-	-	
ThKP=EKP	+	-	状況によって正反対の心の動きが現れやすい。
	-	+	
	±	0	葛藤や混乱がはっきりと前面に現れていたり、総合的に心を働かせようとして緊張していたりする。
	0	±	内心で葛藤や混乱を抱えていたり、心の動きが未分化で定まっていなかったりする。
新しい定位 (Neuorientierungen)	+	0	特定の心の動きが強く前面に現れている。
	-	0	
	0	+	一見心の動きがはっきりしないが、内心では明確な方向性がある。
	0	-	
	+	±	一定の方向性がありつつも、内心では迷いがあったり、柔軟に切り替える用意があったりする。
	-	±	
	±	+	現在は葛藤や混乱がありながらも、内心では一定の方向性を抱きつつある。
±	-		



表3 群ごとの一致型の平均出現数の多重比較

群	一致型 (総出現数)	平均出現数 (SD)	有意差あり (p < .05)
遅れがある (n=56)	VGP=EKP (126)	2.25 (1.30)	VGP=EKP × ThKP = EKP
	ThKP=EKP (174)	3.11 (1.45)	
	新しい定位 (148)	2.64 (1.26)	
遅れがない (n=84)	VGP=EKP (164)	1.95 (1.11)	VGP = EKP × ThKP = EKP VGP=EKP × 新しい定位
	ThKP=EKP (270)	3.21 (1.54)	
	新しい定位 (238)	2.83 (1.39)	

致度の関連に注目した報告や研究は見られない。

そこで、遅れがある群・遅れがない群それぞれのソンディ・テスト結果について、衝動因子の一致型ごとの平均出現数を比較した。なお、本稿では、全ての統計検定について統計ソフトウェアは R version 4.0.3<sup>(18)</sup>を用いた。平均出現数の比較には Welch の t 検定を用い、Benjamini and Hochberg の方法<sup>(19)</sup>で補正して多重比較した。結果を表3に示す。

表3の結果から、遅れがある群では ThKP = EKP の出現数が VGP=EKP よりも多く、遅れがない群では ThKP = EKP および新しい定位の出現数が VGP = EKP よりも多いことが示唆された。

このことから、どちらの群でも一貫性のある心の動きは少ないものの、遅れがある群では、特に場面によって心の動きが反転したり、葛藤・混乱や緊張、心の未分化さが認められたりすることが多いこと、そして、遅れがない群では、同様の不安定さ・未分化さはありながらも、ある程度は定まった方向性や柔軟性がある心の動きが認められることもまた多いことが考えられる。これは、児童期には必然的に情緒面では未熟で、知的発達遅れの有無によらず一貫性がある心の動きは認めにくいものの、従来の知見<sup>(20)</sup>と同様、一定の知的発達を前提として情緒面の成熟もまた進み、ある程度の心の動きの方向性や柔軟性を獲得し始めることを反映していると考えられる。

### 3-2 衝動因子ごとの一致度の検討

遅れがある群と遅れがない群とで出現する一致型の傾向が異なることが示唆されたことから、より具体的に群間の差異を検討するために、各衝動因子での VGP と EKP の組み合わせごとに平均出現数を比較した。平均出現数の比較には Welch の t 検定を用いた。結果を表4に示す。なお、それぞれの平均出現数が小数点以下の値になるため、読み取りやすいよう百分率で表記した。

表4の結果から、遅れがない群は遅れがある群に比べて、他者との情緒的な交流を求める欲求を内心に抱えていたり (h 0 : +)、他者に合わせて応じようとする心の動きが強かったり (s - : 0)、怒りや嫉妬等のネガティブな感情を一貫して抱きやすかったり (e - : -) することが示唆された。また、不安感や他責的な態度を内心に抱えていたり (p 0 : -)、他者への依存と自立の間で葛藤・混乱・緊張する心の動きが前面に現れやすかったり (m ± : 0) することも示唆された。

本稿で分析対象となった児童の平均年齢からは、心理面の特徴として、全体に思春期的な傾向が見られる可能性がある。特に、前項の通り、遅れがない群では遅れがある群に比べ、より年齢相応の情緒的成熟が見込まれる。これらのことから、上記の衝動因子ごとの差異には、遅れがない群における、思春期を迎えて依存心と自立心との間で戸惑いながら、内心では他者と繋がりをもちたく、周囲に合わせて振舞おうと努める心理や、



そこでの葛藤・混乱・緊張や周囲に合わせるための自己抑制等の様々な負担からネガティブな感情を持ちつつも、自身が抱く不安感・他者を責めたい思い等を、露わには示すまいと秘めておく心理等が現れていると考えられる。

またこれらの衝動因子ごとの傾向は、特にVGPの結果についての従来の知見<sup>(21)</sup>における、9歳から16歳にかけてh0の出現率が増加することや、特に日本人ではs-の出現率は学童期以降急増し、成人期には50%を超えること、同様に日本人でのe-の出現率は9歳から20歳にかけて一時的に増加すること、また、p0の出現率は9歳から12歳、m±の出現率は特に日本人では13歳から16歳がピークとなることとも一致すると考えられる。

### 3-3 VGPのベクター反応の検討

実際のソンディ・テストの解釈にあたっては、

第一にVGPにおけるベクター反応<sup>(22)</sup>の検討が重要であり、それに加えて一致度の分析等を通じ、検査結果の総合的な理解を深めていくことが求められる<sup>(23)</sup>。

そこで、遅れがある群・遅れない群それぞれのVGPのベクター反応ごとに、平均出現数を比較した。平均出現数の比較にはWelchのt検定を用いた。結果を表5に示す。なお、それぞれの平均出現数が小数点以下の値になるため、読み取りやすいよう百分率で表記した。また、VGPのベクター反応の出現率は10%を超えれば高頻度とされる<sup>(24)</sup>ことから、10%を超えたものには下線を付した。

表5の結果から、VGPでは、遅れない群では遅れがある群に比べSch±0が出現しやすく、遅れがある群では遅れない群に比べC-0が出現しやすいことが示唆された。また、10%以上の高頻度で出現したベクター反応について、臨

表5 VGPのベクター反応の平均出現数(平均出現率)の比較

	VGPのベクター反応 (*p<.05)							
	S		P		Sch		C	
反応型	遅れあり	遅れなし	遅れあり	遅れなし	遅れあり	遅れなし	遅れあり	遅れなし
++	<u>21.4%</u>	<u>11.9%</u>	1.8%	0.0%	<u>14.3%</u>	<u>13.1%</u>	1.8%	6.0%
+ -	<u>25.0%</u>	<u>26.2%</u>	<u>12.5%</u>	<u>19.0%</u>	5.4%	2.4%	3.6%	4.8%
+ ±	7.1%	<u>10.7%</u>	1.8%	0.0%	1.8%	1.2%	0.0%	3.6%
+ 0	3.6%	6.0%	5.4%	6.0%	0.0%	1.2%	3.6%	1.2%
- +	5.4%	2.4%	1.8%	2.4%	<u>28.6%</u>	<u>21.4%</u>	<u>23.2%</u>	<u>15.5%</u>
- -	7.1%	9.5%	<u>10.7%</u>	<u>15.5%</u>	5.4%	2.4%	7.1%	4.8%
- ±	5.4%	2.4%	3.6%	2.4%	1.8%	1.2%	3.6%	7.1%
- 0	3.6%	2.4%	7.1%	7.1%	8.9%	<u>13.1%</u>	<u>14.3%*</u>	<u>1.2%*</u>
± +	5.4%	1.2%	1.8%	3.6%	7.1%	9.5%	1.8%	1.2%
± -	3.6%	7.1%	<u>16.1%</u>	<u>14.3%</u>	5.4%	4.8%	0.0%	1.2%
± ±	1.8%	1.2%	1.8%	0.0%	3.6%	0.0%	1.8%	2.4%
± 0	0.0%	2.4%	<u>12.5%</u>	8.3%	<u>0.0%*</u>	<u>6.0%*</u>	1.8%	0.0%
0 +	3.6%	2.4%	1.8%	2.4%	<u>10.7%</u>	<u>14.3%</u>	<u>19.6%</u>	<u>27.4%</u>
0 -	3.6%	4.8%	<u>16.1%</u>	<u>13.1%</u>	3.6%	2.4%	7.1%	7.1%
0 ±	1.8%	4.8%	1.8%	2.4%	0.0%	3.6%	5.4%	7.1%
0 0	1.8%	4.8%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	5.4%	9.5%

床上平凡反応と考えられるベクター反応<sup>(25)</sup>と比較すると、遅れがある群の $P \pm 0$ および $C-0$ 、両群の $Sch++$ 以外は平凡反応に当てはまった。

$Sch \pm 0$ が反映する心理的な特徴としては、「あらゆる精神的危機から脱出しようと努力する傾向、独立心」<sup>(26)</sup>、「自己を客観視し、現実的になろうとする構えが背後にあり、周囲から独立し、離反しようとする緊張状態を意味する」<sup>(27)</sup>、「強迫的自我像。几帳面。神経質」<sup>(28)</sup>等が言われる。これは、知的発達に遅れない児童は、知的発達に遅れがある児童に比べると様々な物事を理解・考慮しやすく、現実的に自己を客観視しようとしたり、特に本稿でのデータでは、思春期的な心理から独立心を抱いたり、神経質になったりもしやすいという傾向が反映されていると考えられる。

$C-0$ が反映する心理的な特徴としては、「既存の対象に執着して変化する傾向がない」<sup>(29)</sup>、「状況に応じて柔軟に対応してゆくことが苦手。融通のきかなさがあるが、生真面目な人柄を反映している」<sup>(30)</sup>、「強いこだわり・執着・固着の傾向」<sup>(31)</sup>等が言われる。これは、知的発達に遅れない児童に比べ、知的発達に遅れがある児童は、生活場面での要求に効率よく適切に対処することが苦手になりやすいこと<sup>(32)</sup>や、生得的に、年齢に比べた知的な側面の成長、すなわち発達の“変化”自体がゆっくりであるといった特徴とよく一致すると考えられる。

また、本稿でのデータは大阪市こども相談センターでの支援の中で得られたものであり、検査は何らかの相談主訴に応じて実施されたものである。このことから、従来の知見からは平凡反応とは言えないにもかかわらず高頻度で得られたベクター反応のうち、知的発達の特徴と関連すると考えられた $C-0$ 以外の2つは、何らかの相談主訴や課題性に対応したものである可能性がある。

$P \pm 0$ が反映する心理的な特徴としては、「良心的行動について思い悩む」<sup>(33)</sup>、「いらいらした気分で、落ち着きがなく、焦燥した気分にある。

そのため、時には衝動的な行動に走ってしまうこともある」<sup>(34)</sup>、「倫理的ブレーキが強くなっている状態」<sup>(35)</sup>等が言われる。これは、知的発達に遅れがある場合、状況判断等の力が限られやすいゆえの、“自分はどのように振舞うべきか”といった葛藤・混乱や、そこでの自己抑制のストレスに耐えかね、かえって衝動的に振舞ってしまうこと等の主訴や課題性を反映しているかもしれない。

$Sch++$ が反映する心理的な特徴としては、「繊細さと従順さが欠如した自己愛的権力者の傾向」<sup>(36)</sup>、「自己中心的で、自己完結型のタイプ」<sup>(37)</sup>、「高い（高すぎる）理想を持つ人間。努力する知識人」<sup>(38)</sup>等が言われる。これは、知的発達の遅れの有無によらず、自己中心的な振舞いが目立つことが主訴や課題となったり、現実にとぐわぬ理想を追い求めることから起こる様々な躓きが主訴や課題となったりすることを反映しているかもしれない。特に“高すぎる理想”といった特徴は、自他の思い描く生活と自身の知的発達の遅れとの折り合いや、思春期的な理想と現実のギャップ等に通じ、様々な場面での主訴や課題性に繋がるだろう。

#### 4 総合考察

以上本稿では、知的発達に遅れがある群と遅れない群とで、ソンディ・テストの結果を比較した。

群ごとの一致度の検討からは、両群とも児童期にあり情緒的には未成熟ながら、知的発達に伴う情緒的成熟度の差異によって、遅れない群では遅れがある群に比べ一定の方向性があったり柔軟性があったりする心の動きが見られやすいと考えられた。

また、衝動因子ごとの一致度の検討においても、遅れない群では、遅れがある群に比べ、本稿でのデータにおける実年齢相応程度の情緒的成熟を反映して、思春期的な特徴が現れていると考えられた。

そして、VGPのベクター反応の検討からは、知的発達の特徴がSchベクターやCベクターに反映されていることや、Pベクターについて、遅れがある群における自己抑制とその限界から生じる衝動的な行動という課題性、またSchベクターについて、両群に共通して、自己中心的な振舞いや理想と現実のギャップにまつわる課題性が反映されているかもしれないことが考えられた。

これらの結果は、いずれも児童の知的発達の遅れの有無による心理面への影響を、様々に反映していると考えられる。

特に、各分析結果を総合すると、VGPのベクター反応Sch±0における差異は、遅れがない群では遅れがある群に比べp0:-が出現しやすいことと合わせ、知的発達に遅れがない思春期の児童の、不安感や他責的な思いを抱きながらも、自己を客観視して冷静であろうとする、自立へ向けてもがく心の動きがよく反映されていると考えられる。また、表4で遅れがない群のみに注目すると、k±:0がk±:+やk±:-の3倍以上の出現率となっており、VGPでのSch±0反応のk因子については、VGPの±反応(k±:自分の経験等に対し、主観的・客観的な態度の間で葛藤・混乱している、あるいは、どちらの態度も踏まえようとして緊張している)に心理面の特徴がよく反映されていると考えられる。そしてp因子では、p0:-以上にp0:±(内心での自律と他責の葛藤・混乱や緊張)とp0:+(内心に自律心を抱いている)が出現している。これらの一致度分析からも、上述の解釈は支持されるだろう。

また、VGPのベクター反応C-0についても、表4で遅れがある群のみに注目すると、m因子では、m0:±(愛着や信頼関係を築くことへの葛藤・混乱を内心に抱えていたり、そこでの心の動きが未分化で定まっていなかったりする)がm0:+(内心では愛着や信頼関係を求めている)やm0:-(内心ではそれまでの関係から離れ独立しようとしている)の2倍以上の出現率で

ある。そして、d因子では、d-:-が全ての組み合わせの中で最多であり、d-:+がそれに次ぐ。これらのことから、ベクター反応から考えられた“柔軟な行動の苦手さ”や“成長・変化自体のゆっくりさ”(d-の一貫性)を背景に、愛着形成や信頼関係の構築にも未確立・未分化な面がありうること、また、変化に向かう心の動きも、真逆に反転するような不安定なものになりやすいかもしれないことが考えられ、改めて、年齢に比べた心の動きの未熟さが現れていると解釈できるだろう。

そして、図1の通り、Cベクターは発達の最も原始的な心の動きを反映すると考えられる。しばしば生得的な特性である知的発達の遅れと関連すると考えられる傾向がCベクターから読み取れたことから、VGPにおける衝動因子ごとの結果についての従来の知見との一致や、VGPのベクター反応における平凡反応が本稿でのデータでも同様に頻発したことも合わせ、ソンディ・テストが児童の心の動きや特徴を適切に反映しており、心理診断の上で効果的な心理検査の一つであることが示唆されたと言える。

## 5 本稿の限界と展望

本稿での分析・考察の限界として、データ数が限られていることがある。特に女兒のデータについては1件のみであり、統計処理の上で可能な限りデータ数を確保するために分析に含めたものの、今回の結果が児童全体の傾向を十分に反映しているとは言にくい。この点については、今後も支援の中で得られたデータを積み重ねて知見としていく他、他の実践者・研究者による報告や研究にも期待したい。

さて、ソンディ・テストはSzondi独自の心理学理論に基づいて開発された心理検査であるが、Szondi自身、その理論を、フロイト派の精神分析やユング派の分析心理学といった、今日より広く知られている深層心理学諸派の流れの中に位置付けている<sup>(39)</sup>。例えば、精神分析の知見からは、



ソンディ・テストに表される4種類のベクターは、Cベクター⇒Sベクター⇒Pベクター⇒Schベクターの順で人の心理発達に対応するとされる<sup>(40)</sup>。この点を踏まえれば、ソンディ・テストの結果からは、被検査者の現在の心の動きだけでなく、本稿で示唆されたような生得的な特性に加え、幼少期の養育者との関係性や、生活経験の積み重ねによる変化・成長(=Cベクター)を通じて、対人関係の持ち方(=Sベクター)や感情の表現(=Pベクター)を身に着け、やがてより主体的なセルフコントロール(=Schベクター)を獲得していくという、被検査者の生育史に対応した心理発達の流れについての示唆をも得られる。児童の生育史を踏まえたアセスメントは、児童相談所での心理診断にとっても非常に重要であり、この点でもソンディ・テストは有用であると言える。

ソンディ・テストは簡便に実施できるとはいえ、その背景となる理論や解釈方法が複雑であると言われることも多い。しかし、前述の通り、実際にはより広く知られた深層心理学諸派との関連性・共通性がある心理検査でもあり、Szondiの理論に固執しすぎず、実践者それぞれの心の捉え方や臨床経験を通じて理解を深めていくこともまた、ソンディ・テストの効果的な利用に通じている<sup>(41)</sup>。本稿が、ソンディ・テストの幅広い有効活用と、それによる児童の福祉の向上にわずかでも貢献できることを心から祈る。

## 謝辞

本稿の執筆にあたり、センター内のデータの収集にご協力くださった松山剛志様・田中孝様に、記して感謝いたします。

(みうら ししん：中央子ども相談センター心理相談担当)

## 注及び引用文献

(1) こども家庭庁(2024)「児童相談所運営指針」

([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a7f548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/aac654d6/20240402\\_policies\\_jidougyakutai-Revised-Child-Welfare-Act\\_70.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7f548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/aac654d6/20240402_policies_jidougyakutai-Revised-Child-Welfare-Act_70.pdf), 2024年4月4日閲覧)。

- (2) 上松幸一(2020)「【研究ノート】ソンディ・テストにまつわる諸問題について—倫理的課題を中心に—」『臨床心理学部研究報告』12、京都文教大学、pp.125-138。
- (3) 上松幸一、前掲論文。
- (4) 濱田健斗・宇治和子(2023)「現代的行動特性をSzondi Test 因子分析から説明する(1)」『日本心理臨床学会 第42回大会発表論文集』一般社団法人 日本心理臨床学会、p.110。
- (5) 山本昌輝(1990)「ソンディ・テストを学ぶ」『現代のエスプリ 運命分析—その臨床とソンディ—』至文堂、pp.180-186。
- (6) 大塚義孝(1993)『衝動病理学〔増補〕』誠信書房、pp.30-32。
- (7) 松原由枝(2009)『ソンディ・テスト 心理臨床に活かす活用法』培風館、p.35。
- (8) なお、1つの因子について4枚以上“好き”または“嫌い”で同じ選択をした場合、+・-の記号に!をつける(4枚であれば!、5枚は!!、6枚は!!!を付す)。このような結果を衝動過圧と呼び、その欲求や態度が特に強まっていると考える。
- (9) 奥野哲也(2004)『ソンディ・テスト入門』ナカニシヤ出版、p.58。
- (10) 残りの図版を各組“好き”・“嫌い”2枚ずつに分けられればよいとため、“好き”な図版2枚の方を選ぶのでもよい。
- (11) もしVGPで1つの因子について5枚以上の図版を選んだ場合には、EKPでは2枚以上の図版を選ぶことが不可能であり、強制ゼロ反応と呼んで $\phi$ の記号で表す。残された要素であるEKPでの反応は、このよう

- にVGPでの反応からの制約を受けるため、EKP単独での結果はあくまで実験的な示唆に留まるとされ、VGP・ThKPそれぞれの結果との一致関係から総合的に解釈することが求められる。
- (12) 実際に引用文献(9)では、表1のソンディ・テスト結果について、VGPの結果から積極的・活動的(主にSベクター)ながらも依存的(主にCベクター)で不安にもなりやすく、抑制的な態度を取ろうとしている(主にPベクターおよびSchベクター)と読み取れることや、VGP・EKPともに $h + \cdot m +$ の結果であることから、基本的に対人親和的であると考えられること等が解釈されている。
- (13) 大阪市(2023)「大阪市療育手帳交付要綱別表「判定基準」」(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000198/198243/beppyo2023.pdf>, 2024年4月4日閲覧)
- (14) 大塚義孝、前掲書、pp.326-330。
- (15) 注(8)および(11)を参照。
- (16) 大塚義孝、前掲書、pp.189-202。
- (17) 上松幸一・窪田康如・奥野哲也(2017)「ソンディ研究の現在～被虐待児童のソンディ・テストにおける一致度分析結果について～」『日本心理臨床学会 第36回大会発表論文集』一般社団法人 日本心理臨床学会、p.284。
- (18) R Core Team(2020)『R: A language and environment for statistical computing』R Foundation for Statistical Computing。
- (19) Benjamini, Yoav and Hochberg, Yosef(1995)「Controlling the False Discovery Rate: a Practical and Powerful Approach to Multiple Testing」『Journal of the Royal Statistical Society: Series B (Methodological)』57(1), Royal Statistical Society, pp.289-300。
- (20) 膳所亜由美・渡邊容子・窪田康如(2020)「知的障がい者における樹木画テストの特徴～樹冠に対する幹の高さからの検討～」『大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター研究紀要』34、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター、pp.1-4。
- (21) 大塚義孝、前掲書、pp.124-147。
- (22) 各ベクターを構成する衝動因子2つの結果を合わせたものをベクター反応と呼ぶ。例えば、Sベクターについて、 $h +$ と $s -$ という結果が得られた場合、ベクター反応としては $S + -$ と表す。
- (23) 大塚義孝、前掲書、pp.326-330。
- (24) 大塚義孝、前掲書、pp.138-139。
- (25) 大塚義孝、前掲書、pp.644-659。
- (26) 大塚義孝、前掲書、p.653。
- (27) 奥野哲也、前掲書、p.30。
- (28) 松原由枝、前掲書、p.39。
- (29) 大塚義孝、前掲書、pp.656-657。
- (30) 奥野哲也、前掲書、p.32。
- (31) 松原由枝、前掲書、p.40。
- (32) 厚生労働省(2020)「e-ヘルスネット 知的障害(精神遅滞)」(<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/heart/k-04-004.html>, 2024年4月8日閲覧)
- (33) 大塚義孝、前掲書、p.649。
- (34) 奥野哲也、前掲書、p.27。
- (35) 松原由枝、前掲書、p.38。
- (36) 大塚義孝、前掲書、p.653。
- (37) 奥野哲也、前掲書、p.29。
- (38) 松原由枝、前掲書、p.39。
- (39) 松原由枝、前掲書、p.8。
- (40) Lekeuche, Philippe and Mélon, Jean(1990)『Dialectique des pulsions』De boeck Université、pp.15-32。
- (41) 松原由枝、前掲書、pp.237-240。



〔実践報告〕

## 救護施設における心理アセスメントの取り組み

豊田 祥平

### サマリー

大阪市では福祉局保護課に所属する臨床心理職員が救護施設入所者を対象に心理アセスメントを実施している。本論文では、心理アセスメントによって得られた救護施設入所者の知的特徴、性格特徴を基に、現在の救護施設入所者の傾向を分析し、支援の方向性を示した。結果としては、先行研究と同様に施設入所者の知的水準の低さが見られると同時に、知的水準が平均以上の入所者も多く見られた。また、性格的には内的な不安定さを抱えていながらも、表向きにはそれらを抑圧している入所者が多い。これらの背景には、施設入所に至る要因が、生得的な発達の偏りや被虐待体験による愛着形成の問題に関係していることが示唆された。そのため従来の施設入所者に比べて問題が見えにくく、施設における支援が困難になっていると言える。こうした入所者の支援方針を検討する上で、心理アセスメントを今後も活用していくことが望ましいと考えられる。

### キーワード

救護施設、心理アセスメント、発達障がい、児童虐待

### 目次

- 1 はじめに
  - 1-1 大阪市の住居のない生活困窮者支援の歴史
  - 1-2 救護施設入所者に対する心理アセスメント
- 2 目的
- 3 方法

- 3-1 対象者
- 3-2 手続き
- 3-3 倫理的配慮
- 4 心理アセスメントの結果
  - 4-1 知的特徴
  - 4-2 性格特徴
- 5 事例
  - 5-1 事例1 高学歴だが仕事が続きず生活が破綻したTさん(60代男性)
  - 5-2 事例2 虐待から精神疾患を患い生活困窮に陥ったKさん(30代女性)
- 6 心理アセスメントによって明らかになったこと
  - 6-1 新しい生活困窮者像
  - 6-2 発達と愛着の問題
  - 6-3 今後の課題
- 7 おわりに

### 1 はじめに

#### 1-1 大阪市の住居のない生活困窮者支援の歴史

戦後の大阪市における住居のない生活困窮者支援は、昭和20年3月の大阪大空襲の後、大阪駅構内に「大阪市立戦時相談所(戦後「大阪市立市民案内所」と改称される)を設けたことに端を発する。昭和21年旧生活保護法の施行に伴い、「梅田厚生館」が開設され、戦後に住居を失った者を一時保護し、適した施設へ措置を行う中枢機関として機能していた。やがて戦後対策は一定落ち着いたが、不況により失業者が増加したことで、住居を失った生活困窮者は後をたたず、昭和41年に「梅田厚生館」に代わり、「中央更生相談所

(一時保護所併設)」が市内全域の住居のない生活困窮者の生活保護の実施機関となった。しかし、その利用者の多くがあいりん地域の日雇い労働者であったことから、あいりん対策の充実のため昭和46年に「更生相談所」が西成区に開設された。その後40年あまりを経て、西成あいりん地域の日雇い労働者の高齢化、他施策による福祉の充実等が進み、あいりん地域は福祉の街へと変貌していった。そうした時代背景により、平成26年に更生相談所の業務は西成区に引き継がれ、更生相談所および一時保護機能が廃止となったことは、本市の戦後から続く生活困窮者支援の一つの節目であると考えられる。

## 1-2 救護施設入所者に対する心理アセスメント

更生相談所の廃止に伴い、平成26年4月より臨床心理職員は福祉局生活福祉部保護課（以下、「福祉局保護課」という）に属し、救護施設入所者に対する心理アセスメントを実施している。救護施設とは、生活保護法第38条において「心身又は精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的」とする保護施設の一つである。生活保護は居宅における保護を基本としているが、様々な理由で居宅における生活が困難な状態にある者が入所している。本市においても、令和6年6月時点で1,481名の被保護者が救護施設に入所している。施設における適切な支援によって、被保護者が心身ともに回復に向かい、各人の意向や目標に沿ってそれぞれの自立に向かうことを目的としている。

本市の住居のない生活困窮者への心理支援の歴史においても、更生相談所時代までの救護施設等への措置方針の決定に資するための心理アセスメントから、入所生活の質の向上、および退所に向けての支援に資するための心理アセスメントに変化していった。実際には、救護施設、または生活保護実施機関から依頼を受けて、施設を訪問して

心理検査や面接を実施し、被保護者が生活困窮に至った背景を分析した後、施設職員と実施機関ケースワーカーへコンサルテーションすることに重きを置いている。

## 2 目的

本市の住居のない生活困窮者への心理学的研究は、これまで梅田厚生館の入所者の心理的特徴を分析した研究（杉原、1959）や、更生相談所一時保護所の入所者の心理的特徴を分析した研究（堀内ら、1993；黒田、2014）がある。

近年の堀内ら（1993）や黒田（2014）の研究の対象は、あいりん地域の男性に限られている。即ち、高齢や身体的疾病、アルコール依存症などの精神疾患により働くことができなくなった人々を中心であった。それに対し現在の救護施設入所者では、そのようなケースは減少し、仕事が続かず住居を失う者、ネット・ゲーム依存の若者、性的被害やDV被害の女性など多様な様相を見せている。

本研究では、心理アセスメントの取り組みによって得られた資料を基に、本市の現在の救護施設入所者の心理的特徴を明らかにして報告する。時代の変化に伴って多様化する生活困窮者が、いかにして困窮に至ったか、その背景を分析することで、救護施設入所者の今後の支援の方向性を検討したい。

## 3 方法

### 3-1 対象者

本市が所管している13の救護施設のいずれかに入所している者のうち、福祉局保護課に心理アセスメントの依頼があり、臨床心理職員が心理検査と面接を実施した475名（男性383名、女性92名）を対象とした。資料収集の期間は令和元年4月から令和5年10月までとなっている。入所者及び施設職員には検査の目的について説明し、書面にて検査を受けることの同意と、研究協力の同意を得た。以下、対象者の男女構成比を図



1に示す。

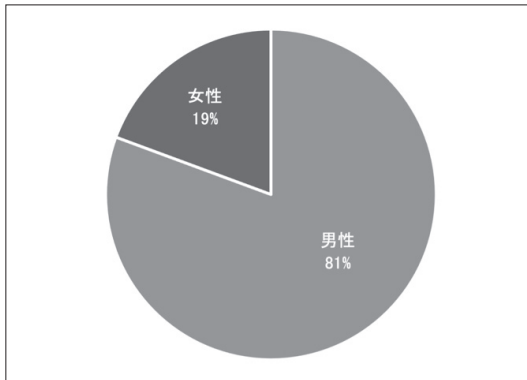


図1 男女構成比

男女の比率は男性が81%、女性が19%となった。次に男女別の年齢構成比を図2に示す。

男性の年齢は22歳から87歳までで、平均年齢は57.8歳 (SD=13.6)、女性の年齢は18歳から79歳までで、平均年齢は47.4歳 (SD=15.4)であった。男性の方が女性に比べて平均年齢が高く、60代以上の割合が半数近くを占めた。その一方で、女性は40代以下の割合が半数以上を占めるという特徴が見られた。

### 3-2 手続き

臨床心理職員が対象者に個別で知能検査と性格検査を実施した。

知能検査とは、個人の知能水準や認知機能を評価するための検査である。結果は数値化され、一般的な知能水準と比較することができる。本研究で用いた知能検査は、ウェクスラー成人知能検査第三版 (WAIS- III) とウェクスラー成人知能検査第四版 (WAIS- IV) である。WAISは知能をIQとして数値化すると同時に、個人の能力を「言語理解」「知覚統合 (知覚推理)」「作動記憶 (ワーキングメモリー)」「処理速度」の4領域に分けて多面的に捉えることが可能である (日本版 WAIS- III 刊行委員会, 2006; 日本版 WAIS- IV 刊行委員会, 2018)。

性格検査とは、個人の性格傾向を多面的に評価するための検査である。性格検査にはいくつかの分類があるが、本研究では詳細な心理状態を把握でき、かつ被験者への負担が少ないソングテストの結果を用いた。大塚 (1974) によるとソングテストは、人間の欲望、衝動を規定するものとして以下の表1に示す4つのベクター (性衝動 S、発作衝動 P、自我衝動 Sch、接触衝動 C) と、それぞれの衝動に対応する2つの衝動因子によって構成される<sup>(1)</sup>。

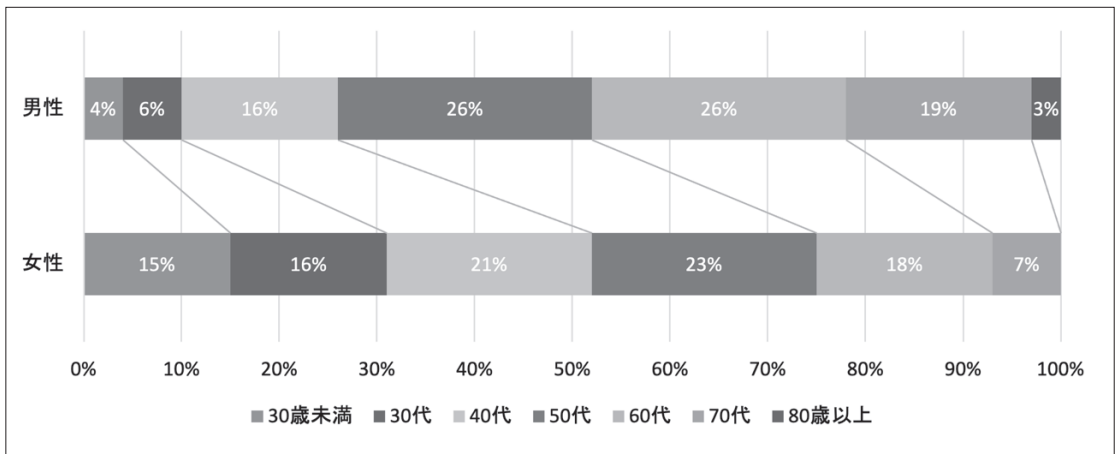


図2 男女別年齢構成比

表1 ソンディテストベクター・因子表

S ベクター (性衝動)
h 因子: 母性的欲求
s 因子: 父性的欲求
P ベクター (発作衝動)
e 因子: 倫理的欲求
hy 因子: 道徳的欲求
Sch ベクター (自我衝動)
k 因子: 所有への欲求
p 因子: 存在への欲求
C ベクター (接触衝動)
d 因子: 探求への欲求
m 因子: 依存と解放への欲求

結果は被検者が潜在的に担っているそれぞれの衝動傾向の方向に従い、肯定反応 (+)、拒否反応 (-)、アンビバレント反応 (±)、解放反応 (0) の記号で表される。さらに被験者の人格の前面に表出している性格傾向(前景像)と、被験者の人格に内在している性格傾向(背景像)の二層で表される。

### 3-3 倫理的配慮

対象者には研究協力について口頭で依頼し、同意書への署名をもってデータ使用の同意を得た。事例については、当事者を特定できないように加工および匿名化した。調査から得た個人情報には厳重に管理し、データの取り扱いについては大阪市福祉局保護課より了承を得た。

## 4 心理アセスメントの結果

### 4-1 知的特徴

対象者の知能検査の結果は以下の図3の通りである。

算出された知能指数 (IQ) の平均値は 77.8 (SD=19.2) であった。Wechsler が定義した知能指数の分類によると、一般的な知能の分布は IQ100 を平均とし、IQ が 85 から 115 の間に約 68% の人が収まり、70 から 130 の間に 95% の人

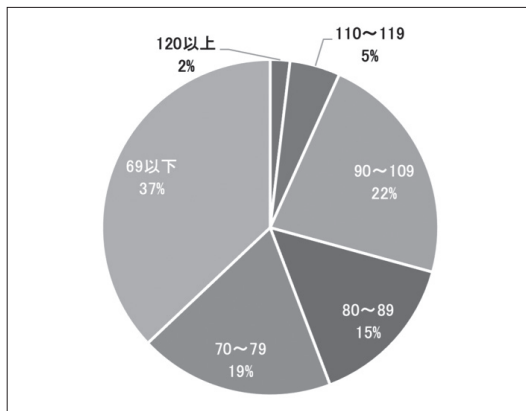


図3 知能指数 (IQ) 分布

が収まるとされる (WAIS-IV 刊行委員会, 2018)。また、IQ69 以下は同年齢集団の平均より有意に低い水準であり、理論上は全人口の約 2% 程度になる。しかし、今回の調査における救護施設入所者の知能水準を見ると、全体の約 37% がこれに該当している。また、WAIS-III、WAIS-IV の検査結果上で知的に低いとされる IQ70 から 79 までの人の割合を含めると、救護施設入所者全体の半数以上が IQ79 以下となっている。これらを踏まえて、一般的な知能の分布と救護施設入所者の知能の分布を以下の図4で比較した。

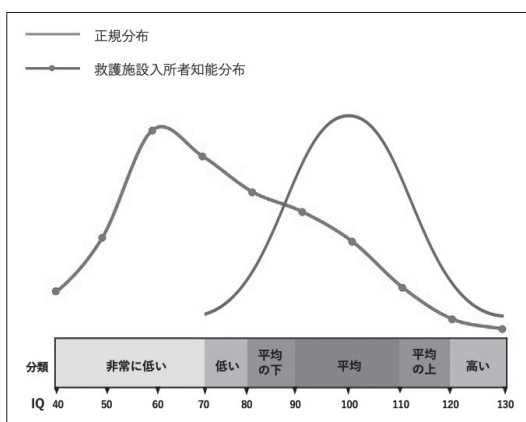


図4 知能の正規分布と救護施設入所者の知能の分布比較

辻井による全国の救護施設入所者に対する調査研究においても、本研究と同じく半数以上の対象

者が知的に低いという結果であった（辻井, 2018）。知的発達の遅れから安定した就労に繋がりにくく、困窮に至ってしまうという傾向は本研究も先行研究と同様の結果である。また、辻井（2018）は詳細に言及していないが、本研究では平均的水準以上とされる IQ100 以上の者が 78 名、平均の下に位置するものの知的な遅れがないとされる IQ90 以上の者も含めると 139 名いる。割合としては全体の約 29% が知的な遅れを有していないという結果が出たことも大きな特徴であると言える。黒田（2014）によるあいりん地域の生活困窮者の知的特徴を調査した研究では、近年は派遣切りにあった若者や、大卒の元会社員等もあいりん地域へ流入していることが知的水準の上昇に影響があると考察している。また、知能の 4 領域における情報処理能力が、他の能力を優位に下回ることが示されており、全体的な知能が平均的な水準だとしても、得意不得意の差が大きい知的特徴である可能性も示唆されている。

#### 4-2 性格特徴

救護施設入所者に実施したソディテストの結果（入所者群）と、大塚（1974）が実施したソディテストの結果（非臨床群）を比較し、性格特徴の分析を行った。以下、各因子別に表 2 で示した。非臨床群には、大塚が調査した一般成人 135 名のデータを用いた。

各因子において最も割合が高い反応を比較したところ、入所者群と非臨床群で違いが見られたものは、e 因子、p 因子、d 因子の 3 つであった。入所者群の特徴として、倫理的欲求を表す e 因子では、「激しい怒り、嫉妬、憎悪」を示す性格傾向に反映される e- 反応が多かった。存在への欲求を表す p 因子では、「過敏で繊細、被害感情などが強い」性格傾向の p- 反応が多かった。d 因子では、「新しい価値対象を探求したり、時には安定性のなさや不誠実さ」を示す d+ 反応が多かった。一般的には e 因子と p 因子は + 反応、d 因子は - 反応が望ましいとされるが、入所者群で

表 2 ソディテスト因子別比較

因子別		入所者群 (475 名)	非臨床群 (135 名)
h	+	334 (70.3%)	55 (40.5%)
	-	30 (6.3%)	32 (23.5%)
	0	64 (13.5%)	37 (27.7%)
	±	47 (9.9%)	11 (8.4%)
s	+	116 (24.4%)	20 (14.6%)
	-	191 (40.2%)	73 (54.1%)
	0	98 (20.6%)	27 (20%)
	±	71 (14.9%)	16 (11.9%)
e	+	98 (20.6%)	46 (34.1%)
	-	202 (42.5%)	37 (27.2%)
	0	123 (25.9%)	32 (23.5%)
	±	52 (10.9%)	18 (15.3%)
hy	+	65 (13.7%)	10 (7.7%)
	-	253 (53.3%)	89 (66%)
	0	115 (24.2%)	16 (11.9%)
	±	43 (9.1%)	20 (14.6%)
k	+	56 (11.8%)	17 (12.6%)
	-	239 (50.3%)	60 (44.4%)
	0	73 (15.4%)	31 (23.2%)
	±	108 (22.7%)	27 (20%)
p	+	116 (24.4%)	62 (45.9%)
	-	175 (36.8%)	22 (16.5%)
	0	144 (30.3%)	39 (28.9%)
	±	40 (8.4%)	12 (8.6%)
d	+	180 (37.9%)	42 (30.9%)
	-	99 (20.8%)	38 (28.2%)
	0	171 (36%)	45 (33.6%)
	±	26 (5.5%)	10 (7.4%)
m	+	219 (46.1%)	93 (69.1%)
	-	101 (21.3%)	10 (7.2%)
	0	53 (11.2%)	18 (13.3%)
	±	103 (21.7%)	15 (10.8%)

はその反対の不適応につながりやすい反応で、これらに過剰な強さを示す反応も散見された。加えて、非臨床群に比べて「優しさ、温かさ、幼稚さ」を示す h + 反応、「孤独、逃避、放浪」を示す m - 反応が多いことも特筆される。

次に、各因子の組み合わせである衝動（ベクター）の組み合わせで反応の違いを見てみる。以

下、表3から表6に各ベクターにおける入所者群と非臨床群の反応を示す。

表3 ソンディテスト Sベクター比較

Sベクター		
	入所者群 (475名)	非臨床群 (135名)
+・0	73 (15.4%)	8 (5.7%)
0・+	19 (4.0%)	4 (2.7%)
-・0	6 (1.3%)	7 (5.0%)
0・-	25 (5.3%)	20 (15.1%)
+・+	84 (17.7%)	10 (7.2%)
-・-	13 (2.7%)	17 (12.3%)
±・0	10 (2.1%)	3 (2.0%)
0・±	11 (2.3%)	4 (3.0%)
+・-	129 (27.2%)	29 (21.7%)
-・+	4 (0.8%)	6 (4.2%)
-・±	7 (1.5%)	3 (2.0%)
±・-	24 (5.1%)	7 (5.0%)
+・±	48 (10.1%)	8 (6.0%)
±・+	9 (1.9%)	1 (0.5%)
±・±	4 (0.8%)	1 (1.0%)
0・0	9 (1.9%)	9 (6.9%)

表5 ソンディテスト Schベクター比較

Schベクター		
	入所者群 (475名)	非臨床群 (135名)
+・0	12 (2.5%)	4 (3.0%)
0・+	19 (4%)	15 (11.4%)
-・0	84 (17.7%)	15 (11.1%)
0・-	32 (6.7%)	6 (4.7%)
+・+	9 (1.9%)	8 (5.9%)
-・-	75 (15.8%)	9 (6.4%)
±・0	33 (6.9%)	14 (10.1%)
0・±	7 (1.5%)	3 (2.5%)
+・-	28 (5.9%)	3 (2.5%)
-・+	61 (12.8%)	31 (22.6%)
-・±	19 (4%)	6 (4.4%)
±・-	40 (8.4%)	3 (2.5%)
+・±	7 (1.5%)	2 (1.2%)
±・+	27 (5.7%)	9 (6.4%)
±・±	7 (1.5%)	1 (0.7%)
0・0	15 (3.2%)	6 (4.7%)

各ベクターにおいて、最も割合が高い反応を比較したところ、入所者群と非臨床群で違いが見ら

表4 ソンディテスト Pベクター比較

Pベクター		
	入所者群 (475名)	非臨床群 (135名)
+・0	21 (4.4%)	6 (4.2%)
0・+	15 (3.2%)	3 (2.0%)
-・0	54 (11.4%)	5 (4.0%)
0・-	68 (14.3%)	24 (17.8%)
+・+	9 (1.9%)	2 (1.7%)
-・-	103 (21.7%)	23 (17.0%)
±・0	14 (2.9%)	4 (3.0%)
0・±	14 (2.9%)	4 (3.2%)
+・-	64 (13.5%)	32 (24.0%)
-・+	28 (5.9%)	3 (2.2%)
-・±	17 (3.6%)	5 (3.7%)
±・-	18 (3.8%)	10 (7.2%)
+・±	4 (0.8%)	6 (4.2%)
±・+	13 (2.7%)	2 (1.7%)
±・±	7 (1.5%)	5 (3.5%)
0・0	26 (5.5%)	1 (0.7%)

表6 ソンディテスト Cベクター比較

Cベクター		
	入所者群 (475名)	非臨床群 (135名)
+・0	25 (5.3%)	6 (4.4%)
0・+	95 (20%)	34 (25.2%)
-・0	11 (2.3%)	4 (2.7%)
0・-	27 (5.7%)	2 (1.5%)
+・+	59 (12.4%)	26 (18.8%)
-・-	20 (4.2%)	2 (1.2%)
±・0	5 (1.1%)	3 (2.5%)
0・±	37 (7.8%)	5 (3.5%)
+・-	51 (10.7%)	5 (3.7%)
-・+	53 (11.2%)	29 (21.2%)
-・±	15 (3.2%)	4 (3.0%)
±・-	3 (0.6%)	0 (0%)
+・±	45 (9.5%)	5 (4.0%)
±・+	12 (2.5%)	6 (4.4%)
±・±	5 (1.1%)	1 (0.5%)
0・0	12 (2.5%)	5 (3.5%)

れたものは、PベクターとSchベクターの2つであった。Pベクターは感情に関する欲求のあり方を表すとされ、入所者群で最も多かった因子の組み合わせは-・-であった。これは「不安・防衛・感情閉鎖的」な性格傾向を表すとされる。また、自我に関する欲求を表すSchベクターを見ると、入所者群で最も多かった因子の組み合わせは-・0であった。これは「心気傾向・緊張・抑制的」といった性格傾向を示すとされる。

以上の結果から見られる入所者群の性格特徴は、因子別で比較すると不安の高さや過敏で被害的な傾向が見られる。また、安定的に人や環境との関係を維持することが苦手で、一か所に落ち着いていることが難しい。時に粗野で軽率な行動を示すことがある。ベクターで比較すると、対人関係の欲求にかかわるSベクターやCベクターでは非臨床群と最頻値に違いがなく、多くは表向きに安定した他者との関係を示すことが可能に見える。しかし、入所者群は感情や自我にかかわる欲求を表すPベクターやSchベクターで防衛や緊張の強さがあるという特徴が見られ、表面には見えにくい内的な脆弱性によって、安定した人間関係を維持することが難しいことが推察される。

杉原（1959）による本市の施設入所者に対するパーソナリティ研究では、本研究と同様のソングテストが用いられている。調査の結果、入所者の性格特徴は「自己顕示的傾向」「感情爆発しやすく、攻撃的」といった一面が見られた。本研究の結果から見える「過敏で怒りを感じやすい」「内的な不安が高く抑圧的傾向」といった対象者の特徴とは異なり、本市の施設入所者の性格像が時代とともに変容していることがうかがえる。

## 5 事例

上記の救護施設入所者の心理的特徴が実際にどのようなものか、当事者の生活にどう影響しているかを吟味するため、ここで具体的事例を男女それぞれ一事例ずつ取り上げる。事例については個人が特定されないように変更を加えているととも

に、本人には研究への協力の承諾を得ている。

### 5-1 事例1 高学歴だが仕事が続かず生活が破綻したTさん（60代男性）

＜成育歴と救護施設入所までの経緯＞

出生後、何不自由ないこども時代を送った。小中学校では学習面で得意不得意の差があるものの、特別に勉強をしなくても成績が良く、高校は地元の進学校に入学した。しかし、周囲のレベルが高いことから徐々に成績が低下していった。一浪して有名私立大学の外国語学科に入学し、一年留年して卒業。卒業後は語学力を活かして海外出張がある仕事に従事したが、事務処理でミスを繰り返したこともあり数年で退職した。その後は、自営業や外資系企業で働くも、事務作業のミスや人間関係の難しさ等で退職を繰り返した。50代で警備関係の仕事をしている時、体調を崩して退職し、貯金を切り崩しながら生活していた。やがて家がゴミ屋敷状態になり、単身での生活が困難になったことから、大家に生活保護の申請を勧められ、救護施設入所に至った。既往歴としては糖尿病に罹患しており、精神科の通院歴はない。

＜心理テストとその結果＞

本事例では、WAIS-IVとソングテストに加えて、発達障がいスクリーニング検査であるA-ASDとA-ADHDを実施した。知能検査の結果はIQ118であり、同年齢集団の平均よりも高いが、各能力において得意不得意の差が見られた。Tさんは知識や言語表現能力は豊かで、視覚情報を元にした論理的な思考や推論も得意である。しかし、ワーキングメモリの弱さが見られ、「二つのことを同時に操作する」といった課題では集中が途切れた。また、「単純作業を素早く正確に行う」といった課題では不注意でミスが見られる等、情報処理能力に顕著な弱さが見られた。発達障がいスクリーニング検査においては、「人の気持ちが読み取れない」「整理整頓ができない」といった自身の特徴をこどもの頃から自



覚しており、本人の特性として発達の偏りがある可能性が考えられた。

ソンディテストの結果から見た性格傾向は、対人関係における協調や感情の統制は可能であり、表向きの社会適応は良好に見えた。しかし、自身の感情や欲求を過度に抑圧し、周りに合わせて自分が本当にしたいことを抑え込む過剰適応の反応が出ていた。適度に自分の本音を出せる状況を作ることができれば良いが、それが難しく心の内側にため込んでしまうため、結果的に意欲の低下やストレスから身体的不調が現れることがあるという見立てができた。

#### <支援の方向性>

Tさんの生活歴で特徴的なことは、これまで就いた仕事で事務処理のミスを何度も繰り返し、退職を余儀なくされていることである。検査の結果からは基本的な知的能力の遅れはなく、言語能力や思考力等は平均以上の力を持っているにも関わらず、情報処理能力の顕著な弱さが存在している。こうした得意不得意の差があることによって、仕事がうまくできず安定した就労につながりにくかったと考えられる。また、性格的にも自己主張が苦手で、過度に周囲に自分を合わせることから人間関係を安定的に構築しにくい背景があると考えられる。他者との関わりの中でストレスを感じたとしても、我慢してストレスを発散できず、それが結果的に身体症状につながる可能性があると考えられる。

臨床心理職員から上記の心理検査結果をTさんに伝えたところ、「今までうまくいかなかった理由がわかった気がする」と納得した様子だった。Tさんは言語理解力が高いこともあり、心理アセスメントによって自身の特性を客観的に理解することができたと推察される。Tさんとの面接後、救護施設職員に対するコンサルテーションにおいても、「Tさんは自分の気持ちを理解したり、自己主張することが苦手なので、定期的に話を聞く機会を作ってみてはどうか」と提案をした。ま

た、発達の偏りに関しては、Tさんの特性を理解してもらうことと、周囲の環境を整えるために医師からの診断を受けることも選択肢の一つであると提案した。その後、救護施設職員とTさんで精神科の受診を検討することになった。

## 5-2 事例2 虐待から精神疾患を患い生活困窮に陥ったKさん(30代女性)

### <成育歴と救護施設入所までの経緯>

出生後、実父はKさんが物心ついた頃には不在で、母も仕事で家にいないことが多く、ネグレクト傾向の家庭だった。小学校時代は学習についていけず特別支援学級に在籍し、中学校は不登校だった。また、この間に母が家に連れてくるパートナーから性的虐待があり、精神不安定で「辛いことがあると一時的に記憶をなくす」等の解離症状を起こすことがあった。思春期に入って母との折り合いが悪くなり、高校時代に知人を頼って家を出した。こども時代から続く解離症状で精神不安定になることが多く、20代は睡眠薬の多量服薬、アルコール依存、自傷行為等で精神科病院に入院していた時期もある。その時に初めて解離性障害がいの診断を受けたが、以後は精神科受診を中断していた。交際していたパートナーとの間にこどもができるも、育児困難のために生後三か月で乳児院に預けた。その後はSNSで知り合った男性を頼って同棲するも、男性からのDV被害に遭い、救護施設入所に至った。

### <心理テストとその結果>

本事例では、WAIS-IIIとソンディテストに加えて、性格検査の一つであるバウムテスト、発達障がいスクリーニング検査であるA-ASDの女性版を実施した。結果はIQ54であり、同年齢集団の平均と比べて非常に低い水準であった。言語面では習得知識が乏しく、社会的に身につけていることが望ましい一般常識等についても獲得していないが多かった。また、聴覚的な記憶力は概ね年齢相応の水準であるものの、「同時に二つ以

上のことを記憶して操作する」といった作業を求められると記憶量が大幅に低下した。そして、視覚情報を基にした論理的な思考力が非常に低かった。発達障がいスクリーニング検査を実施したところ、こどもの頃から感覚過敏やコミュニケーションの苦手意識を強く自覚しており、検査上では自閉スペクトラム症の疑いがある結果となった。

ソンディテストの結果から見た性格傾向は、s 因子の－反応に過剰な強さが出ており、過度の受動性が感じられた。これは同時に攻撃性の抑圧であるとされ、Kさんの心の奥底には激しい怒りがあると推察される。本来相手に向けられるべき攻撃性が自分に向く可能性もうかがえた。人格の中核部を示すPベクターとSchベクターでは、自分を振り返って自制する力の弱さが見られた。とりわけ感情面での不安定さが顕著で、常に落ち着かない気分であり、急に不安が高まって衝動的な行動に走る傾向がある。葛藤状況に直面すると逃避的な行動を起こす反応も見られた。バウムテストの表現を見ると、木の輪郭が途切れそうな破線であり、ソンディテストと同様に本人の過敏性や安定感の乏しさがうかがえた。描かれた木の樹皮の傷跡も心的外傷を想像させる表現となっていた。

#### <支援の方向性>

Kさんが生活困窮し施設入所に至った背景の一番大きな要因として、幼少期の虐待的な環境が背景に存在することが考えられる。母からのネグレクトや、母のパートナーからの性的虐待が本人の心理的な外傷体験として深く刻まれており、現在まで影響を及ぼしている。本人は面接の中で「今もたまたま思い出して過呼吸になったり、自傷行為がしたくなったりする」と語っていた。検査の結果からは知的障がいや発達障がい疑われるものの、本人の場合は養育環境の不安定さから、適切なサポートを受けたり、安心して学習に取り組めたりする状況ではなかったと考えられる。また、

虐待の影響で発達障がいと似た症状を形成してしまった可能性もあるため、一概に生得的な発達障がいがあるとは言い切れないが、いずれにしても理解力の弱さや、感覚過敏やコミュニケーションの難しさが存在していることがKさんの生きづらさの背景に存在する。性格的にも心的外傷体験の影響を強く受けており、内面の不安定さが顕著で、ストレスに直面すると様々な形で逃避する傾向が見られる。

Kさんが安定した生活を送るためには、周囲の理解と継続的な支援が必要である。臨床心理職員からKさんに検査結果を伝え、苦手な部分をサポートしてもらいやすいように療育手帳の取得を提案した。Kさんとの面接後、施設職員に対しても、急いで自立を促すとこれまでと同じ失敗を繰り返すリスクがあることを伝え、福祉や医療とのつながりを作り、長期的な視点で支援を行うことを勧めた。継続した関係を持つことの困難も予想されるが、困った時は適切に相談できる体制を作ることがKさんにとって大切であると考えられる。

## 6 心理アセスメントによって明らかになったこと

### 6-1 新しい生活困窮者像

現在の救護施設入所者の特徴を、事例を交えて知的側面と性格的側面から分析した。これらの結果から言えることは、これまでの本市における生活困窮者とは異なる対象者像が見えてきたということである。知的なハンディがあり不安定な生活状況で職を失った労働者だけでなく、高学歴の者や若年層の女性が増えてきた。困窮に至った背景も、知能や性格の一側面だけが問題に影響しているわけではなく、発達障がいなどの生得的要因や被虐待体験等の環境要因が複雑に絡んでいる場合が多い。事例1のTさんのように知的に遅れがなかったとしても、発達のアンバランスが理解されずに不適応に陥ったり、事例2のKさんのように幼少期の被虐待体験が、その後の対人関係に

強く影響を及ぼしたりしている事例は他にも存在する。こうした事例は、幼少期から発達や養育環境に問題を抱えていながらも、適切な支援を受けられずに成人したことで安定した生活が送れず、困窮という二次的な問題に繋がったと考えられる。幼少期の問題が成人後も解決されないまま、さらに様々な影響を受けて複雑になっていることから、対象者への支援が難しくなっている。実際、施設から心理アセスメントの依頼があるケースのほとんどは、「施設での支援における対象者の理解が難しく、支援方針も立てにくい」という施設職員からの声が多い。

## 6-2 発達と愛着の問題

2004年に施行された発達障害者支援法によって、自閉スペクトラム症（ASD）や注意欠如・多動症（ADHD）といった発達障がいのある早期発見や支援の方針が明確化された。しかし、現在救護施設に入所している人たちは、そうした理解が十分でない時代に幼少期を過ごしてきたケースも多い。そのため、発達障がいの特性を持ちながら失敗を積み重ね、事例1のTさんのように二次的な精神状態の悪化や、生活の質の低下を引き起こす可能性がある。心理アセスメントの面接においても、対象者から「こどもの頃からコミュニケーションが苦手な心許せる友人がいなかった」「授業で落ち着きがなく、いつも先生に怒られていた」等と語られることがある。知能検査の結果においても、IQの数値が高くても得意不得意の差が大きく、生きづらさにつながるケースが多い。これらは発達の偏りが背景に存在していることを示唆するものである。福祉局保護課の心理アセスメントにおいては、対象者が何に困り感を感じているのかを詳細に見極めることを大切にしている。その一つの方法として、A-ASDやA-ADHDといった発達障がいの可能性をスクリーニングする検査も実施している。これらの結果から発達障がいの疑いや、二次障がいの可能性を把握することに活用している。

また、こども家庭庁の統計によると、児童虐待の件数は令和4年度の速報値で219,170件であり、年々増加傾向にある（こども家庭庁, 2023）。心理アセスメントの面接においても、事例2のKさんのように幼少期に親から虐待を受けて育ったと語る対象者は他にも多く存在する。ソディテストの結果もそれを裏付けるように、非臨床群ではあまり見られない反応が入所者群には高い出現率で現れた。例えば、Sベクターの+・±の組み合わせは救護施設の入所者群で10%以上見られる。この反応は「情緒の動揺、抑制欠如、怒りっぽさ」を表し、幼少期からの不安定な養育環境が背景に存在する被虐待児に多い反応とされる（奥野, 2007）。こうしたこども時代の虐待の問題を解決しないまま放置してしまうと、成人後に幅広い健康被害が生じると示唆されている（Felittiら, 1998）。結果として、その後の生活で対人関係をうまく構築できなかつたり、感情のコントロールができなかつたりすることで仕事や人間関係にうまく馴染めず生活が破綻しやすいと考えられる。このような虐待に由来する性格や情緒の複雑な側面のアセスメントに、ソディテストやバウムテストといった心理検査は非常に有効である。

救護施設に入所している多くのケースで、このような知的障がいも含めた発達上の問題と、虐待に関連した愛着の問題は不可分に絡み合っていると言える。

## 6-3 今後の課題

福祉局保護課で実施している心理アセスメントは基本的に一回限りの面接で終了する。支援の主体は施設職員であり、アセスメントの結果を施設での日常的な支援にいかに関活用してもらえるかが重要となってくる。これまで述べたように、救護施設入所者の状態像は複雑多様化しており、幼少期から続く発達や愛着の問題を抱えた入所者も多く存在している。長期的に形成された問題に対応するために、根気強く丁寧な関わりが求められる。

る。愛着の問題を抱えた入所者に対しては、安心して過ごすことができる場所や、愛着対象となる存在が大切である。例えば、支援者が入所者と一対一の信頼関係を作って定期的に話を聞いたり、個室等の他者から脅かされない環境を提供することで入所者の安心感が得られやすくなるだろう。しかし、救護施設という施設の特性上、職員が一人一人の入所者に対して、より質の高い面接の機会を提供することや、個室対応等の特別な支援を行うことが難しい場合もある。

また、心理アセスメントを実施しても、福祉サービスの枠組みに当てはまらにくい結果となる入所者も存在する。アセスメントの結果で知的な遅れが判明した入所者に対しては、療育手帳の取得等で福祉サービスにつながりやすく、その後の支援が安定しやすい傾向がある。しかし、アセスメントを実施しても知的な遅れがなく、発達の偏りも目立ちにくかったりして、医学的な診断に至らない水準のグレーゾーンの入所者は、現時点では福祉サービスの対象に当てはまらにくい。そのため、施設退所後は十分な支援を得られず、自力で生活や就労を継続していく必要がある。

本田(2018)は、ASDとADHDの特性を少しずつ併せ持ちながらも、その一つ一つを見れば明確に診断基準を満たさない人たちの存在に触れている。彼らは「特性が目立たないわりには、生きづらさを感じている」とし、周りから十分に理解されず、診断も受けにくく支援に繋がりにくい現状について問題提起している。実際、福祉局保護課では、発達障がいの特徴が見られる対象者にはA-ASDやA-ADHDといったアセスメントツールを用いているが、各々の評価で障がいの可能性が高い結果となることは稀である。特にASDの医学的診断には発達早期に症状が存在していることが必要であるが、成人したASD当事者には、その頃の記憶はないことが多い。さらに救護施設入所者の場合、ほとんどが家族との関係が切れており、幼少期のエピソードを得られないことが診断に結びつく可能性をより低くしている。これら

の者が、家族や学校、社会での理解を得られず、時には虐待を招き、社会に適応できず、救護施設入所に至っていることが多い。

こうした課題に対処するためには、実施機関の職員や施設職員が、発達障がいや愛着に関する理解を深めながら対応できるように、研修等を充実させることが望まれる。また、地域の様々な資源を活用して、支援のネットワークを構築することが大切である。救護施設での支援を軸としながら、福祉事務所と連携し、入所者をサポートできる体制を整え、もしも退所後の居宅生活が失敗しても、再び相談できるような関わりを持ち続けることも大切である。例えば、通所支援事業や居宅移行訓練等を活用しながら、切れ目のない支援を行うことで、再び困窮に至らないような関わりを継続する。そうした支援のネットワークの中に、心理アセスメントも位置付けられると良いだろう。

## 7 おわりに

救護施設の支援において、入所者が生活困窮に至った背景要因を明らかにし、それぞれに応じた支援計画を作成することが、再び不適応を起こさないためにも大切である。厚生労働省による「生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会」においても、生活支援を必要とする者の状態像を明確化し、その者の状態に応じたサービスを確立していく必要があることを指摘している(厚生労働省, 2017)。また、2024年10月から救護施設における入所者の個別支援計画作成が制度化される。こうした流れの中で、心理アセスメントによって救護施設入所者の心理的特徴を把握し、支援計画の作成にそれを反映していくことが望まれる。

## 謝辞

本論文の作成にあたり、ご協力くださった大阪市臨床心理職員の皆様(真木隆志氏、長田宜子氏、窪田康如氏、佐味秀雄氏、松山剛志氏)に心



より感謝申し上げます。

(とよた しょうへい：大阪市南部こども相談センター)

※執筆時は大阪市福祉局保護課

## 注、引用文献

(1) 大塚義孝 (1974) 「衝動病理学」誠信書房、30～32頁

## 参考文献

大阪市民生局 (1978) 「大阪市民生事業史」大阪市民生局

杉原方 (1959) 「浮浪者のパーソナリティ」人文論究

堀内桂, 濱村浩一, 亀岡碩哉, 佐味秀雄 (1993) 「愛隣地区における高齢生活困窮者に関する基礎的研究」大阪市社会福祉研究

黒田聖一 (2014) 「WAIS-Ⅲ簡易実施法における生活困窮者の特徴」日本心理学会大会発表論文集  
日本版 WAIS-Ⅲ刊行委員会 (2006) 「WAIS Ⅲ理論マニュアル」日本文化科学社

日本版 WAIS-Ⅳ刊行委員会 (2018) 「WAIS Ⅳ理論・解釈マニュアル」日本文化科学社

大塚義孝 (1974) 「衝動病理学」誠信書房

L.Szondi (1964) 「ソンディテスト 実験衝動診断法」日本出版貿易株式会社

奥野哲也, 内田裕之, 石橋正浩, 串崎真志 (2004) 「ソンディ・テスト入門」ナカニシヤ出版

辻井正次 (2018) 「平成 29 年度厚生労働省社会福祉推進事業 生活保護受給者の自立の助長に関する調査研究事業 無料低額宿泊所を利用する被保護者等の利用者の状態像を明らかにするための調査研究」

こども家庭庁 (2023) 「令和 4 年度児童相談所における児童虐待相談対応件数速報値」[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401\\_policies\\_](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_)

jidougyakutai\_19.pdf

奥野哲也 (2007) 「被虐待児童の衝動分析と治療的対応について」教育学部論集

FelittiVJ, AndaRF, NordenbergD, WilliamsonDF, SpitzAM, EdwardsV, KossMP, MarksJS (1998) 「Relationship of Childhood Abuse and Household Dysfunction to Many of the Leading Causes of Death in Adults」American Journal of Preventive Medicine

本田秀夫 (2018) 「発達障害 生きづらさを抱える少数派の「種族」たち」SB新書

厚生労働省 (2017) 「生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会」[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai\\_390337.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_390337.html)



## 試論：大都市に生活する幼少期の子どもたちの いなか暮らし推奨論（疎開論）

倉 光 慎 二

### はじめに

今回の試論の寄稿は、概ね50年間、保育所及び学童保育に携わった経験に基づき、社会生活の環境の変化がもたらした子どもの姿の変容に、一抹の不安を覚えたことに起因する。子どもの育ちは、現代社会の時流に流されるままで良いのか。誰しもが疑問に思っている部分があると感じている。歯止めのない少子化が進む今、古き良き時代の子育ちと子育ての原風景に一度立ち還って見てはどうかとの思いで寄稿に至った。

### サマリー

近年、幼児期の子どもたちに、発達障がいでは？と気になる事例が数多く見受けられる。小学生においても同様の児童が多く見受けられ、一方では不登園・不登校児童の増加が際立ってきている。相対的にこれらの児童は都市部に多く居住しており、過疎地では比較的少ないと思われる。殺伐とした都市部で生活する子どもたちが落ちつかないのは当然かもしれないが、何らかの障がいがあるのでは？と疑いの目を向けられてしまう傾向があり、それらの児童数は増加の一途をたどっている。また大都市における不登園や不登校の児童数も激増しており、小中学校だけで、全国で約35万人が報告されている。その原因の多くが生活環境の目まぐるしい変容にあると仮定し、子どもたちが、幼少期の一定期間、ゆったりとした環境の中で生活（いなか暮らし）することができれば、子ども本来の育ちの過程の蓄積ができるのではないかと考え、表題の幼少期の子どもたちの、いなか暮らし推奨論とした。

### キーワード

核家族化と小家族化 地域イベントの減少  
指導者の過重労働と弱体化 一方通行のコミュニケーション 不干渉はネグレクト  
自然環境の及ぼす力 総デジタル化の功罪  
根本的支援 主体者たる子どもの意見 多  
様性と個性 育つ力を踏まえた子育て

### 目次

- 1 このままで良いのか？子どもたちの生活環境—現状分析と半世紀以前との比較検証
  - 1-1 児童の育ちに影響を及ぼしていると思われる現在の生活環境の検証と半世紀以前との対比
    - 1-1-① 家族構成・家庭環境の変容による影響
    - 1-1-② 地域での生活環境の変化による影響
    - 1-1-③ 保育施設や学校での生活環境の変化による影響
    - 1-1-④ 周りの大人の対応の変化による影響
    - 1-1-⑤ 友だちとの関わりの変化による影響
    - 1-1-⑥ 自分の周囲の居住環境や自然環境の変化による影響
  - 1-2 大都市社会の様々な社会環境の変化の影響を、どう認識しておくべきか
    - 1-2-① 児童が学ぶべき基本的な社会常識の欠如が今後も進行することへの認識

- 1-2-② 児童の気になる状態を個性として認めざるを得ない現代社会の認識
- 2 次世代に受け継がれていく現代社会の方向性を軌道修正する
- 3 取り組むべき対策として、いなか暮らしの推奨（個別移住と集団疎開）
  - 3-1 現代の生活環境からの適度な脱出
  - 3-2 孤食からの脱却
  - 3-3 オートロック家庭から、開けっ放し家庭への転換
  - 3-4 核家族から3世代・4世代家族への転換
- 4 児童のいなか暮らしの推奨
- 5 まとめ

## 1 このままで良いのか？子どもたちの生活環境—現状分析と半世紀以前との比較検証

（子どもたちの今後の育ちを憂慮し、現代社会の生活環境の分析と対応を考察する）

- 1-1 児童の育ちに影響を及ぼしていると思われる現在の生活環境の検証と半世紀以前との対比
  - 1-1-① 家族構成・家庭環境の変容による影響

第2次大戦後の第1次ベビーブームの時代（S22年からS24年）の家庭環境の内訳をみると、3世代世帯や、4世代世帯の家庭が数多く存在し、出生数は年間250万人以上で現在の3倍以上の子どもが出生している。また第2次ベビーブーム（S46年からS49年）においても年間200万人以上の子どもが出生しており、一大家族に複数の子どものいる家庭が数多く存在していた。この頃の家族構成と、核家族化が進んだ現代社会との家族構成の違いが、幼少期の児童の発達に大きな影響をもたらしていると推測される。さらに家庭内の状況においても、50年前と比較すると両親勤務

の割合が圧倒的に増加し、多くの家庭が留守家庭となっている。加えて、ひとり親家庭の増加も著しく、留守家庭児童の増加に拍車をかけている。留守家庭の児童は家族とのコミュニケーション不足が慢性化し、後に述べる基本的な子どもの健全発達に重大な影響をもたらしているのも否めない事実である。

住まいの状況に目を向けると、持ち家・賃貸の違いはあるが、個別住宅から集合住宅への移行が急速に進み、家族・家庭には必要以上の利便性が追求されてきている。利便性の追求は、家族間の団らんや、コミュニケーションの減少、希薄化にも繋がっている。

これらの家族構成・家庭環境の変容は、幼少期の児童にとって、その時々には培われなければならない育ちのプロセスの一部が欠如する結果となり、プロセスの欠如は、成長期の健全な心身の発達に空白や欠落を与えていると思われる。このことが成長のダメージとなる。このダメージの影響により、児童本来の発達過程からの僅かな軌道逸脱が生じた結果、発達障がいと受け取られる場合が多いのではないかと考える。また、プロセスの欠落により自己肯定感や協調意識、忍耐力、友愛感情などの基本的な感情習得が培われなくなってきたのではないかと推測する。

### 1-1-② 地域での生活環境の変化による影響

核家族化の進行の影響により、従来、地域形成の中核の役割を担ってきた町会（地域振興会・自治会）への加入所帯が激減し、地域活動が衰退の道をたどっている。町会を中心とした地域活動は、地域コミュニティ形成の基盤であり、その中で児童が、育ちの必要過程を経験することも多くあり（子ども会活動など）、児童の健全発達への影響は大きい。

一方、過疎地での生活環境に目を向けると、いなか暮らしでは善し悪しに拘わらず村や村の住民全てが何事においても、まず参加（お付き合い）を基本とし、子どもは必ず参加することが

常識となっていて、そこには半強制的な部分も見受けられる。今では都市部においては考えられない半強制のような風土は、決して良しとばかりは言えないが、いなかでは習わしとして根強く受け継がれている場合が多い。地域イベントへの参加は、新たな繋がりや気付きの部分も多く、そこには地域で育つ子どもにとって、一連の必要な成長過程が含まれている。近隣のお年寄りからの、お叱りやお褒めの体験。年長者からの、良いこと、悪いことの教えなど、今や都市部では得られにくくなった実体験が生まれる。一定期間のいなか暮らしにおいて、子どもたちが様々な培った経験・体験は、都市部に戻っても友人関係や、社会生活・地域活動に潜在的な経験値として将来に十分に生かすことが可能となるし、この経験の蓄積は理解力・応用力・対応力に生かされる。経験の蓄積こそが、その後の人格形成のあらゆる部分で基盤となるのではないかと思うし、蓄積すべき時期も幼少期が最適齢期と考える。

### 1-1-③ 保育施設や学校での生活環境の変化による影響

社会環境が50年の間に目まぐるしく変化し、児童の生活状況も著しく多様化が進んでいるにも拘わらず、保育・教育に携わる大人の直接的な対応人数は絶対的に不足している。保育の部分をとってみても、基本的な職員の法的配置基準は、半世紀前とほぼ同じであり、現政府が打ち出した異次元の少子化対策は、うたい文句とは裏腹に、個別の穴埋め対策でしかなく、対処療法的措置の繰り返しが続いている。幼稚園や学校教員の対応策も然りである。

このような状況にあって、保育・教育の現場における保育者・教員に求められる保育・教育指導要領は考えられない程の膨大な内容量であり、すべてを実践に繋げるには過酷過ぎるとしか言い表すことができない。近年、見直しが図られてきているが、これも、あくまでも対処療法的な見直しであり、児童に寄り添う保育・教育現場とするに

は程遠い現状である。

保育・教育の現場において、今一つ気がかりな状況は、すべてが平等であり、言い換えれば、ある意味すべてが均一化の考え方が台頭していることである。平等化、均一化は指導においては一つの重要なポイントではあるが、もう少し競わせることも必要ではないかと考える。勝つ喜び、負ける悔しさを、もっと経験させても良いのではないか。そこに反骨精神、すなわち自主性の芽生えが培われる部分もあると考える。

近年、指導者不足による職員・教員の弱体化が保護者の増長を招き、クレイマーがクレイマーを増加させ、教育・保育の現場においてもカスハラが台頭し、一層の指導者の弱体化が進んでいる。指導者は、クレイマーの台頭もあり、総じて委縮してしまっているのではないか。悪いことを悪いと論ずることを躊躇している。指導すれば、ことごとくたたかれるような風潮の現代社会。指導をためらっているように見えてしまう。児童がこのような状況を現実として見聞きし、自由闊達な社会というものを誤った捉え方で理解している部分があるのではないか。これが不登校や、ひいてははじめの一因となっている場合もあるのではないか。

一方、過疎地（いなか）においては、指導者に対する基本的なリスク思考が定着しており、この考え方が保護者の柔軟かつ良識のある保育・教育の環境づくりに功を奏している。結果、指導者たちの自信に繋がっているし、その環境下での教育・保育により児童は健全に育まれていく。このような社会風土での体験が、子どもたちには欠かせないのではないか。

### 1-1-④ 周りの大人の対応の変化による影響

児童とその保護者或いは児童の周辺の大人との関係に視点を向けると、まず気付くことは、大人、子ども双方とも会話が淡白であり上っ面なコミュニケーションで済まされていることが多々あることがあげられる。親子関係においても、家族

そろった食事や談笑、TV鑑賞の時間が消滅し、孤食であったり、自分の部屋（個室）で過ごす時間が主体となっているため、会話の双方向性や深い会話が失われている。要するに団らんの消滅である。そこにあるのは、一方通行のコミュニケーションと相互不干渉の形だけが残る。当然、親や周りの大人の考え方を耳にするチャンスが失われる結果、協調精神は生まれず、対応する大人は気付かぬままに一種の放任（ネグレクト）に傾倒していく。そして、それが日常だと麻痺してしまっている。

前項でも述べているが、児童に対して大人が不干渉、或いは放任の兆候を見せれば、児童は偏った方向の感情に、どんどん傾いていくのではない。そして感情の流れは、放任のため周囲の大人からの支援が届かず、自身での修正が難しくなる。これも不登校につながる一因と考えることができる。

いなか暮らしでは、少なくとも家族の団らん、地域の団らんは基本中の基本（常識）と考えられているし、そこに加わらなければ周囲の大人からの厳しい叱咤が待ち受けている。言い換えれば、叱咤して頂ける社会環境がいなか生活にはある。

#### 1-1-⑤ 友だちとの関わりの変化による影響

周囲の大人の影響はもとより、友人との関係性は非常に大きな影響をもたらす。ネット社会といわれている現代では、小学校高学年以上になると、1-④で述べた状況が一層顕著になってくる。

幼少期においても、1-④の兆候が見え始めるので、この時期までに（様々な影響を受けるまでに）いなか暮らしを一定期間経験させる必要があると考える。

友人関係の影響において、特に幼児期において、よく目にする集団遊びの中での仲間外し行動は、いじめの前兆段階と考えられるが、この行動心理は、多くが女兒同士の友だち関係の延長上で起きることが経験から見て取れる。外された児童

が新たな友人関係を構築できたり、常日頃、家族との談笑の時間や友人たちとのコミュニケーションの時間を持つ環境があれば、いじめにつながる事態は未然に阻止できることが多い。幼少期における、このような事象は、頻繁に発生するが、仲間から外されて一人孤立するようになると、精神的なひずみが想像以上にふくらみ、不登園・不登校につながる事が目に見えている。普段から万遍なく、様々な友人関係を築ける社会環境・生活環境があれば、どんな場面でも孤立は防げる。

小中学生期に顕著となる、いじめ問題は前述の幼児期の他愛の無い仲間外しの行動に端を発することが多く、その時に適切な対応がなければ、後々にまで尾を引く場合も多い。幼児期に適切な、幼児目線での対応・指導がなされていれば重大事案にまで進展することは減少すると考える。この意味からも1-③で述べた通り幼少期での適切な対応ができる保育・教育環境（人的環境）は不可欠であると考ええる。

#### 1-1-⑥ 自分の周囲の居住環境や自然環境の変化による影響

都市部における児童の居住地域では、周辺の環境はどのようになっているのか。コンクリートジャングルと言われている地域はもちろん、都市の住宅地においても、いなかの自然環境とは、まったくの別世界が存在する。大都市においては、夏場は家庭でも教育現場でもエアコンがなければ生活できない状況が常態化しているし、道端の草花を目にすることも少ない。したがって自然環境によって心身が癒されることは極端に少ない。

理想ではあるが、虫の音で眠りにつき、波の音で目覚めるような環境、それに近い自然環境が常に身近にあると、心の片隅に余裕が保たれる。

少なくとも幼少期に、このような自然環境の中で生活体験をすれば、自分の周りの全てを、おおらかな感覚で捉えることができると思えるし、心にゆとりの空間が生まれる。生活習慣に幾ばくか



の偏りが生じてきても、心にゆとりの空間があれば何とか自然修正の道を拓くことができるのではないかと推察する。自然環境がもたらす力は、自覚がなくても大きな生命力を蓄えさせてくれる包容力がある。

いなか暮らしでは感情の隙間を埋めてくれるような目に見えぬ情景があふれている。幼少期に、この環境に浸ることは、かけがえのない蓄積となり、人間形成の礎となる。

## 1-2 大都市社会の様々な社会環境の変化の影響を、どう認識しておくべきか

### 1-2-① 児童が学ぶべき基本的な社会常識の欠如が今後も進行することへの認識

都市部で生活していれば、今後は一層デジタル化が進み、複雑化した電波の嵐の中での生活が続く。したがって通常の社会生活を営んでいるだけで、児童の心が圧迫され、感情が揺すられていると認識しておくことが重要である。列挙した不安材料が相乗的に作用して、発達障がい児の増加や不登校児の増加に拍車をかけている事実を私たち大人は十分に認識しておかなければならない。

この現況から児童を保護するために、今考え得るあらゆる取り組みを早急に実行すべきである。

今、行政が取り組んでいる子ども未来戦略会議では、まずここにスポットを当てて、根本的な対策と思い切った対策を協議し、一刻も早い実践に繋げて頂きたい。少なくとも現在、成長真只中の子どもたちに、根本的な施策を実行し、評価し、修正しリスタートする。このサイクルの早い循環こそが重要であり、これが5年後、10年後に結果として現れることになる。根本的な対策とは、当事者（子どもや直接子どもと関わる指導者）からの意見聴取に基づいた対策である。これらの実行・実践こそが異次元の子育て支援対策ではないだろうか。絵にかいた餅を放置しておくことは、子どもたちの基本的な育ちの欠如が益々進行していくことを十分に認識しておかなければならない。

### 1-2-② 児童の気になる状態を個性として認めざるを得ない現代社会の認識

子どもたちを取り巻く環境の影響により発達障がいや、疑いのある児童、あるいは不登園、不登校の児童の存在は、ややもすると、個性という言葉で位置づけされる場合もある。たしかに個性は多様化し、多様化が個性とも受け止められている現代社会だが、個性・多様化の言葉だけで言い表して良いのか。

個性・多様性を受け入れる社会は、この先どのように進化していくのか。5年先、10年先はどのようなダイバーシティ社会となり、児童はどのように評価、判定されるのか、まったく見えてこない。半世紀以前の社会では、多様性・個性はどのように受け入れられていたか。過疎地（いなか）には、当時の社会環境が残っている部分も多くあると思われるし、一度50年前の子育ち・子育て社会の生活環境に立ち返ることがあってもいいのではないか。そのような意味においても、児童のいなか暮らし論は、決して唐突な意見ではないと考える。半世紀前の社会環境がすべて良しとは言い難いが、失われた様々な生活環境には、ぜひとも立ち戻り、取り返すべき部分があると思う。

## 2 次世代に受け継がれていく現代社会の方向性を軌道修正する

ここまで記した多面的な視点からの憂慮すべき現代社会の有り様は、このまま放置しておけば良き方向に向かっていくとは思えない。デジタル社会が進化すればするほど、社会風潮は傾いて行く。それが日常化し、子どもたちも日常の中で傾いていく。結果、発達障がいや疑いのある児童、不登園や不登校の児童が増加し続けるのであれば、当事者たる子どもをはじめ、中学生、高校生や大学生、指導者（保護者を含む）などの意見をとことん聴取し、それこそ異次元の子どもファーストの思い切った大胆な対策を講じなければならない。



何度も繰り返すが、すべての児童への支援は、根本的な支援でなくてはならない。50年前の日本の子育ての社会環境すべてが良かったとは言いが切れないが、少なくとも現代社会の環境よりは、格段に良かったと思える。そこには社会環境の底辺に、旧来の日本特有の思いやりの土壌があったからではないか。思いやりの社会の構築こそが、すべてに優先すると考え、やや飛躍しすぎた論かもしれないが、以下に推奨論の、まとめを記す。

### 3 取り組むべき対策として、いなか暮らしの推奨（個別移住と集団疎開）

#### 3-1 現代の生活環境からの適度な脱出

まずは、スマホからの脱却をあげたい。現代社会におけるコミュニケーションの基本が言葉による会話から、デジタル会話に移行し、主たる手段がSNSとなっている現代社会。スマホが定着してしまっている現在、スマホの全否定はあり得ない。ここでは近年問われている、利用ルールの策定と年齢に応じた利用規約の厳格化が必須の課題と考える。またルール作りにおいては、違反に対する罰則の策定もなくてはならない。そして今後ますます台頭するであろう生成AIへの対策は最重要課題になると考える。スマホからの脱却が容易ではないことは誰しもが認めることだが、そこで、この推奨論では、あえてスマホを持たずに、いなかで暮らすことを推奨したい。電波の届かない過疎地域での、いなか暮らしならなお良いと思う。これを子どもたちに経験させたい。

スマホからの脱却と同時に、ゲーム（電子ゲーム）からの脱却も提案したい。児童にとってゲームは最大の依存症危機のアイテムとなっている。大人は本当に現状を認識しているだろうか。ゲームは他人に束縛されることもなく、自己の世界に没頭できて、自己の存在感を満たしてくれるし、リセットも自由自在である。自己の世界への没頭は、人としての正常なコミュニケーション活動を消滅させ、発達の歪みに繋がっていく。いなか暮らしでは、あえて電子ゲームも取りあげる。

スマホや電子ゲームがなくなれば、50年前の遊びが復活する。どのような状況にあっても、子どもは、集団の中でも一人の時でも遊びを見つけるし、遊びをやめることができない。キャンプ体験と同様に、スマホやゲームがなくても50年前の遊びを見つけ没頭できるのが子どもだ。

児童が適当な時期に、現代生活からの適度な脱出を経験することは、新たな道しるべ発見の芽生えともなるのではないか。そのような体験の機会を与えたい。

端的に言えば、塾・ゲーム・孤食という、現代の多くの子どもが日々繰り返している子ども生活ルーティーンからの脱却の機会を与えたいと思う。すなわち、一度デジタル社会からアナログ社会での生活経験の機会を与えたいと思うのである。

#### 3-2 孤食からの脱却

冒頭に記述した家庭環境の変容により、孤食児童が激増している。激増と表現するより標準化という方が正しいかも知れない。孤食の欠点は、一言で言えば団らんがないということである。

話し相手がない食事は、TVからの一方通行か、スマホを使ったSNS傍らの食事が、ゲーム傍らの食事の時間となる。都市部においては一時期、食事時のTVは消して会話を大切にしようとの機運が高まったが、現在は消滅している。食事の時間さえ、家族の団らんが得られない生活環境となってしまう。家族が揃う時を持つことさえできれば、何も無理にTVを消す必要もない。TV情報を話題に会話も弾む。要点は団らんの時を持つか否かである。言葉を交わし、お互いの表情を見て取り合うコミュニケーションこそが団らんと言える。

いなか暮らしでは、食事は家族皆がテーブルを囲むのが基本であり、その風土が受け継がれている地域が多い。このような家族の有り様を経験させたいと願う。幼少期の子どもたちにとって、孤食は児童の育ちに、まぎれもなくとても大きな負

の影響をもたらせてしまう。

### 3-3 オートロック家庭から、開けっ放し家庭への転換

都市部での生活は、個別住宅から集合住宅への移行が急速に進むこととなった。集合住宅ではセキュリティや利便さの観点からオートロックの生活が多くなっているが、個別住宅でもオートロックが普及している。このことは、安全・安心ではあるが、育ちへの悪影響も否めない事実がある。

留守の時のお隣りへの声掛けが不必要となり、ご近所とのコミュニケーションが減少する。ご近所への声掛けや付き合いの減少は、家庭の一層の孤立に繋がる。ご近所に対し無関心となり、高じて地域社会の成り立ちを崩壊させる。

このような社会の変容を改革するために、向こう三軒両隣の復活を提唱したい。まずはご近所とのコミュニケーションを高めるための方策を考え、地域のつながりの基礎を構築したい。例えば回覧板の復活である。集合住宅に入居するための条件として、回覧版はできる限り手渡しして頂くなど、ご近所との会話を促進する条件を出して入居を認めると言うような、ある程度、強硬な手段も必要と考える。最終的に、留守の時に声掛けをしておけるようなご近所付き合いになればと願う。これが災害時での共助となり、児童にとっても助け合いや思いやりの心の育みにつながることは言うまでもない。

### 3-4 核家族から3世代・4世代家族への転換

居住環境の変貌は、家族構成と保護者の勤務状況に影響を受けた結果となっている。各項で述べた核家族化は、児童の育ちに多大な影響をもたらしているが、果たしてこの環境を変えることができるだろうか。何か家庭・家族の大きな変革がない限り、小手先では難しい変更である。

そこで児童のいなか暮らしが登場する。児童のいなか暮らしの実践中に保護者も思い切った家庭

環境の変革に着手してみる。祖父母との同居、或いは近隣への引っ越しの画策。もっと言えば、家族ぐるみでの移住（保護者の勤務がリモート勤務可能なような場合など）。この狙いは当然団らんの復活とじいちゃん、ばあちゃんの偉大さの再確認である。昨今、団塊の世代であった祖父母は手持無沙汰な生活を送っている方も多い。この方々を放っておく手はない。子育て・子育て支援に大いに活躍して頂きたい。祖父母の年代の方々は、一見、口うるさい高齢者とも受け取られがちであるが経験もあり、知識もあり、何より古き良き時代を知っている。ただ、この方々は大都市での生活が長くなり、現代社会の流れに洗脳されてしまっている部分も多い。しかし孫たちと一緒に生活することになれば、良き時代の日本の原風景を蘇らせてくれるのではないか。また孫たちは、3世代・4世代の同居によって、生と死の実体験も学ぶ機会に遭遇するかもしれない。

これくらいの家庭環境の変革に保護者が取り組む覚悟を持っていただきたい。祖父母も居住環境の改革を期待しているのではないかと考える。

## 4 児童のいなか暮らしの推奨

様々に述べてきた児童の育ちの過程の検証により、今、生活している子どもたちの育ちの環境の変革こそが健全な児童の成長に不可欠ではないかと結論付け、いなか暮らしの推奨論とした。

その勧めは、個人個人の個別移住でも良いし、保育園・幼稚園の同年代の集団疎開でも良い。また小学校の同学年での希望者疎開でも合宿でも良いと思う。疎開期間についても、様々な状況に応じて設定すれば良いし、いろいろな地域性、過疎地の規模や風土、その地域の行政の姿勢などを勘案した対応を実施してほしい。

疎開を受け入れて頂ける過疎地域の状況や住民の反応などは十分に調査・把握する必要もあるが、近年、過疎地での移住受け入れや、短期留学受け入れなどが実現されてきている。過疎地の行政方針や地域住民との十分な情報交換をもとに検

討を加え実施につなげて頂きたい。過疎地合宿も山村留学もすべて、いなか暮らし体験である。飛躍して言えば海外留学も年齢によっては方策の一つと考えられる。

肝心なのは、実践である。まずは様々な角度からプランを立てて実践してみることである。実践したうえでPCDAサイクルやOODAループを取り入れて、より良い児童健全育成の土台作りにつながればと願う。子どもたちのいなか暮らし体験は、間違いなく成長の一助となる。

## 5 まとめ

今回の推奨論は、飛躍しすぎた理論であるかも知れない。しかしながら現行の行政の単発的な少子化対策や子育て支援策を見ていると、歯がゆくてならない。本当に必要と思われる少子化対策の僅か2、3割程度しか実施できていないのではないか。今、政府が示している異次元の少子化対策は、大英断ということであるが、財源がどうのこのとか、2年後からの実施を目指すかどうか、国民負担云々の、いつもの議論に終始している。こんなことでは異次元の少子化対策とは言えない。一例を取り上げると、国が打ち出した典型的な対処療法の子育て支援対策の一つに4、5歳児の保育士の配置基準を30：1から25：1にするという案である。なんじゃこりゃと耳を疑いたくなる施策である。小学校の学級崩壊の根は、就学前の幼児期の教育・保育にあり、そのことが理解できていないのではないか。幼児期の手厚い支援こそが、その後の学校生活の礎となる。少なくとも保育所の職員配置基準で言えば、4、5歳児15：1が最低でも保障されるべきであり、それくらいの思い切った施策こそが異次元の対策と称せられるものである。そして実現のためには、余力を持って余している活力あふれるシルバー世代の方々に薄謝で応援をお願いするくらいの策も講じてほしい。さすれば支援も手厚くなるし、シルバー世代の皆さんの生活支援にも貢献できるうえ、フレイル高齢者の増加抑止にもなり、団塊世

代の方々の生きがいにもつながる。保育士も余力が生まれ、手厚い保育が実践できる。その結果、離職者も減少する。一挙両得どころか人材確保対策や高齢者対策など様々な福祉対策にも貢献できる。

さらに忘れてならないのは、子どもは自分自身で驚くほどの育つ力を持っているということだ。

したがって行政を筆頭に私たち大人は、子育て支援策と同時に、まずは子育て支援策（子どもが自分で育っていく力への支援）に力を注がなければならない。子どもたちの育つ力を信じ、育つための環境整備に力を注ぐべきである。いなか暮らしのための、情報収集や都市部と過疎地とのコーディネートに尽力して頂きたい。

5年後・10年後の日本の社会を担う子どもたちの育みを、本腰で考えるのなら、対策を根本からもう一度検討しなければならない。そしてまずは実践することだと考える。手を打つのは今なのだ。

いなか暮らし推奨論は、過疎地の活性化対策にも貢献できるはずである。

今回提唱した推奨論は、異次元の少子化対策、異次元の子育て・子育て支援対策について、一石を投じたいと考え投稿したものであることを結論として記しておく。

(くらみつ しんじ：元育徳園保育所・育徳園子どもの家 所長、元大阪市社会事業施設協議会会長)

〔報告〕

## 2024 大阪市・シカゴ市社会事業従事者研修・交流プログラム (シカゴ姉妹都市 ソーシャルサービスカンファレンス国際会議 2024)

徳村 優 矢野 裕介  
古元 敏生 小林 大悟  
北野 智傑 西田 和人

### 1. ソーシャルサービスカンファレンスの概要

大阪市とシカゴ市は1973年に姉妹都市提携を結び、経済、スポーツ、社会福祉など幅広い分野での交流を重ねてきました。

社会福祉の分野では、2010年からほぼ隔年で相互派遣プログラムを実施しています。このプログラムは、大阪市内の社会福祉施設等の従事者が、シカゴ市の社会福祉専門家との交流を通じ、国際的視野と相互理解を深め、福祉の発展・充実に寄与するとともに、同市との姉妹都市交流の進展を目的とし実施しています。

2019年のシカゴ市への派遣を最後に、コロナ禍で相互派遣が一時中断を余儀なくされました。その間も1、2カ月に1度オンラインで会議を行い、交流を継続してきました。

2024年はシカゴにおける姉妹都市社会福祉交流プログラムの25周年事業が開催されることから、5年ぶりにシカゴ市に派遣されることになりました。以下、2024年6月16日～21日に実施したプログラム（視察・会議・観光等）について報告します。

### 全体スケジュール

6月16日

大阪市出発、シカゴ市到着

17日～19日

大阪福祉委員との視察、在シカゴ日本総領事館訪問、野球観戦、ホームパーティーなど

20日、21日

海外姉妹都市参加者と合同で視察、  
ウエルカムパーティー

22日

国際カンファレンス合同会議

23日

シカゴ市出発

24日

大阪市到着



### 2. 在シカゴ日本総領事・大阪ソーシャルサービス委員会への市長からの親書の贈呈

今回の交流プログラムは、シカゴ市並びに大阪市福祉の発展と充実に寄与するため、社会福祉の専門家との交流を通じ、国際的視野と相互理解を深めることを目的としています。大阪市長からの親書を送り、大阪メンバーは熱烈な歓迎をうけました。



日時 2024年6月17日(月)

場所 シカゴ日本国総領事館

### (プログラム)

- ・シカゴ日本国総領事館  
主席領事 岸直也氏の挨拶
- ・シカゴ日本総領事館及び大阪ソーシャルサービス委員紹介
- ・横山英幸大阪市長からシカゴ市長への親書の贈呈
- ・乾杯及び会食
- ・記念品の贈与



### 3, 大阪シカゴ交流プログラム①

(Japanese American Service Committee : JASC)

#### (視察先の概要)

JASCは第二次世界大戦後、日本人収容所から解放された日系人のシカゴでの再定住をサポートする機関として、設立されました。Issei, Nisei(一世、二世)の住居や職探しのサポート、コミュニティへの関りを通じて2万人近くの日系人の再定住を支えてきました。現在、日系移民に留まらず多様な移住者の福祉のサポートを実施するとともに、日系移民の歴史を未来に残すための情報発信に力を注いでいます。

#### (視察内容と感想)

Issei/Niseiは日本語で「一世/二世」を指す言葉として訳されます。苦難を極めた日系移民の皆さんの歴史的な歩みは、言葉として今に残されています。現在では「Sansei, Yonsei」も多く、

様々なルーツを持つアメリカの多様性を感じました。あるデイサービス利用者(女性・90歳)は、Nisei(二世)としてアメリカ サンタフェで生まれ、4歳で強制収容所に収監されました。戦後、一家は離散し、彼女はシカゴに再定住し、家庭を築き今日に至ります。彼女は、後述する高齢者向け住宅「Heiwa Terrace」の入居者でもあります。JASCは施設の建て替え工事中であり、視察した際はシカゴにある仏教の寺の一室を間借りしている状態でした。寺には強制収容所で亡くなった一世・二世の方々の遺骨が納骨されており、訪問団一同で黙とうをささげました。(矢野記)



### 4, 大阪シカゴ交流プログラム②

(THE NIGHT MINISTRY)

#### (視察先の概要)

THE NIGHT MINISTRYでは、シカゴにおける貧困または家のない方々に人との関わり、住居、ヘルスケアを提供しています。今回は、若者を対象にしたシェルターと炊き出しの様子、シェアハウスの視察を行いました。

#### (視察内容と感想)

日本では、集団生活型のシェルターは縮小傾向にありますが、ナイトミニストリーでは現在も注力しています。炊き出しでは専用のトラックを所有しており、車内には医療的なケアができる設備も整っていました。シェアハウスは一棟型で若者だけに限らず、母子世帯専用のフロアも用意されていました。アメリカは、日本のホームレス支援と比較すると医療的なケア(特にメンタルヘル



ス)が充実していました。日本は都市部の一部分に集中していることが多いが、アメリカでは広範囲に点在している状況が伺え、特に、車両を用いたのサポートが充実していました。(小林記)



### 5、大阪シカゴ交流プログラム③

(Jane Adams HULL-HOUSE)

(視察先の概要)

ジェーン・アダムズが設立したハル・ハウスは、1899年に社会事業の拠点として設立されました。この施設は、移民や貧困層の支援を目的としており、保育園や託児所、教育プログラム、職業訓練などを提供していました。社会問題への啓発活動や市民活動も行い、アメリカの社会改革運動に大きな影響を与えました。現在は記念館として保存されています。

(視察内容と感想)

近在に住む労働者階層の人たちの殆どが移民であったことから、その方々へ社会的、教育的な学習の機会を提供するのが第一の目的でありました。同じ国の出身で作られた移民の方達のコミュニティの把握には、3年の月日が掛かり、直接訪問し聞き込みを行いました。右上の写真にある図面は、住居を国別に色分けし、コミュニティが分かるように作成されていました。(古元記)



### 6、大阪シカゴ交流プログラム④

(Lurie Children's Hospital of Chicago Sexual Education Program)

(視察先の概要)

小児レジリエンスセンターは、人種、肌の色、宗教(信条)、性別、性自認または性表現、性的指向、国籍(祖先)、または障害に関係なく医療を提供しています。

このセンターは、より多くの子供たちの医療水準を向上させ、革新的なプログラムを作成し、最先端の研究結果を加速し、地域のパートナーと協力してシカゴの近隣地域を子供たちにとって、より安全な場所にするために、熱心で協力的なコミュニティ作りに取り組んでいます。

(視察内容と感想)

小児レジリエンスセンターのルーリーコミュニティプログラム(Lurie Community Programs)についての話を聞き、人が持っている強みやトラウマ等についてのリサーチ、コミュニティ全体の意識をあげていこうという活動に本気で向き合っていることを実感した時間でした。共通した考えとして「安全な社会作り」ということを念頭におき、LGBTQの若者たちへのサポートにも力を入れている状況を伺いました。「自分がどのように



表現したいのか」「周りにはサポートがある（一人じゃない）」という話もあり、組織環境を作っていくことや人材育成にも共通する内容であるように感じました。（北野記）

## 7, 大阪シカゴ交流プログラム⑤-①

(Anixter Center)

(視察先の概要)

Anixter Center はイリノイ州シカゴにある社会福祉非営利団体として運営されています。

100年以上に渡り、さまざまなサービスとプログラムを用いて、知的障がい者、精神障がい者、聴覚障がい者および視覚障がい者に対して、支援を行っています。また、居場所作りや地域とのつながり、就労に繋がる教育を提供し、その方の人生に寄り添う支援を行っています。

(視察内容と感想)

障がい者サービスの3つのプログラムに参加し、NavyPier（レジャー施設）への外出プログラムに同行しました。「自分たちの好きなように判断してもらう」ということを大切にしており、過剰な支援は自立を損なうことを改めて考える機会となりました。また、付き添い職員の気持ちが表れている「皆がハッピー。私もハッピー」という言葉が印象的でした。視察した日は、就労プログラムを行っており、自身の気持ちを抑制し、相手の気持ちを考えて行動することを、例えを交えながら説明してくれました。障がいの種類や程度



も違う中、その方に合った話し方で理解できるように、利用者に寄り添った支援を行っていました。（古元・北野記）

## 8, ソーシャルサービスカンファレンス1日目

(トラック① THRES HOLDS)

(視察先の概要)

THRES HOLDS はイリノイ州の大手老舗団体で、メンタルヘルスケアを提供しています。利用されている方は90%が失業者で、とても厳しい貧困状態の方でした。そのような方に医療サービスの提供やアートセラピー、薬物使用の治療など様々なプログラムを行っています。

(視察内容と感想)

日本では、医薬品の過剰摂取（過量服薬）に対する支援はまだ一般的でなく、おそらくアメリカと比較しても対象者はかなり少なく、アメリカならではの支援だと感じました。また、アートセラピーに力を入れており、この施設以外でもアートセラピーについての話題が上がっており、アメリカでは日本と比べ、ホームレス・貧困の方に対してのメンタルヘルス領域において、アートを積極的に取り入れていると感じました。（小林記）



緊急的に処方できる薬局が施設内に設置されている。

(トラック② Access Living)

(視察先の概要)

Access Living は、1980年代に自身が体に障がいのある創設者が、障がい者の権利擁護とサ

ポートを行うために設立しました。この組織は、障害を持つアメリカ人法（Americans with Disabilities Act）等の設立にも関与し、歴史ある非営利団体として運営されています。スタッフの多くが障がい者であり、ピアサポート、住宅確保支援、介護の提供とともに、政策提言に力を入れています。

### （視察内容と感想）

視察後に施設を出ると、施設関係者と行政関係者と思わしき人物が施設に繋がる歩道の点字ブロックの破損について話し合っている場面に出くわしました。（写真下）障がい者の権利を守るために積極的に政策提言を行っているとの説明を聞いた直後であり、まさにその現場を見ることができました。政策提言を行うための専門スタッフも雇用しており、アメリカにおける権利を勝ち取るための能動的なソーシャルアクションが垣間見ました。（矢野記）



## （トラック②シカゴ大学 クラウンファミリー社会福祉政策実践学部）

### （視察先の概要）

シカゴ大学はアメリカを代表する名門校の一つであり、「シカゴ学派」で名高い経済学の他、建築学・歴史学などでも世界的な研究成果が発表されています。社会福祉分野では大学院「クラウンファミリー」を開校しており、全米に博士号ソーシャルワーカーを輩出しています。特に実践教育に力を入れており、現場実習を長期間行うことが

特徴的です。

### （視察内容と感想）

シカゴのソーシャルワーカーの名刺には「LSW」との表記が多い。これは「License Social Worker」の意だが、日本のように社会福祉士のライセンスを持っている状態を指すものではありません。当地では、大学院で専門分野の知識を積み重ね、博士号等を習得して初めてソーシャルワーカーを名乗り社会で活躍できる等、日本とシカゴで「ソーシャルワーカー」の言葉の持つ重みの違いを実感しました。相対的に、アメリカのソーシャルワーカーの社会的地位は高いように感じました。日本でもより高度な教育を通じ、ソーシャルワーカーの社会的価値を高める取り組みが必要だと感じました。（矢野記）



## （トラック①② City of Chicago Department of Family and Support Services (DFSS)）

### （視察先の概要）

DFSS は、2011年に創られ、445万人の人口に対して40の部署で対応を行い、330の非営利団体と連携しながら、家族の安定を図る仕事を担っています。

### （視察内容と感想）

Family & Support Services（家族及び子供向けサポートサービス）、Delegate Agency Contracting Documents（代理機関契約書類）、Homeless Services（ホームレス支援）、Division on Domestic and Gender Based Violence（家庭内暴力およびジェンダーに基づく暴力に関する部）、Senior



Services（高齢者支援）、Workforce Development and Returning Residents（労働力開発と再入国）、Youth Services（青少年サービス）など、様々な支援を実施しています。個人はもちろんのこと、家庭に対しても支援が行き届くように人員体制も十分に確保されています。細やかな支援、支援の質の向上を行うためには、支援の仕組みも必要ですが、その仕組みに対する定期的な評価（関係機関を含む関係者への調査やフィードバックなど）も行っています。他視察企業・団体等でも感じたことですが、『孤立させない』ということを強く意識して取り組んでいる想いを感じ取るとともに、支援規模（人数・地域）が大きいものの、細やかに支援を行うために力を注いでいる様子が伺えました。（北野記）



## 9. ソーシャルサービスカンファレンス2日目 (トラック①) After School Matters (視察先の概要)

After School Matters は、10代の青少年育成（黒人）のため設立されました。シカゴ市では人種間での居住エリアの区分が明確になされています。当該施設は黒人が多く住むエリアで、犯罪の抑制のため、学校のない期間に様々なプログラムを提供しています。

訪問当日は、スポーツ、ダンス、調理実習、医療の勉強、靴のデザインなどのプログラムを実施していました。特にスポーツ施設の充実の特筆すべきもので、体育館のトラックは傾斜を自由に変更できるようになっています。施設全体は60億

円をかけて建設されており、運営費の確保のためナイキなどの企業から協賛を受けています。施設は青少年だけではなく、地元の住民も利用することができます。

### (視察内容と感想)

シカゴ市は治安に不安が大きい印象でしたが、居住エリアによって犯罪率が大きく異なることが特徴となっています。そのため、いかに犯罪の多いエリアで青少年を健全に育成するかが、行政の課題となっています。その課題に取り組むため、多額の資金を投じて施設を建設し、維持していることに驚かされました。また、通っている若者は黒人ばかりでしたが、プログラムをとっても楽しんでいる様子がうかがえ、青少年の生き生きとした様子が印象的でした。（徳村記）



## (トラック①) Wings Program, inc.) (視察先の概要)

WINGS は2つの緊急避難所を運営し、暴力的な状況から逃れる人々に住居を提供しています。暴力的な状況から逃げようとしている被害者は、子ども連れでもそうでなくても、セーフハウスに避難することができ、一時的な避難所、安全計画、食料、衣類を提供しています。また、セーフハウスの職員は、住民がカウンセリング、法的支援、保護命令の取得支援などのサービスを受けられるように支援します。WINGSはシカゴ市圏域全体で162軒の住宅とアパートを所有し、WINGSの暫定的および恒久的な住宅提供による再住宅プログラムは、暴力的な状況から逃れた

後、被害者とその子どもたちが生活の再建に向けて前進し続けることを支援しています。プログラムの参加者には、住宅費、カウンセリング、雇用サービスに関する援助が提供され、個人や家族が自立するために必要なツールが提供されています。家庭内暴力から逃れる人々には、最長2年間、暫定住宅に滞在することができ、恒久住宅は人々にとって長期的な選択肢であり、再住宅提供は、被害者が市場家賃を維持できるように一時的な家賃援助を提供しています。

### (視察内容と感想)

DVに関するアメリカの深刻な状況を見ることができました。シェルターとしての機能および住まいの確保、メンタルヘルスへの取り組みが手厚く、特に24時間ホットライン及び女性・子どもの人権擁護に向けた専門職チームが編成されて、きめ細かい対応を実施しています。また、継続的な事業維持に向けた寄付集め及び連邦政府・行政からの補助金を得るため、地域社会に向けて発信及び自社の成果報告が丁寧に行われています。入居者にはただ避難所を提供されるだけでなく、入居者に対する援助プログラムや自立に向けた教育的プログラムが充実しており、DVに対する社会制度が整っていないがために、「生きるすべ」をこのシェルターで取得しています。(西田記)



### (トラック②) Chinese American Service League (CASL)

#### (視察先の概要)

CASLはアジア系アメリカ人にサービスを提供

する中西部最大の社会福祉機関であり、青少年の教育、高齢者の介護、職業訓練、移民の市民権取得、地域社会の住宅と経済的手段の確保など、約6,000人を対象としたチャイナタウンを中心に活動を行う45年の経験を持つ包括的な非営利団体として運営されています。



### (視察内容と感想)

反HATE(ヘイト)活動、不平等な取り扱いについての調査、Alzheimer's Program(認知症に対する取り組み)、多世代家族支援など、収集したデータを基にエビデンスに則った支援を考え、複数のプログラムに取り組んでいる状況を伺いました。乳幼児から高齢者まで、幅広く包括的な支援を行うことができる仕組みの根幹には深い絆を持って「孤立を無くす」「できる限り孤立させないように」との思いが強くなるのが伺えました。(北野記)

### (トラック②) Heiwa Terrace

#### (視察先の概要)

Heiwa Terraceはシカゴ市ノースサイドのミシガン湖近くにある全204戸の高齢者向け住宅を運営しています。1978年に建築されましたが、老朽化に伴い、2022年に全面改装を行いました。元々は、日系人が第二次世界大戦時に強制収容所へ送られ、解放後に行き場所が無く、安心して老後を過ごせるようにと建設されました。運営には公的な資金も入っており、現在の平和テラスの住人は日系だけではなく、韓国系、中国系、ヨー



ロッパ系、アフリカ系と多民族化しており、多様なコミュニティ（15の国籍、17の言語）ができています。その中でも、敷地内にある日本庭園や住人ボランティアによる生け花の展示など、日本の風合いが感じられます。「peace」は日本語で「平和」ということから、施設名の『Heiwa Terrace』命名の由来となっています。

### (視察内容と感想)

LGBTQの方も多く入居しており、スタッフルーム前の案内もレインボーにして掲示を行うなど、安全なコミュニティをつくる工夫がされています。複数言語で作成された表記やニュースレターの発行など、多様性を尊重していることが随所に見受けられます。

強制収容時に「自分たちは日系アメリカ人だとわかってほしい」という想いから掘られたという彫刻画が飾られており、決して忘れてはいけない歴史であることを痛感しました。住民の日本人2名に、移住した背景や現在の生活についてお聞きすることができましたが、お二人とも充実した生活を送られていることが十分に伺い知ることができました。(北野記)



## 10. ソーシャルサービスカンファレンス 3 日目

場所 Epiphany Center For The Arts

### (参加国)

アメリカ（シカゴ）、アイルランド（ゴールウェイ）

イ）、ウクライナ（キーウ）、ドイツ（ハンブルグ）、南アフリカ（ダーバン）、モロッコ（カサブランカ）、中国（上海）、フランス（パリ）、日本（大阪）

### プログラム① 各都市による報告

#### 「ソーシャルサービスにおける革新的アプローチ」

大阪・日本：「地域コミュニティづくり」の革新的アプローチ ～「食」を通じて、地域コミュニティを変える～ ことを発表

上海・中国：高齢化問題。自宅での介護を補助するためのシステム、デイサービスなどの紹介

カサブランカ・モロッコ：青少年（特に女性）の教育、コミュニティづくり、女性のエンパワメントを主軸にした IDMAJ の紹介

ハンブルグ・ドイツ：増え続ける移民や難民とかわる中で、どのように歴史的な差別や迫害などの影響を考えていくか。宗教的過激派、過激な人種差別の被害者、また当事者やその家族たちへ向けたカウンセリングサービスの紹介

ダーバン・南アフリカ：社会一般の問題（地域の安全、若者の教育、失業者、自然災害など）に対する自治体の取り組み。自分たちの町を自分達自身で変えていくことを目標に、自治体とコミュニティの連携を紹介

ゴールウェイ・アイルランド：難民の受け入れ対応から共存へ。難民受け入れ後のケア。難民の人々が社会の一員として共存するためのステップについて紹介

キーウ・ウクライナ：ロシアのウクライナ侵略をうけて、シカゴのウクライナコミュニティが行うサポート。シカゴ市内とキーフで戦争被害者の心のケアを提供している First Aid of the Soul の紹介

パリ・フランス：ソリダリティー（社会連帯）部と公衆衛生部の取り組みの紹介。ソリダリティー部は美容院の無料開放や、地域でのレジャーを通してサポートが必要な市民・高齢者のつながりを強化。公衆衛生部は地域ごとの不均等な医療アク

セスを無くす取り組みを紹介。各地域で危機管理と対策を強化し、個々人の健康の自己管理を推奨（西田記）



## プログラム② パネルディスカッション (テーマ) 社会福祉のイノベーション

- ① 高齢者が直面する問題：課題への対処と健康な老化の促進
- ② 労働力の活性化：専門のキャリアに参入し、成功するための機会
- ③ インクルーシブなコミュニティ：制度的不平等との闘いと多様なアイデンティティ
- ④ トラウマ・インフォームド・ケア：戦争、難民・移民、自然災害、ジェンダ
- ⑤ メンタルヘルス支援の拡充：クリエイティブなアプローチとコミュニティのサポートを活用する。



## ブレイクアウトルーム 1 「高齢者が直面する課題」 (モデレーター)

Andrew Teitelman, Phyllis Mitzen (CSCI 上海社会サービス委員会共同議長)

## (パネリスト)

- ・シカゴ：マーガレット・ララヴィエール（シカゴ市家族支援サービス局シニアサービス副長官）
- ・シカゴ：Lauren Dowden（ノースウェスタン大学ファインバーグ医学部、Mesulam Center for Cognitive Neurology and Alzheimer's Disease、アウトリーチ、採用、コミュニティエンゲージメントコアのアシスタントディレクター）
- ・シカゴ：リサ・ワーナー（ローンデール・クリスチャン・ヘルス・センター、PACE クリニカル・サービス・ディレクター）
- ・大阪：北野 智傑（高齢者施設 施設長）
- ・パリ：ポール・ギラード（連帯部門、シニア部門のパートナーシップおよび資金調達の実務者）
- ・上海：Ling Wei（上海高齢者サービス開発センター長）

## (内容)

「新しい、革新的、もしくは各国（地域）のユニークな取り組み」「取り組みをしていく中での課題や問題点など」について、各パネリストが発表しました。

大阪・日本からは、介護福祉施設で、エレベーターや玄関の施錠を行わないことや、センサーマットなどの機器を使用しないなどの行動を抑制しない取り組みが、心身共に安心して過ごすことに繋がるという開放的な環境がもたらす影響について発表を行いました。発表した内容には聴講者からの質問を受けるとともに、他国のパネル登壇者の関心も惹いた様子で、登壇後も意見交換を行い、お互いに理解を深める機会になりました。他国の高齢者施設において、上述したような開放的な環境よりも身体的な事故に対するリスク回避を優先する考えが強いという話もあり、開放的な環境をつくることで心身ともに向上し、逆に事故が発生するリスクの減少に繋がると考えていることやリスクの捉え方についての考え方を発表しまし

た。

また、少子化・高齢化についての話があり、各国でも同様の課題が生じている状況にあることが伺えました。自立した生活を送ることができるように地域全体で支え合う仕組みを作ることが大事で、無関心にならず「愛」を感じる関わりが大切であるとの考えを伝え、一つの方法として、『地域の居場所作り』についても各企業・団体が取り組むことで安心できる居場所・地域交流の場が増え、孤立する方も減るとの考えを述べました。各国における課題は共通したものもあり、発表だけに留まらず、モデレーター・聴講者の積極的な質問などもあり、大変有意義なディスカッションの場となりました。(北野記)



## ブレイクアウトルーム 2

### 「労働力の活性化」

#### (モデレーター)

Jim Scherrer, CSCI トリシティーズ社会サービス委員会共同議長

#### (パネリスト)

- ・シカゴ：Tara Harper 氏、Cara Collective、最高渉外責任者
- ・ハンブルク：イナ・アキレス、組織の看護開発者、ファミリーセンターのCEO、Sprungbrett e.V.
- ・パリ：ベアトリス・ブラウクマン、プロジェクトマネージャー、連帯部
- ・パリ：Aurore Breaugnot、連帯部社会福祉チームリーダー

#### (内容)

専門家の育成：社会福祉専門職の拡大・援助・教

育について話し合われました。ドイツ・フランスにおいてソーシャルワーカーの待遇・社会的地位が高くないことについて議論が集中し、革新的なアイデアが深まることは残念ながらありませんでした。アメリカでは公的資金による制度が無いいため、寄付や行政から直接的に予算を獲得しなければならない。資金調達能力に長けた組織は、その分ソーシャルワーカーの待遇も高いとの報告がありました。(徳村記)

## ブレイクアウトルーム 3

### 「インクルーシブなコミュニティ」

#### (モデレーター)

ケン・ガン (CSCI ダーバン社会サービス委員会共同委員長)

#### (パネリスト)

- ・シカゴ：ブリタニー・ウィリアムズ、シカゴ市公衆衛生局最高人種平等責任者兼副長官
- ・シカゴ：Dr. Harry Alston Jr., Safer Foundation、戦略・イノベーション担当シニアバイスプレジデント
- ・ゴールウェイ：ダーモット・マホン、ゴールウェイ市議会上級執行役員
- ・大阪：古元敏生、エフォールハウジングマネージャー
- ・パリ：Cyrielle Adjelou、ソーシャルワーカー保健所 医療・社会・性保健センター

#### (内容)

大阪・日本からは、障がい者の居場所や地域とのつながりについて、実際に取り組んでいる事例をあげて発表しました。他のパネリストからの発表については、移民や難民の問題、人種差別、受刑者の出所後の問題が挙げられた。各国様々な取り組みは行っているが、国により関心や状況、制度が違うため、難しい現状を知ることができました。(古元記)

## ブレイクアウトルーム 5

### 「メンタルヘルス支援の拡充」

**(モデレーター)**

Cat Huang, Sara Ogawa, CSCI 大阪社会福祉委員会共同委員長

**(パネリスト)**

- ・シカゴ：Tiffany Patton-Burnside、シカゴ市公衆衛生局危機サービス担当シニアディレクター
- ・ダーバン：ララ・マクロード、公園、レクリエーション、文化ユニット、代理長、eThekweni Municipality
- ・ゴールウェイ：ブライアン・バレット、ゴールウェイ市議会経済開発文化部長
- ・大阪：小林大悟 釜ヶ崎支援機構 事務局長
- ・パリ：アンナ・ホーキンス、連帯部 ホームレス男性ソーシャルワーカー

**(内容)****①各国の先進的な取り組みについて**

全体を通して、ホームレス状態の人が増えている傾向にあり、その中で、各国はシェルターを運営するだけでなく、仕事や社会参画、人との関わり作り、アートセラピー導入などの報告がありました。

**②各国の課題について**

各国共通して、資金面と人材面での社会資源の不足を話題に挙げていました。政府からの予算が恒久的なものではなく不安定であること、また人材が不足しているが、福祉の仕事は人気がなく、また給与も低いため応募が少ないという報告が多くありました。

**③質疑応答**

精神疾患の人への直接的な支援に「テクノロジーを駆使することができているか」という質問が挙がりましたが、各国支援者間でテクノロジーを利用しているが、非支援者に対しては実施できていないという意見がありました。大阪・日本からは孤独・孤立対策でメタバースが作られたことを報告しました。(小林記)

**11. 本視察の総括**

本視察において、どの視察先でも、お話される

方々から、自らの取り組みの「レガシー」をしっかりと伝えていただきました。特に、本視察の最初のプログラムである「JASC」では、日系移民の方々から当時の背景やアメリカ社会の中で勝ち取ってきた「生きる道」を、若い職員の方から伝えられました。それぞれの時代において、社会風土・政治・社会情勢の影響により社会問題化するマイノリティの方々の生きづらさを、支援者の枠を超え、伴走し権利を勝ち取ってきた熱量を感じました。その熱量が、今の支援者に受け継がれていることに驚きをおぼえ、このプログラムの素晴らしさに気づくことができました。

旅行では決して訪問することのできない施設を訪ね、現地で働く実践者の方々と交流し、様々な学びを得ました。そして、様々な社会課題に取り組む実践者から得た学びは、帰国後にそれぞれの職場で活用し、大阪の社会福祉の現場をより良いものに変えていこうというエネルギーになると思います。

コロナ禍で5年もの間、相互派遣が途絶え、参加者の意欲や熱意の維持に苦心したお話を伺いました。ようやくコロナ禍が明けてプログラムを再開することになり、事業継続のため、事務局として関係機関と調整を行って頂いた各所属連盟事務局及び大阪市福祉局には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。



最後に、シカゴ訪問の際うけた、シカゴ在住の大阪福祉委員の皆様本当に手厚くもてなしていただき感謝いたします。大阪からの参加者は、次にシカゴの方が大阪に来られるときは精いっぱい



のおもてなしをしようという気持ちに自然となりました。いわば「好意の返報性」の積み重ねがこのプログラムを継続するための原動力となっています。この素晴らしいプログラムがこれからも長く続き、シカゴ市との国際交流及び大阪における社会福祉の発展に、寄与していきたいと考えています。(徳村記)



- (とくむら ゆう：がもう保育園園長)  
 (やの ゆうすけ：特別養護老人ホームジュネス副施設長)  
 (ふるもと としお：障害者支援施設エフォールグループリーダー)  
 (こばやし だいご：釜ヶ崎支援機事務局長)  
 (きたの ともひで：特別養護老人ホームこうのとり施設長)  
 (にしだ かずと：四恩学園事務局長)

主催者

シカゴ市・大阪市社会福祉交流委員会

(本稿は、令和6年7月、大阪市に提出された報告書の内容を加筆修正したものです。)



## 大阪市社会福祉研究 第47号 「研究論文」及び「実践報告」 募集要領

年刊研究誌「大阪市社会福祉研究」では、大阪市内で社会福祉に関する活動を行っている団体、グループ及び個人が自発的に研究活動を行い、その成果をまとめた「研究論文」及び「実践報告」を募集する。

### 《募集範囲》

- ①大阪市社会事業施設協議会に加盟する各施設の職員
  - ②大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の職員
  - ③大阪市福祉局・こども青少年局及び各区保健福祉センターの職員
  - ④その他、大阪市内で社会福祉に関する活動を行っているグループ、個人などで『大阪市社会福祉研究』編集委員会が認める者
- \*いずれも、個人による研究のほか、グループによる共同研究、共同執筆によるものも可とします。

### 《原稿内容》

- ①テーマは「社会福祉」の範囲とします。
- ②研究論文、研究ノート、実践報告等、福祉の実践のうえで生起する諸問題について、その解決のための示唆や方向づけを与えるものとします。
- ③原稿は、未公開（未発表）のものに限ります。

### 《原稿字数》

参考文献・図表等も含め、18,400字以内（パソコンで作成された原稿）とします。

### 《応募方法》

所定の応募用紙により、5月31日（金）までに大阪市社会福祉研修・情報センターへ論文テーマ等をお送りください。掲載候補となったものについて、あらためて「執筆依頼」をお送りします。原稿の締め切りは7月19日（金）とし、提出論文から編集委員会にて審査（査読）のうえ、掲載論文を選定します。

### 《その他》

- ・「大阪市社会福祉研究」への提出論文については、政治的・宗教的活動に使用しないこととします。
- ・「大阪市社会福祉研究」に掲載された論文及び実践報告について、次のような観点から審査し、優秀と認められた場合に、同心会より研究奨励賞、研究努力賞、会長賞が授与されます。

副賞	研究奨励賞（5万円）	研究努力賞（3万円）	会長賞（1万円）
----	------------	------------	----------

各賞について、該当者なしの場合もあります。

なお、大学教員その他専門家との共同執筆による論文等は、選考の対象外となります。

審査項目 (1)継承性 (2)独自性 (重点評価項目) (3)波及性 (重点評価項目)  
(4)客観性 (5)協同性 (6)構成員力

### 問い合わせ先

大阪市社会福祉研修・情報センター（運営主体：社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会）

〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20

TEL (06) 4392-8201 FAX (06) 4392-8272 メールアドレス kensyu@shakyo-osaka.jp

## 大阪市社会福祉研究 編集委員会 設置要項

- 第1条 委員会の名称は、大阪市社会福祉研究編集委員会（以下、編集委員会）とする。
- 第2条 編集委員会は、研究誌「大阪市社会福祉研究」発行の目的を達成するため、編集に関して次の任務にあたる。
- ①編集発刊に関する一切の業務
  - ②投稿論文等の査読依頼及び原稿掲載可否の決定
  - ③その他、編集に関する事項
- 第3条 編集委員会委員は、学識者等若干名で構成し、編集委員会に編集委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。
- 第4条 編集委員会は委員長が招集する。
- 第5条 編集委員会は、投稿された原著論文について、次の原則に基づき掲載の可否を決定する。
- ①査読者2名以上に査読を依頼する。査読者の選定は編集委員会が選定して、依頼する。  
なお、編集委員は査読者を兼ねることができる。
  - ②査読者の氏名は公表されず、同時に査読者に対しても、投稿者の氏名、所属等の個人情報特定できないように配慮し、査読を依頼する。
  - ③査読の方法については別に定める。
  - ④編集委員会は、査読者の判定結果を元に、掲載の可否及び掲載順を決定する。
- 第6条 本要項の改定には編集委員会の議決（過半数）を必要とする。
- 附 則 この要項は、令和5年6月13日から施行する。

### 「大阪市社会福祉研究」編集委員会名簿

委員長	白澤 政和	国際医療福祉大学 大学院 医療福祉学研究科 教授 大阪市立大学 名誉教授
委員	牧里 每治	関西学院大学 名誉教授
委員	西嶋 善親	元福祉局長、元大阪市社会福祉協議会 常務理事

令和5年7月1日

# 「大阪市社会福祉研究」投稿規定

## 1. 投稿内容

本誌への投稿原稿は、社会福祉とその関連領域の学術的・実践的進歩に寄与する学術論文であり、他誌に掲載されていないもの及び掲載予定のないものに限りします。

## 2. 倫理上の配慮

対象者の人権に十分配慮し、倫理的規範を遵守していることを要します。

(研究に当たっては対象者のインフォームドコンセントを経て、個人情報保護の精神に基づき個人を匿名化すること。所属する施設等の倫理審査委員会またはそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。)

## 3. 利益相反および公的研究費

研究に利益相反の可能性がある場合は（企業等からの研究助成金や寄付金の受け入れ、実験機器等の提供、コンサルタント料や謝金、特許取得など）、原稿本文の最後に利益相反について記載してください。利益相反は研究の公平性、信頼性を確保するために開示することが必要です。

## 4. 著者について

投稿論文の著者は、以下のものとします。

- ①大阪市社会事業施設協議会に加盟する各施設の職員
- ②大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の職員
- ③大阪市福祉局・こども青少年局及び各区保健福祉センター職員
- ④その他、大阪市内で社会福祉に関する活動を行っているグループ、個人などで『大阪市社会福祉研究』編集委員会が認める者

いずれも、個人による研究のほか、グループによる共同研究、共同執筆によるものも可とします。

## 5. 投稿区分と長さ

投稿区分は、研究論文、研究ノート、実践報告、その他とします。

参考文献・図表も含め、18,400字以内とします。

## 6. 著作権

本誌に掲載された論文の著作権は、大阪市社会福祉研修・情報センターに帰属します。ただし、著者自身が使用する場合はこの限りではありません。

## 7. 転載

他の著作物からの転載については、原出版社および原作者の許諾が必要です。予め投稿者本人が許諾を得てから投稿してください。

## 8. 投稿原稿

投稿原稿は本規定および執筆要領に従うものとします。

## 9. 掲載の可否

掲載の可否は査読を経て編集委員会で決定します。掲載順序についても編集委員会で決定します。

## 10. 著者校正

原則として1回とします。校正は赤で行い、所定の期限内に返送してください。

## 11. 別刷り

希望に応じますが、著者の実費負担とします。

## 12. 投稿原稿の送付について

原稿は原則として執筆依頼文「投稿先アドレス」へ電子投稿とします。情報伝達には原則としてE-mailを使うので、日常的に連絡のとれるアドレスを知らせてください。

なお、原稿を送付して1週間を経過しても「原稿受理」というメールが届かない場合は、投稿先メールアドレスまで再度連絡ください。

送信するファイルには、ファイル名に「タイトル」をいれてください。

### (投稿先・問い合わせ先)

大阪市社会福祉研修・情報センター（運営主体：社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会）

〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20

TEL (06) 4392-8201 FAX (06) 4392-8272

メールアドレス kensyu@shakyo-osaka.jp

令和5年6月13日

# 「大阪市社会福祉研究」執筆要領

大阪市社会福祉研修・情報センター

- 1 テーマは「社会福祉」の範囲とし、研究論文・研究ノート・実践報告等、福祉の実践のうでで生起する諸問題について、その解決のための示唆や方向づけを与えるものとし、原稿は、未公開（未発表）のものに限ります。
- 2 投稿原稿は、図表・注・引用文献等も含め 18,400 字以内とします。図表は 1 点につき 400 字換算とし、図表込みで 18,400 字以内を厳守してください。ただし、1 ページ全体を使用する図表は 1,600 字換算とします。  
なお、タイトル、サマリー、キーワード、目次、執筆者名（巻頭・巻末）の文字数は含みません。
- 3 投稿原稿には、次の順序で記載ください
  - (1) タイトルとサブタイトル、英文のタイトルとサブタイトル
  - (2) 執筆者名（フルネーム）、英文執筆者（フルネーム）
  - (3) サマリー（要約・要旨） ※ 200 字～ 400 字を目安にしてください
  - (4) キーワード ※本論文におけるキーワード（複数）を記載ください
  - (5) 目次
  - (6) 本文
  - (7) 執筆者名のふりがな及び所属団体名
  - (8) 注、引用文献
  - (9) 参考文献
- 4 本文の段落番号について  
本文を段落分けする時は、段落番号をつけてください  
大項目は、1、2、・・・  
中項目は、1-1、1-2、1-3、2-1、2-2・・・  
小項目は、1-1-①、1-1-②、1-1-③・・・
- 5 「注及び引用文献」の表示について
  - (1) 注及び引用文献の補足説明等は、本文の右上に通し番号 [(1)、(2)、・・・] をつけて、論文末尾に一括して記載してください。  
例) ○○は、△△△について「            」と述べている<sup>(1)</sup>。
  - (2) 引用文献等の記載方式について、引用文献や資料等は、次の要領で明示ください。
    - ア 単著の場合  
著者名（出版年）『書名（タイトルーサブタイトル）』出版社名、所在頁。
    - イ 共著の場合  
文献上の著者順『書名（タイトルーサブタイトル）』出版社名、所在頁。



## ウ 編書の場合

編者（出版年）『書名（タイトルーサブタイトル）』出版社名、所在頁。

## エ 編書論文の場合

論文著者名（出版年）「論文名」編者名『書名（タイトルーサブタイトル）』出版社名、所在頁。

## オ 雑誌論文の場合

論文著者名（出版年）「論文名」『掲載雑誌（もしくは紀要）名』出版社名、所在頁。

## カ 電子メディア情報の場合

著者名（公表年または最新の更新年）「当該情報のタイトル」（URL、アクセス年月日）

- 6 参考文献等の記載については、前述の引用文献等の記載方法と同様とします。ただし、所在頁は不要です。
- 7 図形、図表は別紙にし、挿入希望箇所を本文中に「朱書き」で指示してください。また、記憶媒体にも別途保存をお願いします。
- 8 数字は、原則としてアラビア数字（0.1.2.3…）を用いてください。
- 9 人権や差別に抵触する記述や表現はしないよう留意してください。
- 10 事例報告を掲載する場合、個人のプライバシーに配慮し、次の要領で執筆してください。
  - （1）実在する部分で表現を変更できる部分ではできる限り変更し、本文の文中もしくは後記で表現（ケース）を変更していることを明記してください。
  - （2）実在する部分を変更することができない場合は、本人・家族から必ず文書による承諾を取り、本文の文中もしくは後記に承諾を得たことを明記してください。場合によっては承諾書をご提出いただくことがあります。また、職場の上司の確認を求めることもあります。
  - （3）個人を特定できる写真及びデータは、掲載いたしません。

## 11 原稿の受付

原稿は原則として執筆依頼文「投稿先アドレス」へ電子投稿とします。情報伝達には原則としてE-mailを使うので、日常的に連絡のとれるアドレスを知らせてください。

なお、原稿を送付して1週間を経過しても「原稿受理」というメールが届かない場合は、投稿先メールアドレスまで再度連絡ください。

送信するファイルには、ファイル名に「タイトル」をいれてください。

施行：令和5年6月13日

## 同心会社会福祉研究奨励賞選考一覧

掲載号	研究奨励賞（第8号までは特別研究奨励賞）一覧		研究努力賞（第8号までは研究奨励賞）一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第6号 (昭和58年度)	松阪 功	ケース記録の方法 －現場からの提案－	芝野松次郎	ケースワークの調査法 ：リサーチ・マインデッド・ワーカー
	平田 佳子・橘 英彌 残華千鶴子	重症心身障害児訪問指導について	山縣 文治	乳児の一時的養育ニーズの分析
			高月 波子	里親制度運用の状況 －大阪市の場合－
		両角 正子	肢体不自由児通園施設「あさしお園」 の現状と課題	
第7号 (昭和59年度)	関 宏之	障害者の雇用と就労 －職業リハビリテーションの課題と展望－	白澤 政和	老人に対するソーシャル・サービス
	辻 光文	教護院と小舎夫婦制 －阿武山学園に生きた一管見－	北浦 亨・青木 正博	わが国の社会保障制度における生活保 護制度の役割と課題
			山本 恒俊	生活保護と社会福祉
			横石 金男	生活保護と社会福祉
		清水 隆則	集団スーパービジョン	
		福井 桂子・平田 佳子	障害児家族への福祉援助について重度 精神薄弱児訪問指導の報告	
第8号 (昭和60年度)	真鍋 清則	障害者（児）のリハビリテーション －肢体不自由児の療育を中心に－	黒川 昭登	多様化するニーズと措置費制度
	深尾 開司	公的扶助制度における福祉の具現につ いて －生活保護動向にみる日本的福祉の実 践に向けて－	白澤 政和	老人に対するケース・マネージメント －その内容と必要性を中心として－
			西尾 祐吾	被保護母子世帯研究の一視点
			平野区福祉事務所母子・ 父子問題小委員会	生活保護受給世帯の実態 －調査結果の分析から－
			山本 茂	真摯なる専門性を問う －大阪市生活保護施設連盟の現場から－
			大阪市中央児童相談所野 外活動委員会	児童相談所における在宅指導のあり方 を求めて －野外活動の実践報告－
			金戸 述	夜間保育所の示唆する諸問題 －児童福祉施設の今後のあり方に対する －考察－
			大阪市児童収容施設連盟 調査研究委員会	施設児童の生活意識と生活実態 －施設児童の理解のために－
			長谷 秀雄・竹村 安子 植村 利弘	大阪市における小地域社協の育成と課題
第9号 (昭和61年度)	旭区福祉事務所中国帰国 者ケース検討小委員会	中国帰国者自立援助の取り組みとケ ース事例	該当者なし	
	西尾 祐吾・杉本 敏夫 東浦 俊次・佃 宏	被保護高齢者世帯の実態について		
	越村真己子・白澤 政和	大阪市における老人福祉センターの現 状と問題点 －全国老人福祉センター調査結果との 比較をもとに－		
	市村 健二	アルコール関連問題と専門施設の役割		
第10号 (昭和62年度)	大阪市中央児童相談所里 親委託追跡調査研究会	大阪市における里親委託の追跡調査研 究（Ⅱ） －養子縁組ケースについて－	すみれ愛育館共同ホーム 研究グループ	すみれ愛育館「共同ホーム」のとりくみ
	榎並 義弘	更生施設における処遇と展望に関す る一考察 －大淀寮の事例を通して－	横石 金男	社会福祉的援助の原理（岡村方法論に ついて）
第11号 (昭和63年度)	生野区福祉事務所母子世 帯処遇改善委員会	自立母子世帯調査報告 －生野区に於ける被保護母子世帯につ いて－	大阪市立社会福祉セン ター内老人電話相談セン ター担当者グループ	老人電話相談の現状と課題

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第12号 (平成元年度)	林 健二	リハビリテーション工学に求められるもの ーリハビリテーション工学の現状と課題ー	畠中 義久	自立援助機能（自立援助システム）についてのー考察 ー養護施設・自立援助ホームの立場からー
	後藤 和美	イングランドにおける少年非行対策	人見 和子	均等法時代の女子労働者福祉施設の役割について ー大阪市立勤労婦人センター 13年のあゆみの中で考えるー
第13号 (平成2年度)	ボランティアセンター・ビューロー連絡会	大阪市ボランティアセンター、ボランティア・ビューローの需給調整事業をとおしてみるボランティアの育成と課題	坂東美和子	施設給食の向上をめざして ー現場からの報告ー
			風の子そだち園生活発達療育研究部	精神薄弱者の社会的自立と通所更生施設への役割 ー風の子そだち園の実践を通してー
第14号 (平成3年度)	原 順子	聴覚障害児をとりまく福祉的課題	武内 貴夫	大阪市における高齢者福祉対策の歩みと今後の課題（下）
			藤井 能文	高齢者のための地域ネットワークづくり ー港区の友愛訪問活動を参考としてー
			土田美世子・竹本 笑子	児童館・親子教室の今日的役割と機能 ー地域ぐるみの子育て支援についての考察ー
第15号 (平成4年度)	風の子そだち園生活発達療育研究部	障害者のレスパイトサービスを考える	大阪市児童福祉施設連盟 処遇指標研究会	養護高齢児の実態と自立援助のあり方
			木戸脇富子・神垣 真澄	要介護高齢者に対する在宅サービス量設定に関するー考察 ーニーズを中心にー
第16号 (平成5年度)	山田伊佐子・坂本 歩 岡田 博子・新澤 伸子	通園施設における自閉的傾向をもつ子どもと家族への援助 ーTEACCHプログラムに基づく環境の構造化を中心にー	堀内 桂・濱村 浩一 亀岡 碩哉・佐味 秀雄	愛隣地区における高齢生活困窮者に関する基礎的研究
第17号 (平成6年度)	該当者なし		濱村 浩一・堀内 桂 亀岡 碩哉 湖上 登子	愛隣地区における高齢生活困窮者に関する研究-その2（Baumtestを用いて） 城東区老人福祉センターにおける老人保健・健康増進事業の歩みとそのまとめ
第18号 (平成7年度)	該当者なし		該当者なし	
第19号 (平成8年度)	滝口 和夫	戦後の大阪市における失業対策事業の展開と収束（上）	該当者なし	
第20号 (平成9年度)	細川 雅人	福祉現場から見た成年後見制度の必要性	該当者なし	
	大熊 章夫	重度脳性麻痺者の生活介護の現状と課題		
第21号 (平成10年度)	松藤 栄治	知的障害者のライフコース ー就労の問題を中心にー	長谷 秀雄・岩佐 敦子 小西千代美	子育てネットワークと教室運営 ー平野児童館における共同子育て事業ー
	水野 博達	2000年をどう迎えるか ー気になる『措置→保険制度のエア・ポケット』ー	青木 正博	子どもの心と出会うとき ー児童院における通所集団活動を通してー
			脇坂 博史・川田 誠	『サロン活動』から見えるボランティア活動と地域福祉
第22号 (平成11年度)	松村 昌子・岩崎 隆彦 加藤啓一郎	どんなに障害が重くても、地域で暮らしていくために必要な支援とは何か	寺見 陽子・西山 梢 白井 調子・堀江 直子 氏原 雅子・石井 博子	乳児と保育者のかかわりに関するー考察 ー保育行為の読みとりと援助のあり方を探るー
第23号 (平成12年度)	該当者なし		在町 香月・岡井 淳治 齋藤 宏行・竹村 安子 中嶋 千晴・横山紀代美 海瀬 一典・辻 薫 今村 健一・阪口 和代 日浦真木子・西埜明寿香 来間 寿史・山本 基恵	区社会福祉協議会・校下社会福祉協議会の展開とコミュニティワーカー 障害児の低年齢化、重度重複化に対応した通園施設の早期療養の工夫

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第24号 (平成13年度)	該当者なし		河原田啓史	医療行為を必要とする重度障害者の地域生活の現状と課題 －重症心身障害者M君の在宅生活の事例を通して－
			長尾 正男・岡本 文人 長田 宣子・朝比奈 裕 北川 温子・貫志 彰 清水 晶子・岩上 高志 横山 郷史・市山 成治	情緒障害児短期治療施設における処遇・治療技法の検討 －被虐待児童の入所増加に伴う処遇のあり方－
第25号 (平成14年度)	社会福祉法人今川学園：制度改革に向けてのワーキングチーム 松尾 尚・北島 正寛 千葉 邦明・篠瀬美千代 川口 博之・阿武 尚信	制度改革に対応する上での施設現場の課題	安藤 努・井筒 恵子 植村 利弘・西 申子 森岡 朋子	マイケアプランをめぐる在宅介護支援センターの実践
第26号 (平成15年度)	堅川 知子・武 直樹 亀岡 直樹・植村 利弘 末長 秀教・井西 弘宣	生野区における区社協発展強化計画策定への取り組み －区レベルのアクションプランでの協働に向けて－	該当者なし	
第27号 (平成16年度)	坂東 弥生	通所介護における機能訓練について －ICFの観点からみた訓練の意義と課題－	中村さやか・木村 祥子	知的障害者の支援費利用の現状と課題
			松浦 聡・児玉 貫志 油谷 佳典	地域生活移行・生活支援の実験的検証 －「もう施設には居りたくない」この思いを実現するために－
第28号 (平成17年度)	石川 洋志・大西 尚子 武 直樹・堅川 知子 辻中 知加・中冨 千晴	校下（地域・地区）社会福祉協議会と地域（地区）ネットワーク委員会の現状と課題の整理 －校下における地域福祉推進のための関係構築へむけて社会福祉協議会職員からの提案－	該当者なし	
	富田めぐみ・川原 義彦	社会福祉施設で働く者の人権意識と権利擁護の取り組み（実践報告）		
第29号 (平成18年度)	高落 敬子	「リロケーションダメージ予防」の観点から望まれる利用者本位の高齢者泊まりサービスモデル事業の評価	該当者なし	
	青木 智香・武 直樹 竹越 直子・堤 和美 吉田 美幸	社協職員から問う社会福祉協議会の使命とは －社協らしさへのこだわり－		
第30号 (平成19年度)	該当者なし		谷 太一	アメリカの公的扶助における一般扶助の変遷 －1996年の福祉改革前後における動向を中心に－
第31号 (平成20年度)	松藤 栄治	野宿生活からの離脱の条件 －あいりん地域から脱野宿した人々の「その後」より－	横内 正人	野宿生活者巡回相談事業によるホームレスの自立支援について －大阪市内A地区における動向を中心に－
			石村 陽一・坂東 弥生	介護保険の要援護者に対する「介護予防」サービスのアプローチ法についての考察
			村岡枝理子・鈴木 志乃 種継 敦	スーパーバイザー養成研修の効果に関する研究
			岩崎 隆彦	自閉性障害のある子どものこころに焦点を当てる －その理解と支援－
第31号 (平成20年度)	松藤 栄治	野宿生活からの離脱の条件 －あいりん地域から脱野宿した人々の「その後」より－	【会長賞】 松浦 聡・児玉 貫志 油谷 佳典	地域生活移行・生活支援に関する一考察
			末長 秀教・堅川 知子 真砂 等・溝渕 肇	指定都市における大阪市社協と区社協の関係性を考える
第32号 (平成21年度)	該当者なし		高落 敬子・山内 恵美 西口 昌代	大阪市認知症介護実践者研修の評価 －意識調査から見えた研修課題－

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第33号 (平成22年度)	益子 千枝・田岡 秀朋 平川 隆啓	過渡期を迎える刑余者の課題と展望	該当者なし	
第34号 (平成23年度)	城東区地域自立支援協議会 有志 松藤 栄治	ローカルガバナンスによる福祉コミュニティの創造 ～城東区地域自立支援協議会の事例を通して～	在町 香月・石川 洋志 殿井 祐一・畑野 千夏  山内 恵美・高落 敬子 北風 昌代	「地域ケアネットワーク連絡会」の実践から見えてくる地域における新たな支え合いの展開と可能性に関する研究 ～大阪市東成区における事例をもとに～ 大阪市認知症介護実践リーダー研修の意義と効果
第35号 (平成24年度)	麻井 郁・阪井 誠一 真砂 等	個別支援部門と地域支援部門の職員連携によるコミュニティーソーシャルワーク実践について ～大橋理論による整理・検証～	藤原 一男・伊関 玉恵 東野香津美・横野 雅子 巽 美希・西中川由香	大阪市成年後見支援センターにおける市民後見人活動支援の取り組みに関する検討 ～専門職とセンター相談員による活動支援の意義と役割をめぐって～
第36号 (平成25年度)	松尾 浩樹・小野 靖子 市居 利絵・河崎 友紀	地域課題の解決に向けた、創発性を育むプラットフォーム形成の実践に関する報告	太田ひとみ・勝井 操 神野 正彦・金 隆明 末長 秀教・武 直樹 西村 洋三・吉本 年江  吉田 洋司	地域共生ケアの推進を目指した地域共生ケア生野推進委員会の取り組み ～新しい公共の場づくりのためのモデル事業を通じての実践報告～  宅老所からの20年 ～障がい及び認知症高齢者との軌跡～
第37号 (平成26年度)	該当者なし		青木 智香・巽 俊朗 田淵 章大・濱辺 隆之 松尾 浩樹  大川 敏子・篠崎ゆう子	協働による地域課題解決を喚起する実践からの考察 ～社会福祉協議会による今後のコミュニティワーク展開の可能性～  地域とともに考える、災害時要援護者の見守りと支援について ～防災をキーワードに、地域福祉を考える～
第38号 (平成27年度)	該当者なし		【会長賞】 奥田 佳代・清輔 裕子 武 直樹・堅川 知子	生野区における妊産婦支援・産褥センター立ち上げに向けた妊産婦支援の取組（実践報告）と取組からみえてくる区社協などの中間支援組織の役割
第39号 (平成28年度)	岩崎 隆彦・加藤啓一郎 黒田 千珠・後藤 美和 酒井 郁恵・松村 昌子 村井 千都	意思決定支援の「落とし穴」 ～知的障がいのある人の支援事例を通して考える～	長野 美香・平田 舞衣 松浦 聡・油谷 佳典  【会長賞】 森岡 朋子・野田美津子 江川 紀子  藤野 正司・堀江 幸代 坂根 浩幸・塚本はつみ 田淵 章大	良い支援を拡げる職「場」づくり ～人としての人権を守る権利擁護委員会の取組み～  認知症の地域包括ケア体制の構築について 認知症対策連携強化事業における医療・介護・福祉・地域の連携に向けた取組み ～平成21年度からの実践と考察～ 区社会福祉施設連絡会の取組み ～結成から協働活動そして新たな展開へ～
第39号 (平成28年度)			植田 辰彦・岩井 智裕 加森とし恵・佐藤 禎真 西森 伸子・松本 卓郎  中駕 千晴・増田 光彦	阿倍野区社会福祉施設連絡会障がい児者部会におけるこれまでの実践と今後の可能性 ～つながりと支えあいのまちづくり～ 住吉区山之内地域の見守り活動の実践
第40号 (平成29年度)	該当者なし		安達 香里・安藤久美子 宇都宮葉子・太田 康裕 寺村 肇	障がい当事者が望む災害時対応と福祉避難所 ～アンケート調査から現状と課題を考える～
第41号 (平成30年度)	向井 順子・村井 智子 川平 昌美・横野 雅子 石本 佳那	意思決定支援のプロセスにおける市民後見人の役割の検証	武市 佳代・小阪 勉 内村ひとみ・高田 郁子 酒井 礼子・田中希久央 坂上 里絵  柏原 一樹	大阪市北区役所における職員の福祉教育 ～全職員が認知症サポーターになる試み～  更生施設が担う役割と機能の変化 ～更生施設淀川寮の取り組みを中心に～



掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第42号 (令和元年度)	塩川 悠・北口 勝紀 小橋 智子・宍倉 忠夫	若者を支援することの意味 ～大阪市平野区における高校生の支援 の取組みを例に～	該当者なし	
第43号 (令和2年度)	松原 宏樹	認知症介護による家族介護者の経験プ ロセス ～複線径路・等至性モデル (TEM) による分析を通して～	【会長賞】 柳下 雄大  【会長賞】 坂東 弥生・渡辺 健太 本田 麻絵・坂井 薫 泡田 逸美	作業療法士が行うオンライン療育の実践 ～課題と展望～  自立支援型ケアマネジメント検討会議 から見る今後の自立支援のあり方につ いての一考察
第44号 (令和3年度)	高下 洋之	児童福祉施設内児童間性問題に対する 職員への再発防止支援	佐々木さやか・忌部 周  山脇 功次・修田 翔 由浅 悠  【会長賞】 松藤 栄治	地域活動を支える専門職の役割 ～学び合い助け合うマンションコミュ ニティ～  障害者スポーツを取り入れた小中学校 向け障害理解教育の効果 ～質的データを用いた事業評価の試み～  福祉サービス事業者による支援の質の 向上に関する研究ノート ～福祉ビジネスから真の社会福祉事業 へ～
第45号 (令和4年度)	向井 順子・舟橋 豊 野口 直樹・康 之利 江口 浩之  井上 佳奈・角田 達哉 尾方 俊祐・坂本 篤子 小幡 真紀・蓬萊 美賀 矢野 晴枝・末長 秀教	路上生活の次はどこに行ったらよいか  地域における住民による有償助け合い 活動 ～調査から地域の取り組みへ 戦略的 な区社協の実践～	砂田 知美・今村 加奈 辻 としみ・三浦 晶子	介護助手(アシスタントワーカー)の 導入による介護現場の業務改善等に向 けた取組み ～「介護の職場 担い手創出事業」に かかるモデル事業 実践報告～
第46号 (令和5年度)	該当者なし		橋口 風伍・藤井 和希 中西 一美  【会長賞】 河合 伸朗・岸本 慶子 杉村 和朗・田中 恵士 太郎良勇二・時枝 高志 中山久美子・樋原 裕二 森崎 美登  【会長賞】 柴田 大樹・村上 敏昭 樋口 京子・中岡 圭太 伊藤 誠章・細見 紗知	「大阪市西成区社会福祉協議会における ニーズ収集方法の再検討について」  「住之江区における福祉の視点からみた 防災の取り組み ～ SAlive(さらいぶ) 実行委員会の活 動報告～」  「中央区地域福祉ビジョンにおける、や さしい日本語版と多言語版の作成につ いて」

## 同心会について

### I 同心会設立の背景と契機

同心会は、大阪市社会福祉センターの開設（北区同心町）とともにある。大阪市は社会福祉専門職制度採用以降、社会福祉関係者の自己啓発・研究発表のために機関紙「大阪市社会福祉研究」（昭和55年4月、第一号発刊）の発刊や研究会活動を支援した。それらの趣旨・目的を継承し、それを、さらに充実・発展させるために発足したのが同心会である。その契機となったのは、府立大阪社会事業短期大学学長退任と同時に開設された、大阪市社会福祉研修センターへの岡村重夫所長の就任（昭和57年10月）である。この実現に、当時の桜木民生局長・西野調査課長の貢献に大なるものがあった。

昭和57年、大阪市社会福祉センター運営委員会、同58年、岡村重夫賞設置発起人会を契機として、同58年12月24日に「同心会」及び、「同心会社会福祉研究奨励基金」運営委員会（代表委員 柴田善守）が発足した。

### II 「同心会」の名称

「同心会」の名称には、理由が3点ある。一つは、大阪市社会福祉研修センターの所在地名（北区同心町）、二つは大阪府立大学内の「岡村重夫賞」と峻別するためである。第三が基本であり、岡村重夫所長自らの命名で、『福祉同心』、即ち、社会福祉を探求し実践するもの全てが、心を同じくしてミッション（使命）をもって、課題に取り組んでいこうという信条を示しているのである。

### III 同心会社会福祉研究奨励基金

「同心会社会福祉研究奨励基金」は、大阪府立大学社会福祉学部の「岡村重夫賞基金」の設置と双子の関係にある。岡村重夫大阪府立社会事業短期大学長の大阪府立大学社会福祉学部実現への功績から、「岡村重夫賞」設置が学部決定となり、基金の募集活動が開始された。その寄金の内、学内外の研究者からの額を大阪府大社会福祉学部「岡村重夫賞」とし、社会福祉関係者から寄せられた額を「同心会社会福祉研究奨励基金」とした。その後、同心会基金（昭和59年1月26日）を信託化し、利息収入や多くの研究者・社会福祉関係者等からの新たな寄付を受けて運営されている。さらに、「地域福祉論」（光生館）の複製版印税が毎年、寄付されている。

### IV 活動内容

同心会発足と同時に、「大阪市社会福祉研究 第6号」（昭和58年刊）以降、同心会社会福祉研究奨励賞選考委員会が毎年・各号ごとに開催し、「大阪市社会福祉研究」誌上に掲載された研究論文・実践報告等の中から、「研究奨励賞」、「研究努力賞」及び「会長賞」を授与している。多項目の審査基準を設け、極めて慎重な審査が行われ、受賞論文は極めて水準が高いと評されている。その詳細は「募集要領」に示されているが、審査対象となる論文・実践報告は、あくまでも社会福祉実践者によるものであり、大学教員等の研究者との共同によるものは選考対象外としている点を特徴としている。

選考委員会は、学識経験者、大阪市、大阪市社会福祉協議会等の関係者で構成されており、授賞式での賞状授与や講評をはじめ、忌憚のない質疑応答・意見交換を行っている。

## 同心会役員

- 会 長 白澤 政和（国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科教授）  
副会長 岡田 進一（大阪公立大学大学院生活科学研究科教授）  
副会長 大阪市福祉局生活福祉部長  
会 計 大阪市社会福祉協議会常務理事  
監 事 牧里 每治（関西学院大学名誉教授）  
委 員 西嶋 善親（元福祉局長 / 元大阪市社会福祉協議会 常務理事）  
顧 問 右田紀久恵（大阪府立大学 名誉教授）

## 奨励賞選考委員

- 座 長 白澤 政和（国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科教授）  
委 員 牧里 每治（関西学院大学名誉教授）  
委 員 西嶋 善親（元福祉局長 / 元大阪市社会福祉協議会 常務理事）  
委 員 岡田 進一（大阪公立大学大学院生活科学研究科教授）  
委 員 大阪市福祉局生活福祉部長  
委 員 大阪市社会福祉協議会常務理事

事務局 大阪市社会福祉研修・情報センター内  
〒 557-0024 大阪市西成区出城 2 - 5 - 20  
TEL 06 - 4392 - 8201

大阪市社会福祉研究 第47号 2024年12月

発行所 大阪市社会福祉研修・情報センター  
〔運営主体：社会福祉法人大阪市社会福祉協議会〕

〒557-0024 大阪市西成区出城 2-5-20

T E L (06) 4392 - 8201

<https://www.wel-osaka.com>

印刷所 あさひ高速印刷株式会社





# OSAKA – SHI SHAKAI FUKUSHI KENKYU

## (Studies on Osaka City's Social Welfare)

No.47

December, 2024

### [Preface]

- The Role of Community Welfare in Contemporary Society: How Daily Practices Become Essential in Times of Disaster  
.....Masami Nagaoka (1)

### [Articles and Practical Reports]

- Support and discipline  
～ An essay about case work in livelihood protection system ～  
..... Eiji Matsufuji (3)

- Living Conditions of Day Workers in Kamagasaki and Savings Policies for Self-Reliance from the Perspective of Osaka City Documents  
Keeping in Mind the Position and Role of Airin Bank  
..... Saori Kitano (17)

- The Use of Boccia to Promote the Well-being of the Community in Nishinari Ward  
..... Fugo Hashiguchi (33)

- The actual situation and significance for participants in care meetings of the Self-Reliance Support System for the Needy :  
Through qualitative analysis of participant surveys from care meetings in Nishiyodogawa, Osaka city  
..... Sho Ozato (41)  
Hidenori Suenaga / Yoshimi Kitagawa

- Prospects and Challenges for Multi-Agency Collaboration Toward a Regionally Convivial Society  
～ Initiatives to Improve the Comprehensive Consultation Support System in Osaka City ～  
..... Haruka Shiokawa (53)

- The Potential of Shared Accommodation-type Houses to Solve Problems Faced by Single Elderly Peoples  
～ Through Practice in the Airin Area ～  
..... Kaito Tabata (59)

- Efforts to provide ongoing support to elderly people with dementia at home from day care services and to help them move  
into facilities with peace of mind  
-Practice through the Environmental Support Guidelines PEAP Japan Version3-  
..... Akira kamei (67)

- The value of individualized Ryouiku<sup>(1)</sup>  
-Perspectives from occupational therapy, autonomic nervous system, and emotional support-  
..... Takehiro Yagishita (81)

- Practical Use of Szondi Test for Psychological Assessment in Child Guidance Center :  
Investigation of the Relationship with Intellectual Developmental Delay ..... Shishin Miura (93)

- Psychological assessment in relief facility  
..... Shohei Toyota (105)

- Essay : Arguments for encouraging rural living for young children living in big cities (Evacuation theory)  
..... Shinji Kuramitsu (117)

### [Report]

- Chicago Sister Cities International 2024 Social Services Conference  
..... Yu Tokumura (125)  
Yusuke Yano / Toshio Furumoto / Daigo Kobayashi / Tomohide Kitano / Kazuto Nishida

### [Appendix]

- Recruitment guidelines · Editorial committee establishment guidelines ·  
Posting regulations · Writing guidelines ..... (137)  
A list of Doushinkai Social Welfare Study Encouragement Prizes ..... (143)  
About Doushinkai ..... (148)

(1) 日本重症心身学会用語集には次のように記載されている。「治療、教育、保育などを総合的に表す言葉で、単一の英語では表しにくい。ある評議員からの意見：“療育”の英訳について日本が創り出した欧米にない概念を、欧米の言葉として表現することは出来ませんし、する必要もないと考えます。“療育”は“Ryouiku”として、その概念を英語の文章で説明すれば良いと考えます。その理解が行き渡れば、“Ryouiku”が世界用語になります。」本稿ではこれに倣って「Ryouiku」と表記した。  
([http://www.js-smid.org/docs/j41\\_3\\_word.pdf](http://www.js-smid.org/docs/j41_3_word.pdf))